

令和 3 年香美市議会定例会

## 3 月定例会議会議録

|    |     |     |       |   |   |
|----|-----|-----|-------|---|---|
| 令和 | 3 年 | 3 月 | 1 日   | 開 | 議 |
| 令和 | 3 年 | 3 月 | 2 4 日 | 散 | 会 |

香 美 市 議 会

令和 3 年 香 美 市 議 会 定 例 会

3 月 定 例 会 議 会 議 録 （ 第 1 号 ）

令和 3 年 3 月 1 日 月 曜 日

# 令和３年香美市議会定例会３月定例会議会議録（第１号）

招集年月日 令和３年３月１日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 ３月１日月曜日（審議期間第１日） 午後 １時３２分宣告

## 出席の議員

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| １番  | 萩野義和  | １１番 | 山崎晃子  |
| ２番  | 山口学   | １２番 | 濱田百合子 |
| ３番  | 舟谷千幸  | １３番 | 山崎龍太郎 |
| ４番  | 依光美代子 | １４番 | 大岸真弓  |
| ５番  | 笹岡優   | １５番 | 爲近初男  |
| ６番  | 森田雄介  | １６番 | 山本芳男  |
| ７番  | 久保和昭  | １７番 | 比与森光俊 |
| ８番  | 小松孝   | １８番 | 小松紀夫  |
| ９番  | 村田珠美  | １９番 | 甲藤邦廣  |
| １０番 | 島岡信彦  | ２０番 | 利根健二  |

## 欠席の議員

なし

## 説明のため会議に出席した者の職氏名

### 【市長部局】

|           |       |            |      |
|-----------|-------|------------|------|
| 市長        | 法光院晶一 | 建設課長       | 井上雅之 |
| 副市長       | 今田博明  | 農林課参事      | 澤田修一 |
| 総務課長      | 川田学   | 農林課長       | 川島進  |
| 企画財政課長    | 佐竹教人  | 商工観光課長     | 竹崎澄人 |
| 定住推進課長    | 中山繁美  | 環境上下水道課長   | 明石満雄 |
| 防災対策課長    | 一圓幹生  | 管財課長       | 和田雅充 |
| 税務収納課長    | 明石清美  | 会計管理者兼会計課長 | 萩野貴子 |
| 市民保険課長    | 植田佐智  | 《香北支所》     |      |
| 健康介護支援課参事 | 横山和彦  | 支所長        | 前田哲夫 |
| 健康介護支援課長  | 宗石こずゑ | 《物部支所》     |      |
| 福祉事務所長    | 中山泰仁  | 支所長        | 近藤浩伸 |

### 【教育委員会部局】

|      |      |          |       |
|------|------|----------|-------|
| 教育長  | 時久恵子 | 教育振興課長   | 公文薫   |
| 教育次長 | 秋月建樹 | 生涯学習振興課長 | 黍原美貴子 |

### 【消防部局】

|     |      |
|-----|------|
| 消防長 | 宮地義之 |
|-----|------|

### 【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

**職務のため会議に出席した者の職氏名**

議 会 事 務 局 長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 横 田 恵 子

議会事務局書記 大 和 正 明

**市長提出議案の題目**

- |     |      |                                                    |
|-----|------|----------------------------------------------------|
| 議案第 | 6 号  | 令和 3 年度香美市一般会計予算                                   |
| 議案第 | 7 号  | 令和 3 年度香美市簡易水道事業特別会計予算                             |
| 議案第 | 8 号  | 令和 3 年度香美市公共下水道事業特別会計予算                            |
| 議案第 | 9 号  | 令和 3 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算                      |
| 議案第 | 10 号 | 令和 3 年度香美市農業集落排水事業特別会計予算                           |
| 議案第 | 11 号 | 令和 3 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算                       |
| 議案第 | 12 号 | 令和 3 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算                       |
| 議案第 | 13 号 | 令和 3 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算                   |
| 議案第 | 14 号 | 令和 3 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算                            |
| 議案第 | 15 号 | 令和 3 年度香美市水道事業会計予算                                 |
| 議案第 | 16 号 | 令和 2 年度香美市一般会計補正予算（第 13 号）                         |
| 議案第 | 17 号 | 令和 2 年度香美市一般会計補正予算（第 14 号）                         |
| 議案第 | 18 号 | 令和 2 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）                    |
| 議案第 | 19 号 | 令和 2 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）                   |
| 議案第 | 20 号 | 令和 2 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）             |
| 議案第 | 21 号 | 令和 2 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）              |
| 議案第 | 22 号 | 令和 2 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）                   |
| 議案第 | 23 号 | 香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 24 号 | 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について                         |
| 議案第 | 25 号 | 香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について            |
| 議案第 | 26 号 | 香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について     |
| 議案第 | 27 号 | 香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について           |
| 議案第 | 28 号 | 香美市予防接種健康被害調査委員会条例の制定について                          |
| 議案第 | 29 号 | 香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計条例を廃止する条例の制定について               |

- 議案第 30号 香美市立大柵診療所の指定管理者の指定について
- 議案第 31号 香美市地域交流施設の指定管理者の指定について
- 議案第 32号 平山木工所の指定管理者の指定について
- 議案第 33号 美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定について
- 議案第 34号 香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定について
- 議案第 35号 香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について
- 議案第 36号 香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定について
- 議案第 37号 香美市楠目小学校第二児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 38号 香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定について
- 議案第 39号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
- 議案第 40号 大井平体験実習館の指定管理者の指定について
- 議案第 41号 香南香美地区障害者自立支援審査会共同設置規約の変更について

#### 議員提出議案の題目

なし

#### 議事日程

令和3年香美市議会定例会3月定例会議議事日程

(審議期間第1日目 日程第1号)

令和3年3月1日(月) 午後1時30分開議

日程第1 審議期間の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 産業建設常任委員会委員長の報告

3. 協働・参画調査研究特別委員会委員長の報告

4. 市長の報告

(1) 専決処分事項の報告について

報告第 1号 令和元年度土讃線土佐山田駅構内小学校前踏切拡幅・下水道管推進工事に係る協定の変更について

(2) 行政の報告及び提案理由の説明

日程第4 議案第 6号 令和3年度香美市一般会計予算

日程第5 議案第 7号 令和3年度香美市簡易水道事業特別会計予算

日程第6 議案第 8号 令和3年度香美市公共下水道事業特別会計予算

日程第7 議案第 9号 令和3年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

日程第8 議案第 10号 令和3年度香美市農業集落排水事業特別会計予算

|       |     |       |                                                    |
|-------|-----|-------|----------------------------------------------------|
| 日程第 9 | 議案第 | 1 1 号 | 令和 3 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算                       |
| 日程第10 | 議案第 | 1 2 号 | 令和 3 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算                       |
| 日程第11 | 議案第 | 1 3 号 | 令和 3 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算                   |
| 日程第12 | 議案第 | 1 4 号 | 令和 3 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算                            |
| 日程第13 | 議案第 | 1 5 号 | 令和 3 年度香美市水道事業会計予算                                 |
| 日程第14 | 議案第 | 1 6 号 | 令和 2 年度香美市一般会計補正予算（第 1 3 号）                        |
| 日程第15 | 議案第 | 1 7 号 | 令和 2 年度香美市一般会計補正予算（第 1 4 号）                        |
| 日程第16 | 議案第 | 1 8 号 | 令和 2 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）                    |
| 日程第17 | 議案第 | 1 9 号 | 令和 2 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）                   |
| 日程第18 | 議案第 | 2 0 号 | 令和 2 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）             |
| 日程第19 | 議案第 | 2 1 号 | 令和 2 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）              |
| 日程第20 | 議案第 | 2 2 号 | 令和 2 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）                   |
| 日程第21 | 議案第 | 2 3 号 | 香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第22 | 議案第 | 2 4 号 | 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について                         |
| 日程第23 | 議案第 | 2 5 号 | 香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について            |
| 日程第24 | 議案第 | 2 6 号 | 香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について     |
| 日程第25 | 議案第 | 2 7 号 | 香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について           |
| 日程第26 | 議案第 | 2 8 号 | 香美市予防接種健康被害調査委員会条例の制定について                          |
| 日程第27 | 議案第 | 2 9 号 | 香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計条例を廃止する条例の制定について               |
| 日程第28 | 議案第 | 3 0 号 | 香美市立大栃診療所の指定管理者の指定について                             |
| 日程第29 | 議案第 | 3 1 号 | 香美市地域交流施設の指定管理者の指定について                             |
| 日程第30 | 議案第 | 3 2 号 | 平山木工所の指定管理者の指定について                                 |
| 日程第31 | 議案第 | 3 3 号 | 美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定について                         |
| 日程第32 | 議案第 | 3 4 号 | 香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定について                           |
| 日程第33 | 議案第 | 3 5 号 | 香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について                         |
| 日程第34 | 議案第 | 3 6 号 | 香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定について                           |

- 日程第35 議案第 37号 香美市楠目小学校第二児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第 38号 香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第 39号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第 40号 大井平体験実習館の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第 41号 香南香美地区障害者自立支援審査会共同設置規約の変更に  
ついて

#### 会議録署名議員

12番、濱田百合子君、13番、山崎龍太郎君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

## 議事の経過

(午後 1 時 3 2 分 開会 開議)

○議長（利根健二君） ただいまの出席議員は 20 人です。定足数に達していますので、これから令和 3 年香美市議会定例会 3 月定例会議を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位、執行部の皆様におかれましては、年度末を控え、公私ともに多忙の折、3 月定例会議に御出席いただきまして誠にありがとうございます。まだまだ肌寒さを感じる日ではありますが、梅の花が咲き、ツクシが芽吹くなど、日増しに春の気配を感じるようになってまいりました。春は、風景・食材などにとってもエネルギーを感じる季節であります。背筋を伸ばして元気に過ごしていきたいと思えます。

高知県におきましては、新型コロナウイルス感染症が一定抑えられてきたと感じるところではございますが、消毒・マスク・3 密を避けるなどの予防は、今後も気を緩めることなく着実な対応をしていく必要があります。また、順次ワクチンの接種が始まります。執行部としましては、準備から実施までいろいろと気を遣うところが多いと思いますが、対応をよろしくお願いいたします。そして、感染症の少しでも早い終息を願うものです。

さて、3 月定例会議に市長から提出されています議案は、令和 3 年度香美市一般会計予算を含む 36 件、ほか報告 1 件がございます。議員各位におかれましては、慎重な審査と審議の上、それぞれの議案に対し、適切な議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。また、議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に格段の御協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第 1、審議期間の決定を議題といたします。

本件につきましては、2 月 24 日の議会運営委員会で協議をいただいています。

協議につきましては、議会運営委員会委員長、比与森光俊君から協議結果報告書が提出されていますので、御覧いただきたいと思います。

お諮りします。今期定例会議の審議期間は、委員長報告のとおり本日から 3 月 24 日までの 24 日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、審議期間は本日から 3 月 24 日までの 24 日間と決定いたしました。

なお、審議期間の会議の予定につきましては、お手元にお配りしてあります予定表のとおりです。

【審議期間予定表 巻末に掲載】

日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。



会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、３月定例会議を通じて、１２番、濱田百合子さん、１３番、山崎龍太郎君を指名いたします。両名はよろしく願いいたします。

日程第３、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

令和２年香美市議会定例会１２月定例会議において可決いたしました、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について、伝統的工芸品産業支援補助金の対象経費拡大と事務の迅速化を求める意見書の提出について、国の「持続化給付金」の制度継続を求める意見書の提出について、介護報酬の引き上げ、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険制度の抜本改革を求める意見書の提出について、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書の提出について、以上は、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣へそれぞれ送付いたしました。

次に、市長から地方自治法第１８０条の規定による専決処分について、報告第１号のとおり報告がありました。

次に、監査委員から例月現金出納検査及び定期監査の結果について報告書が提出されています。

その他、報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりです。

次に、産業建設常任委員会の協議の推移・進捗状況等について、委員長から報告書が提出されています。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続きまして、協働・参画調査研究特別委員会の協議の推移・進捗状況等について、委員長から報告書が提出されています。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第４、議案第６号、令和３年度香美市一般会計予算から日程第３９、議案第４１号、香南香美地区障害者自立支援審査会共同設置規約の変更について、以上３６件を一括議題といたします。

行政の報告及び議案第６号から議案第４１号までの提案理由説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 令和３年香美市議会定例会３月定例会議開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議会の皆様方の御配慮を賜りまして、本日午前中、県立山田高校の卒業式に出席させていただきました。コロナ対策ということで、出席者につきましては御家族の１人のみと、あるいは来賓も限られた数ということで心配をいたしておりましたが、立派

な卒業式であったと大変うれしく思っております。全日制・定時制のそれぞれの答辞がありまして、成長の跡がよく分かる、すばらしい感動的な答辞でありました。そのことを皆様方にまずお伝えをしておきたいと思えます。ありがとうございました。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、このところ落ち着きを見せておりまして、緊急事態宣言の解除を求める声も高まる中、本日六つの府・県の宣言が解除されました。しかし、気を緩めると再び感染拡大する可能性もありますので、あくまでも慎重に対応していただきたいと、また必要な感染対策は守ってほしいと思っております。

コロナワクチン接種につきましては、医療従事者等の先行接種、優先接種に続いて、いよいよ４月から６５歳以上の高齢者接種が始まります。市民の皆さんが混乱なくスムーズに接種を受けられるようにしなければなりません。そのため、香美市では急な人事異動なども行い、接種に関する準備を鋭意進めているところです。接種については、集団と個別がありますが、本市の実情からして、集団接種が中心になろうかと考えています。集団接種会場については、３密にならない対策や送迎など、最大の配慮が必要かと考えています。また、限られた人材の活用、経費の抑制、ワクチン供給状況がまだはつきりしていないこともございます。そうしたことを諸々考えますと、結果的には会場となります施設機能については、あらかじめ広く押さえること、また長期に使うことは避けられないと考えています。そうなりますと、施設管理者をはじめ、施設関係の皆様、施設を利用される皆様に、広く大変御迷惑をおかけすることとなります。大変心苦しく、申し訳なく思うところでもありますけれども、市民の皆様の健康と生命に関することですので、何とぞ格段の御理解、御協力を賜りたいと考えています。議会の皆様方にもどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、諸般の報告、各課関連の行政報告を申し上げます。

まず初めに、定住推進課でございます。

１、社会増減数の実績について、総務省による令和２年の人口移動報告によると、香美市の転入超過数は１１２人で、高知県１位、四国では６位の増加数となりました。令和元年は１１３人の転入超過で四国で３位、平成３０年は２１０人の転入超過で四国１位でした。これは、ＮＰＯ法人いなかみと連携した移住施策の効果が現れていることと同時に、当市の子育てや教育施策、あけぼの街道の開通による利便性の向上、防災上の立地的な魅力などが関係しているのではないかと考えております。今後とも、市の魅力発信や相談対応のさらなる充実を図りながら、移住定住の促進に努めてまいります。

２、高知県清流保全パートナーズ協定による寄附について、高知県の清流保全活動を協働で進めることを目的とし、物部川流域３市で構成される「物部川流域ふるさと交流推進協議会」と「高知県」と「民間企業」との３者で高知県清流保全パートナーズ協定を結んでおり、寄附金を頂いています。昨年度までに民間企業の「株式会社伊藤園」と「株式会社あさの」の２社と協定を結んでいますが、本年度新たに「株式会社土佐山田ショッピングセンター」と協定を結ぶことになり、１月１９日に協定締結式を高知県庁

で行いました。寄附金につきましては、今後も物部川の環境学習や流域住民の交流事業、環境保全活動などに役立てていく予定です。

3、ふるさと納税について、令和2年度ふるさと納税は、1月31日現在で、寄附件数1万5,076件、寄附金額1億9,179万1,000円となっております。令和2年7月に、総務省基準どおりに返礼品寄附金額を見直したところ、返礼品寄附金額が上昇したことにより、前年度同時期の80%に寄附金額が落ち込みました。しかしながら、寄附受付ポータルサイトを本年12月から1社追加し、来年度も順次ポータルサイトの追加や、企業版ふるさと納税にも参入する予定となっております。現在の香美市登録事業者は、44社・返礼品214品となっており、今後とも登録事業者の新規開拓及び返礼品の充実に力を入れて、寄附金額の増加に努めてまいります。

健康介護支援課です。

1、新型コロナウイルスワクチン接種体制について、新型コロナウイルスワクチン接種については、順次接種ができるよう3月に香美市の65歳以上の高齢者に接種券を送付する予定です。4月以降には接種が開始できるよう現在、医師会等関係機関と連携を取りながら、体制の確立に努めています。

福祉事務所。

1、秦山ふれあいセンターの火災について、1月15日午前2時頃、秦山ふれあいセンターで火災が発生しました。懸命の消火活動の結果、午前3時30分に鎮火し、幸いにも付近への延焼はなく、けが人もありませんでした。御心配をおかけした近隣住民の皆様におわびいたしますとともに、迅速な消火に努めていただいた消防関係者の皆様に、感謝申し上げます。出火の原因につきましては、現在も調査が続いております。被災した建物の全体が、使用不能の状態となっており、解体・撤去を急ぐこととしております。

農林課。

1、鳥獣対策事業について、香美市猟友会の皆様に御協力をいただき実施している有害鳥獣の捕獲数は、1月末時点でシカ1,178頭、イノシシ357頭、サル38頭です。3月には、白髪山付近で1回、捕獲作業を予定しております。

2、香美市持続化給付金(農林業者版)について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている農林業者を対象に、6月から受付を開始した香美市持続化給付金につきましては、本年1月29日で受付を終了しました。申請数は23件、予算執行額は460万円でした。

3、木材住宅支援事業について、1月末時点で14件の申請があり、補助金額は1,047万5,000円でした。さらに6件の申請予定があり、本年度の補助金合計は1,770万8,000円となる見込みです。昨年度は消費税の増税前に申請数が増加したことに比し、本年度はコロナ禍などの影響もあり、住宅着工戸数も減少しており、申請件数は減少の見込みです。

4、未来の森づくり委員会について、委員会は6月、10月、2月の3回開催し、専

門部会である「森づくり」「担い手対策」「市産材活用」の各部会は合同開催も含めて3回、「普及・PR部会」は13回、部会長会で3回の協議を行い、森林環境譲与税を活用した事業について意見や提案をいただきました。また、「かみんぐk i d s木の学校」のプレ開催や災害復旧と大工職の役割についての講演会を実施しました。次年度においては第1期の最終年度となりますので、引き続き森林環境譲与税の活用について意見や提案をいただきながら、森づくり構想の最終案作成や活動報告等を予定しています。

5、東京2020オリンピック・パラリンピック返却木材の活用について、昨年度、東京2020オリンピック・パラリンピックの「選手村ビレッジプラザ」に提供した香美市産材が、令和4年の2月頃に返却される予定です。返却されるCLTについては、現在建設中の新図書館及びセレネ前広場の屋外ステージでの活用を検討しています。

農業委員会。

1、農地法等による申請について、令和2年1月から12月までに審査した件数は、売買申請55件、転用申請37件、貸借申請198件、非農地申請45件、贈与9件でした。

商工観光課。

1、香美市持続化給付金について、新型コロナウイルス感染症で大きな影響を受けている事業者を対象に、昨年6月から受付開始の香美市持続化給付金につきましては、1月29日で事業受付を終了し、2月9日現在の申請数は65件、予算執行予定額は1,848万1,000円となっています。

2、香美市事業者応援補助金について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた市内事業者を対象に、昨年10月から受付を開始しました香美市事業者応援補助金につきましては、昨年12月9日付で予算額に達したため申請を終了しました。現在の交付決定数は86件、交付決定額は2,972万9,000円となっています。

3、香美市地域電子マネーカード発行事業について、地域電子マネーカードの名称及びデザインを市内の小学生5・6年生及び中学生から募集し、名称は「k a m i c a（カミカ）」に決定しました。3月から市民の方へゆうパックでの郵送を開始し、4月20日から利用を開始します。また、利用開始日に全市民に1万円分の電子マネーを付与します。

建設課。

1、土木工事関係について、本年度計画のがけくずれ住家防災対策事業11件のうち4件については年度内完成予定で、7件については入札等不調・不落もあり繰越しとなりました。本年度発生した農林業施設及び公共土木施設災害復旧事業は、12月末までに国の査定が終了しました。査定後、緊急順位の高い箇所から事業を実施していますが、一昨年・昨年度発生の災害復旧事業も残っており、繰越し事業や過年度事業としての対応も考慮し、早期完了を目指します。また、市道・林道等の道路整備については、現在年度内完成に向け施工中ですが、一部繰越しも視野に入れての事業計画を行っていきます。

2、香美市都市計画マスタープラン策定について、委員をはじめ関係者の皆様に議論を重ねていただき策定しました。今後本市の課題等を加味し、同時に実現していくことが、「まちの発展」につながると確信していますので、今後も御理解、御協力をお願いします。都市計画道路新町西町線「土讃線土佐山田駅構内小学校前踏切拡幅・下水道管推進工事」は、下水道管推進において、一部変更となりましたがＪＲより引渡しを受けました。

3、地籍調査業務について、土佐山田町角茂谷、物部町五王堂の各一部、及び再調査地区の物部町大栃、仙頭の各一部において初年度事業が３月中旬に完了の見込みです。

4、物部川水系流域治水について、気候変動による水災害の脅威に備え、「何としても住民の生命を守る」という観点から、国・県・流域自治体など関係機関が連携して取り組むべき対策が、「物部川水系流域治水プロジェクト」として、年度内取りまとめの予定です。次年度以降、本市においても、流域治水対策の取組が着実に実行できるよう、関係機関と協力しながら、「物部川水系流域治水プロジェクト」のフォローアップ、ソフト対策とハード対策の両面について、取り組んでいかなければならないと考えています。

5、高知東部自動車道高知南国道路が開通について、２月２７日に高知東部自動車道高知南国道路が開通となりました。渋滞緩和による安全性の向上及び救急・緊急輸送ネットワークの強化などが見込まれ、併せ物流等の効率化によりコロナ禍における地域経済の下支えが図れます。当市において、今後インターチェンジへのアクセスを課題とした、広域道路整備等を検討しなければなりません。

教育振興課。

1、香美市立大宮小学校の国際バカロレア教育の認定について、香美市立大宮小学校で平成２８年度から取り組んできました国際バカロレア教育の初等教育プログラムにつきまして、令和３年１月１３日付で、国際バカロレア機構から正式に認定校として認定されました。日本の公立小学校としては初の認定校であり、各方面から注目されています。今後は、香北中学校が令和５年度の認定を目標に取組を進めており、ＩＢ教育で９年間をつなぐ一貫教育を目指します。併せて、両校が、授業研修会等を積極的に開催し、学習指導要領の好事例の教育実践を香美市内の学校へ広げていきます。

生涯学習振興課。

1、成人式について、令和２年度成人式は、香美市成人式実行委員会で協議した結果、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止としました。なお、新型コロナウイルスの収束時期を見計らい、教育委員会が主体となり集いの場を設けるよう計画しています。

消防課。

1、令和２年の火災、救急及び救助出動件数等について、昨年は、火災件数１３件、損害額２，６８２万３，０００円、救急出動件数１，５３５件、救助出動件数１５件でし

た。詳しくは、表に掲げてございますので、御参照ください。

2、消防車両の更新、配備について、平成24年から使用していた消防本部の災害対応特殊救急自動車を令和2年12月に更新、配備しました。

それでは、次に、施政方針でございます。

施政方針。

日本経済について政府は、令和3年1月18日閣議決定の「令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」の中で、海外経済の減速等を背景に外需が弱いものの、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかに回復しているとしています。令和2年度については、災害からの復旧・復興と安全・安心の確保、経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援、未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上を柱とし策定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に基づき、機動的かつ万全の対策を講じ、当面の需要喚起にとどまらず、民需主導の持続的な経済成長の実現につなげていくとし、実質GDP成長率0.9%程度と予測しております。

一方、地方財政では令和3年度地方財政計画の中で地方団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、地域社会のデジタル化や防災・減災、国土強靱化、地方創生の推進、地域社会の維持・再生等に対するために必要な経費を計上するとし、また、歳入面においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中、令和2年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講ずることとしています。

こうした国の経済動向や地方財政措置の下、令和3年度予算も限られた財源の中で国や県の補助事業を有効に活用しながら、市民グラウンド改修工事や新図書館建設工事などの文化・教育環境整備を図る事業のほか、地域に根差した産業の育成、少子・高齢化対策を含めた地域福祉施策の充実に係る事業などに取り組み、また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業や感染拡大により縮小した地域経済を活性化させる事業にも取り組むことで、本市の将来都市像である「美しく豊かな自然に育まれ、共に支えあう進化する自然共生文化都市・香美市」の実現を目指して取り組んでいきます。

令和3年度一般会計予算規模でございます。

令和3年度の歳入・歳出予算総額は185億2,000万円で前年度185億3,500万円と比べて、1,500万円、0.1%の減となっています。

歳入では、市税で市民税が前年度比11.9%減、固定資産税が前年度比1.7%減、軽自動車税が前年度比1.8%増、たばこ税が前年度比11.7%減、入湯税が前年度比30.7%減、地方譲与税は前年度比1.5%の減、利子割交付金は前年度比5.6%の増、配当割交付金は前年度比9.7%減、株式等譲渡所得割交付金は前年度比62.0%の増、法人事業税交付金は前年度比77.9%の増、地方消費税交付金は前年度比

１．０％の減、ゴルフ場利用税交付金は前年度比４．７％の増、環境性能割交付金は前年度比４．６％の増、地方特例交付金は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金などの増により前年度比１１７．７％の増となっています。

また普通交付税は地方財政計画による財源の伸び等を考慮し６１億２，０００万円を計上しています。

繰入金については、歳入不足を補うための財政調整基金繰入金９億５，２９２万９，０００円を計上し、基金繰入金の総額が１０億９，２７９万２，０００円となっています。

市債については、交付税の振替財源としての臨時財政対策債が５億２６万８，０００円となっており、庁舎改良事業、児童福祉施設整備事業、生涯学習施設整備事業等に伴う旧合併特例事業債５億２，３６０万円、義務教育施設整備事業や道路新設改良事業、林道整備事業に伴う過疎対策事業債７億３，６６０万円、過疎対策事業債（ソフト分）１億４，４９０万円、消防防災施設整備事業に伴う緊急防災・減災事業債１億５，３５０万円等により、総額で２１億９，２９６万８，０００円となっています。

歳出では、性質別に大別すると義務的経費が８１億２，５３１万２，０００円、投資的経費が２５億３，７１６万６，０００円、その他の経費７８億５，７５２万２，０００円となっています。また、総予算に占める割合は義務的経費が４３．９％、投資的経費が１３．６％、その他経費が４２．５％となっています。

以上、令和３年度一般会計予算案の説明を終わります。

続きまして、今期定例会に上程します議案について、提案及び説明を申し上げます。

報告第１号、専決処分事項の報告について、令和元年度土讃線土佐山田駅構内小学校前踏切拡幅・下水道管推進工事に係る協定の変更についてです。

議案第６号は、令和３年度香美市一般会計予算です。

議案第７号は、令和３年度香美市簡易水道事業特別会計予算です。

議案第８号は、令和３年度香美市公共下水道事業特別会計予算です。

議案第９号は、令和３年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算です。

議案第１０号は、令和３年度香美市農業集落排水事業特別会計予算です。

議案第１１号は、令和３年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算です。

議案第１２号は、令和３年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算です。

議案第１３号は、令和３年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算です。

議案第１４号は、令和３年度香美市後期高齢者医療特別会計予算です。

議案第１５号は、令和３年度香美市水道事業会計予算です。

議案第１６号は、令和２年度香美市一般会計補正予算（第１３号）です。

議案第１７号は、令和２年度香美市一般会計補正予算（第１４号）です。

議案第１８号は、令和２年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）です。

議案第１９号は、令和２年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）です。

議案第 20 号は、令和 2 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）です。

議案第 21 号は、令和 2 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）です。

議案第 22 号は、令和 2 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）です。

議案第 23 号は、香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 24 号は、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 25 号は、香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 26 号は、香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 27 号は、香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 28 号は、香美市予防接種健康被害調査委員会条例の制定についてです。

議案第 29 号は、香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計条例を廃止する条例の制定についてです。

議案第 30 号は、香美市立大栃診療所の指定管理者の指定についてです。

議案第 31 号は、香美市地域交流施設の指定管理者の指定についてです。

議案第 32 号は、平山木工所の指定管理者の指定についてです。

議案第 33 号は、美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定についてです。

議案第 34 号は、香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定についてです。

議案第 35 号は、香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定についてです。

議案第 36 号は、香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定についてです。

議案第 37 号は、香美市楠目小学校第二児童クラブの指定管理者の指定についてです。

議案第 38 号は、香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定についてです。

議案第 39 号は、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定についてです。

議案第 40 号は、大井平体験実習館の指定管理者の指定についてです。

議案第 41 号は、香南香美地区障害者自立支援審査会共同設置規約の変更についてです。

以上、令和 3 年度香美市一般会計予算など、報告 1 件、議案 36 件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましては、議案細部説明書を御参照ください。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（利根健二君）                      これで市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

これから、報告第 1 号、専決処分事項の報告について、令和元年度土讃線土佐山田駅



構内小学校前踏切拡幅・下水道管推進工事に係る協定の変更についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。以上で、報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。先ほどの議会運営委員会の協議結果報告書のとおり、議案第16号につきましては、本日、他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これから、日程第14、議案第16号、令和2年度香美市一般会計補正予算（第13号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 議案第16号、令和2年度香美市一般会計補正予算（第13号）について説明いたします。

令和2年度香美市一般会計補正予算（第13号）、令和2年度香美市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億4,538万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ234億7,878万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和3年3月1日提出、香美市長 法光院晶一

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等に関する事業費の補正のほか、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を行うものでございます。なお、第1表、歳入歳出予算補正3ページから9ページまでと、歳入歳出補正予算事項別明細書13ページから15ページまでと、款項目節の内訳16ページから25ページまでにつきましては、議案細部説明書の中で概要をお示ししておりますので御参照ください。

次に、10ページの第2表、繰越明許費補正につきましては、10件の事業について補正し、総額を10億7,969万1,000円といたしました。

続きまして、11ページの第3表、債務負担行為補正につきましては、聖火リレー関連事業を150万円計上しております。

次に、12ページの第4表、地方債補正につきましては、2項目について変更し、限度額を24億5,945万7,000円といたしました。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（利根健二君） 補足説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 議案書の17ページ、それから、細部説明書は172ページの雑入の追加についてですが、持続化給付金事業の返還金の追加となっておりますが、この返還金が発生した理由と件数をお聞きします。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えいたします。

市の持続化給付金を給付後に、国の持続化給付金を受けたという申出がありましたため返還を受けたものです。4人です。20万円掛ける4人分ということになります。

以上です。

○議長（利根健二君） ほかにありませんか。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 持続化給付金返還金ですけれども、これはもともと国のお金で入ってきておると思います。80万円が返ったということは、市のお金に入ったことになるのでしょうか。そこら辺はちゃんと国のほうに返るのか、市に残るのか、ちょっと確認をお願いします。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 返ってきました4人分、80万円は市のお金ということになります。

以上です。

○議長（利根健二君） ほかにありませんか。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 同じ議案書17ページに、市債の減収補填債があります。これは今回新たにというか、既にあったものをちょっと拡充するという事で報道もあったところですが、特例で新たに7税目が追加されて、3,042万9,000円を新たに市が借金したということになっていると思います。これは今年度に国のほうから交付税措置をされることになっておるんですけれども、この返し方、交付税措置になると、特にいわゆる色がついているわけじゃないというような言い方をしますけれども、ちゃんと入ってきた分が、そのまま返るような仕組みになっているのかどうかの確認をお願い

いたします。

○議長（利根健二君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） おっしゃるとおり、交付税措置がなされるということでございます。充当率は減額幅に応じて100%予算化をしておりますが、交付税措置されるのは75%から、一部では100%のものもございます。

以上です。

○議長（利根健二君） ほかにありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 議案書16ページで、上の12節にあります1億5,305万円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減額で、減ったのは超高速ブロードバンドの関係だと思うんですね。ただ、議案細部説明書の171ページに福祉避難所設備等事業と書いちゃうけど、もともとブロードバンドがこういう名称になっておったんですかね。

それで教えていただきたいのは、1億5,305万円はブロードバンド関係等に特化した臨時交付金で、他の臨時交付金と区別されておったと思うんですね。ですから、今回の補正予算等でやられている中で、国の第1次補正、第2次補正の関係と、同じ臨時交付金との違いを示してもらえないかなと。また、使う名目が決まっている臨時交付金と、市の裁量でやる臨時交付金がありますね、この間持続化給付金でもやった、その区別がちょっとこの中でつきませんので、それをちょっと示していただけないかなと。

○議長（利根健二君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） おっしゃるとおり、議案細部説明書にはそのように書かれていますが、ちょっと言葉足らずで、主に超高速ブロードバンド整備事業の減といったものは、こちらの中に反映しております。総務費の国庫補助金中にある新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、国補助対象分ということで掲げております。一般のものではなくて、あくまで国庫補助対象分ということで記載させていただいております。議案細部説明書のほうは、ちょっと表現がごく一部ということになって申し訳ございませんでした。

○議長（利根健二君） ほかにありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 議案書は19ページです。

企画費ですけれども、指定管理者支援金が49万8,000円の減額補正となっております。議案細部説明書を見てみましたら、ほんと平山の指定管理者が支給要件に達しないための減額となっておりますが、どういうふうに達しなかったのか、何が足りなかったのか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

この指定管理者支援金４９万８，０００円の減額でございますが、この香美市指定管理者支援金の概要といたしまして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、厳しい経営状況に置かれております指定管理者に対して、予算の範囲内で支援金を支給することで、指定管理者施設の管理維持体制の持続化と円滑な管理運営を図ることを目的としておりますが、この交付対象者の要件というのが、令和２年４月から１２月までの期間において、当該指定管理業務に係る収支の合計が赤字であるものということでございまして、残念ながら、ほんと平山は歳入のほうに国の支援金、県の支援金、また雇用調整助成金など、３４０万円ほどの歳入がございまして、その分も含めておりますので、４月から１２月の分が黒字で、１２月のまだ支払いをしていない分も合わせましても、８０万円ぐらいの黒字になるということで、この支援金に合致してなかったのが減額になっております。

以上です。

○議長（利根健二君）           ほかにありませんか。

１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）           議案書の２３ページです。

１０款、教育費、１９節、扶助費の高等学校等奨学金が２７６万円、これ全額だと思うんですけど減額されております。前回の説明のときに、高等学校等奨学金ですので、高校生１０人と大学・短大とお聞きしておりましたけれども、広報とホームページで市民の方にお知らせするということでしたが、申請しなければもちろん来ないんだと思うので、その広報の仕方が果たして、広報に出しただけとか、だからもうちょっと方法があったのではないかと、１件も申請がなかったのか、そのあたりのちょっと工夫が足りなかったのじゃないかなという懸念もするんですが、そのあたりの見解をお伺いします。

○議長（利根健二君）           教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君）           御質問にお答えいたします。

まず、広報が足りなかったということにつきましては、広報香美の１１月号、それと１２月号にも表の形で載せておりますし、ホームページ等にも載せさせていただきました。コロナ禍の対応をいろいろとしている中で、ほかの広報はなかったのかという御質問ですけれども、なかなか手が回らなかったこともあって、大変申し訳ないところではございます。ただ、これを基に申請をしてきた方は１件いらっしゃいましたが、該当にならなかったのが交付はさせていただいておりません。期限以降実績がありませんでしたので、ここで減額をさせていただいております。

以上です。

○議長（利根健二君）           ほかにありませんか。

１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）           同じ２３ページでお聞きいたします。

教育費の中の工事請負費で、議案細部説明書１８５ページによりますと、空調・換気

等の感染症対策のための追加事業ということですが、これは中学校費のほうにもあるんですけれども、これの中身についてお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

きちんとした数字が今、ちょっと手元になくて申し訳ありませんが、交付金の関係で以前の補正のときに空調とか換気等を計上させていただいておったんですけど、そのときに見込んでいた金額よりも、設計等で算定いたしますとちょっと増額になりましたので、その分をここに計上させていただいております。

以上です。

○議長（利根健二君） ほかにありませんか。

5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 議案書 22 ページ、議案細部説明書では 184 ページで、4 目の観光費の中のおもてなし旅館ホテル等環境整備緊急支援事業の関係等で多額の減額なんですけど、もし可能であれば、この上にあります香美市観光プレミアムチケット事業費補助金から含めて、上の全部の実績も示していただければ。特に、この旅館関係は何件あって、実際どういう形になったのかなど。ほとんど使われていない認識なんです。ちょっと説明をお願いします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

まず、おもてなし旅館ホテル等環境整備緊急支援事業でございます。予算は当初 9 件を見越しておりました。実際のところ申請をしてくださったのが 4 件でございます、5 件分を減額させていただいております。今のところ、交付申請の準備をしているということをお伺いしまして、準備が整いまして、事業を実施するのはもう新年度になってからと聞いております。

それから、香美市観光プレミアムチケット事業費補助金のほうでございますが、チケットの販売につきましては大好評で完売となっておりますが、実際のところ年末年始のコロナウイルス感染拡大の影響もあって、チケット利用の出だしが鈍いというふうにお伺いしております。そういったことで、購入していただけるのが令和 3 年 5 月までと考えておりますので、次年度への繰越しも今回させていただいております。

以上です。

○議長（利根健二君） ほかに。

13 番、山崎龍太郎君。

○13 番（山崎龍太郎君） 同じページの上の電子マネーチャージ負担金 1 億 3,000 万円の追加とありますけれども、議案細部説明書でも電子マネーチャージ負担金 1 億 3,000 万円ということで、市長の諸般の報告では、利用開始日には全市民に 1 万円の電子マネーを付与するということですが、あとの 5,000 円分が議決された場合、

どのような方法になっていくのかお尋ねします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

まず、4月20日運用開始ということで、その日に最初の1万円をチャージいたします。その1万円分につきましては、夏までを利用期間というふうに考えておりまして、今回議決をいただきましたら、この追加の1億3,000万円につきましては、秋頃のチャージを予定しております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 当初の1万円分は夏までの利用期間ということで、使われなかった場合はどうなるのか。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） これは財源が国費ですので、残った分は実績で返すということになります。実績というか、失効になります。今の予定では8月末までを利用期間というふうに考えておりますが、その時点でポイントがなくなると、マネーがないなるということです。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ということは、1万円分のうち5,000円使ったと、そしたら、5,000円は残ってるけど、8月末までに使い切らざったら知らん間に消えることになるということは、かなり周知が大切だと思います。そのことを踏まえて見解を求めます。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） おっしゃるとおりでして、周知は繰り返ししていく予定であります。

○議長（利根健二君） ほかにありませんか。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 関連です。

同じく電子マネーなんですけれども、市長の報告でもありましたが、3月には一応手元に届いてチャージは4月20日ということですが、いつの時点で住民の皆さんに届くのか。3月、4月といえは住所の異動が多い時期かとは思いますが、そこら辺の予定の確認をお願いします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 今、2月初旬のデータでもってカードの作り込みをしております。そのカードがもう来週には納入してきますので、その後の異動なんかは手作業で行いまして、3月22日の予定で皆さんに発送開始というふうに考えておりまして、そこまでの間で分かった異動については手作業で異動をかけて、4月20日の運

用ということになってます。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 考えられるのは、出ていく人と、それからまた特に入ってくる人、例えば、高知工科大学に入学して香美市に来るような方が対象になるのかどうか、4月の時点で住民票をもし移した場合は対象になるのかどうか、そこら辺をもうちょっと詳しくお願いしていいですか。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 対象にはなっていないです。4月20日運用開始で、チャージも20日の時点で住民基本台帳に登録されている方がチャージ対象者になるんですけれども、それ以降で生まれた方、異動された方についても、時間のちょっとずれはあるでしょうけれども、カードは送られていきます。

○議長（利根健二君） ほかにありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 議案書24ページでお聞きいたします。

教育振興費の18節ですけれども、修学旅行キャンセル料等助成金ですが、小学校のほうは予算がそのまま減額となっているんですけれども、中学校のほうはちょっと差額があるがですけれども、ひょっと何かほかのことに使ったのか、ほかというか、修学旅行の代替えとして何かに使ったのか、そのあたりの説明をお願いします。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

この分につきましては、コロナ等の対応でキャンセルになった分を補助させていただくものですので、1校、大栃中学校が3月を予定しておりましたが、1月の段階でコロナが大変はやっておりましたので、保護者と協議をしてキャンセルしたということで、そこに生じましたキャンセル料を補助したものです。それ以外の学校につきましてはキャンセルがありませんでしたので、その分の減額をさせていただきました。

以上です。

○議長（利根健二君） ほかに質疑はありませんか。

12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 修学旅行の関連で、議案書23ページの小学校の分は、コロナでの修学旅行キャンセル料等助成金が減額になっているんですけれども、小学校7校ありますよね、これは、6年生の修学旅行は今年はどこにも行かなかったのか、コロナ関連でのキャンセルはなかったのか、行ったということか、ちょっとそのあたりをお願いします。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

コロナ関係で延期をしたりとかはありましたけれども、それについてのキャンセルが

発生しませんでしたので、今回7校、計画をしていたところにつきましては予定どおりにできるということで、1校はまだこれから3月初旬に出発する学校もありますが、そこも行ける見込みであります。

以上です。

○議長（利根健二君） ほかに質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 先ほどおもてなし旅館ホテル等環境整備緊急支援事業の関係と、県の臨時交付金を財源として使っていますよね。これでやったら1億円返すことになるわけですよね、1億2,000万円のうち、1億円は県に返さんといかん。まあ、返さんといかんと言えば言葉が悪いかもしれませんが。ですから、今後も含めて要望等も上げれる条件ってあるんですかね、9件中4件やから使い勝手というかね。まだコロナの関係は長期化します。次にまた補正が国からありますので、ぜひちょっとここは意見として上げていったらね。お風呂を各部屋に造るとかいう形やったんですよね、当初の計画は。なかなかその利用勝手が悪かったのかなということも含めて、ちょっと総括して反映させる必要があるんじゃないかということですがどうでしょうか。その意見聞いてます？9件の予定やったけど4件しか、5件が上がらなかったことを含めて。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 私のほうからは、事業所の方々の計画と申請していた経過について、ちょっと分かっている範囲で説明しますが、予算を立てるに当たっては、香美市に関係する宿泊関係事業者に意見を聴いて、手を挙げていただいたところで予算化をしたと。そういったところを集約して、県下で何件いたかっていうのは私もちょっと定かではないですけども、その中で県が予算化していったんだと思います。ですので、どれぐらいの事業規模の中で県の予算がどれくらいついたかっていうたら、ちょっとちっちゃいと思うんですけども、そういった仕組みがあった後に、香美市としては9件の中で申請された4件以外の5件の方々については、申請するに当たって計画づくりであるといった事務作業なんかが、結構複雑なところもあったかと思われます。そういったところで実際的には4件の申請だったというふうに聞いています。

○議長（利根健二君） ほかにありませんか。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第16号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、議案第16号は原案のとおり



可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は３月９日午前９時に開きます。

本日はこれで終了いたします。

(午後 ２時４６分 散会)

地方自治法第１２３条第２項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 3 年 香 美 市 議 会 定 例 会

3 月 定 例 会 議 会 議 録 （ 第 2 号 ）

令 和 3 年 3 月 9 日 火 曜 日

令和３年香美市議会定例会３月定例会議会議録（第２号）

招集年月日 令和３年３月１日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 ３月９日火曜日（審議期間第９日） 午前 ９時００分宣告

出席の議員

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| １番  | 萩野義和  | １２番 | 濱田百合子 |
| ２番  | 山口学   | １３番 | 山崎龍太郎 |
| ３番  | 舟谷千幸  | １４番 | 大岸真弓  |
| ４番  | 依光美代子 | １５番 | 爲近初男  |
| ５番  | 笹岡優   | １６番 | 山本芳男  |
| ６番  | 森田雄介  | １７番 | 比与森光俊 |
| ７番  | 久保和昭  | １８番 | 小松紀夫  |
| ９番  | 村田珠美  | １９番 | 甲藤邦廣  |
| １０番 | 島岡信彦  | ２０番 | 利根健二  |
| １１番 | 山崎晃子  |     |       |

欠席の議員

８番 小松孝

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

|           |       |                |      |
|-----------|-------|----------------|------|
| 市長        | 法光院晶一 | 建設課長           | 井上雅之 |
| 副市長       | 今田博明  | 農林課参事          | 澤田修一 |
| 総務課長      | 川田学   | 農林課長兼農業委員会事務局長 | 川島進  |
| 企画財政課長    | 佐竹教人  | 商工観光課長         | 竹崎澄人 |
| 定住推進課長    | 中山繁美  | 環境上下水道課長       | 明石満雄 |
| 防災対策課長    | 一圓幹生  | 管財課長           | 和田雅充 |
| 税務収納課長    | 明石清美  | 会計管理者兼会計課長     | 萩野貴子 |
| 市民保険課長    | 植田佐智  | 《香北支所》         |      |
| 健康介護支援課参事 | 横山和彦  | 支所長            | 前田哲夫 |
| 健康介護支援課長  | 宗石こずゑ | 《物部支所》         |      |
| 福祉事務所長    | 中山泰仁  | 地域振興班長         | 森田美紀 |

【教育委員会部局】

|      |      |          |       |
|------|------|----------|-------|
| 教育長  | 時久恵子 | 教育振興課長   | 公文薫   |
| 教育次長 | 秋月建樹 | 生涯学習振興課長 | 黍原美貴子 |

【消防部局】

消防長 宮地義之

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

**職務のため会議に出席した者の職氏名**

議 会 事 務 局 長 猪 野 高 廣 議 会 事 務 局 書 記 横 田 恵 子

議 会 事 務 局 書 記 大 和 正 明

**市長提出議案の題目**

な し

**議員提出議案の題目**

な し

**議事日程**

令和 3 年香美市議会定例会 3 月定例会議議事日程

(審議期間第 9 日目 日程第 2 号)

令和 3 年 3 月 9 日 (火) 午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

- |   |       |         |
|---|-------|---------|
| ① | 4 番   | 依 光 美代子 |
| ② | 1 1 番 | 山 崎 晃 子 |
| ③ | 1 番   | 萩 野 義 和 |
| ④ | 6 番   | 森 田 雄 介 |
| ⑤ | 3 番   | 舟 谷 千 幸 |
| ⑥ | 1 7 番 | 比与森 光 俊 |
| ⑦ | 2 番   | 山 口 学   |
| ⑧ | 1 2 番 | 濱 田 百合子 |
| ⑨ | 1 3 番 | 山 崎 龍太郎 |
| ⑩ | 1 4 番 | 大 岸 眞 弓 |
| ⑪ | 7 番   | 久 保 和 昭 |
| ⑫ | 5 番   | 笹 岡 優   |
| ⑬ | 9 番   | 村 田 珠 美 |
| ⑭ | 1 5 番 | 爲 近 初 男 |

**会議録署名議員**

1 2 番、濱田百合子君、1 3 番、山崎龍太郎君（審議期間第 1 日目に審議期間を通じ指名）

## 議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（利根健二君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。8番、小松 孝君は、欠席という連絡がありました。議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可いたします。

4番、依光美代子さん。

○4番（依光美代子君） おはようございます。4番、香美市をよくする会の依光美代子でございます。久しぶりのトップバッターになり、20年以上この議員を務めるんですが、ふだんでも緊張するのに、今日は本当にばくばくとすごく緊張しています。失敗のないように努めますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従って2項目について質問いたします。1点は第2期保健事業実施計画について、もう1点は地域防災計画についてお聞きいたします。

それでは最初に、第2期保健事業実施計画の取組についてお聞きいたします。

この第2期保健事業実施計画は、第1期での保健事業を実施して、レセプトなどのデータ分析によりさらに見えてきた課題を洗い出して、PDCAサイクルに沿って保健事業を実施するものです。その保健事業とは、生活習慣病対策をはじめとして、健康増進、糖尿病などの発症や重症化予防です。令和2年度は事業評価の中間年度です。そこで最初に、課題の一つであります健康寿命の延伸についてお聞きいたします。

私は昨年12月議会で、人生100年時代を迎えてという質問をいたしました。人生100年を少しでも長く健康に暮らす、これに勝るものはありません。まさに健康寿命の延伸です。全国的にも100歳を元気に迎えるという方がすごく多くなっております。しかしながら香美市では、少し残念ですが健康課題の一つに健康寿命の延伸があります。

お手元の資料の①を御覧ください。男性の平均寿命は79.2歳です。健康寿命は64.6歳です。女性の平均寿命は84.6歳と、男性より約5年ほど長いです。健康寿命はほぼ同じく65.6歳で、国、県、同規模の自治体よりも短いです。女性の平均寿命と健康寿命は、ともに県内の市町村で最下位になっております。下の端の数字は、日常生活に何らかの支援や介護を必要とする不健康な期間です。男性は14.6年で、国、県、同規模の自治体よりも長い傾向ですが、女性はもっと長く19年と、男性より5年弱何らかの支援が必要という傾向があります。

そこでお聞きいたします。この改善に向けて、第2期保健事業実施計画の前半ではどのような保健事業を実施してきましたか。また、去年はコロナ禍の中で制限があり、思うように実施できないなどの御苦勞もあったと思いますが、工夫などされた点がありましたら併せてお聞かせください。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） おはようございます。依光議員の御質問にお答えいたします。

保健事業実施計画、データヘルス計画といたしますけれども、データヘルス計画の中長期目標に上げております脳血管疾患の減少、虚血性心疾患の減少、糖尿病性腎症による新規透析患者数の減少に向けて、お手元にお配りしております資料、指標の経年データと判定の43、44ページに当たりますところを開けていただくと、個別保健事業実施計画がございます。こちらに上げております事業を実施しております。

また、コロナにより工夫といいますと、事業全体ではありませんけれども、特定健診とか集団健診を行うときに、受診定員を8割弱に抑えて開催したり、集団健診を抑えているために、個別健診の勧奨を実施しております。例年しておりますけれども、今回はコロナということで、委託業者のみで訪問勧奨したりだとか、それから1月下旬には保健師による電話受診勧奨、2月中旬に受診勧奨はがきの送付というようなことをしております。けれども、コロナ禍で例年しているものを若干縮小したとか、時期がずれたというような形で、例年より大規模に何かをしたということではございません。

以上です。

○議長（利根健二君） 4番、依光美代子さん。

○4番（依光美代子君） 1月末には保健師から電話をかけられたということですが、その対象者というのは、どういう方へお電話をされて、反応はどうだったのでしょうか。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 1月下旬ですので、集団健診自体は時期、回数とも例年どおり開催しております。この集団健診に来られていない、また、レセプトデータを見て、特定健診をまだ受診されていないような方に向けてお電話をいたしました。このとき電話しました保健師がベテランの保健師でして、この方々に電話をすることによって、かなりの感触を得てはおりますけれども、じゃあ電話をかけてどれぐらいの実績が上がったかというのは、手元に今持っておりません。

○議長（利根健二君） 4番、依光美代子さん。

○4番（依光美代子君） 分かりました。直接声をかけるということはすごく大事なことで、わざわざ電話をくれて、それが保健師さんだったら、ちょっとしたことで日常生活の中やり取りができたりするので、すごくいい取組をされたと思います。令和3年度の健診に向けても、それが足がかりになっていくんではないかと思いますが、そしたら、女性の健康に課題があるということですが、これに対してのそこら辺の感触というか。ごめんなさい、いいです。

そしたら、②の質問に移ります。

令和2年度は事業評価の中間年度です。この取組に対する評価と課題についてお聞きいたします。

なお、先ほど聞きました健康寿命の延伸、すぐ結果が分かりにくいかもしれません

が、その辺がちょっと分かればお聞かせください。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えいたします。

中間評価では、健康寿命の延伸がどれだけできたかという数字はでておりませんが、中間評価と課題について御説明いたします。

健康寿命の延伸に係る主立った評価は、先ほど見ていただいた資料、指標の経年データと判定のとおりでありまして、この評価項目はデータヘルス計画４５ページの中長期目標、４６ページの短期目標と、計画の後ろに別添としてあるＡ３の図表４３に掲載しております個別保健事業実施計画の項目となっております。

評価はＡからＥの５段階ありまして、まずは中長期目標から抜粋して御説明いたします。令和元年度末までに目標値に達したＡ評価は、一番下の「新規人工透析患者の減少」で、一番上にあります「脳血管疾患患者の減少」は、悪化しているＤ評価になっております。４２ページとある裏面の短期目標では、３分の２がＤ評価となっております。次の個別保健事業実施計画では、半分以上がＡまたはＢ評価となっております。

このような評価を踏まえ、課題を整理しましたところ、特定健診では若年層の受診率が低いことや、健診結果説明会や国保運動教室への参加者が固定化していることなどが課題として上げられております。

以上です。

○議長（利根健二君） ４番、依光美代子さん。

○４番（依光美代子君） 新規人工透析患者の減少のほうはぐっと効果が出ていて、脳血管疾患患者の減少のほうもＤ判定だったということで、女性もこの病気にかかりやすい人が多いと第１期にも出ていましたので、また引き続いてこの辺の取組をお願いします。

それと、先ほどの説明にもあったんですが、説明会や運動に来られる方がやっぱり固定化しているということですが、ここへの何か間口を広げることが今後も大事になってこようと思います。そういった課題が出てきておりますが、後半に向けて課題改善にどのような取組を考えておられますか。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えいたします。

まず、参加者の固定化に関しましては、運動教室でしたら運動内容に多様性を持たせるであるとか、開催時間を工夫するというような方法を検討しております。また、若年層の受診率が低いものですから、若年層が興味を持つものを取り入れる工夫をするようにいたしております。健診結果説明会参加者の固定化解消に向けましては、説明会開催の周知方法を多様化するであるとか、アンケート結果を分析して対応に生かしたいと思っております。

この評価、課題を受けまして、下期としてはどのような事業をするかということでご

ございますが、データヘルス計画の別添図表43の個別保健事業実施計画に、令和5年度までの事業計画を載せています。中間評価によって事業や目標は変わっておりませんが、ここに掲げている事業の中身を工夫して、数値を上げていくように努力していきたいと思っております。

○議長（利根健二君） 依光議員、マスクをしている関係で、ちょっと聞き取りづらいので、ふだんよりはっきりとお願いしたいと思います。

4番、依光美代子さん。

○4番（依光美代子君） 説明会へなかなか来られない方が多いんですが、パーセントにしてどれくらいの方が来られないのかをちょっとお聞かせください。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 特定健診等の受診率は、今手元に持ち合わせておりません。

○議長（利根健二君） 4番、依光美代子さん。

○4番（依光美代子君） 下期の取組で少しこんな工夫ができないかなということで提案したいんですが、私も去年は時間があつたので、ふだん行けない「けんこう香美ングセミナー」だとか、機会があれば行つたんです。以前に行つたときは意外と参加者が少なかったけれど、食事に関することとか運動に関するお話、酵母だったかな、発酵食品だとか。皆さんがやっぱりコロナで家に籠もることが多くなって、体調を崩されたという声をよく聞くんですね。健康に関心のある人は自分から進んでいろんな広報やチラシを見て行こうとするけれど、そこにやはりあまり関心を持っていない方が病気になる。健診で境界線になつても、なかなかいろんなことに出でこないというような状況があるのではないかと思うんですね。そういう人に向けて、健康教室などの情報周知、間口を広げる意味で、例えばですけど、特定健診受診者の正常値以外の人に、この教室はこういう人に聞いてもらつたらなという、その選別がなかなか大変で御苦労もあらうかと思いますが、そんなことを検討いただけないでしょうか。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えします。

受診勧奨に関しましては、最近工夫もしておりまして、それが集団健診か特定健診のものだったか、もうちょっと進んだところの御案内だったかは失念しているんですけども、症状別に軽い方、ちょっと重い方というような形で、中身の書く内容を変えて、関心を持ってもらえるよう工夫した勧奨の通知をさせていただいております。

○議長（利根健二君） 4番、依光美代子さん。

○4番（依光美代子君） いろいろと工夫をされているということで、それと、もう1点ですが、このコロナ禍になつていろんなことがオンラインでやれるようになりました。シンポジウムとか健康教室というのもあつて、私も家で聞いたことでしたが、もっと家でこうやって聞けたら、昼間仕事で出れないけれど夜だったらとか、自分の空いた



時間に家で聞くとかいうことも可能になると思います。

それと、地区公民館へもこのオンラインの設備をつけるようになりましたよね、ここがどこまでついているか分かりませんが、自分の近くの公民館へその時間に行けば、みんなと一緒に公民館でオンライン研修、健康教室なんかを聞くことができる。運動教室も、画面で見ることによってそこですることも可能になってくると思います。オンライン活用による健康教室を取り入れることはできないのでしょうか。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 人員等の問題もありますけれども、検討させていただきたいと思います。

○議長（利根健二君） 4 番、依光美代子さん。

○4 番（依光美代子君） それでは、次の質問に移らさせていただきます。糖尿病の重症化予防の取組についてお聞きいたします。

香美市のレセプト分析によると、生活習慣病の中では一番件数が多いのが高血圧症ですが、医療費で見ると糖尿病の割合が高いようです。この糖尿病の始末が悪いのは、自覚症状が全くないので発見が遅れるのです。何らかの症状が発症してからでは手後れになることが多いです。糖尿病を放置して血糖値が高い状況が長く続くと、腎臓の働きが悪くなり糖尿病性腎症となります。やがて人工透析が必要となります。

資料の②を御覧ください。これは平成28年度の人工透析患者数と年間の医療費です。この平成28年度は34人の透析患者がありましたが、その医療費は1億5,184万9,530円となっております。人工透析となれば、医療費が高くなることはもとより、治療は長期化します。時間の制約も受け、余病を併発すると治療は限られ、つらい苦しい時期を過ごすこととなります。糖尿病は、早期発見と、発症が分かれば継続しての治療が重要となります。

第2期前半では糖尿病の重症化予防を実施し、新規人工透析患者数の減少を目標としております。先ほど数値が上がっていましたが、どのような取組を実施したのか、具体的にお聞かせください。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えいたします。

市民保険課と健康介護支援課が連携しまして、高知県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに沿った事業を実施しております。具体的には、特定健康診査の結果や国保被保険者のレセプトデータからプログラム対象者を抽出しまして、医療機関の受診を促すようにしております。

○議長（利根健二君） 4 番、依光美代子さん。

○4 番（依光美代子君） 県の糖尿病性腎症重症化予防プログラムに準じてやったということで効果が出たんですね、とてもいい取組だと思います。

そうすると、人工透析を減らすことを目標に、糖尿病が重症化しないようにというこ

とでやってこられたと思いますが、糖尿病の状況が分かればお聞かせください。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 香美市で行っておりますのは、まずは重症化していない方、重症化に陥る前の方にまず医療機関を受診していただくところをやっておりますので、もう重症化した方の数値は私のほうで今把握しておりません。

○議長（利根健二君） 4 番、依光美代子さん。

○4 番（依光美代子君） 分かりました。そしたら、②の質問に移りたいと思います。

令和2年度はこの取組の中間評価の年ですが、この取組に対する評価と課題についてお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 糖尿病性腎症重症化予防には計画の全てが大なり小なり関係しておりますが、あえて言うなら、お配りしました資料43ページの上2つの事業「要精密者及び要医療者受診勧奨」と「血管病重症化予防」で、どの指標もAまたはB評価となっています。評価は悪くありませんが課題はありまして、対象者の医療機関受診率が低かったり、複数年度にわたって対象となっている方への対応などがあります。

○議長（利根健二君） 4 番、依光美代子さん。

○4 番（依光美代子君） その課題になっています、複数年度受診しないだとか、医療機関へ行かないという方に対して、下期、後半で改善するためには、どういう取組を考えておられますか。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 対象者の医療機関受診率向上に関しましては、受診や治療の必要性を理解してもらえよう説明に努めていきたいと思っております。また、複数年度にわたって対象となっている方への対応に関しましては、継続して粘り強く受診勧奨を行うというような形で進めていきたいと思っております。

○議長（利根健二君） 4 番、依光美代子さん。

○4 番（依光美代子君） そういった対象者への説明であったり受診勧奨というのは、先ほど言われたように、お電話でしたりするのでしょうか、どういう形で続けていかれるのでしょうか。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えいたします。

まずは受診勧奨の通知を秋ぐらいにお送りさせていただいて、アンケートとかを返していただくような形を取っております。アンケートにお答えいただいた方には、今度はアンケート内容を基にして電話勧奨をしております。12月にまた勧奨の通知を出すというような形でアプローチしております。

○議長（利根健二君） 4 番、依光美代子さん。

○4 番（依光美代子君）           よく理解できました。引き続きそういう取組を続けてください。

そしたら、次の③の質問に移りたいと思います。

県との透析予防強化プログラムについてお聞きしようと思ったら、先ほどの答弁で連携して取り組んでいるということがよく理解できました。そうすると、県から糖尿病看護認定看護師とか専門家の方を市町村へアドバイザーとして派遣して、保健師なんかに助言しているということをお聞きしたんですが、活用などもしておられますか。

○議長（利根健二君）           市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君）       お答えいたします。

糖尿病性腎症透析予防強化プログラムの対象者は、今年香美市の国保被保険者にも1人該当する方がおられまして、令和2年度は県と連携して実施しておりますが、この方の症状からしまして少し重い方でしたので、今年は主に県のほうが主体となって実施しております。

○議長（利根健二君）           4 番、依光美代子さん。

○4 番（依光美代子君）           そうすると、令和2年度現在では透析患者数は何人おられます。

○議長（利根健二君）           市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君）       正確な数字は捉えておりませんが、お手元にお配りしております指標の経年データと判定41ページ下には、新規人工透析患者のデータが出ておりまして、新規がこれだけ出ておりますので、予測ではございますけれども、二十数人（後に「96人」と訂正あり）ぐらいはいるのではなかろうかと思っております。

○議長（利根健二君）           4 番、依光美代子さん。

○4 番（依光美代子君）           取組を継続して、ぜひ減少に努めていただきたいと思います。とても効果が出ているから、透析患者を増やさない、また透析患者へ移行しない取組を引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、2の質問に移りたいと思います。地域防災計画についてお聞きいたします。

東日本大震災から間もなく10年を迎えます。地震発生以来いまだに余震と見られる地震が続いております。先月2月13日の福島、宮城両県での最大震度6強の地震もこの余震と聞き驚きでした。この10年間の大きな地震では2016年に熊本地震が発生、そして毎年のように全国各地での集中豪雨などによる大水害など、様々な災害が発生しています。最近では、連日のように東日本大震災から10年の特集がテレビ・新聞などで報道されております。胸が締めつけられる思いです。復興にはまだまだ程遠い感じがします。やがて私たちの高知県にもこのような惨事があると思うと、年がたってそんなになったらどうしよう、どう立ち直ることができるだろうと、すごく不安を抱きます。今たくさん報道が繰り返されていますが、このことは災害に対する再認識と、しっか

りした災害に対する事前の備えが重要だということを私たちに知らしめていると思います。

過去の南海地震を振り返ると、おおむね90年から150年ごとに発生しており、南海地震の前回発生から74年が経過しております。南海トラフ地震は東南海地震や東海地震と同時、または数時間から数年の時間差で発生しております。高知県にいつ巨大地震が発生してもおかしくない状況が確実に近づいてきております。専門家の話によると、地震の発生確率は年々高まっており、確実に発生しますということを断言しております。香美市では地震や災害などの発生に備えて地域防災計画を策定しております。その対策や見直しなどが急がれるのではないのでしょうか。

それでは、最初にお聞きいたします。避難所についてですが、コロナ感染の収束にはまだしばらく時間がかかりそうです。コロナ感染防止の観点からも、避難所の増設が必要ではないのでしょうか。現状では分散避難を推奨しておりますが、住民の中には行く場所のない方もあります。災害はいつ発生するか予想がつきません。地震だけでなく、豪雨災害も考えられます。災害時に備え、事前の避難所増設の選定が必要です。既に検討しているようでしたら、進捗状況をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 現在、香美市の指定避難所は89か所、収容可能人数は6,172人でございます。香美市地域防災計画では避難所避難者数5,100人を見込んでおりますけれども、御質問の震災時での新型コロナウイルス感染症対策を施した場合、不足すると考えております。ただ、ある程度の避難者を収容できる公的施設のほとんどは指定避難所となっております。一部の部屋の使用を考えておりました避難所では、施設全館を使用するように考えておりますが、それでも不足すると思われれます。

現在、高知県の支援も賜り、指定避難所になっていない公的施設や民間宿泊施設に協力を要請しておりますが、現在のところまだ進捗はございません。安全な場所にいる人まで指定された避難所に行く必要はなく、在宅避難や安全な親戚知人宅へ避難することも検討していただけたらと考えております。

○議長（利根健二君） 4番、依光美代子さん。

○4番（依光美代子君） 今の状態では少し不足しているということですが、そこで心配するんです。できるだけ在宅避難とか知人宅、親戚のところへと考えておられるということですが、感染を恐れて避難所を避けて車の中で過ごす被災者が増えれば、エコノミー症候群といった健康被害が広がりかねないと思うがです。やはり感染予防を念頭に置いた避難者支援に対することも、併せて考えていかなければならないのではないかと思います。その辺はどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 車中避難に関しましては、日高村とか、この前コロナ禍の関係で実施できませんでしたけれども、香南市のほうでも訓練を重ねております

ので、またそういうところも研究していきたいと考えております。

○議長（利根健二君） 4 番、依光美代子さん。

○4 番（依光美代子君） ぜひ、時間ができたらではなくて、備えがあればいつ何時何があっても対応ができるので、できるだけ早い段階で他市の取組なんかを参考にして、香美市自体のものを編み出すことをお願いしたいと思います。

それと、分散避難のことですが、災害が発生してから市民にお願いしても、なかなか行き届かないと思うがですよ。やっぱり平時のときにそういうことを声がけ、周知していくことが大事になろうかと思いますが、その辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 今年の7月広報で災害の特集を組みましたところ、かなりの市民の方から反響がございましたので、また引き続き広報等で周知していきたいと考えております。

○議長（利根健二君） 4 番、依光美代子さん。

○4 番（依光美代子君） ぜひ広報で、7月号でやられてとても好評だったということで、最後の端の裏表紙に漫画というか絵が描いてあるけど、そこあたりを使って毎月何か防災の関係を載せていくと効果もあるし、やっぱりそういうことで皆さんに定着していく、そんな取組も考えられないでしょうか。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 紙面の関係もございますので、またその辺は関係するところと一緒に検討していきたいと考えています。

○議長（利根健二君） 4 番、依光美代子さん。

○4 番（依光美代子君） 紙面の都合も確かにあると思います。ぜひ絶えずいろんな情報が繰り返し巻き返しあることで、皆さんの意識の中に定着していくということがありますので、ぜひ引き続きよろしくお願いします。

それでは、（2）の質問に移らせていただきます。避難行動要支援者の把握の進捗状況についてであります。

避難行動要支援者とは、災害発生時に自分自身で行動を取ることが困難で、支援を必要とする方々です。その方々に対し避難誘導や支援を効率的に行うためにも、事前に把握が必要です。この名簿作成が困難ということをお聞きしておりますが、少し資料の③を御覧ください。この資料は、高知県内の障害のある人の防災避難ニーズ調査から抜粋をしたものです。こういう冊子（資料を示しながら説明）に調査報告書がまとめ上げられております。

資料の④を御覧ください。いろんな災害があつたりしたときに、障害者の置かれている状況を心配したことがきっかけで、障害者の状況調査をしたものです。高知県障害者（児）福祉連合会が主体となって、その中の役員が関与する団体や施設、その範囲は高知県内の室戸市から宿毛市までの11市と23町村の、障害者関係26団体と施設に呼

びかけをして行ったものです。調査項目は、ここにも書いてありますように15項目を上げております。障害の分類を6分類として、視覚障害、聴覚障害、視覚・聴覚以外の身体障害、知的障害、発達障害、精神障害、この中には重複障害の方も交えております。そして、回答が返ってきたのは396件です。そのうちの253人が障害のある本人で、141人が家族など保護者の回答です。今回の調査結果は、障害者本人と家族の声です。そういった調査が行われたことを少し知ってもらいたいと思ってここに取り上げました。

もう一度資料の③を御覧ください。この調査結果では、質問8の「避難行動要支援者名簿にのせられている名前や住所などの情報を避難支援者に知らせることに同意していますか」という問いに、「情報提供に同意している」という方は23.7%ですが、「名簿があることを知らない」「同意するか聞かれていない」「同意しているか分からない」といった方が54.5%で、半数の方へきちっと情報が伝わっていないことが見えてきます。そして、その下の「名簿の対象ではない」と答えられた人の中では、発達障害のある人が他の障害のある人より割合が高くなっております。そして、下の質問9の「個別計画をつくっていますか」では、「個別計画があることを知らない」は47.5%です。視覚障害、身体障害、重複障害の割合が高いです。情報が他の障害のある人よりも伝わりにくい環境にあると考えられます。障害特性に応じて様々な方法や手段を使って情報提供する必要があるのではないのでしょうか。昨年度と比較してどこまで把握が進んでいますか。進捗状況についてお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

令和3年3月8日現在の災害時避難行動要支援者数は929人でございます。対象者の特定と把握につきましては、香美市地域防災計画の下位計画で、本市の避難行動要支援者の避難支援に係る全体的な考え方を具体的に定めた、香美市避難行動要支援者の避難支援プランに基づき、避難行動要支援者名簿を作成、更新することで行っております。避難行動要支援者名簿は、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、実効性のある避難支援がなされるよう、その作成が市町村に義務づけられたものでございます。名簿情報につきましては、年2回の新規対象者の抽出と、登録者の転出、入院、入所の有無を年1回確認し、最新の情報に保つよう努めております。

なお、929人のうち、名簿への掲載を同意していただきました方につきましては602人でございます。不同意者は27人おいでます。これに加えて、未回答者が63人おいでるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 4番、依光美代子さん。

○4番（依光美代子君） 3月8日時点で929人ということで、602人の方が同意してくれた。その不同意の27人の方は、どういったことで不同意なのか、その理由が分かれば。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） 不同意の理由でございますけれども、避難の必要性がないという判断であるとか、個人情報管理への不安といったことが上げられております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 4番、依光美代子さん。

○4番（依光美代子君） この避難行動要支援者となる方ですが、対象が929人って少ないように思うけれども、こんなものですかね。すみません、もう一度。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

この避難行動要支援者につきましては、地域防災計画におきまして名簿掲載者の範囲というものを定めてございます。これにつきましては、生活の基盤が自宅にある方のうち次の要件に該当する方としております。まず、ア、身体障害者手帳1・2級で（心臓、腎臓機能障害者を除く）、特に支援を必要とする者。イ、療育手帳A1・A2で特に支援を必要とする者。ウ、精神障害者保健福祉手帳1級で特に支援を必要とする者。エ、要介護3以上で特に支援を必要とする者。オ、75歳以上の独居で特に支援を必要とする者。カ、上記以外で市長が支援を必要と認めた者。この方々を抽出すると929人といったことになります。

それ以外に要配慮者という考え方もございまして、これは75歳以上の方、独居に限らず複数世帯の方、要介護1から5の方とか、妊婦、乳幼児、外国人というふうに含めますと、7,000人ぐらいの人数になるのではないかというふうに推計されております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 4番、依光美代子さん。

○4番（依光美代子君） この対象者になる人の状況を年1回、入退院とかいろいろ調査をしてるということですが、一つ気になるのが、精神障害の場合はAの重度の方だけですよね。そうしたときに、私が少し御相談を受けたことがあるんですが、最重度でなくて重度の方の状況が変わっているのに、それが誰にも知らされないというか、取り残されていることはないんですかね。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

障害につきましては、ある程度その方の程度といいますか、そういったものはほぼ固定されておるものと認識しておるところなんですけれども、状況によっては障害の状況が軽減する、悪化するということはございますので、その際は手帳の障害等級が申出によって変わってくるだろうと考えます。それが無い限りは、やはりこの名簿は手帳データを基礎としておりますので、なかなか把握は難しいといったことが現状でございます。

○議長（利根健二君） 4 番、依光美代子さん。

○4 番（依光美代子君） それでは、（3）の質問に移ります。

計画の中には、災害により住家を滅失した方のうち、自力で住宅を確保できない方に対して応急仮設住宅を設置して供与するとなっております。その仮設住宅の建設は、災害発生の日から20日以内に着工するとなっております。災害に備え、確実に建設ができるよう、建設候補地を事前に選定しておく必要があります。以前の議会質問ではまだ検討に至っていないという答弁でしたが、その後の進捗状況についてお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 香美市応急期機能配置計画策定時では、最大規模の地震発生を想定しまして10万3,915平方メートル確保しており、必要面積10万3,500平方メートルを充足しておりましたが、当初予定しておりました旧百石団地跡地が使用できなくなったため、今現在約800平方メートルの不足となっております。現在、公園、運動広場など建設候補地の選定を進めております。

○議長（利根健二君） 4 番、依光美代子さん。

○4 番（依光美代子君） 現在計画して調査をしているということですが、一日も早く選定ができるよう努めてください。

それでは、（4）の質問に移らさせていただきます。災害時に向けての要配慮者の支援についてお聞きいたします。

要配慮者には、高齢者や妊産婦、乳幼児、日本語の理解が十分できない外国人、先ほども言われましたが、75歳以上の方など、いろいろな方々がおいでですが、今回は特に障害のある人、視覚障害、聴覚障害、身体障害、知的障害、発達障害、精神障害、重複障害の人たちへの支援について質問をいたします。

毎年のように全国各地で集中豪雨による大水害など様々な災害が発生しております。今年で10年となる東日本大震災では、障害のある人の死亡率は被災住民全体の死亡率の2倍以上となっております。災害時には多くの障害のある人が被害に遭っております。住宅で暮らしている障害のある人への防災・避難対策が進んでいないことが危惧されております。

そういうことに気づき、この障害者の方が地域でどう安全に暮らしたらいいのかと、先ほども説明しました高知県障害者（児）福祉連合会が中心になって調査を行いました。調査の概要は先ほど紹介しました資料の④にあるとおりです。香美市からは25人の回答が返ってきております。地域で暮らす障害のある人が、地震や豪雨など災害に見舞われても、地域で暮らし、命や生活をつないでいくためには何が必要か、また、防災・避難についての意義やニーズについての調査を行い、その結果について、障害のある人の現状を知ってほしいと連合会代表者より相談を受け、お話を聞かせていただきました。その声が少しでも我がまちの防災計画に生かすことができることを願い、質問をいたします。



その調査結果によると、障害のある人たちの約7割の方が地域の防災訓練に参加できていないのです。その理由としては、「訓練があること自体を知らない」「情報が入ってこないので参加できない」が3人に1人です。障害のある人への情報が伝わっていないことが分かります。要配慮者への支援について見直しが必要ではないでしょうか。

最初に、地域防災訓練への障害のある人の参加状況について把握はできていますか。できていれば、何人参加しているのかお聞きいたします

○議長（利根健二君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 本市の状況でございますけれども、訓練への参加状況につきましては、参加人員報告がある高知県一斉避難訓練では、障害のある人の訓練参加人数は把握できておりません。なぜかといいますと、自主防災組織から市への報告様式が性別、世帯数などで、障害のある方に関する項目がないためであると考えております。地域での防災訓練は各自主防災組織が主導で行っておりますけれども、今後につきましては報告様式等の変更等を考えております。

○議長（利根健二君） 4番、依光美代子さん。

○4番（依光美代子君） 今後は様式を変更することを考えているということで、ぜひその辺よろしく願いいたします。

そうしましたら、②の質問に移らさせていただきます。

計画には、要配慮者への災害情報などの周知については特に配慮するとなっております。災害発生時には避難行動要支援者の対象となる身体障害2級以上の方、知的障害Aの方、精神障害1級の方へは支援や情報が届きます。それ以外の要配慮者となる障害のある人へは支援や情報が届きにくい状況があります。障害特性に応じて様々な方法や手段を使って情報提供をする必要があるのではないのでしょうか。どのような配慮を考えておられますか。お聞かせください。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 現在、聴覚障害者の方には専用の防災行政無線戸別受信機の設置を行っております。また、防災行政無線の放送内容をメールで受け取るサービスや電話で確認できるサービスなどを実施しております。訓練の通知や各種お知らせにつきましては、今後、文字サイズやレイアウトを変更するなどの改良をし、よりよい文書作成に努めてまいりたいと考えております。

○議長（利根健二君） 4番、依光美代子さん。

○4番（依光美代子君） 要配慮者の方に対してメールが行ってます？戸別受信機は聴覚の方でしたかね。再度お願いいたします。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） メールと電話でのサービスにつきましては、特に障害者の方という限定ではございません。メールにつきましては、登録していただければ受けれるようになっておりますので、ぜひ登録していただければと思います。

○議長（利根健二君） 4 番、依光美代子さん。

○4 番（依光美代子君） ぜひ登録していただけたらということですが、そういう制度があることがこの方たちに行き届いてないと思うがです。片一方の名簿に載っている方には、そういうことももっと伝わっていると思いますが、そこら辺の配慮。せっかくこの計画の中に、要配慮者への災害情報を特に配慮すると書かれてますよね。障害があっても、本当に軽い人は御自分でちゃんと判断ができる方も結構いらっしゃると思いますが、例えばですが、身体障害でも 2 級以上ですが、3 級になったら少し補足が要ったりとか、知的障害者の方、精神障害も 1 級の方はあれですけど、2 級、3 級になったら、まあ、3 級の方はまだもっと判断ができたりする方も多いですので、そこへのこういう方法がありますよというお知らせというか、そんなことはできないでしょうか。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 今後検討していきたいと思います。

○議長（利根健二君） 4 番、依光美代子さん。

○4 番（依光美代子君） ぜひ検討をお願いします。障害のある人は、やっぱり障害特性に応じたお知らせというかね。一つ参考になればと思って本から抜粋してきたんですが、資料の⑤をちょっと御覧ください。

地震速報アラームが鳴ったら、「ガスこんろやヒーターは消す」地震が終わった後火事にならないため。「ドアや窓を開けて窓から離れる」建物が壊れても外へ出られるように、ガラスでけがをしないように。「上から物が落ちない場所で頭を守る」頭をけがすると命に関わるため。それで、地震が収まったらこうするよという行動を具体的に、その行動はなぜするのかというようなことを示してあげると理解しやすいのではないかと思います。先ほど表示の仕方、前回のときでしたか、字の大きさを大きく分かりやすくするというような御答弁もありましたが、こういった工夫も併せてできないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 参考にさせていただきたいと思います。

○議長（利根健二君） 4 番、依光美代子さん。

○4 番（依光美代子君） それでは、③の質問に移ります。

要配慮者の対象となる障害のある人たちへ確実に災害情報が伝わるように、希望する対象世帯へ防災行政無線戸別受信機の設置ができないでしょうか。先ほど聴覚障害の方にはあるということでしたが、障害の程度によってはなかなか理解できないけど、戸別受信機があると災害時、もう地震だったら揺れたらこれはという自覚もあるけど、大雨だとかほかの災害の場合はなかなか気づきにくいと思うがです。今、物部川の浸水地域全世帯と急傾斜地、そういう危険区域の方にはあると思うんです。その中に暮らしている障害のある方には各戸にあるかと思いますが、それ以外にお住まいの方もいらっしゃると思うんです。そういう人たち皆さん全員が要るわけやないと思うんですが、希望

する対象世帯への戸別受信機設置ができないでしょうか。お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 戸別受信機配付にも一定効果はあるかと思えますけれども、地元自主防災会や御近所の方からの声かけも大事なことであると思われます。よりきめ細かい対応を積極的に行っていただけるよう、自主防災会等に働きかけていきたいと考えております。

なお、視覚障害がある方への防災行政無線戸別受信機の配付につきましては、現在検討中でございます。

○議長（利根健二君） 4番、依光美代子さん。

○4番（依光美代子君） 視覚障害のある方に対しては戸別受信機の配付を検討しているということで、ぜひお願いいたします。皆さんに順次つけていくというのは本当に財政的にも大変ですが、こういったことも計画的にぜひ検討していただきたいと思えます。自主防災会へ市のほうからやはりそんな声かけをする、地域の支援を必要とする、行動支援ではなくて、少し障害があって情報がなかなか届きにくい人がおります。その方にちょっと声をかけてくださいというような呼びかけも、続いてお願いしたいと思えます。

それでは、④の質問に移らせていただきます。

地域防災計画の124ページに、災害発生時には要配慮者を対象に福祉避難スペースを設置するとなっています。災害時に備え、要配慮者の受入れなどにすぐ対応できるよう、日頃の訓練の積み重ねが大切になってきます。要配慮者を受け入れる対応や支援について、行政や関係機関との模擬訓練実施はできていますか。お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 各避難所の避難所運営マニュアルを整備するとともに、山田高校や山田小学校などの大きな避難所につきましては、地元の自主防災会とともに避難所開設訓練を行っております。避難所運営マニュアル上では要配慮者スペースの設置はできておりますけれども、訓練中はまだ要配慮者の誘導まで手が回っていないのが現状でございます。訓練でできないことは本番でもできませんので、今後も避難所開設訓練を重ねることで、要配慮者への対応をスムーズにできるようにしたいと考えております。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

福祉事務所では、避難支援を進めるに当たって、内閣府策定の避難行動要支援者の避難行動支援に係る取組指針で示された、1、全体計画・地域防災計画の策定、2、避難行動要支援者名簿の作成、3、個別計画の策定、4、平常時における名簿の活用という手順を踏襲しております。

まず、手順1の地域防災計画は、平成27年3月の改定で避難行動要支援者に係る全

体的な考え方を整理し、重要事項について決めました。その下位計画に位置づけた避難行動要支援者の避難支援プランを同年５月に避難行動支援の全体計画として取りまとめました。

次に、手順２の取組といたしまして、平成２７年度に地域福祉支援システムを導入し、避難行動要支援者名簿の作成に着手いたしました。避難支援等関係者への名簿提供は平成２８年度から開始しております。

続きまして、手順３の個別計画の策定は、本年度から体制を強化し、物部川浸水想定区域内の要支援者、視覚障害者、重度の下肢障害者に優先して取り組んだ結果、同意を得た方全員につきまして個人ごとの避難支援プランを策定しております。

手順４となる平常時における名簿の活用に、防災訓練や日頃の地域活動等への活用が想定されておりますが、取組はこれからとなります。福祉事務所では、これまで改正された災害対策基本法に基づき取り組む必要がある手順１から２、そして手順３について優先してまいりましたので、老人福祉施設や障害者支援施設など拠点的な福祉避難所での訓練には参加しておりますけれども、指定避難所における福祉避難スペースの設置、運営訓練については残念ながら関与できておりません。今後はさらなる避難行動支援のために取り組むべき事項として、手順４を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） ４番、依光美代子さん。

○４番（依光美代子君） よく理解できました。物部川浸水地域の方に対してもずっと訪問しながらやっているということで、とても大事であるし、皆さんも安心して暮らせると思いますので、引き続いてその調査に取り組んでください。

それと、福祉事務所も防災対策課も、やっぱり避難所での福祉避難スペース設置の取組ができておらず、引き続いてそれに取り組みたいということです。ぜひ行政のほうから積極的に働きかける、声をかける、それがすごく大事になってこようかと思えます。

そのときに、まだ地域でやっておる、すみません、地域はちょっとおきまして、ここで少し聞かせてもらいたいですが、そのときに行政と関係機関、障害者の関係機関、保健所などの関係機関で、この要配慮者を交えた避難訓練、模擬訓練というか、そういうことはまだ一回も行われていませんか。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

福祉事務所がこれまで参加してまいりました福祉避難所での設置・運営訓練につきましては、特に障害者御本人が参加されたということではなかったと考えております。今後の課題と認識しております。

○議長（利根健二君） ４番、依光美代子さん。

○４番（依光美代子君） 当事者の参加はなかった、課題ということで受け止めてく

ださっています。ぜひそのときにやっぱり当事者を交えることで、当事者の意見を聞く、そのことによってまた次へ生かしていけるので、ぜひ当事者の参加ということ。多分年に1回は広域みたいな形でやっているのではないかと思います。一度私、南国市のほうで参加させてもらったことがあるんですけど、ぜひ要配慮者の参加をお願いいたします。

そしたら、⑤の質問に移らさせていただきます。

地域防災計画231ページの要配慮者への対策の推進として、12(2)に、地域での避難支援体制の整備とあります。どのような支援体制の整備を考えていますか。見解をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

香美市避難行動要支援者の避難支援プランでは、時間経過に伴う支援体制を平常時（発生前）、発災時（発災直後からおおむね72時間）、発災後（発災から72時間以降）の3つの段階に分け、関係者の役割分担を含めて整理しております。

まず、平常時は、1、市が避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者へ名簿情報の提供を行う。2、名簿により個別計画を策定する。3、さらに支援の実効性を高めるため、地域と連携し防災訓練等を実施するとしております。次に、発災時は個別計画に基づく避難行動支援を行うとともに、避難支援等関係者が名簿情報に基づき安否確認及び救助活動を行うこととしております。そして、発災後は指定避難所や福祉避難所等において要支援者の避難生活支援を行うとともに、公助による要支援者の特性に応じた健康相談などの専門的支援を行うと定めております。

災害発生時に一人でも多くの要支援者の生命・身体を守るためには、平常時から自助、共助、公助の関係者が連携して避難支援体制の整備に取り組むことが不可欠でございます。いざというときに地域の支え合いが実現できるよう、住民同士が互いに顔の見える関係の中で地域の共助力を高めておくことが重要と考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 4番、依光美代子さん。

○4番（依光美代子君） 支援体制がよく理解できました。そういった支援体制ができていくというか、考えられているということが、要配慮者へ伝わっておりますか。伝えてあげることによって皆さんが安心して暮らせると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

避難行動要支援者の方につきましては、個別計画の策定という場面でこういった体制を説明いたしまして、福祉避難所の場所であるとか、避難経路の確認、そういったことを周知しておりますので、今後もこの取組を進めまして、より多くの方に情報を提供していきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 4番、依光美代子さん。

○4番（依光美代子君） 今後はより多くの方ということで、避難行動要支援者名簿に載る方には、やはり訪問があったり、いろんな話があるから伝わるけど、それ以外の方全員に行こうというのは大変な労力になるかと思いますが、少しでも、またその基準判断がなかなか厳しいとは思いますが、よろしくお願い申し上げます。

そしたら、最後の質問⑥に移ります。

災害時に障害のある人への実効性の高い避難支援となるには、日頃から地域の人と障害のある人とのつながりを持ち、障害者を理解してもらうことが大切となります。先ほどの御答弁の中からも、地域との連携とか地域との共助力ということが言葉の端々にありました。やはり地域にその方たちがいるということを理解してもらうためには、やはりそのままではなかなか進まないと思うんです。機会があるごとにやっぱり地域の人とその地域で住んでいる障害を持っている方とが行き来ができるというか、そういう機会がすごく今後いざ災害が起こったときに大事になるかと思っています。

今後は地域で行う防災訓練に障害のある人が参加できる仕組みができないでしょうか。行政のほうから防災訓練時には地域へ地域の要配慮者の参加、行動支援の方は必ず支援の声かけもあって参加可能かと思いますが、それ以外の要配慮者参加を必ずお願いしますとの声かけができないでしょうか。お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 自主防災組織連絡協議会などを通じまして、自主防災会長へ要支援者名簿により要支援者を把握してもらい、民生委員さんなどの協力を得ながらつながりをつくり、防災訓練へ参加しやすい環境をつくってもらうよう呼びかけていきたいと考えております。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するためには、平常時から地域づくりを進めることが重要です。依光議員がおっしゃられたとおり、日頃から住民同士が顔の見える関係を築くことを促し、避難支援等関係者を拡大するための取組を行っていくことが適切であると考えております。防災に直接関係する取組だけではなく、日常の様々な事業の中で避難行動要支援者が地域社会で孤立することを防ぎ、要支援者自身が地域に溶け込んでいくことのできる環境づくりが望まれます。訓練参加と併せて日頃からの声かけや見守り、地域行事への参加も呼びかけたいと考えます。

なお、訓練の実施に当たりましては、やはり実施主体側となる自主防災組織には防災対策課が、避難者側となる要配慮者に対しましては福祉事務所が連携して呼びかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（利根健二君） 4 番、依光美代子さん。
- 4 番（依光美代子君） 以上で私の質問を終わります。
- 議長（利根健二君） 依光美代子さんの質問が終わりました。  
暫時休憩いたします。

（午前 10 時 23 分 休憩）

（午後 10 時 35 分 再開）

- 議長（利根健二君） 正場に復します。  
休憩前に引き続き会議を行います。

ここで、市民保険課長、植田佐智さんから発言を求められておりますので許可いたします。市民保険課長、植田佐智さん。

- 市民保険課長（植田佐智君） 先ほど依光議員の御質問で透析患者数をお答えした際に、私が「二十数人」とお答えいたしました。香美市の透析患者数は現在「96人」でしたので、訂正させていただきます。

- 議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さんから、香美市の透析患者数を「二十数人」から「96人」に訂正したいと申出がありました。会議規則第65条の規定によりこれを許可することにいたします。

なお、議長のほうから一言言わせてもらいます。比与森前議長のほうからも、会議中の一般質問等におきまして、数字、割合等を聞くことにつきましては、一応通告をしておかないとなかなか答弁ができない場合もあることを確認しておりますので、再度この部分については確認をしておきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、11番、山崎晃子さん。

- 11番（山崎晃子君） 11番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は住民の皆さんの声を大切に、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、水道管破裂等への支援策について、介護保険制度について、75歳以上の医療費窓口負担について、特別障害者手当について、香美市都市計画マスタープランについての5項目を一問一答でお伺いいたします。

初めに、水道管破裂等への支援策についてお伺いいたします。

①です。

昨年末から厳しい寒さが続き、特に1月に入ってから夜間から早朝にかけて氷点下になることが多くなっていました。厳しい寒波の襲来により水道管が破裂したなど、多くの地域で被害の声を聞きました。水道用品を扱っている店などでは一時凍結防止のための資材が売り切れになっていたところもあったようです。

水道管の凍結防止については、防災行政無線でも繰り返し呼びかけられていましたが、独居の方や高齢の方々では対応に限界もあったと聞きました。実際に私のところにもそのような声が数多く寄せられ、中には公的支援を求める切実な声もありました。

厳しい冬の時期、水道管の凍結予防策としては、むき出しの水道管に保温材を巻いて保護したり、少量の水を朝まで出しておくことなどが有効と聞きます。しかし、このような対策を講じていたにもかかわらず、山間地では凍結、破損してしまったケースもあるようです。凍り割れたのは水道管だけでなく、金属製の蛇口が破裂したところもあったと聞きました。

現在の制度では、簡易水道であってもメーターから家までの被害は自己責任になっており、公的な支援策はありません。しかし、年金だけの生活の中、個人負担がとても厳しい、助けてほしいという声も聞きました。過疎・高齢化が深刻な状況も考慮すれば、今後は広い意味で災害と捉えて対応することが必要ではないでしょうか。何らかの形で救済策を考えていただけないか、お聞かせください。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

この件につきまして、現在のところ救済策はありません。給水装置につきましては、条例上、水道使用者等に管理を課しており、修繕に要する費用も使用者等の負担とするとしています。

今回、全国的な寒波の予報や高知市上下水道局によるテレビ等での広報、市においても防災無線等で広報を行い、凍結防止対策をお願いしました。ただ、対策の内容等については、もっと詳しく分かるよう広報の特集記事やホームページで周知し、適切な凍結防止対策、先ほども話にありましたように、蛇口等金属の部分からとにかく凍っていきます。そういう対策、もしくは加温式凍結防止器、蛇口等に巻きつけて使用するヒーター等も現在は出ております。そういうふうな対策を講じていただき、破損事故を防げるように今後できればと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、何か救援策というものは全然ないですか、何か研究するという余地もないですか。香美市だけではなくて、ほかにもこういうところがあったんじゃないかと思うんですけれども、何か救済策というものがあればいいのかなと。水道管自体に耐寒のあるものとか、それがいいのかどうかもちょっと分かりませんが、もうちょっと研究していただくことはできないでしょうか。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 減免措置等も今回は予測されるものでありますので、実際のところ対象にはなりません。この件につきましては、ふだん凍結しない地域こそ危険であるということでありまして、非寒冷地と言われる我々水道事業者も、この件については課題だと考えておりますので、今後高知市等他の市町村とも協議しながら。通常、寒冷地と言われるところにつきましては、先ほど言いましたように、保温材、加温式凍結防止器等、なおかつ水抜き、水道管中の水を全部抜いてしまうような構造を



取っております。そこまで非寒冷地で要るのかという議論もありますけど、実際のところ課題だと考えておりますので、今後研究・調査はしていきたいと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 今後調査研究していただけるということでしたので、ぜひ研究していただきたいと思います。

場所によって、やっぱり山間地でも奥のほうとか、それからまた川沿いとか、谷が近くにあるところなんかはもっと凍りやすい状況もあるかと思いますので、またよろしくお願いしたいと思います。

それでは、②の質問に移ります。

山間地には簡易水道などが整備されていない地区が多くあり、このようなところでは昔から深い山の中の谷川などの水を利用しています。先祖代々人々の生活を支えてきた水はまさに「生命の水」です。しかし、ここ数年は過疎と高齢化の影響で独居の高齢者だけになった地区もあり、そのような中では、水源地の管理や長い距離の給水管の管理などもままならない状況になっているとの声を聞きます。

このような状況下で、自助、共助、公助ということを考えた場合、高齢化で自助にはおのずと限界があります。ほかに住む人がいない地区では共助を求めることもできません。もはや頼れるのは公助しかありません。しかし、現実には厳しく、このようなケースに手を差し伸べる公的な支援策は見当たりません。

今、地球温暖化の影響等もあって、世界中で異常気象の状況になっています。台風は年々大型化し、バケツの水をひっくり返したような雨と表現されるような豪雨もたびたび襲ってきます。今後このような被害が増えるという見解もあります。現実には集中豪雨により水道管が流されたり破損するなどの被害が起きています。しかし、単独で引いた飲料水施設に対しては支援策を見つけられません。そのような地域の方からは、どこに住んでいても市民は市民、1軒だけでもそこで暮らしゆうがやき、支援してほしいという声が聞かれました。

昔は地域の人々で協力してつくった飲料水施設でも、今は多くの方が町なかに出て行って1軒だけになってしまったような、地域が持つ特有の事情なども考慮し、このようなケースで被害に遭われた場合、たとえ修理代の数%でも支援できるような施策があってもいいのではないのでしょうか。担当課の率直な見解をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 山崎晃子議員の御質問にお答えいたします。

本市では、自治会及び市民、団体等が地域の振興、福祉の向上並びにコミュニティーの形成及び運営を図るため、産業経済、文化・交流、社会生活機能の向上等を目的とする事業に対して香美市地域活性化総合補助金があります。その中に給水施設の整備があり、自治会からの申請に限られますが、請負の場合は90%で補助限度額45万円、資

材購入補助、地元で直営で作業をした場合につきましては、原材料代のみ対象１００％で補助限度額２５万円となっております。個人の給水施設に関しては対象外となっております。

ただし、別の地域に居住していても、山間部にもともと家や田畑があり、通ってきて農業をされる方がおり、その居住者が１軒だけであっても三、四軒ぐらいで給水施設を管理している場合もございます。その自治会から申請があった場合は、この地域活性化総合補助金を活用している事例がございます。

また、令和２年７月から１０月に香美市全体の給水施設の調査を実施しましたところ、土佐山田地区で９か所、香北地区６か所、物部地区では１９か所あり、各地域で給水施設の維持管理をしていただいております。物部地区は給水施設が多いので、地域の給水施設に加入できるようであれば、この補助金を活用して施設整備が可能となるのではないかと考えられております。

以上です。

○議長（利根健二君） １１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君） 給水施設に加入できればということですが、できないところですね。結構物部町のほうで言いますと、家が離れていたりというところもありますし、その地域何軒かで一緒に引いていたものが、地域の人がいなくなって１軒になってしまったというケースも、今後増えてくるんじゃないかと思うんですが、そうしたことへの支援を求めている質問なんです。１軒だけの個人は対象外ということですが、そういう事情も出てくるわけですから、ちょっと冷たいような感じがします。もっとその地域の実情に寄り添った支援を検討していただきたいと思いますが、再度の御答弁を求めます。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 補助金の交付要綱でございますが、ちなみに補助限度額につきましては、令和３年度から４５万円から５０万円に引き上げる形に今なっております。先ほど山崎晃子議員がおっしゃいましたように、以前は例えば四、五軒とか１０軒あっても、転出とかお亡くなりになったということで１軒となった場合、かつて集落水道として利用されておりましたら、今後、自治会が認めた場合どうするか、特例とするのかということ、また今後、関係各課と協議しながら検討する必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） １１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君） 協議していただけるということですので、ぜひこういう状況を把握していただいて、前向きに検討していただきたいと思います。

それでは、③の質問に移ります。

県は来年度、中山間地域の小規模集落を訪問し、住民から聞き取った生の声を政策に

生かそうと、１０年ぶりに集落実態調査を実施するとの報道がありました。５０世帯未満の集落が対象で、調査数は全市町村の約１，５６０集落の予定で、委託先の調査員及び県と市の職員が集落を訪問して聞き取り調査をすると聞いています。中山間での暮らしや思い、ニーズなどについて生の声を聞くことで実情を具体的に把握し、効果的な中山間対策に取り組んでいく目的のようですが、市も連携して実態を反映する取組が必要ではないでしょうか。お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

県は前回の平成２３年度集落調査での地域の実情や、また住民意識、思いなどの経年変化の把握、また集落活動センターや生活支援の効果など、これまでの１０年間の中山間対策の取組を検証するとともに、中山間地域の新たな課題やニーズの抽出、それに対応するための新たな中山間対策の施策づくりを目的として、令和３年度に高知県集落調査を実施する予定となっております。

調査の実施方法といたしましては、県がコンサルタントまたは調査会社に委託し、５０世帯未満の集落を対象に聞き取り調査とアンケート調査を実施し、集落の実態や住民のニーズや思いを把握することとなっております。調査項目として、主に集落活動、生活環境、産業振興、地域への思いについて自治会長等の代表者から聞き取り調査を実施するというものでございます。地域の給水施設につきましても、調査項目の中に含まれるのではないかと考えられます。

集落へ調査に入るときには、県にも確認しましたが、県または調査会社が事前に自治会長に連絡をして、集落の実態調査をするという予定でございます。本市も必要に応じて、市職員や地域づくり支援員がそれぞれ土佐山田・香北・物部地区にいますので、同行することを検討しております。

以上です。

○議長（利根健二君） １１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君） 県の取組ということですが、市も連携して実情を把握して、そこに的を得た施策をしていくことが重要だと思います。

それで、必要に応じて職員が参加されるということですが、私は必要に応じてじゃなくて、ぜひ参加をして、これ香美市全域ということではなくて何か所かになると思うので、ぜひ職員さんも参加して、生の声をじかに聞いて、それをまた政策として提案していただきたいと思いますが、その点もう一度お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 香北支所、物部支所とも、またできる限り連携をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） １１番、山崎晃子さん。

○ 1 1 番（山崎晃子君）                      そしたら、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の 2 番目の質問に移ります。介護保険制度についてお伺ひいたします。

介護保険は 3 年ごとに見直され、来年度から第 8 期計画となります。この間の介護保険料は上がり続け、第 8 期の第 1 号保険料基準額の全国平均は月額 6,000 円を超える見通しとの報道もありました。高齢者から介護保険料の負担はもう限界だという声が出ています。高齢者の 8 割は年金天引きで介護保険料を徴収されていますが、年金額が月 1 万 5,000 円を下回る人などは自治体の窓口で介護保険料を納付しています。この間、そうした人たちの間で介護保険料の滞納が急増し、そのペナルティーとして介護給付制限を受けている人は約 1 万人、財産の差押えをされている人は約 1 万 6,000 人に上るそうです。

本市の第 8 期介護保険料、各段階別の対象者数、滞納の状況、対応状況等をお聞かせください。

○議長（利根健二君）                      健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君）                      お答えいたします。

第 8 期介護保険事業計画は、先月 18 日の策定委員会にて委員の方々の承認をいただき、保険料等を決定いたしました。第 8 期の介護保険料は、第 7 期の保険料月額 5,750 円と同額で据置きとなっております。

各段階の対象者数は、第 1 段階 2,162 人、第 2 段階 1,542 人、第 3 段階 1,241 人、第 4 段階 736 人、第 5 段階 1,254 人、第 6 段階 1,586 人、第 7 段階 1,101 人、第 8 段階 352 人、第 9 段階 306 人で試算しております。

次に、滞納状況ですが、令和 2 年度の介護保険料滞納状況は 131 人で、金額にしますと 104 万 6,700 円、これは 2 月末現在となっております。差押えを行った件数は 22 件で、132 万 2,114 円となっております。給付制限の対象となった被保険者数は 2 人で、期間はそれぞれ 1 か月間と 2 か月間となっております。

次に、滞納者への対応ですけれども、これは税務収納課のほうで行っておりますが、市税と並行して徴収しているため、介護保険に特化した徴収対策は行っておりません。催促及び財産調査等を行い、滞納処分の執行または停止等、適正な滞納整理が行われていると考えております。

以上です。

○議長（利根健二君）                      11 番、山崎晃子さん。

○ 1 1 番（山崎晃子君）                      保険料は第 7 期介護保険事業計画と同じで、今回は据置きということになりましたけれども、まず保険料のほうで聞きますと、認定者の状況はあまり変わらないのか。保険料と関係してくるサービスの量ですね、今のサービス以外には特には考えていないのか。それと、第 7 期で計画しておりました定期巡回・随時対応型訪問介護看護がどうなっていくのか。保険料に関係をしますますので、そのあたりをお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 認定者数につきましては、やはり高齢化が進みますので、増えていくと考えております。また、サービスの量につきましては、先ほど議員がおっしゃいました定期巡回・随時対応型訪問介護看護を第7期で計画しておりましたが、なかなか手を挙げてくれる事業者の方がいませんでしたので、厳しいのではないかとということで、今回の計画の中には入っておりません。また、第8期の計画の中では、小規模多機能型居宅介護事業所の整備を令和4年に1か所を目指しております。また、特定施設入居者生活介護の整備も第8期の中で20床の増床を計画の中に入れております。

また、保険料につきましては、据え置くのにはちょっとなかなか厳しい状況もありましたが、前回までも金のつぎ込みを考えておりましたが、それを使わずに来ていますので、今回またその分の基金を入れて、できれば据置きでいきたいと考えてこの金額としております。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そうしますと、第7期の基金5,200万円を取り崩す予定になっていたと思うんですけども、それは取り崩さなくて、その分を第8期に回したということによろしいですか。

認定者は増えている、サービスの量もちょっと足されるということで、今回第8期は据置きとなりましたけれども、やはり支払いが困難な方も、今、令和2年度の滞納は131人ということでしたけれども、この傾向というのは増えてくるんじゃないかと思われるんですけども、その辺は増えてきている状況なのか、お聞きをいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） その点につきましては、私も過去を見てみましたがけれども、年によってかなり差がありまして、一概にすごく増えてきているというようには感じませんでした。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 今後、このままの保険料ではないと思うんですね。今後保険料は上がっていく傾向にあると思うので、やはり滞納状況にある方、払えない状況にある方はサービスの利用を制限せざるを得ないような状況になってはいけませんので、そのあたりは十分把握をしていただいて、適切に必要なサービスが利用できるように取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の②の質問に移ります。

介護療養型医療施設は2018年3月をもって廃止予定でしたが、6年の移行期間の後、2024年3月末で廃止が決定されています。そして、同じように医療療養病床の

うち医療ニーズが低い患者が多い病床でも廃止されることになっています。その転換先として、介護医療院が2018年4月に創設されました。介護医療院は要介護者に対し長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。介護医療院への移行についての状況をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 香美市内にある介護療養型医療施設は1か所ですが、令和3年度中に介護医療院へ移行するとお聞きしております。  
以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 令和3年度中に移行ということでしたかね。この質問をなぜしたかといいますと、やはりこれがまた介護保険料に関わってきますので、その状況をお聞きしたかったわけですが、これも含めて介護保険料が決定されたということかと思えます。分かりました。

それでは、③の質問に移ります。

介護サービスを提供する事業所に支払う介護報酬は、今回の改定では全体で0.7%の引上げとなり、事業者の収入は増えます。しかし、過去20年間の介護報酬の実質改定率は、消費税増税に対応して引き上げた部分を除き、プラス0.65%でほとんど上がっていません。また、現行の介護報酬には処遇改善加算がありますが、これはもともと国費投入で措置していたものを後づけで報酬化したもので、報酬本体とは別建てになっています。消費税増税への対応分と、この処遇改善加算を除いた報酬本体の実質改定率を見ると、改定率の合計はマイナス6.44%となっています。

介護事業所の経営難は、介護労働者処遇改善の足を引っ張ることになり、介護人材の慢性的な不足につながっています。国は介護ロボットの導入やICTの活用などで夜勤職員の緩和を打ち出していますが、介護現場は今後も厳しい状況が続くことが予想されます。このような状況に対する認識をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 議員のおっしゃるとおり、3年に1回の介護報酬の改定がありました。その中でも介護人材の慢性的な不足ということをおっしゃりたいのだと思ってお答えさせていただきますが、介護保険サービスの充実には介護従事者の確保は欠かせないものと考えます。

この介護人材不足について、第8期の計画の中でも介護人材の確保・育成、それから介護人材確保に関する市独自施策の検討を重点施策としています。計画策定においてヒアリング等を行いました。事業所の実情もお聞きしております。続けて、今後も事業所の人材確保に向けた支援策について継続的にヒアリングを行い、また、先進事例の情報収集にも努めて、事業所とともに支援策を検討していきたいと考えておりますが、できればそういう協議の場を継続的に持って、具体的に何か考えていきたいと思っております。

す。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 協議の場がすごく大事だと思うんですけども、第8期計画を立てるに当たって、事業所にアンケートをしているとお聞きしたんですけども、事業所からはこういった課題が出てるがでしょうか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） アンケートとヒアリングと両方行っているんですけども、やはり事業所の中で特にヘルパーの需要があるにもかかわらず、人員不足でなかなか採用が続かないというようなお話もありました。その点については深く受け止めております。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） それともう1点、先ほど市独自の施策を今から検討ということかと思うんですけども、第7期計画の中でも介護人材について、この第7期計画の中で言いますと63ページに、「介護人材や専門職の確保に向け、各事業所や関係機関と連携を図りながら、家族介護者がこれまでの経験を活かし、所得を得ながら介護事業所で勤務することや、Iターン、Uターン、空き家対策等、定住推進課が取り組む移住支援と連携を図るなど、介護の仕事と住まい、子育て支援（保育）など、関係するあらゆる施策が連携した、新たな取組を検討していきます。」ということで書かれておるわけなんですね。でも、そしたら、特に第8期でまた取り上げて市独自策をとということですが、第7期ではこういった新たな取組の検討はしなかったのか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 第7期では十分な検討ができていなかった可能性があると考えております。第8期に向けての計画とは言いましたが、第7期の中のヒアリングだったりアンケート調査を行いましたので、全く取り組んでなかったわけではありません。ただ、第8期では重点課題としてもっと取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） ぜひ市独自の施策を検討していただいて、必要なサービスが安心して受けられるような体制をつくっていただきたいと思います。

それでは、④の質問に移ります。

今年8月からは、介護保険施設の入所者やショートステイ利用者の食費、居住費の住民税非課税世帯に対する助成の見直しが行われます。入所者は年金月額10万円以上の人に対し1か月の負担を2万2,000円増、ショートステイ利用者は年金収入額に応じて食費を日額210円から650円に増額、資産保有者を補足給付の対象から外す預貯金等の資産要件の見直し、高額介護サービス費上限額の引上げなどが実施予定となっ

ています。また、多床室の室料、ケアマネ料の有料化、生活援助の総合事業移行、2割・3割負担の対象拡大について引き続き検討が必要としており、今後も負担増の拡大が危惧されます。こうした負担増によりサービスが利用できなくならないよう、利用者の状況把握に努め、適切な対応が必要になってきます。本市の今後の取組と認識をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 介護保険施設における食費の基準費用額については、令和2年度介護事業経営実態調査結果から算出した介護保険施設の食費の平均的な費用額との差の状況を踏まえ、令和3年8月から日額1,392円から1,445円に改定され、1日当たり53円の負担増となることが決まっています。

ただし、所得に応じた利用者負担段階ごとに食費、居住費の本人の支出額を設定した負担限度額の見直し及び高額介護サービス費の上限額の見直しについては、まだ国のほうから改正内容の詳細が通達されていないため、詳しい回答は今の時点では控えたいと思います。

なお、見直しの趣旨や内容については、介護事業者とも連携して、介護サービス利用者の方には丁寧な周知・広報を行いたいと考えております。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 以前、食費、居住費とかが値上がりしたときに、ちょっと退所まではいかなかったんですけれども、そういった心配があるというような話も聞いたことがありますので、ぜひ事業所にも話を聞きながら、お金の問題で退所しなければならないことにならないように対応を、決まったら、どういう状況なのかを事業所とも確認して、対策を講じていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。3番目です。75歳以上の医療費窓口負担についてお伺いいたします。

現内閣は昨年12月15日臨時閣議で、単身年収200万円以上、75歳以上の夫妻で年収320万円以上の人の医療費窓口負担を現行の1割から2割に倍増することを決めました。75歳以上の高齢者は1,815万人、現在、医療費の窓口負担割合は、現役並みの所得がある人が3割、それ以外の人は原則1割となっています。2022年度から導入する予定で、370万人が対象となるそうです。負担増を抑える配慮措置を3年間設けますが、それでも1人当たり年平均2万6,000円の負担増で、入院を含めて年5万円から10万円の増額になる人も生じると見られています。

高齢者に限らず、誰もが必要なときに適切な医療を保障されなければならないのは当然のことです。しかし、健康を害し、医療機関への受診を考えたとき、経済的に医療費の不安が強ければ強いほど自ら受診を抑制、もしくは断念することになりやすいのではないのでしょうか。医療機関を受診した際の一部負担が幾らになるかは、食事をしたり衣服を購入したりするのとは違い、医療機関の窓口で請求されるまで見当がつかないので



なおさらです。特に高齢期になると医療機関を受診する機会も多くなります。受診を控えた結果、病状が悪化し、かえって高額な医療費を要することになるのではと危惧されますが、本市の75歳以上医療費窓口負担2割化の影響をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えいたします。

後期高齢者医療広域連合が9月末現在のデータから試算しましたところ、香美市の後期高齢者医療被保険者のうち12.8%の方の窓口負担が1割から2割に引き上げられるとのことです。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 12.8%といいますと、75歳以上が何人くらいになるんですかね。ちょっと分からないのであれですが、この方々はやはり窓口負担が上がるだけではなくて、介護保険料とかでも高い段階での支払いになっているかと思うんですが、こういう方々の窓口負担が2割になることで考えられる影響というのはどういうことでしょうか。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） まずは先ほどの12.8%ですが、人数にしまして747人ということになります。これは今の試算ですので、実際の実施時期の人数とは異なりますので、御了承ください。

影響といいましても、ちょっと今のところどのような影響が出るかは把握しにくいです。議員がおっしゃいますように、窓口負担の引上げが受診控えにつながるかどうかは分かりませんが、市としては、香美市後期高齢者の健康診査や歯科健診を推進することによって、健康意識の向上につなげたいと考えていますので、このような事業の啓発に努めていきたいと考えております。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 健診を推進することは大変いいことだと思うんですけども、私は負担が増えることで受診を控えてしまうことが起きると、かえって医療のほうにも影響が出てきますし、それから、特に先ほども出ました糖尿病とか腎臓病とかの方々に対しては、控えるとかえって悪化するという状況になってきますので、そのあたりも十分注意されて、まだ今の段階での話ですので、分からないところもあるかと思うんですが、そういったことも十分注視をしていただきたいと思います。

それでは、次の4番目の質問に移ります。特別障害者手当についてお伺いいたします。

特別障害者手当は、著しい重度の障害を有するために日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の人に支給されます。手当額は月額2万7,350円です。障害者支援施設や特別養護老人ホームなどの施設に入所している場合や、病院、診療所に3か月を超えて入院している場合、受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者に前年の所得が一定以上ある場合には対象外になります。グループホー

ムや有料老人ホーム入所は対象となります。障害程度は、身体障害者手帳 1 級または 2 級程度の障害が重複しており条件を満たしている人、2 番目として、特に重度の身体機能の障害があるため日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められる人、それから、内部障害があり安静度が絶対安静の人、また、精神または知的障害で日常生活能力の評価が極めて重度であると認められる人となっています。

そこでお伺いいたしますが、これまでの申請状況をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

令和 2 年度の申請状況は、現時点で 3 件の申請がありました。うち 2 件が認定となり、1 件は障害程度が特別障害者手当の基準に該当せず却下の判定結果となっております。令和元年度につきましては、3 件の申請、認定は 1 件でございます。2 件が障害程度が該当せず却下となっております。平成 30 年度につきましては、1 件の申請で、1 件を認定しております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 11 番、山崎晃子さん。

○11 番（山崎晃子君） 数としてはそれほど多くはない。障害の程度が決まっていますので、対象者は多くないということで分かりました。申請者があまり多くないということですね。

②の質問に移ります。

先ほど対象となる方の要件について述べさせていただいたんですけれども、これが該当するかどうか当人が判断するのは大変難しいのですが、このような制度があること自体あまり知られていないのではないかと感じています。実際知らなかった、こういう制度があることを教えてほしかったというような声も聞きましたが、周知は抜かりなく徹底して行われているのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

毎年、広報香美 8 月号に各種手当の御案内といたしまして記事を掲載しているほか、市のホームページで特別障害者手当の制度について説明をしております。また、障害者手帳の新規申請や再交付申請された方のうち、障害内容が手当の基準に該当する可能性のある方につきましては、手帳交付の際、特別障害者手当について個別に案内をしております。これは手当の資格要件と障害者手帳の障害程度が直接相関するわけではございませんけれども、こちらが把握できる範囲で最善を尽くしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 11 番、山崎晃子さん。

○11 番（山崎晃子君） 手帳がなくても申請できるという、要件に合えばできるということです。そこがちょっと手帳がないとできないのかなと思われている方もひ

よっとしたらおいでるのかもしれませんが。

あと、障害者支援施設から退所した際に該当する場合がありますけれども、そういう方々にも抜かりなく情報提供されてるのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

手当の対象となる著しい重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護が必要な方につきましては、行政だけではなく、山崎議員がおっしゃられたとおり、医療機関や入所施設、またサービス事業所等におきましても、福祉サービスにつながる機会が確保されているものと考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そのあたりは再度きちんと周知をしていただく方法をまた取っていただきたいと思います。

また、手帳がなくても要件に合えばということになりますので、ほかの自治体では、介護認定を受けた方に結果通知書を送付する際、その特別障害者手当の内容が分かるものを同封したりとか、介護支援専門員研修会で研修項目に追加するというようなこともしているとお聞きいたしました。

確かに広報で案内はしているというけれども、やはり介護している場合は、なかなか広報をゆっくり見てという、日常生活が介護に追われていきますので、やはりそういうところは、例えば介護であれば介護支援専門員から情報を提供してもらおうとか、それから障害者の場合には計画相談支援員ですかね、そういうところからの情報を提供するかという、きめ細かい情報提供の仕方ってあると思うんですね。そういったところを再度検討していただいて、抜かりのないように対応していただきたいと思いますが、再度お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

実例といたしまして、市の包括支援センターのほうから、この手当につきまして該当しないか、該当者の照会もあったところでございますので、こういった情報提供の場面につきましては、チャンネルをなるべく多く確保しまして、漏れなく情報提供していきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） ぜひよろしく願いいたします。

それでは、最後の5番目の質問に移ります。香美市都市計画マスタープランについてお伺いいたします。

本市の都市計画区域は土佐山田町の一部ですが、今回策定された香美市都市計画マス

タープランの対象区域は地域全域となっています。その中で、物部地域の将来像については、「豊かな自然の中で、文化や伝統が息づく暮らしやすい地域」とされています。物部は急峻な地形に点在する地域が多いため、過疎・高齢化が深刻な状況で、集落維持が困難な地域も増えてきました。1番目の質問で水道の件もお聞きしましたが、水道だけでなく、生活全般に様々な影響が広がってきています。物部町の中心である大栃地区では商店が激減し、空き家、空き地が増加しているのが現状ですが、「豊かな自然の中で、文化や伝統が息づく暮らしやすい地域」としていくための具体的な取組など、構想をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） まず最初に、香美市都市計画マスタープランを隅々まで熟読されたことにお礼申し上げます。本当にありがとうございます。

先ほど議員も言われましたが、香美市都市計画マスタープランでは物部地域の将来像を「豊かな自然の中で、文化や伝統が息づく暮らしやすい地域」としています。ただし、あくまでもマスタープランにつきましては将来の土地利用等の方針であります。その中で、既存集落のコミュニティー維持も課題と考えています。そのため、現在、庁内各部署にて検討中の課題について、香美市都市計画マスタープラン幹事会、庁内会議において協議を行い、今後の方向性の確認を行いました。その中で、空き家対策等は香美市全体、全国規模の課題であり、各部署にてでき得る施策を実施していかなければなりません。また、実現に向けては、関係部署、関係機関などとの連携、調整・協議を行い、計画的に進め、あわせて事業等について計画・実行・評価・改善のサイクルにて見直しも図っていきたいと考えています。また、若手職員によるワーキンググループにて意見をもらっており、その中から今後一つでも実現に向けて検討できればという考えであります。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） マスタープランをちょっと見て、今現状取り組まれている内容がプランとして載せられたということですが、このマスタープランに今回香北地域、物部地域も入って、物部地域は大栃が拠点と位置づけられたような形になっていますけれども、このプランによって、ほかに何か補助事業というか、何かそういったものが広がっていくのか、この利点といったものはあるのでしょうか。お聞きをいたします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） コンパクトな中心部と地域の拠点をネットワークで結ぶまちづくりということを、都市計画マスタープランでは目標としています。その中で、やはり各部署、各担当で各政策を考えていってもらいたいということです。ただし、またそのことで各課の横のつながりで共存共栄ができれば、いろいろな考え方、次なる展

開ができるのではないかと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、これを基に展開が図られていく部分も出てくるということですね、そういうことでよろしいですか。拠点拠点を結ぶというところで、それぞれの部署でこれを基にまた新たなものが出てくると、それはまたこれから協議をしてということになるのかと思うんですけども、このことに関して最後にちょっと市長にお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えします。

都市計画マスタープランでございますけれども、この基になっていきます法律ができたのは、人口が本当に日本中増大するような時代にできた法律でありまして、計画的な進め方が必要だということで、土地利用については規制がたくさんかかってきたということになっております。現在、人口が日本中減少時代に入ったわけでありまして、そうした中で、この都市計画もいろんな面で大変矛盾を抱えるというふうな状況になってきております。

これらの矛盾については、これまでも多くの議員の皆さんから御指摘がございましたけれども、やはり今後進めていく方向としては、継続可能なまちづくりということで、より経費負担を抑えていくようなことで進めていかなければならないと思います。

そのためには、先ほども建設課長からお話がありましたように、コンパクトなシティーづくり、そしてそのコンパクトなシティーと各地区がネットワークを結ぶ形で、これからも地域を継続していくことになっていくのではないかと考えておりまして、大変厳しい時代の中のまちづくりでございますので、なかなかいくらかでもお金を投入して活性化していこうとはならないということで、大変厳しい選択が今後も迫られることになろうかと思いますけれども、このマスタープランに基づいて取組を進めていくということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 市長から答弁をいただきました。私の本日の質問は以上で終わりです。

○議長（利根健二君） 山崎晃子さんの質問が終わりました。

消毒のため、休憩いたします。

（午前11時38分 休憩）

（午前11時40分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

1 番、萩野義和君。

○1 番（萩野義和君） 1 番、萩野義和、市民クラブ。議長の御許可をいただきましたので、一問一答方式で質問させていただきます。

まず、1、香美市都市計画マスタープランに基づいて以下を質問させていただきます。

香美市都市計画マスタープランが完成しました。私としては非常に期待していたものですから、本当にうれしく思っております。その計画の中で、基本的な方針として、「ゾーン」「エリア」「拠点」を設定し、土地利用の方針や都市機能を明確化します。」とあります。この方針を私は非常にいいという評価をしているんですが、これに基づきまして、2 か所の拠点・エリアに関して質問を行います。

まず、①物部地域エリア内の大栃橋が工事中であり、通行可能になるのは令和4年になる。これに伴い、この付近の建設的整備が必要であります。公衆トイレの設計はどこまで進んでいるか。順調に進んでいると聞いてはおりますが、建設スケジュール等を併せまして、橋が通行可能となるとときと、うまくタイミングが合う予定でございますか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 高知県中央東土木事務所に確認いたしました。大栃橋のスケジュールですが、令和3年5月末に橋梁本体が完成、続きまして取り合わせ道路等に着手予定です。完成予定は令和3年度末とのことです。その後、旧橋等の撤去となります。

続いて、奥物部ふれあいプラザ駐車場内に新たに設置予定の公衆トイレにつきましては、令和2年度に委託設計が完了しており、道路工事等との兼ね合いもありますが、令和3年度に合わせて工事という予定であります。

以上です。

○議長（利根健二君） 1 番、萩野義和君。

○1 番（萩野義和君） 高知県中央東土木事務所にお伺いしますと、市は前向きに、非常に県と密に打合せもしておられると聞いてもおりますし、タイミングとして橋が完成したときにトイレは確実に使える状況にしていきたいと思います。

②に移ります。

橋の位置が変わることにより、市の土地と国の土地の範囲が変わると思われませんが、どのように変わる予定でしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

道路用地としましては、市の土地は県に譲渡しております。また、旧橋等の国道用地、今後使わなくなるであろうところは、今後、利活用も含め県との調整となります。

以上です。

○議長（利根健二君） 1 番、萩野義和君。

○1 番（萩野義和君） この土地に関して私が一番危惧しているのは、旧道のほうで

すね、現在の道路。これが市のものとなれば、ここが奥物部ふるさと物産館の駐車場として使えると。現在、駐車場がないということが非常に問題でございますので、そこをうまく、その部分を国のものと、道路の一部としてずっと残すということではなくて、市のものとして市が自由に使えるように、ぜひ持って行っていただきたいということをお願いしまして、③に移ります。

大栃橋完成後の奥物部ふるさと物産館、奥物部ふれあいプラザの駐車場ライン引き等は未決定のようですが、時期的にそろそろ検討を開始する時期ではないかと。駐車台数がどのようになるか。それから、新しい橋の高さは現状よりも約80センチメートル上がるということです。奥物部ふれあいプラザのほうはそんなに問題ないと思うんですが、奥物部ふるさと物産館へのすり付け、切下げですね、そういうところはどのようになっているかは非常に重要です。完成した後にこうしてほしいというようなことはあまりしないほうがいいと思いますので、そろそろラインとか、その辺の詳細を詰めるべきだと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 前段にも述べましたが、高低差等もあることから、道路整備施工時に合わせ、調整・検討しなければならないと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 国の事業で、実際やっているのは県で、打合せしながらやるしかないと思いますが、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、④に移ります。

大栃公園付近は緑の拠点となっております。奥物部ふれあいプラザの湖水側に遊歩道がありますが、現在は橋の工事のため途中から通行止めとなっております。橋完成後は、私としては、橋の下までくぐって物産館のあずまや付近にうまく出られるようにしますと、大栃公園から、これ短いですが高低差がある遊歩道になっていますから、楽しい遊歩道になるのではないかなという思いがございしますが、いかがでございましょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 現状、遊歩道につきましては、奥物部ふれあいプラザ側新設トイレへの階段等による誘導を検討しなければならないと考えています。もともと物産館側には遊歩道はなく、あずまや等への取り合わせは考えていません。

以上です。

○議長（利根健二君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） この通告書を出した後、もう一度私も現地へ行って確認したんですが、お金をかければできることではあるんですけど、造ったがために後々問題も出そうな気がします。それは難しいということで、やむを得ないと判断いたします。

それでは、次の⑤に移ります。

新しい橋が完成すると現在の橋は撤去することだが、一般的には橋台の部分は残ると思われます。2か所とも少し加工し、手すりをつけて展望台風にできないか。よくあるのは、橋を撤去した後に橋台の部分は残りますので、そこにネットを張って危険立入禁止、それが何年かのうちに風化して非常に見苦しい状況になります。そういうようにならないように、特にこの橋の付近、大栃地域というエリアの中では非常に重要なところでございますので、見たイメージもよくなるようにしていただきたいということでございます。

四万十町のジップライン、非常に評判がいいようですが、ああいうものをやるのは湖水上ですから難しいかもしれませんが、手すりをつけて展望風に少なくともするぐらいは、何とか県と話し合ってやっていただきたいと思います。いかがでございましょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 現在の橋につきましては、永瀬ダム工事による補償の付け替え道路の一部として1954年5月に完成しています。橋梁形態としましては鉄道橋などに使用されているボルチモアトラス橋です。現橋梁をどうするかにつきましては、新橋梁設計時などに地元も含めて協議いたしました。老朽化等による維持管理を考慮し、橋台等も含め撤去となっています。前段にも述べましたが、旧橋梁等、国有地等も含め、今後の利活用などは県と協議となりますが、急峻な湖水護岸斜面ですので、安全面での対応は必要と考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 橋台まで撤去されるということですか。あれを撤去するというのは大変な工事だろうと私は思うんですが、橋台があれば崖崩れもしにくいとかいうこともあるんですが、まあ、撤去していただいたほうがいいでしょう。撤去して、完璧な更地、景観もいいようにしていただくということがベストだと思いますので、そういう方向でお願いいたします。

次に、⑥です。

物部川には道の駅は美良布1か所しかありません。徳島県に入っても、もみじ川温泉までないと。道の駅というのは車で通行する人へのサービスであります。仁淀川には3か所あり、一番奥はかなり繁盛しているようです。特にこういうケースで一番奥というのは結構繁盛するものですね。コンビニなんかでも、この店が最後ですよと看板を立てて、ここが最後だとなると、特にたばこなんか吸う人は残量を見て、たばこ少ないから買っていこうとかいうようなことで、最後の店というのはそれなりの売上げがあるようです。ですから、物部川の最後に道の駅とすれば、かなり繁盛もすると思われるんですが、この橋の工事に絡めてこれを何とかできないかということです。

ただ、問題なのは、非常に土地が狭いし、駐車台数がどうしても問題です。その駐車



台数をどれだけ取るか。一つは、前にも質問しました、裏に国の土地が、市の土地にコの字型に囲まれた部分がありますから、そういうところの払下げを受けておいて、現在の物産館を奥のほうに曳家をして駐車台数を増やす。あるいは、これ最近住民の方から御意見があったんですが、N T T大栃電話交換所を、ここは多分橋に絡んで何らかの工事が発生するはずだという推測の上ですが、工事をするんだったらあそこをどいていただいて、言葉は悪いですけど、逆に奥物部ふれあいプラザのほうに移っていただいて、あそこを奥物部ふるさと物産館の駐車場にできるよう図れないかと、それをN T Tと交渉していただきたい。これは住民の希望です。この通告書を出した後の話だったものですから、私は十分な調査はできていませんが、N T Tがあれをどれだけ現在活用しているか。多分かなり古いですから、今造ればあの設備はもっとコンパクトになると思われるので、コンパクトにして奥物部ふれあいプラザの一画に移していただいて、跡地は奥物部ふるさと物産館の駐車場として利用できるよう、そういうもろもろをトータルにやっていただけないかということでございますが、いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 物部支所も含めまして関係機関との協議はいたしました。現在、奥物部ふるさと物産館は、レストラン、ふるさと市として指定管理にて運営していることもあり、今後の状況にもよりますが、道の駅の指定ではなく、今以上に管理者が運営しやすい方法を検討すべきと考えています。

ただし、今、萩野議員から追加で質問があったように、N T Tの問題とかは今後検討しなければならないとは思いますが、またそれも含めまして支所と関係機関とで協議はしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（利根健二君） 1 番、萩野義和君。

○1 番（萩野義和君） 今、井上課長がおっしゃられた考え方でいくしかないと思いますが、マスタープランの原点に戻れば、3 か所、合併以前の物部町、香北町、土佐山田町、土佐山田町はもちろんこの都市計画区内の一部がありますし、香北町は美良布付近で、物部町は大栃付近ということで、あの付近は土地があまりありません。ただ、大栃駅からライダーズイン奥物部の間に歯医者があったり、診療所があったり、この辺にもろもろがそろってますので、これをさらに生かすためにどうか知恵を絞っていただきたいということです。

それをお願いしまして、⑦の質問に移ります。

大栃橋工事に絡んで、この付近の状況はかなり変わります。通行可能1年前。通行可能は、公にされていないので、はっきりしたことは分からないんですが、令和4年3月までに完成させて、通行可能は4月か5月頃になるかもしれないというような状況です。そういう意味からいくと、ほぼ1年前ですから、先ほども言いましたように、物部町に至っては拠点ですので、地元住民も非常に気にしてることでございますから、小まめな状況報告

をしていただけたらと思います。いかがでございましょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 本年度はコロナ等の影響もあり、人数等制限をして開催となった物部町自治会長会での説明はできていません。ただし、今までは随時説明しておりました。次年度以降につきましても、自治会長会などを利用し説明はしていかなければならないと考えています。説明ができなかったのも、大柝地区の地区長、代表の方には全て経過等は連絡はしてあります。また、地区長から関係者への連絡は随時してくれておるという確認は取っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 1 番、萩野義和君。

○1 番（萩野義和君） それでは、地域エリアということで、大柝付近の質問をさせていただきますが、次に、⑧都市拠点エリアと位置づけられている土佐山田町中心部に関して質問させていただきます。

マスタープラン8 ページに、「人口密度の高いエリアにおける公園の配置など、効果的な公園の整備が求められています。」とあります。西町公園の整備は令和7 年からとなっておりますが、これを早めることはできないでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

香美市都市計画マスタープランでは、土佐山田中央地域の将来像を「新たな価値を創造し、活気あふれる地域」としています。あくまでもマスタープランは将来の土地利用方針であります。人との触れ合い、交流とともに新たな産業や価値を生み出す地域を目指し、現在、庁内各部署にて検討中の課題について、香美市都市計画マスタープラン幹事会、庁内会議にて協議を行い、今後の方向性の確認を行いました。実現に向け、関係部署、関係機関などの連携、調査、協議を行い、計画的に進め、あわせ、事業等につき計画、実行、評価、改善のサイクルにて見直しを図ります。

西町公園につきましては、旧山田保育所（昭和28 年認可）跡を都市公園（街区公園）として昭和58 年に都市計画決定をしています。現在、旧建物などを利用し、公民館として利用していますが、老朽化等も激しく、早期に取壊しを計画しなければなりません。代替施設等の諸問題もあり進んでいない状況です。担当課としましては、諸問題がクリアとなれば、早期に防災面も考慮した、あまり広くはありませんが、広場などの公園にできればと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 1 番、萩野義和君。

○1 番（萩野義和君） それでは、⑨に移ります。

土佐山田町商店街の西に、今話しました西町公園が予定されているわけで、ところが東にはないということでございまして、幸い図書館が完成すれば引っ越しして跡地が空

きますので、そこに公園をつくれないう質問でございます。土佐山田町の場合は香北町とか大栃とは違うランクがあるわけですね、都市計画区域ですから、やはり都市計画区域の水準を維持しなければいけない。それにはしかるべきポイントのところに公園というのは絶対必要なんですよ。だから、図書館が空いた跡を遊ばせるんじゃなくて、公園だったらそんなに大きな工事金額も要りません。

もう一つ、都市計画上適宜公園というものがなきゃいけないという考えがある一方、公園というのは非常に高齢者の対策にも必要なんですね。ある調査で、60歳から70歳の人を老人と見て、「高齢者」は訂正します。「老人」ですね。まあ60歳から65歳の人が老人かどうかは私は分かりませんが、調査によりますと、こういう人のおり場所とか、行き場所というのは、男性も女性もまず図書館だそうです。私ちょっと意外に思ったんですけど、やっぱり高齢者の一番のおり場所、行き場所が図書館ということで、山田の場合は新しい図書館を造ろうとしていますし、物部町は既にできている、香北町も計画が進んでいるという状況で、香美市として高齢者対策という意味で図書館、今もあるわけですけど状態があまりよくないですから、新しくきれいなものを造る、蔵書も増えるものを造るということで、いい方向へ進んでると思います。そうすることで、土佐山田町商店街の中に2か所、西町公園は通りには面していませんけれども、そういうところをつくるという方向で進めていただきたいと。

それから、このマスタープランの計画書を見ますと、随所にコンパクトにしなければいけない、集中するところは集中する、そしてコンパクトにするという考え方ですから、公園はいろいろ候補地があるようですが、鏡野公園がある、秦山公園がある、これがそれぞれかなり遠方ですね。だから、都市計画区域の中心部に2か所、西と東に公園が欲しいと思います。いかがでございましょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 秦山公園は都市公園の地区公園となり、徒歩圏内で1か所当たりの面積が4ヘクタール以上を標準として配置しています。現図書館は秦山公園から誘致距離圏内にあり、今後人口が減少することが見込まれることから、都市公園としての整備は考えていません。ただし、現状、商店街一帯の住家等の配置を考えると、火災による類焼対策も考慮し、商店街機能も持ち合わせたイベント等広場を計画できればと思っています。ただし、重要な土地、まちの中の土地ですので、市全体を見て今後の有効利用を検討しなければならないとも考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） それでは、2、遊休農地に関して。

○議長（利根健二君） 暫時、昼食のため、午後1時10分まで休憩をいたします。

（午後 0時06分 休憩）

（午後 1時09分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

1 番、萩野義和君。

○1 番（萩野義和君） 2、遊休農地に関して質問いたします。

①農地等の利用の最適化の推進に関する指針によりますと、認定農業者、参入希望者（法人を含む）を把握し、必要に応じ現地見学会や相談会を実施するとなっておりますが、この3年間ぐらい見まして、どんな具合でございましょうか。

○議長（利根健二君） 農業委員会事務局長、川島 進君。

○農業委員会事務局長（川島 進君） お答えいたします。

指針に記載しております認定農業者、参入希望者を対象としました現地見学会や相談会の開催については、指針策定時の平成29年以降で開催実績はありませんが、農業委員及び農地利用最適化推進委員は、農地を貸したい、借りたいなど相談があった場合には、貸手と借手の利用調整や現地での立会、利用権設定の説明などを行っております。また、相談者が農地中間管理事業を使いたい場合には、農地中間管理機構の地域推進支援員と連携を取って活動を行っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 1 番、萩野義和君。

○1 番（萩野義和君） 農地中間管理機構等の話が出ましたが、改めまして、②農地中間管理機構等との連携に関して質問いたします。

市、農地中間管理機構、農協等と種々の農地リスト化を行い、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手、受け手の意向を踏まえたマッチングを行うとなっておりますが、この3年間での活動状況はどのようでございますか。

○議長（利根健二君） 農業委員会事務局長、川島 進君。

○農業委員会事務局長（川島 進君） お答えいたします。

本市におきましては、農地中間管理機構であります公益財団法人高知県農業公社と連携しまして、農地中間管理事業及び農地売買等事業を活用しております。活用事業としましては、農地中間管理事業は平成30年度は貸付件数11件で3.9ヘクタール、令和元年度は貸付件数10件で6.4ヘクタール、令和2年度につきましては本日現在で貸付件数5件で2.1ヘクタールとなっております。3年間では26件、12.4ヘクタールが担い手に集積され、農地売買等事業では、平成30年度が4件で0.7ヘクタール、令和元年度は2件で1.6ヘクタール、令和2年度が3件で0.7ヘクタールとなっており、3年間では9件、3ヘクタールが担い手に集積されております。

以上です。

○議長（利根健二君） 1 番、萩野義和君。

○1 番（萩野義和君） ③に参ります。

遊休農地対策、農地のあっせん情報等、ホームページで香美市は見られますけれど、先ほどの農地中間管理機構等との連携業務に関して、成果は上げておられるとは思いますが、一方、私は市役所に物部町からずっと国道で来るわけですが、途中、元は田であったと思われるところが長期にわたって、雑草刈りだけは年に1回か2回やってるようですから、雑木林にはなっていないんですけれど、長く使われていない遊休農地がございます。物部町からここに来る間でもね。このような土地に固定資産税を高くする対策を取るという考え、実際されてもいるんですかね、こういう方法もあるでしょうね。

私としたら、この遊休農地を市が先頭に立って、うまく活用する。例えば、旧鏡村なんかでは、遊休農地対策としてイタドリの栽培をしていますね。私も行って見てきたんですけど、元田んぼと思われるところにいっぱい植わっています。上の田んぼと下の田んぼの間に岸があるわけですが、そういうところにも恐らく一人生えでしょうけど生えている状態で、イタドリの栽培をしている。このイタドリ栽培は、和歌山県と高知県で、高知県産はほとんど高知県内で消費されているということでございます。これを遊休農地で大量に栽培して、何トンという単位で県外、特に東京へ販売する等は考えられないかということでございます。

イタドリは一つの例ですので、これは東京ではまず売られていません。東京の人は恐らく食べ方が分からないし、イタドリがあっても、これがイタドリという商品かどうか判断もできないと思いますから、取りあえずは東京で、イタドリというものはこういうふうにして料理して食べるんだと。それで、これは高知県の非常に空気もいいところで栽培されてますよというような営業活動をして、販売できるようにしていただけないかということでございます。いかがでございましょうか。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えいたします。

イタドリの栽培については、御指摘のとおり、高知市の鏡地区が先進地として熱心に取り組んでおり、J A高知市のイタドリ部会では、苗の販売から栽培方法の公開など、イタドリの栽培普及に努めておられます。

このため、遊休農地対策としてイタドリの栽培を開始することは比較的容易であると思われますが、繁殖力が非常に強いこと、また、定植後は完全除去することが難しいとされているため、労働力の確保といった問題もあり、大量の栽培に関しては慎重な判断が必要になると思われます。

なお、本市でも栽培実績はあるようですので、栽培は可能と思います。耕作者により労働力が確保できることなどが問題なく、出荷先など調整がつけば、大量出荷も可能ではないかと考えます。

以上です。

○議長（利根健二君） 1 番、萩野義和君。

○1 番（萩野義和君） それでは、④に参ります。

今、労働力の問題ということがこの④で、東京は25年ぐらいずっと人口増が続いてたんですが、25年ぶりに前年対比で減少したと。600人ぐらいらしいんですが、特に23区内が多いということで、今、東京からの脱出が始まっております。ですから、こういう人をうまく労働力として香美市へ誘致していただくと。

それから、今のお話の中にありましたけれども、イタドリは東京の人はどうやって食べればいいか分からん。これが似てるのが、あとリュウキュウなんかもそうなんですね。リュウキュウなんかもほとんど東京で売れていません。たまにありましたら、店員にこれ何て言うものですか、どこ産ですか、どうやって食べるんですかと聞いても、店員の人は分からないんですよ、店員の方はほとんどアルバイトですから。こういうものを東京で販売しようとしたら、どうやって食べるかの営業活動をきちっとしないと、まず売れないでしょう。だから、そういうこともやると。それで、まずは、東京から出たい人を受け入れて栽培していただいて、東京にもともと住んでた人ですので東京の状況が分かっていますから、その人に営業活動もやっていただくということで、そういうことがうまく回るようにやっていただきたいということです。

また、令和2年5月に内閣府が東京の人の意識調査を行っておりますが、約50%の人が地方に関して関心があるということでございます。ただ、これも2種類ございまして、生まれながら東京の人は地方への気持ちは低いみたいで、本来は東京の人でない人が東京へ行って住んでる、20代から59歳までの方の対象とした調査ですけれども、そういう人は非常に地方への関心が強いということでございます。

それで、皆さん理解していただきたいのは、自分事なんですけど東京に長く住んでおまして、東京の人に高知県について聞きましたら、そんなに知らないんですよ。だから、高知県をやっぱよく知っていただくことから始めないと、私みたいに高知県から向こうに行っている人は、もちろん高知県を分かっているわけですけど、そういうような状況で、高知県もあまり知らない、そして、イタドリだとか、先ほど言ったリュウキュウなんかがぽつと出ても、どうやって食べればいいか分からないから当然買いません。

その辺をトータルに、販売の営業活動もする、それから労働力として東京から出たい人を受け入れて、物部町なんかだったら空き室も公営のがありますから、教員住宅4戸もありますので、こういうものの条例を改正して、取りあえずそういう人の受け入れをやっていただいて1次産業を復活させる。コロナのために、私は非常に1次産業復活のチャンスだろうと考えていますので、その辺をトータルに進めていただけないかと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えいたします。

人口減少と東京一極集中に歯止めをかけることを目的とした国の地方創生の動きに合わせて、本市でも平成27年9月、香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、農業分野では農業の担い手の確保・育成を目標に掲げ、人口減少対策と持続可能なまち

づくりに取り組んでいます。

最近ではコロナ禍の影響によりまして、過密な都市での生活より農山村への移住にさらなる関心が高まっています。移住定住促進のためには雇用の確保が必要となりますが、移住希望者の中には農業への就農を希望される方がおられます。こういった場合には、就農が円滑に進むように、ＪＡや県、農業振興センターなど関係機関と連携を図り、各種の支援策を効果的に活用しながら、移住者の受入れを行っております。

また、今後におきましては、さらなる支援策として、総務省による地域おこし協力隊制度を利用した、移住希望者の農業への就農方法も研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 1 番、萩野義和君。

○1 番（萩野義和君） それでは、最後の質問としまして、市長にもお伺いいたします。

香美市でも、今、光回線を全戸に中山間部まで引こうとしていますが、光回線が入っていなかったら、中山間部でそれなりの若い世代なんかも住めないんですよ。それで、農地が空いてます、農地を使って何かやりませんかと言ったって、インターネットが使えない状況だとうまくなかったんですけど、それが香美市では全戸に入れようということで進んでいますし、一方では、繰り返しますけど、コロナのために都会離れが起きている。こういう人はインターネットを使う人ですから、インフラも整備されている状況で農地もあるよということだと、うまくそれを迎えて人口増を図るとか、若い人が入ってくれば小さい子供が一緒に来ることも考えられますので、そこら辺をうまくトータルに進めていただきたいと思いますと思いますが、市長のお考えはいかがでございましょうか。

○議長（利根健二君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えいたします。

議員がおっしゃられたように、今、情報あるいは通信の環境整備を急ごうということで進めております。いよいよこの春からＧＩＧＡスクールも始まるわけでありまして。こうした中で、環境が整わないために、自宅での学習がなかなか進まないというようなこともありましたけれども、こういう整備が進めば、みんなひとしく同じ環境の中で学習もできるわけでありまして。そして、議員のように都会で働いておられた方も帰ってきて、それなりに仕事もできるというようなことにもなりますので、非常に状況が変わってくるのではないかなと思っております。

まず、そのためには、やはり仕事を誘致していく、オフィス誘致していく、あるいは、先般に話もありましたように、マスタープランの中には工業団地の計画もありますので、そういうところで大きなものから、また小さなものまで誘致していくということを積極的に進め、そして、環境の整った中でいろんな可能性を引っ張り出していただくことが大事だと思います。そのためには、行政だけの知恵ではなくて、市民の皆さん、また企業の皆さん、そういうところにまだまだ可能性があるぞということを引っ張り出してい

ただきたいと思います。

この中では、商工会とマネーカードを発行して、非常に状況が変わっていくのではないかと思いますけれども、皆さんのこれからのいろんな提案、知恵がまちを元気にさせていく基盤ができておりますので、一層のお力添えをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（利根健二君） 1 番、萩野義和君。

○1 番（萩野義和君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（利根健二君） 萩野義和君の質問が終わりました。

消毒のため、休憩いたします。

（午後 1 時 2 7 分 休憩）

（午後 1 時 2 8 分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

6 番、森田雄介君。

○6 番（森田雄介君） 6 番、森田雄介です。議長の許可をいただきましたので、一問一答形式で、今回は 3 つの点について質問していきたいと思います。

まず、1 点目です。通学費の負担軽減ということでお聞きをしていきたいと思います。

高知県は、全中学生に占める私立中学生の割合が、東京に次いで全国 2 位という特異な県であります。中学時から高知市内の私立中学校に通う子が一定数おります。また、人口の多い高知市周辺に様々な高校が立地しており、将来設計から自分に最もふさわしいと考えるそれら市外の高校に進学している状況もあります。その一方で、教育予算の大半は学校に出されるものであって、各生徒の事情に合わせた支援というのは少ないのではないかという声もあり、以下の質問をするものです。

①であります。

高知県は、高等学校の通学区域の見直しを平成 22 年から 24 年にかけて実施しております。ここでの通学区域撤廃の狙いは何だったのか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 森田議員の御質問にお答えいたします。

高等学校につきましては、県教育委員会が管轄ではありますが、高等学校の学区制度撤廃につきましては、高知県の全ての中学生が、それぞれの興味、関心、適性、進路希望に応じた高等学校を主体的に選択できるようにすることで、よりよい教育環境とより効果的な高等学校教育を提供することを目的として、平成 22 年度から段階的に学区制度を変更し、平成 24 年度から県内の学区を撤廃しております。

以上です。

○議長（利根健二君） 6 番、森田雄介君。



○6番（森田雄介君）            そういった狙いがあったということですが、その一方で、通学距離が長くなることによって、今回質問に上げています通学費の問題、まあ議論があったのではないかなと思うんですけれども、その問題はどうか解消しようとしていたのか、そういったことも分かればお聞きしたいですが。

○議長（利根健二君）            教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君）            その当時のことです。定かでないところもありますが、撤廃に伴う通学費等のことに限定して協議はしていないと思われます。  
以上です。

○議長（利根健二君）            6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君）            狙いはあるけれども、その中で多分デメリットの部分というか、どうしてもその問題は出てくるんじゃないかなということで、ちょっと関連してお聞きしたところでした。

②に移りたいと思います。

本市から市外の中学校、高等学校に通う生徒数は何人であるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（利根健二君）            教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君）            お答えいたします。

市外の中学校、高等学校等に通学する生徒数につきましては、現時点での正確な数字は把握できておりませんが、香美市内の小・中学校卒業時に調べた市外へ進学した児童・生徒数の3年間の積算では、市外へ通学する中学生は105人、高校生は357人程度と思われます。

なお、先ほども申しましたように、転出入等様々な状況が考えられ、現時点での実数ではありませんので、御了承ください。

○議長（利根健二君）            6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君）            中学生で105人、高校生357人、多分3学年積算をしていただいちゃうと思いますので、1学年当たり35人程度というところかとは思いますが、香美市のその年代のお子さんの出生率が、大体今160人前後じゃなかろうかと思うので、やはり2割ぐらいになってきますかね、結構な方が通ってるという実態が分かりました。

それでは、③に移ります。

現時点で本市外へ通学する場合の支援はあるのかお聞きいたします。

○議長（利根健二君）            教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君）            お答えいたします。

香美市外へ通学する小・中学生に対する通学費用の支援制度はございません。高等学校等の通学費につきましては、香美市独自の香美市高等学校等通学費補助金の制度で、自宅から遠距離の学生に対してJR土佐山田駅までの通学費の補助がございます。香美

市外への支援につきましてはございません。

なお、通学費限定ではありませんが、経済的に就学が困難な方には、香美市独自の香美市高等学校等奨学金の給付についての制度もございます。

以上です。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） そうですね。自分も記憶しておりますけど、市内にはあっても市外に行く場合にはないというところであるかと思います。

④に移りたいと思います。

では、通学支援をする制度をつくってはどうかということでお尋ねするわけなんですけれども、支援制度についての本市の見解はいかがでしょうか。お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

広域通学に対する支援制度につきましては、様々な観点から考えていかなければならないことだと思います。一例を申しますと、香美市内の県立高等学校では定員確保が課題となっており、香美市として地元の高等学校も大切にしていきたいと考えております。また、先ほども述べましたように、香美市独自の支援制度もありますことから、今以上の市外への通学支援は難しいのではないかと考えます。

以上です。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 何事にもバランスは必要かとは思いますが。一例ですけれども、これ市ではなくて県で、長崎県におきましては、私立公立にかかわらず遠距離通学をする生徒には補助が出ておるということもあります。市単独で難しければ、県との連携などもまた検討していただけたらと思います。

⑤に移りたいと思います。

本市は、県都高知市の通勤圏内としてJRを利用した通学も容易な環境にあります。また、本市へ移住するに当たって家を建てようとする子育て世代にとって、行政の支援策があるかないかで決めに大きく差が出ると思います。住む人に喜ばれるまちだからこそ新しい人もより増えていくのではないかと、その方向から検証を求めますが、いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 森田議員の御質問にお答えいたします。

移住を推進する上で、子育て世代の移住希望者につきましては、本市としても最も力を入れてアピールしていきたいターゲットであると考えております。現在、教育振興課長も申しましたように、香美市独自の支援制度、香美市高等学校等奨学金の給付があり、移住を考えている方に対しては、いなかみのホームページや移住相談のときに周知を図っておりまして、香美市をアピールする一つ材料になっていると考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 今あるものも最大限アピールしていただいて、今回それに加えてというようなことでありましたけれども、こういったことをするとき、それこそ定住推進課で取り組んでおります、ふるさと納税の一部なんかを利用してというようなことなどはどうでしょうか。一つの提案ですけれども、もう一度見解をお聞きしたいと思います。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） それは市外通学の支援をということでございますかね。それはまた関係各課、教育振興課との協議が必要であると考えております。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 移住されてくる方へのアピール、また、本市に住む生徒さん、またその親御さんのメリットにつながる政策だと思います。それを応援したいという声をふるさと納税から反映できるものでありましたら、また検討願えたらと思います。

大きな2番目の質問に移りたいと思います。森林環境譲与税を事業に生かすということで、ぜひともお聞きしていきたいと思います。

森林環境譲与税は、市町村の体制整備進捗に伴い徐々に増加するように設定されております。本年度は1億689万5,000円、令和4年、5年度には1億3,833万5,000円、令和6年度以降は1億6,977万4,000円の見通しです。予算書には、森林GIS保守管理委託業務から、かみんぐk i d s木の学校まで9事業が計上されております。

それを述べまして、①です。

今年度の9事業ですが、ソフト事業が中心に計画されている印象です。今後、林業が産業として成り立っていくための環境整備でもあると思いますので、これらがまとまってどのように進んでいくのか、今のところの狙いをお聞かせください。

○議長（利根健二君） 農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君） お答えいたします。

お手元にお配りしています資料を御覧になっていただきながら、お話を聞いていただけたらと思います。

まず、令和元年度から始まりました森林経営管理制度は、経営が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受けて森林組合等の林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進する制度となっております。当市ではこれまで森林所有者が委託をしたり、森林組合から声をかけさせていただきながら、複数の所有者の森林を集めて施業地の集約化を推進してきましたが、森林所有者が把握できていない森林もありました。このため、新たな制度では、森林環境譲与税を活用しながら、森林組合が把握できていない所有者が所有する森林を、手入れがされてい

ない森林とみなしまして、市が意向調査を実施しております。

次に、2 ページを御覧ください。森林所有者の連絡先と意向を把握した後は、森林組合に境界の確認等を委託し、所有者と境界が確定した上で、森林経営計画の策定や造林事業の契約を締結しています。その後は国や県の既存補助事業も活用しながら、作業道の開設や搬出間伐等の森林整備を実施していくという流れになります。

最後に、3 ページを御覧ください。こちらが、令和3 年度予算に計上させていただいています、森林環境譲与税活用事業の一覧表になります。議員御指摘のとおり、森林環境譲与税では、森林整備を進めるために、まずは森林GIS の整備や森林経営管理制度事業などのソフト事業により、森林資源や所有者情報の整理、所有者の探索や境界の確認等を進めているところです。

なお、昨年の9 月補正では、従来の森林整備事業のメニューに、4 番にございます森林環境譲与税を財源とする森づくり支援事業を計上させていただきまして、除伐、保育間伐や作業道の支援を始めております。また、令和3 年度には、これまで避けられることが多かった公道周辺の森林整備を推進するための事業も予算案に計上させていただいております。

以上です。

○議長（利根健二君） 6 番、森田雄介君。

○6 番（森田雄介君） 資料も頂きまして、説明もいただきました。実際段階があるとは思いますが、今の段階では、やっぱり森林環境整備を最も進めなければならないということかとは思いますが、実際この森林環境譲与税を使って、その後の製材や販売、この中にはPR 事業も入ってはおりますけれども、販売強化といった支援にも使える税なのか、いま一度確認をさせていただきたいと思います。

○議長（利根健二君） 農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君） 資料3 ページにございます左端の欄が、森林環境譲与税の使途区分になっております。大きくは森林整備、人材育成、木材利用普及・PR、あと基金積立となっております、この木材利用・普及PR の部分につきましては、市産材を活用するとか、市産材のPR をするとかいったものに使えると考えております。以前の議会でも報告がありましたが、新図書館での木材使用とかいうことも行っておりますし、木のおもちゃプレゼントなんかにもこの事業を使わせていただいております。

以上です。

○議長（利根健二君） 6 番、森田雄介君。

○6 番（森田雄介君） その部分から少しつながるかどうかわれんですけど、②に移りたいと思います。

本市は全国の中でも民有林の団地化に先鞭をつけ、国の補助も受けながら、材を生かすための機械の導入、造林から始まる人材育成、当初から搬出間伐にこだわった方針などで農林水産大臣表彰特別優良組合表彰を受賞した、香美森林組合のお膝元でもありま

す。その香美森林組合は1978年に香我美町森林組合と合併、2006年には南国国見森林組合と合併しております。自治体でいうところの南国・香南・香美の3市にわたっております。

森林管理が基礎にあり、それぞれに事情の異なる山から木を切り出し、利用していくまでがスムーズに行われていくようになるためには、集約化をはじめ、効率よく採算の取れる形ができていかなければならないといえます。機械化などのハード整備をしようとするれば、同時に道づくりができなければ成り立ちません。また、広域にわたるため、人手の問題もあろうかと思えます。無論、森林組合だけで解決するのではなく、新たな民間の参入もなくてはならない状況があるのではなかろうかと思えます。

以上の森林管理、素材生産に加えまして、製材、建築施工がそろって森の材が生かされていきます。また、バイオマス発電の材料としての利用も始まっております。高知おおとよ製材や、未利用材を発電に使う土佐グリーンパワーとの連携はどうなのか、今現在の課題がどこにあって、おおよそこういった整備が差し当たってどのくらい必要なのか、また、その解決の見通しはあるのか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君） お答えいたします。

初めに、当市の民有林の人工林面積は約2万5,000ヘクタールございます。原木の生産量は1年間で約5万5,000立方メートル、ストックヤードの取扱いでもほぼ同量となっております。一方、市内の製材所4社の原木消費量はおよそ2,300立方メートルしかございませんで、先ほど議員がおっしゃいました高知おおとよ製材をはじめ、高知県森林組合連合会が協定販売というのをしておりまして、高知県内で生産されたものを県外の製材市場に協定出荷などをすることによって、生産された木を余すことなく使うような取組をしておりますし、また、未利用材、木質バイオマスにつきましては、高知市仁井田にございます土佐グリーンパワーに香美市から主に出荷しております。

それぞれの問題点につきましてですが、まず、森林管理につきましては、先ほど申し上げました森林所有者の高齢化や世代交代、それから市外への転出等により所有者が不明で境界の確定が困難な森林が多くなっておりまして、森林整備が進まないことになっております。解決策としましては、森林経営管理制度では森林環境譲与税などが創設されておりますし、さらに新たな対策等が現在検討されているところです。

次に、ストックヤードにつきましては、現在のところ問題はないと認識しております。

次に、製材所ですが、住宅着工戸数の減少により年間の製品出荷量が減少しております。特に市内の製材所につきましては経営者が高齢であり、事業継承の予定がないことなどがございます。このため、未来の森づくり委員会では、本年2月より製材所の支援策について検討を始めております。

次に、木材利用につきましては、香美市地域産材利用推進連絡会議において、市役所内の横断的な連携によりまして積極的に市産材を活用するとともに、本年度から木育も

兼ねました新生児へ木のおもちゃの配布「かみんぐBABY木のギフト」を始めております。

最後に、全分野の共通の課題が担い手不足です。当市では、森林環境譲与税を財源とする担い手対策支援事業による支援を行うとともに、令和3年度には「かみんぐkids木の学校」という森林・林業体験プログラムを予算計上させていただいておりまして、森林・林業に関心を持っていただくとともに、将来の担い手育成につながることを期待しております。

以上です。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 対策ができているところと、今、参事の答弁にもありました、製材部門の課題というのがちょっと浮き立っておるように私、受け止めたところであります。

検討は進めているということなので、ぜひとも進めてはいただきたいんですけども、見通しをもう少し詳しくお聞きできる部分があったら。ここがうまいこといかないと、これ中だと思いますので、いくら販売のほうを強化しても製材部門がどうなのかなというところで、もう少しお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君） 製材所が市内には4社ございまして、先ほど申しました2月の会には製材所3社の社長と1社の専務に参加いただきました。検討委員会で話をしましたのが、まず、公共事業で香美市の製材所で加工されました製品を使うことを、どのようにしたら進められるかというようなお話もさせていただきました。製材のそれぞれの能力がございますので、どの程度までの発注であれば対応できるか、またそういったところを勉強しましょうということになっております。

あと、公共建築物等にはJAS製品を使うという決まり事があるようでして、JASの制度についても研修会に参加しまして勉強してまいりました。JASの等級区分につきましては、機械等級であったり目視等級であったり非JASということで、それぞれ木の強度を示す数値が違ってまいります。あと、乾燥の問題もあります。例えば、大きな建物を建てるときは、強度が高いほうが断面を小さくすることができて経済的にも有効であるし、都市部に販売する場合に設計士なんかにもそういったことがPRできると思うんですけど、香美市の場合は大きな建物が終わっておりますので、平家とか2階建ての場合は、非JASであっても十分使えるのではないかとといった回答を研修会では頂いておりますので、そういったことは関係課とか契約担当の部署とまた相談させていただきたいと思っております。

あと、乾燥につきまして、人工乾燥と天然乾燥がございます。香美ING WOOD House Support Project（香美市木材住宅支援事業）では、香美市の乾燥材が欲しいときに、すぐ乾いた材が調達できないというようなお話もございま

して、その場合ちょっとお断りしているようなケースもございましたが、人工乾燥でない天然乾燥も考えまして、そういったことができないか今後検討を進めようと思っております。今検討している内容は以上になります。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 具体的に多々進んでいるという印象を逆に受けました。そういったものがしっかりと進んでいけば、きっといい方向に行けるんじゃないかなと思います。

今回、森林環境譲与税のもう一つの手段というか、香美市は生産・製材のほうが中心ですけれども、消費は市内だけじゃなくてむしろ都会のほうがメインのターゲットになるというところなどと言うと、そこには当然、大きな建物で強度の要る材も必要になると。今後、よい材が本当にその材に見合った価格で販売できるというようなことも、何より必要ではないかなと思っております。そういった手だてをぜひとも併せて進めていただけたらと思います。

③に移ります。

本市にあります林業大学校は平成27年4月に高知県立林業学校としてスタートし、平成30年4月からは専攻課程を加えて高知県立林業大学校として本格開校しました。専攻課程の中には木造設計コースがあり、実習などがカリキュラムの中にあると聞きます。制作されたものが本市の学校や公園等で目にでき、利用できる状況が広がっていけばと考えるところです。検討できないでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君） お答えいたします。

議員から御提案いただきました内容につきまして、高知県立林業大学校に相談しましたところ、木造設計コースの授業につきましては中・大規模の木造設計が主体となっております。小規模のものであっても、学生を指導しながら設計を行うとなると数日が必要になると、また、年間スケジュールにもゆとりがないことから、そのような依頼は受け入れがたい状況であるという回答を頂きました。

なお、小規模なあずまやとかでありましたら、木材の加工から現場での施工までを行っている事業者が、標準的な設計図を使用していると思われますし、市産材を活用していただければ、森林環境譲与税による支援も可能であると考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 一つの象徴として高知県立林業大学校で提案をさせていただきましたが、今の答弁の中では、市内業者を積極的に利用するというか、お力を借りてというようなことでありましたので、そちらのほうでできるだけ進めていただけたらと思います。

④に移ります。

令和２年１０月のマスタープランで、本市の小学校と佐岡コミュニティセンターを中心とした「地域コミュニティエリア」及び「既存集落エリア」では、空き家バンクへの登録を前提とした空き家の活用や、多様なニーズに対応した規制緩和を検討するとしています。これは市街化調整区域を念頭に置いた規制緩和であると思います。これまでも津波浸水地域からの移住は可能となっておりましたが、移住する側の条件が緩和されて、地域で放置された空き家が出ないようになればいいなと思っております。

そういった方向性と整合性を保ちながら、片地地域や佐岡地域は高知工科大学校や高知県立林業大学校が立地する地域でもありますので、具体例として、学校と連携した学生向け賃貸物件が整備されると、学校の特徴としてのＰＲにもなるし、学生にも喜ばれると思います。地域にとっても大学との距離が縮んで愛着が増すのではないかと考えます。検討に加えてはいかがでしょうか。御質問いたします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

香美市都市計画マスタープランでは、土佐山田東地域の将来像を「多様な世代が集い、交流しながら共に創造する地域」としています。あくまでもマスタープランは将来の土地利用の方針であり、既存集落のコミュニティー維持も課題と考え、現在、庁内部署にて検討中の課題について香美市都市計画マスタープラン幹事会（庁内会議）にて協議を行い、今後の方向性の確認を行いました。実現に向け、関係部署、関係機関などの連携、調整・協議を行い、計画的に進め、あわせて、事業等につき計画、実行、評価、改善のサイクルにて見直しを図っていかねばならないと考えています。

また、市街化調整区域の空き家についてですが、今まで賃貸ができませんでしたが、既存集落維持の観点から、市街化を促進しない範囲にて、合法的に建築された住宅については賃貸が可能となりました。ただ、共同住宅などについては認められていませんが、さらなる規制緩和について検討はしていかなければならないものと考えています。

学生向けマンションは現在飽和状態とも聞いていますが、生活様式の変化により、新築で宅配ボックスやオートロック仕様のワンルームマンション需要が高いとも聞いています。古いタイプといいますか、大学創設時のアパートのリフォーム等も踏まえ、大学の立地を生かした既存集落を含んだまちづくりは、検討していかなければならないと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） ６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君） 先ほどの答弁お聞きしまして、マスタープランの中には今後の検討とあったんですけれども、実際もう既に、市外からの移住者が市街化調整区域の空き家バンクに登録した物件などを条件に、賃貸が可能だというようなお話だったかと思いますが、これ全面的ではないとは思いますが、その条件が分かりましたら少しお願いをしたいと思います。



○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 高知県開発審査会提案基準の改定が、施行日令和2年5月1日という形で来ています。主な内容を上げますと、いろいろあるのですが、メインでいきますと、やはり先ほども言いましたが、既存集落維持のために用途変更をしようとする既存の自己居住地、住居用に要する建物が合法的に建築された後、適正に利用されたものというのが加わってきています。またほかにもいろいろありますが、メインの一番大事なところはその部分だと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） そういうことでありましたら、建物のほうに条件があって、また詳細は私も勉強させていただきたいと思います。

学生マンションへの利用は想定していないので、今後の検討ということでもありましたけれども、ただ、後ろのほうで、既にある学生マンションは確かに飽和して、それよりもっと建て替えの時期に片地地域とか佐岡地域に持ってくるというような考え方は、実際前段の話ともちよつとなかなかつながらなくて、今の空き家を積極的に利用して、以前お聞きしましたが、DIY型賃貸というようなこともできるようなこともお聞きしていましたので、そういった利用範囲の中に、対象を学生であるというようなことができないのかなと思ったところです。またどうか検討していただきたいですけど、今のところの見解をもう一度、ありましたらお聞きしたいと思いますが。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 先ほどの改定の中にちょっと備考があるのですが、変更後の用途は賃貸住宅とするという形で、長屋及び共同住宅は認めないとなっております。長屋形態、僕ら世代でいう神田川型アパートというのは、もともと少ないからのいちゅうのやと思います。また、DIY、中の改装によってシェアハウスの話というのは、今後の課題ではないのかなと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 検討の余地がありましたら、ぜひともよろしく願いいたします。

⑤に移りたいと思います。

今、高知工科大学で実証中のガス化発電熱電併給システム、これ昨年12月に私たちも視察に行かせてもらったところなんですけれども、そのときお世話になりまして、事業化へ向けて差し当たりの課題は木材チップの確保と聞いております。採算が取れるように省力化などの検討が進んでいると思います。市も最大限の後押しをして、木材需要増やI o P（インターネット・オブ・プランツ）事業等の推進につないでほしいと考えます。現在の受け止め、また連携状況はいかがでしょうか。お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君） お答えいたします。

高知工科大学に確認しましたところ、N e x t 次世代型施設園芸ハウスに二酸化炭素、熱、電気エネルギーの供給をするために、木質バイオマスを燃料とした小型熱電併給システムを導入しており、国と県との支援を受けて平成30年から令和4年度までの5年間で実証研究をしているとのことでした。議員の御指摘のとおり、木材チップの確保が課題とのことですが、現在は香美市内にチップを生産できる施設がないため、仁淀川町から調達しているとのことでした。本格的にシステム導入が開始されることになりましたら、木材チップの必要量、購入費、運搬費や製造施設の整備に要する費用等も考慮した収支計画に基づきまして、事業者、県、森林組合等も交えた関係者による広域的な協議が必要になると思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 関係者との広域的な検討も当然必要ですし、今これがあるわけではないですよ、今からつくらなければならない状況だと思いますので、ぜひともそれをつくっていただきたいと思います。

なおかつ、これ実証実験中ではありますがけれども、バイオマス発電の場合は売電価格を今、国のほうが決めておるとしています。今後ずっと高値で推移していくとは限らないというところがあると思います。私調べましたら、国際的な売電価格に比べて日本の未利用本質バイオマスでの売電価格は少し高めであるということでもあります。そうであるならば、それが高めのうちに売電環境を整えて、できるだけ投資がペイできるような形をつくっていかなければならないなと思ったところです。

ぜひとも今後、参事が県のほうにまた戻られるという話も聞いておりますけれども、そこら辺の私の強いお願いというか、思いを持っておるんですけども、今現状でこのガス化発電熱電併給システムをどのように捉えているのか、もう少し参事の私的なものでも構いませんが、お聞かせ願えたらと思います。

○議長（利根健二君） 農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君） 私的なことで構いませんでしょうか。再生エネルギーにつきましては大変重要なことだと思います。SDGsも始まっておりますし、そういったことから考えましても重要なものであると思っております。

事業に当たりましては、やはり収支が問題になってまいりますので、香美市で使うからチップにしたらいけれども、じゃあチップ量がどのくらいあったら赤字にならないかといったことも十分考えていかなければならないので、そのあたりも含めまして、事業が始まる時にはしっかり広域的な連携が必要ではないかという答弁をさせていただきました。

FIT（固定価格買取）制度につきましても、10年とか20年で終了するというよ

うなお話も聞いておりますので、どのタイミングでというのはちょっと私のほうではまだ不勉強で熟知してないんですけど、F I T 終了後に自分の施設で使う分については、その会社自体も再生エネルギー 100% の会社だというような売りができると。先ほど申しました S D G s の関係も含めまして、企業にとってのメリットもあるということですので、そういったところも含めて今後勉強してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 6 番、森田雄介君。

○6 番（森田雄介君） 次の質問に移りたいと思います。⑥です。

「木の駅ひだか」が高知新聞でも紹介されておりました。自分も見ておかねばと思い、せんだって日曜日に訪ねてまいりました。お手元のほうに資料の新聞記事も配らせていただいておりますので、御参照ください。

自伐林業家から丸太材を買い入れた、これは「木の駅ひだか」の取組なんですけれども、丸太を買い入れまして、200 人余りの会員の皆さんがボランティアでまきにしていくというシンプルな取組です。もともと会員はできたまきを自宅のまきストーブで使う人たちでしたが、最近はキャンプで使うのでまきも割ってみたいというストーブを持たない会員さんも見受けられるようです。まきを作るボランティアには地域通貨券が支払われ、それでまきと交換するほかに、提携した店舗でも使用できるとのことです。また、まきの販売では、最近のキャンプブームもあり、作るそばから売れていく状態であるとの話も聞きました。

この取組は搬出材のほか庭木や建設廃材を利用しても成り立つものだと思います。取組が進んでいない現状からすれば、そんな都合のいい場所はないということなのかもしれませんが、しかしながら、同様の取組を進めていけば、今後本市が取り組みます電子マネーのポイント付与とも一体となった政策推進となるのではないかと、物事に時期があるとすればまさに今なのではないかと考えております。ぜひ取組を検証してほしいですが、いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君） お答えいたします。

「木の駅ひだか」に確認しましたところ、出荷者は小規模林業実践者、一人親方も含みますが、そういった方々が中心となって、製材や合板に使用できない林地残材を収集しております。そのうちの 1 割程度をまきに加工しているとのことでした。このまきの加工に参加してくれたボランティアに対しまして、木の駅ひだかオリジナルの地場産品交換券「モリ券」というものを支払っているとのことでした。

当市には物部町中谷川、土佐山田町重藤の 2 か所に森林組合の原木ストックヤードがありまして、林業者は山から搬出した原木を全て持ち込んでいます。そこで自動選木機により製材、合板、チップ、発電用木質バイオマスの用途別に仕分をされています。また、発電用木質バイオマスを森林経営計画に基づいて出荷する場合は、一般材よりも高

く買取りされるため、伐採現場から直接高知市仁井田にあるバイオマス発電所、土佐グリーンパワーへ運搬することにより、森林所有者の収益向上につなげています。

なお、当市におきましては、公文林業や集落活動センターひらやまが、まきの販売に取り組んでおり、公文林業のまきはふるさと納税の返礼品として人気が高いとのことですので。

以上です。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） まず、お答えの前半部分で、ストックヤードとバイオマスのほうへ運んでおって、大体もう生産される木材はそこで全部終わっているという答弁やったと思います。そうでありましたら、逆に言う「木の駅ひだか」のような取組をする材がないというようなお答えでもあったのかなと思うんですけども、今、森林環境譲与税を使って調査、検証を進めておって、森の持つ能力ですね、木材の供給能力からすると、さらに材を搬出していく必要があるのかどうか、森の状況を参事が把握している中で、まだ余力があるかどうか、ちょっとその点も併せて再度お聞きさせてもらっていいでしょうか。余力があるなら、ぜひともさらに手だてを使って出して、その材を既にあるこの2つ以外のところにも使えるように、整備してはどうかなと考えるわけですけども、いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君） お答えいたします。

香美市の森林は広大でございまして、1年間に生産される量から考えますと、全然森林の整備が追いつかないぐらい森はたくさんございます。ただ、先ほどの答弁でも申し上げましたが、所有者が分かって境界が確定してからでないと、山に入って施業することができない状況ですので、誰でもが入れるわけではございません。香美市に戦後植林された木が非常に成長しておりまして、50年成長の木がもう75%を超えております。結構木が大きくなっていますので、一般の方が山に入って木を切り倒すみたいな作業はちょっと危ないといえますか、もともと林業されてた方でもちょっと注意が必要な状況ですので、小規模林業推進者のような一般の方に、どんどん山に入っていくというのは難しい状況かなと思っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 安全性の問題はおろそかにはできませんので、軽々なことは言えませんが、ただ、出口戦略として「木の駅ひだか」が今、注目も集めておるというところから。そして、ちょっと最初の答弁の後半でありましたが、既にまきの販売をしている業者等もありまして、そことの競合なのではないでしょうか、既に取り組んでおるので必要がないということなのではないでしょうか。これを進めるのに場所と、それから人もどうしても必要と。逆に既に取り組んでいる方がおるわけですから、そこと連携をすれば

何か、あとは場所を構えればできるんじゃないかなと。できる方向を探っていただく意味での検討はできないものかなと思うんですけれども、今の段階でちょっと何か検討できるような余地はないのか、再度お聞かせ願います。

○議長（利根健二君） 農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君） 「木の駅ひだか」につきましては、もともとの母体が小規模林業に取り組んでいらっしゃる方たちの集まりでして、そういった方たちが、山から出した木をどのように売っていくかという工夫の中で生まれた事業だと認識しております。一方、香美市にはそういった団体の方がいらっしゃらないということが一つと、あと、今取り組まれている方たちは、もう既にお仕事として成り立っている部分だと思いますので、そういった方々がボランティアを受け入れていただいて、ボランティアへの報酬として地域通貨とかを使っただけなのであれば、そういったことでの利用は可能かと思いますが、ちょっとそのあたりはまだ情報不足で申し訳ありませんが。

以上です。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 可能性がどこかにあるようでしたら、ぜひとも検討をお願いしたいということで、大きな3つ目の次の質問に移りたいと思います。

コロナ禍における大学生の支援ということでお聞きいたします。

令和2年の6月定例会議の中で、主に経済困窮があると思われる学生に支援が必要なきだと質問をさせていただきました。高知工科大学との連携協議会の中で、学生支援にとどまらず、地域活性化の様々な事業について検討しているともお聞きしたところでした。今回はもう少し具体的な支援策の提案や、違った方面で困難が見られている実態からの質問をさせていただきたいと思います。

社会全般に飲食や密を避ける行動が求められ、中でも大学生には本来自由であるがゆえに規範を求める情報が多く届いているように思います。大学生の鍋パーティーでクラスターという報道がされると、友人たちとのささやかな鍋パーティーが、悪いことをしているようでつらいというような声も聞かれました。人間関係が分断されがちなきほど感染リスクを避けた意識的な働きかけが必要と考えます。

そこで①です。

コロナ禍の影響で大学内での交流が減少し、また、リモートの授業は夜間に受講することもできるため、生活リズムの乱れやめり張りがなくなることから、だんだんと意欲低下が見られる学生がいると聞きます。大学側もできる限りの対面講義を段取っているようですが、市を通して物部川清掃や地域の草刈り等、密にならない交流の場を意識的に学生に呼びかける取組があってもいいのではないかと考えます。この点についていかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

高知工科大学では、令和２年度からコミュニティサービスラーニングプログラムにおいて、物部ユズの栽培体験プロジェクト、佐岡日本酒づくりプロジェクトなど４事業を実施しております。香美市・高知工科大学連携協議会においても、引き続き大学と連携し、学生の密にならない地域交流活動を推進していきたいと考えております。

なお、物部川一斉清掃につきましては、昨年度は新型コロナの関係で中止となっておりますが、実施の際は引き続き大学側にも御案内していきたいと考えております。

○議長（利根健二君） ６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君） 地域交流事業で４事業呼びかけられておって、物部川清掃はコロナで中止になったけれども、そちらのユズの栽培、佐岡の日本酒等は引き続き行っているということでしょうか。

それでは、そういうことで確認しまして、次の質問に移りたいと思います。②です。

学食のサラダバイキング中止など、より一層バランスの崩れた食生活になりがちな状況であるとも聞きます。今後、環境整備などの工夫を求めるとともに、栄養士のアドバイスなど企画してみてもいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 高知工科大学の学生食堂は、生活協同組合が運営しておりまして、現在は野菜の提供も含めて、学生の栄養を考えて食事を提供しているようでございます。引き続き学生支援課を通じて学生の状況を注視していきたいと考えております。

○議長（利根健二君） ６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君） 最終的には学生一人ずつの自己管理問題にもなるんですけれども、平時ならそれでもあれなんですけれども、少し大きく環境が変わったこのようなときには、こちらからの働きかけがどうしても要るんじゃないかなということでお聞きしたところです。今やっているとこに来てもらえれば、何とかいくのかもしれませんが、引き続きそういう情報発信、できるだけ学生に利用してもらえるようお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。③です。

卒業、入学の時期に、家電や自転車などの再利用を、大学や市内業者と連携して企画できないかと考えます。資料につけましたのは、実際にそのような活動をしている滋賀大学の学生グループの案内の文書です。こういった同様の取組をしようとした場合、主体となる学生グループや一時保管できる場所の問題になろうかとは思いますが、困ったら相談に乗るからやってみたらという、大人側の投げかけがあってもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 以前は学生がリユースの団体を運営していた時期もあるようございますが、現在は団体を介さずサークル内や当事者間の交渉でリユース

が成立しているようでございます。このため、今のところ市として仲介に関与するなどの企画は考えてございません。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 連携協議会の中では、大学からの要望を聞くとともに、働きかけというか、提案する場面もあるかと思うんですけれども、どうでしょう。議会でもそんな話があったというようなことを、そういった機会にお伝え願えますでしょうか。

○議長（利根健二君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 連携協議会、大学関係者とお話しする中で、そういったことは報告もしていきたいと考えております。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ④の質問に移りたいと思います。冒頭でも触れましたけれども、地域活性化にもつながると考え、提案をさせていただきます。

御存じのように、新型コロナウイルスの感染ルートである飛沫を避けるため、飲食業やカラオケなどの店舗には特にお客さんの入りが少なくなっております。一方で、食費を削るような生活をしている1,800人ほどの若い学生が本市にはおります。両者をうまくつなぎ合わせるためにも、学生向けのテイクアウトチケット、食事券、割引券といったものを、市内飲食店と連携してできないかと考えます。学生支援と事業者支援の両方につながる事業だと思いたいますが、いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 食事券、割引券を発行することは事業者支援にもつながりますが、新型コロナウイルス感染防止等の観点からは、市が発行いたします地域電子マネーカードk a m i c a（カミカ）を利用する形で検討を進めております。k a m i c aの活用に当たりましては、学生がポイントを利用できるよう住民登録を促すなど、学生支援課と連携していきたいと考えております。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） むしろ私が言いたかったことまで言っていたような、食事券、割引券と言いましたけれども、今後導入予定であります本市の電子マネーカードを積極的に利用して、これ個別にポイント割引を、そのカードを使うことによってできるということまで、ひょっと新たな取組ができるのかどうか。国のコロナ対策費用なんか、事業者支援という形で使えたりもするんじゃないかなと考えますけれども、また、使えるとすれば、そういうものに使うことが肝要ではないかなと思いますが、今の企画財政課の所見あたりでちょっとお聞かせ願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 学生支援の観点からは、このk a m i c aを十分使っていただくということが主な観点ではないかなと考えています。その他のポイントとかにつきましては、商工観光課と今後協議もしていく中で、そういう方向性もあるのか

なというふうには思っております。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 本当に特に制度としてもいい取組になると思いますし、予算としてコロナ対策費を使えるということになれば、さらに弾みというか、ハードルが下がるんじゃないかと思うので、ぜひとも検討いただけたらと思います。

以上を述べまして、私の全ての質問を終わりたいと思います。

○議長（利根健二君） 森田雄介君の質問が終わりました。

午後2時40分まで休憩いたします。

（午後 2時29分 休憩）

（午後 2時40分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） 3番、公明党の舟谷千幸でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一問一答方式にて3点質問させていただきます。

まず初めに、1番、円滑なワクチン接種をでございます。

新型コロナウイルス感染症収束の切り札として期待されるワクチン接種が、高知県内では2月19日に一部の医療従事者への先行接種が始まり、現在、医療従事者に接種されております。このワクチン接種は国の指示の下、都道府県の協力により市町村において実施されます。短期間にこれほど多くの人にワクチン接種をすることは、いまだかつてない大事業で、本当に現時点において、国から自治体にワクチンがいつ届くのか、また、どれくらいの量が来るのかというような報道がほぼ毎日されておりますけれども、そのような不確定な中、本市においても高齢者の接種が4月以降に開始できるように準備が行われております。本当に夜遅くまで担当課の方に関しては時間外での職務、本当に感謝を申し上げます。一方、市民の方からは、新型コロナウイルス感染症のワクチンに対して、期待とともに接種への不安の声があります。そこで、さきの全員協議会で出た質疑以外の質問を今回させていただきます。

まず、①です。

接種を希望する方は、原則住民票所在地の市町村で接種を受けることになっておりますが、出産のために里帰りしている妊産婦や、遠隔地で下宿している学生、そして単身赴任者など、住所地以外での接種はどのようになるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課参事、横山和彦君。

○健康介護支援課参事（横山和彦君） お答えいたします。

御質問にありましたようなやむを得ない事情で、住民票所在地以外に長期滞在している場合などについては、例外的に住民票所在地以外の市町村での接種も可能となっております。



ります。この場合、事情によりまして届出が必要な場合と必要でない場合がございます。先ほど御質問にありましたような出産のために里帰りされている方、あるいは単身赴任者、遠隔地へ下宿している学生といった方は、その市町村への届出が必要になります。それ以外で、入院、入所等されている方、あるいは基礎疾患を持つ方が主治医の下で接種する場合等につきましては、届出は不要となっております。

以上です。

○議長（利根健二君） 3 番、舟谷千幸さん。

○3 番（舟谷千幸君） このような方の届出の要る場合と要らない場合があるということがよく分かりました。

次に、②の質問でございます。

この新型コロナウイルス感染症が重症化しやすく、また死亡リスクが高いのは、皆さん御存じだと思いますけれども、高齢者と基礎疾患のある方とされております。優先接種の対象となる基礎疾患は、慢性閉塞性肺疾患や心臓病、糖尿病、肥満の程度を示すBMIが30以上の人など14種類の疾患で、いずれも通院や入院をしている人と示されております。医療従事者と高齢者に続きまして、次に優先接種されるその他の16歳以上65歳未満で基礎疾患のある方は、どのような手続で優先接種を受けることができるのかをお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課参事、横山和彦君。

○健康介護支援課参事（横山和彦君） お答えいたします。

基礎疾患のある方は高齢者に次ぐ接種順位となっております。65歳未満の方に接種券が送付されてからになります。集団接種の場合、予診票による御本人の申告を基に問診または診察で確認することになり、該当する方には早めの予約を促すこととなりますので、集団接種で基礎疾患のある方のみを抽出しての優先接種はできないというのが実際でありまして、これは個別接種を前提にしているものだと考えられますが、先ほど議員が述べられた様々な疾病、症状があるんですが、厚生労働省の手引によりましたら、こういった基準を参考に、こうした方の診療に当たっている医師が、優先する接種対象者について適切に判断されたいと示しておりますので、この部分は個別接種を主に対象にした部分ではなかろうかと考えております。集団接種ではなかなか基礎疾患のある方を抽出することは不可能ですので、基本的には予診によって進めていくということになります。

以上です。

○議長（利根健二君） 3 番、舟谷千幸さん。

○3 番（舟谷千幸君） そうしましたら、今、集団接種を先行してやるということですから、このような方に対しては個別接種を中心ということになりますね。

この前、地域のほうにも分かりやすい説明書がありまして、その一番上に、基礎疾患のある方は主治医に状況をきちんと確認してくださいというようなことがありましたけ

れども、２００９年の新型インフルエンザワクチン接種の際には、優先接種対象者には証明書が必要であったということですが、今回のワクチン接種に関してはこのような証明書は必要ないということでしょうか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課参事、横山和彦君。

○健康介護支援課参事（横山和彦君） 証明書は必要ではございません。

○議長（利根健二君） ３番、舟谷千幸さん。

○３番（舟谷千幸君） 分かりました。

そしたら、③の質問です。

副反応のことですけれども、この副反応の多くは接種部位の発赤や痛みなどで、急性の重い副反応であるアナフィラキシーはごくまれで、アメリカ疾病センターの報告では、米国では昨年１２月から接種が始まりましたけれども、この１２月からの１か月間におきまして、アナフィラキシーは１００万回におよそ４．５件だったというようなことでございました。国内では３月５日に初めてアナフィラキシーが発症したとありまして、毎日毎日見ていますと、今日のＮＨＫのデータニュースでは、何と全部で８人の方が、全員が女性ということで、アナフィラキシーを起こしたと。そして、８日午後５時までに、医療従事者で接種した方が約７万人と。この約７万人に８人のアナフィラキシーが出たということで、結構アメリカの確率から言うと多いなと思いますけれども、そのことに関して、８日付の高知新聞に掲載されておりましたが、厚生労働省のワクチン分科会副反応検討部会の森尾友宏部会長は、全ての症例が女性というのは欧米の先行報告と合致している。欧米と比べて頻度が高い印象があるが、事例を蓄積し、発症者の背景を解析することが重要とされておりました。

アナフィラキシーを発症した８人とも、アドレナリン等の注射など適切な対応がされて症状は改善したということでございまして、国内で頻度が高いということが今現在のところ不確定といたしましても、起こり得るアナフィラキシーに対して本市の体制はどのようなになっているのかを伺います。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課参事、横山和彦君。

○健康介護支援課参事（横山和彦君） お答えいたします。

集団接種会場では、接種後１５分ないし３０分の健康観察を行います。また、万が一アナフィラキシー等の重篤な副反応が見られた際に備えて、救急処置に必要な物品を準備するようにしております。

以上です。

○議長（利根健二君） ３番、舟谷千幸さん。

○３番（舟谷千幸君） 救急物品ともに、副反応に対してそのとき想定されるような準備も行っているということですね。

この３例目の方は、状態はよくなったそうですけれども、経過観察で入院をしたとありましたが、この副反応に対しては、健康被害と認定された場合は、医療費や障害年金

などの予防接種健康被害救済制度が設けられております。この副反応に対応する専門的な医療機関というのは、当市においてはどこが充てられているのか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課参事、横山和彦君。

○健康介護支援課参事（横山和彦君） お答えいたします。

専門的な医療機関について、香美市独自で設定するものではなくて、県が副反応に関する専門的な医療機関として、現在のところ高知大学医学部附属病院が予定されておると聞いております。

以上です。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） 分かりました。本当に副反応がいつ起こるか分からないという緊張感の下、ワクチン接種する人も、そしてまたその体制を組んでいる医療従事者の方、そして体制を受付からずっとやっておられる方、それが本当に円滑にいくように望むわけですけれども、やっぱりこのワクチン接種を希望する方の中には、視覚障害者、また聴覚障害者等、そういった障害のある方への配慮も必要となってきます。ワクチン接種を希望する全ての方が、安心して円滑な接種が受けられるように進めていただきたいと思います。

最後に、急遽この大事業に横山参事が担当になったわけですが、この円滑なワクチン接種事業に対しての思いをお聞かせください。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課参事、横山和彦君。

○健康介護支援課参事（横山和彦君） 先ほど、議員が収束の切り札という言葉を使われましたけれども、人類は長い歴史の中で様々な感染症を克服してきております。新型コロナウイルス感染症ワクチンの発症予防の有効性は95%と言われております。多くの方がワクチン接種を受けることによって、ウイルス側から見た場合に、感染できる人がほとんどいなくなるという集団免疫状態をつくるが必要になってきます。ワクチン接種が進んでも引き続き感染対策は必要と考えますし、以前と全く同じ生活に戻るには時間がかかると思いますが、安心して暮らせる地域を取り戻していくために、親子すこやか班のスタッフを中心に全庁的に取り組んでいきたいと考えておりますので、皆様の御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） ワクチン接種を本当に多くの方に受けていただいて、コロナ収束をぜひとも勝ち取っていききたいというふうに思います。私たちも協力をしていきたいと思います。

次の大きな2番の質問に移ります。

地域猫活動をというところでございますが、初めに、令和2年度から香美市メス猫不妊手術推進補助金の交付が施行されまして、補助対象額、対象は猫1匹当たり飼い猫

3,000円、飼い主のいない猫には5,000円が補助されるようになりました。この補助金が交付されて約1年になろうとしておりますが、現在までのこの補助金交付申請状況をお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

現在までの申請といいますか、市の助成状況は、飼い猫が13匹、飼い主のいない猫が3匹となっています。なお、参考としまして、中央東福祉保健所への県費の助成申請数は、香美市分としまして、2月末で飼い猫57件、飼い主のいない猫53件となっています。

以上です。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） 県補助金のほうは多いですけども、当市の補助金に対しては、飼い猫が13件、飼い主のいない猫が3件と言いましたけれども、当初予算として25万円が計上されており、この思ったよりも少ない状況に関して、今年度から初めての事業で周知もされているかとは思いますが、この少ない状況に関してどういふふうにお考えなのかをお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

先に助成制度を開始しました香南市におきましても、最終的には県の申請数よりも少なかったという結果になっておりました。実際のところ、今回香美市もそういう形になっております。ただ、少な過ぎるとは感じています。飼い猫の場合の原因がちょっと分かりにくいんですが、飼い主のいない猫の場合につきましては、捕獲することが一番難しいと言われております。また、県は申請が先ですので、実際県費のほうも57件受けているわけではございません。申請して捕獲してみたら雄猫だったりとかいう実態もあったりして、数字的には少ない状況になっていると思いますが、ここまで少ないのはちょっと原因等を調べる必要があるかなと思います。

なお、実際のところ2万円から3万円くらい費用がかかります。その中で、飼い主のいない猫は、助成が出ても5,000円から1万5,000円ぐらいの自己負担は要するような形になりますので、そこら辺の兼ね合いもあるかと思いますが、ちょっと少ないので、保健所に確認して調べたいと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） 原因として、飼い主のいない猫は捕獲が難しいといったことが、次の地域猫に関わってくるかなと思われそうですが、今回は雌猫に関してですので、捕獲しても雄だったら対象にならないということで、こういった少ない数字やったということですね。

続きまして、②の質問です。

この補助金の目的は、猫の不必要な繁殖や飼い主のいない猫の増加を抑え、やむを得ず殺処分される不幸な猫をなくすとともに、市民の良好な生活環境の保持です。しかし、殺処分のことだけでは野良猫に関する問題の解決には至らないと思います。本年度の猫のふん尿被害等で、市に寄せられている苦情の状況をお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

本年度、猫のふん尿被害等で苦情に上がっている件数は5件となっております。内訳としましては、猫の多頭飼いによるふん尿の相談が2件と、飼い主のいない猫、野良猫のふん尿の相談が3件っております。多頭飼いにつきましては、保健所とまた情報共有して対応していくような形を取っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） 苦情に関しては、多頭飼いとか飼い主のいない猫のふん被害ということですが、この件数に関しては、以前、令和元年6月に同僚議員の質問でも苦情の質問があつて、その答弁でも約8割がふん尿の被害やということですが、徐々が増えてきているのか、2件と3件ですが、あまり変わっていない状況なのか、いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） ちょっと昨年の数字をかつちり持ってきていないですが、そこまで増えているとは感じておりませんが、実際同じ内容のもの等であるのではないかと認識しております。

以上です。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） 苦情は同じとしても、野良猫は実際にいるということで、③の質問に行きます。

野良猫の増加による生活環境の悪化と住民間のトラブルを解決するための方法として、全国的に地域猫活動というのがございます。地域猫活動とは、野良猫を地域から排除するのではなく、地域の生活環境問題として捉え、地域住民が主体となって猫に不妊去勢手術を施し、餌やりや排せつ物の処理などを継続的に行い、徐々に野良猫の数を減らしていくものです。地域住民、ボランティア、行政、この3者で行う自治活動と言われておりますけれども、この地域猫活動についての本市の考えをお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

地域猫活動についてですが、先月夕方のニュースで、県内の地域猫活動について、リーダーの方のインタビューや取組内容等が詳しく紹介されておりました。ただ、私もこ

れで実際のところ初めて認識したような状況でして、現在、県と市が行っています不妊手術の助成制度を有効に生かして、飼い主のいない猫を増やさないための有効な取組手段だと認識しております。

以上です。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） 課長が初めて認識したということですが、そしたら、本市におきましては、地域猫活動をやられてるとか、やりかけているといった情報はございませんでしょうか。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 申し訳ないところですが、実際その活動についても先ほど言ったような形で僕もちょっと知ったわけで、情報等についても今のところ環境班のほうでは押さえておりません。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） この地域猫活動の効果というのは、まさにこの3者によって地域猫活動を行うことによって、野良猫のふん尿等による生活環境の悪化を改善したり、不妊去勢手術を地域住民で行うことで不幸な子猫が生まれなくなると。そしてまた発情時の鳴き声などが軽減されて、地域住民がみんなで一つのことに協力し合うことで、コミュニケーションが活性化される効果があるということでございます。

④の質問に移ります。

以前、私が一般質問した野良猫被害の地域とは別の地域のことですが、今回の地域は、昨年から野良猫問題の解決に向かって、みんながそのままじゃいかんということで、地域住民がみんなで話し合って、まず猫のことを知らんといかんということで、譲渡会へ足を運んだり、その場で地域猫のことを知ってる方に話を聞いたり、そして、その間にも餌をやったらいかんではなくて、定期的に餌をやったりというように、積極的に地域住民が猫に関しての動きを始めたわけですね。

そうしたところで、見られた方もおいでだと思いますけど、本年1月23日の高知新聞に、高知工科大学生が「地域猫」ならぬ「大学猫」として見守る学生団体を設立したというような記事がございまして、すぐさまそれを見て高知工科大学に地域の方が連絡を取ったそうです。そのつながりから、7日曜日に、ボランティアの方や「大学猫」の高知工科大学の学生さんたちの協力を得まして、12匹の猫の去勢不妊手術が行われたそうです。手術をした猫が分かるように、雌猫は片方の耳を桜の花びらのようにカットしまして、雄猫は片耳の先を桜ではなくてちゃんと真っすぐにカットしまして、手術をしたら、またその地域に戻されて、見守っていくということになったそうです。そのことを聞きまして、今後地域猫活動のモデル地域になるんじゃないかという期待もされるところです。

この猫の不妊去勢手術は、今回は大学生活動の中の、県の補助金とか協力者の好意と

いうことで無料の枠があったということですのでけれども、今後は手術費とか餌代とかの費用が必要になってくるわけで、地域猫活動を推進するために補助金を設けている自治体がございます。高知市や廿日市市、茅ヶ崎市など、本当に本市においても地域猫活動に対する補助金等の助成はできないもののでしょうか。そして、そのためには何が必要かというようなこととお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

地域猫活動につきましては、先ほどおっしゃるように、高知市が平成30年度に手引の作成から始めて、活動を推進するための補助制度等を設けております。幾つかの地域で取組が実際に行われておりまして、あわせて、市も活動について学ぶセミナー等の開催などを市として昨年度にも行っておりますが、周知活動の取組を市が行っております。

何が必要かということですが、実際活動の中、地域住民プラスボランティア、これは経験のある団体や個人など、これが一番重要でないかとは考えておりますが、プラス行政による3者協働の取組が重要であり、どれか一つでも欠けると問題が起きてしまうことがあると言われているそうです。実際、香美市内でも先ほどお聞きしました取組の動きがあるようですので、活動を育て、他の地域へも広げていけるように、不妊手術の助成制度以外でも市としてできることを考えていかなければならないとは考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） 課長のほうから市も検討していかなければならないというお答えをいただきましたけれども、本当に今まで野良猫に対して餌をやらないようにとか、そういったことなんかは本当に野良猫の問題解決にはなりません。また、動物の虐待というのは犯罪になるということですので、本当に地域猫活動は重要になってくるかと思われまます。

高知工科大学学生が猫と人とが共生できる環境をつくりたいとの思いで、「地域猫」ならぬ「大学猫」として見守る団体を設立したのは、私が考えますと、そのことが本市の地域猫活動への道をつくってくれたんじゃないかというふうにも思いますので、ぜひ地域猫活動の取組をお願いしたいと思いますけれども、これに対して市長のお考えをお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えします。

前にも猫の話で大変御苦労されているということでもありますけれども、猫の好きな方もおられますし、また、猫の被害で本当に困っておられる方もいます。議員がお話をされましたように、本当に猫との関わりを大切にしながら考えていくことが非常に大事ななと思っております。様々非常に強い御意見もあるのはよく承知しておりますけれども、やはり生き物でありますので、そういう点では、議員が言われるような思いを持って接

しながら、環境を整えていくということが非常に大切かと思っております。

行政としてできることには限りがありますが、困っている皆さんとか、やっぱり猫のことを大切に思っている皆さんと連携をしながら、取組をしていくということが何より大事だと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） 市長からも地域猫活動についてのお気持ちを聞かせていただきました。

続きまして、大きい3番の暗所視支援眼鏡を日常生活用具の対象にということで、資料もございますけれども、まず、①番。

網膜色素変性症という目の病気がありますが、暗いところが見えづらい夜盲や、視野が狭くなる視野狭窄が進み、さらには視力が低下し失明することもある進行性の病気です。治療法が確立されておらず、国の指定難病です。当市の推定される患者数をお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

網膜色素変性症のため、指定難病による特定医療費の受給者となっている方は、令和2年7月1日現在で9人、身体障害者手帳の障害内容に網膜色素変性症と記載のある方は令和3年3月1日現在で22人となっております。この2つに重複している方が6人おいでましたので、本市の網膜色素変性症の患者数は25人と推定しております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） 推定されているのが25人おられるということで、本当に4,000人から8,000人に1人の割合というふうにも聞いておりますけれども、本市においても25人の方がこの病気を持っておられるということが分かりました。

次の②の質問に参ります。

この網膜色素変性症の症状である夜盲症の、暗いところが見えにくい方への眼鏡として開発された暗所視支援眼鏡がございます。

資料1を御覧ください。この支援眼鏡は直接レンズを通して物を見るのではなく、高感度カメラで光を捉えた映像を目の前のディスプレイに映し出す仕組みで、暗いところでも明るく見える画期的な支援眼鏡です。20年ほど前から研究が進められ、九州大学と民間の眼鏡メーカーの共同研究により開発されました。

先日、私はどんなものかまずは見とかないかんということで、実際に眼鏡店に行って装着してみました。ぱっと見たらサングラスのような眼鏡にコントローラーがついているというのですが、装着しますと、サングラスじゃなくて、眼鏡の中に四角いディスプレイがもう一つありまして、それが本当に暗いところでも電気をつけたかのようにはっと明るく見えるという、夜盲の方にとっても本当に暗いところが明るく見える



ということを私も実感しました。この暗所視支援眼鏡の性能や期待される効果についての認識をお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

暗所視支援眼鏡は、小型カメラで捉えた映像を明るい状態で使用者の目の前のディスプレイに投映し、暗い場所では明るく見えるようにするほか、光が強い場所では遮光する機能も持ち、さらに拡大縮小や視野の広狭、広い狭いを助ける機能を持つものでございます。薄暗い場所や夜間の行動に制限が生じる夜盲や、日中でも人混み等での行動に制限が生じる視野狭窄の症状がある方が使用した場合、明るい映像と広い視野を得られ、日常生活における行動制限を減らすことができ、ＱＯＬ、生活の質を高める効果が期待できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） 本当に行動制限がなくＱＯＬを高める眼鏡ということですが、けれども、災害時のときにも、夜盲の方については、誰か支援する方がいないと避難所には行けないという状況がある中、この眼鏡があれば1人で避難することができるという効果もあるようです。これに関して、日常生活用具に加える自治体も出始めたということですが、こういった状況は市で把握しているのでしょうか。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

他の自治体で日常生活用具の給付種目に加えているという情報につきましては、こちらのほうでも注視をしております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） 続きまして、③の質問です。

日常生活用具給付事業は、障害者総合支援法第77条に市町村が行う地域支援事業のうち必須事業として規定されております。目的は、障害者の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与すること等により、福祉の増進に資することとした事業でございます。

資料2を御覧ください。資料1の裏になっておりますけれども、日常生活用具の対象用具は6種ありまして、この眼鏡に関しては④情報・意思疎通支援用具になるわけです。点字とか人工喉頭とか障害者の情報収集、情報伝達とか意思疎通を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものというふうにされております。

この日常生活用具補助金の負担割合でございますけれども、国が100分の50以内、都道府県が100分の25以内、本市の利用者自己負担は原則1割とありますが、詳しい自己負担について詳細をお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

香美市日常生活用具給付等事業実施要綱では、費用の負担につきまして、第10条第1項で用具の給付等の決定を受けた重度障害者等またはその保護者は、当該用具の給付等に要する費用の一部を業者に直接支払うものとする定め、続く第2項で、前項の規定により支払う額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具費の支給の例によると定めております。

この規定を適用し、本給付事業で自己負担が発生するのは、基準額超過による自己負担と基準額内での価格の1割負担の2つの場合がございます。基準額超過による自己負担は、事業実施要綱に定める基準額を超過した場合に生じるもので、超過した額が自己負担となります。基準額内での価格の1割負担は住民税課税世帯である場合に発生するもので、生活保護、住民税非課税の世帯では不要となります。自己負担額は用具価格の1割について、月額3万7,200円を上限といたしまして負担していただくこととなります。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） 詳しい説明がございました。1割負担の中でも基準額内と基準超過額で区別されているということですが、これに関して上限というのはあるのでしょうか。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） 用具価格の1割を負担していただく場合でも、月額3万7,200円が上限額となります。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） 分かりました。3万7,200円ということですね。

そしたら、④の質問です。

夜盲のある方にとって夕方から夜間における行動範囲が限られていたのが、この眼鏡を装着することで夜間の行動が広がり、外出支援、就労支援、災害時における避難、大きくQOLも高めることができるようになって、何より生きる上での希望の光になるのではないかと思います。2018年から市販されていますが、1台約40万と高額で、なかなか手にすることができないのが現状だということです。日常生活用具給付対象用具の種目の追加や今後の見直しは、どのような手順で行われるのかお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

給付対象種目の追加や見直しは、給付希望者等からの御相談や御要望がございましたら適宜検討することとしております。追加の手順といたしましては、まず対象用具が国

の定める用具の要件や用具の用途及び形状を満たしているかを確認し、これを充足するものであれば、他自治体の事例や市場価格の調査等を行った上、対象者、性能、基準額、耐用年数等が妥当であるかを検討し、決定しております。見直しにつきましても同様に、本市での過去の給付実績、他自治体の事例や用具の市場価格等を調査の上判断しております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） 要望とか、そしてまたそういった決まり事があるということで、資料2の中にも厚生労働省の対象用具規定がございますが、「日常生活上の便宜を図るための用具とは、安全かつ容易に使用できるもので実用性が認められるもの。」「日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの。」「製作や改良、開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活用品として一般的に普及していないもの。」以上3要件を満たすということで、暗所視支援眼鏡はこの要件3つに当てはまっていると考えます。障害を持つ方からの要望も含まれているということでございますので、検討していただきたいと思うわけですが、⑤の質問です。

既に日常生活用具の対象として認定、また認定を予定しているという情報もあるということですが、今まで熊本県天草市や大分県宇佐市など、本年2月現在で32自治体であるということです。高知市は本年4月から助成対象とすることが決まったそうでした、問合せをいたしますと、予算は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使う予定だということをお聞きいたしました。

本当に本市への要望というところでは、先月、お一人の男性の方が福祉事務所に、この眼鏡のパンフレット、説明書を持って、このことに関しての問合せがあったということをお聞きしておりますので、文書ではございませんけれどもこれは要望ではないかと私も感じました。本市においても暗所視支援眼鏡を日常生活用具の対象に加えるべきではないでしょうか。御所見をお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

厚生労働大臣が定める日常生活用具は、在宅で生活している方が日常生活を容易にするために使用する用具とされ、先ほど舟谷議員からおっしゃっていただきました、3要件を満たす必要がございます。加えまして、その用具の用途、形状が、舟谷議員の資料を借用いたしまして申し訳ないですが、この資料2の中段からございます、①から⑥までの用具例がございますけれども、この6種の用具に適合することが必要となっております。暗所視支援眼鏡を対象用具に追加できるか、前述の手順に従い調査を既に始めておりますので、今後、調査結果を検討し、判断することとしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○ 3 番（舟谷千幸君） 既にこの眼鏡に関しての調査をしてくださっているということで、本当にうれしく思います。この網膜色素変性症は、最初に言いましたように、だんだんと進行して視力が、人によりますけれども、見えなくなってくる方、失明する方もおられるわけで、視力が今残っているときに、こういった眼鏡によって本当に生活が活かされるということで、ぜひこの眼鏡を生活用具の対象にさせていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（利根健二君） 舟谷千幸さんの質問が終わりました。  
消毒のため、休憩いたします。

（午後 3 時 3 0 分 休憩）

（午後 3 時 3 1 分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

17 番、比与森光俊君。

○ 17 番（比与森光俊君） 17 番、比与森です。通告に従いまして一般質問を行います。

質問事項の 1 点目、香美市土佐山田グラウンドの周辺整備についてお尋ねいたします。

スポーツ少年団、各種団体では、コロナウイルス感染症拡大に伴い、この 1 年間練習も例年に比較し著しく減少する一方、年間を通じ県内外を含むほとんどの大会が中止になった競技もあります。このようなコロナ禍の厳しい環境の中、土佐山田グラウンドを使用する少年野球チームでは、県内のチームとの合同練習、そして交流の練習試合に励んでいます。休日の許されるときには、午前 8 時から夕方 5 時頃まで、相手チームを替えながら交流試合を実施しているようです。

土佐山田グラウンドを訪れ利用する市外チームからは、少年野球でこのようなすばらしいグラウンドで練習できることを非常にうらやましがられるようです。県内の少年野球では地元小学校のグラウンドを使用するチームがほとんどです。それと比較しますと、土佐山田グラウンドを使用できることは本当に恵まれていると思います。非常にすばらしいグラウンドであるということです。

①です。

県道から土佐山田グラウンドまでの道幅が、著しく狭いことは理解されていると思います。道幅を広くすることは今すぐできることではないことも承知しております。ただ、市外から来られた方が脱輪する場所への対応は可能であるとの思いがあります。

県道から南北の白ゆり授産所の間を通り抜ける道路を道なりに行きますと、水路があり、南北に通る道路に突き当たりますが、そこを左折する際に右前輪を脱輪する事例が発生しているようです。左側には 3 本のポールコーンがあるため、左側を意識し過ぎた脱輪ではないかと思われます。3 本のポールコーンを撤去するとともに、1 メートル

ほど水路へのグレーチングをすれば脱輪は解消されると思うところです。グレーチングにより、すばらしいと評価される土佐山田グラウンドを訪れる、市外の方々に対するおもてなしの対応ではないでしょうか。

駐車場も不足しているようです。駐車場の駐車枠では全く不足していることから、奥のほうから縦列駐車に対応しているとのこと。ただ、グラウンドを使用する責任者の方からは、周辺農地の状況を見ると、駐車場への不満、駐車場の拡張は言えないと理解してくれております。せめて水路へのグレーチングにより安全な通行確保の対応は必要ではないでしょうか。先日、建設課から、左後輪の脱輪を防ぐためにポールコーンを設置したとの説明も受けました。今後の対応をお尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

グラウンド管理者であります生涯学習課のほうと現地確認を行いました。関係者の協力があれば、グレーチングがどうかという問題はあるにせよ、床版等も含めた対策は可能であると考えます。ただし、現段階で地域からの要望がありません。予算等の諸問題もあることから、今後十分な協議は必要であると考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 17番、比与森光俊君。

○17番（比与森光俊君） 地域からの要望がないというのは、できない理由になるのでしょうか。土佐山田グラウンドを利用する方の希望は地元の要望がなければ受け入れられないのか、その辺をお聞きします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 地域の方々の用地、用水路も含めまして協力ができないので、承諾がないとできないということです。ただし、現況でいきますと、先ほど言いましたように、脱輪しないようにするためのコーンでありますし、反対側水路をグレーチングで埋めて、90度に入っているわけですので、右側へ組み込んでおいて切り返したら行くような道路形態にはなっておるはずですよ。

以上です。

○議長（利根健二君） 17番、比与森光俊君。

○17番（比与森光俊君） これちょっと通告にないですので、議長、許可できんときには止めてください。

建設課長にお聞きします。市の大切な、貴重なグラウンドであるという認識はあるのか、そして、多くの方々に気持ちよく利用してほしいという認識はあるのか、その点をお聞きします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） あるから当然そのような処置をしているわけです。なかったらそんな処置する必要はないと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 17番、比与森光俊君。

○17番（比与森光俊君） できない理由も聞きましたので、市として利用する方へのサービスという思い、どうすればできるかを念頭に取り組んでいただきたいと思います。

②です。

市外から訪れる方はカーナビを利用しながら土佐山田グラウンドを目指すわけですが、白ゆり授産所近くになるとカーナビの指示も終わり、周辺を車走行で探すようですが、なかなかグラウンドまで行き着かないといった実情があるようです。県道への土佐山田グラウンドを示す標識設置が必要ではないでしょうか。このことはグラウンドを使用する香美市スポーツ少年団の切実な要望でもあります。案内標識設置に対する見解をお尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 県道からの入り口への案内標識設置は可能と思われます。予算を伴うことですので明確なお答えはできませんが、今後、関係者と協議したいと考えております。

○議長（利根健二君） 17番、比与森光俊君。

○17番（比与森光俊君） よろしく申し上げます。

質問事項2点目に移ります。防犯灯に関しお尋ねいたします。

去る1月下旬、東本町1丁目、西本町1丁目の自治会長から相談を受けました。内容は、JR土佐山田駅から南へ国道までの県道に設置されている防犯灯に関し、県に対し県道使用許可申請書を東本町1丁目、西本町1丁目の自治会長名で申請するよう市から言われているが、自治会が県に使用許可申請するなんておかしくないかとの相談でございました。

5年に1度の県道使用許可申請のようですが、これまでは街路灯の所有者である香美市商工会が行っていました。街路灯の所有権が商工会から設置場所の自治会に移行したことにより町内会長に話が回ってきたようです。このことにより、街路灯の設置から現在までの経緯も商工会からお聞きしたところでした。自治会からの申請につきましては、担当課職員から話をお聞きした上で自治会長に説明し、申請書作成も納得していただき、捺印にも理解もしてくれ、提出した次第です。その後、県からの意見もあり、香美市が許可申請をするよう変更になったわけですが、当然の対応であると理解しています。

以上のことを契機に、国道から南へ信号機までの旭町1丁目、宝町1丁目に設置されている街路灯は、現在も商工会の持ち物として、毎月の電気料を含め維持管理を商工会が負担していることも知りました。その後、南国市、香南市の両市役所、そして香南商工会からも種々お話を聞いたところでございます。神母ノ木商店街では、平成26年度に商工会所有の街路灯8基が撤去されています。その後、高知工科大学の通学路として

大学が補助金申請などに関わり、現在に至っています。大栃でも何基かの街路灯が撤去されたようです。土佐山田町商店街では平成１０年頃、二十数年前、えびす街協同組合を中心に街路灯設置が進められ、電気料を各商店が負担するなどし、スタートしたように思います。

現在、商店街に設置されている街路灯は、それぞれ各自治会が維持管理するようになり、防犯灯として毎月の電気料も市から補助を受けているところでございます。市民の安全・安心を考えますと、現在市内に設置されています防犯灯、街路灯に不要なものはないと思っています。

以上を述べまして、順次質問します。

①です。

今回の東本町１丁目、西本町１丁目のように、県道に防犯灯が設置されていることから、県に対し県道使用申請を必要とされる防犯灯がほかにも市内にあるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 東本町１丁目、西本町１丁目以外で県道道路占用許可申請を行っている防犯灯はございません。

○議長（利根健二君） １７番、比与森光俊君。

○１７番（比与森光俊君） 県から何もなかったもので、ないだろうとは思っていましたが、分かりました。

②です。

防犯灯の所有者は、基本設置されている自治会であるとの認識でよいのでしょうか。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 防犯灯の管理者は、管理しています自治会や防犯灯管理団体と認識しております。

○議長（利根健二君） １７番、比与森光俊君。

○１７番（比与森光俊君） ③です。

市が所有する防犯灯はあるのでしょうか。あればその数と、市所有となった経緯をお尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 教育委員会が管理しております防犯灯が、佐岡地区に１７灯ございます。経緯としましては、佐岡小学校廃校時、今後の中学校、高等学校への通学のために防犯灯を設置してほしいとの地元要望があったためと聞いております。

あと、ふれあい交流センターが管理している防犯灯が宝町、南組、黒土団地、旭町に７５灯ございます。経緯としましては、合併前の土佐山田町時代に、国からの補助を受け整備したものであるため、現在も市が管理しているとのことでございます。

○議長（利根健二君） １７番、比与森光俊君。

○ 17 番（比与森光俊君） 市の所有もあるということですね。

④です。

去る 2 月 26 日までに、各自治会から令和 2 年の防犯灯電気料補助金交付申請があったかと思います。市が電気料を補助する防犯灯は市内に何基あるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 市内に 1,937 基でございます。

○議長（利根健二君） 17 番、比与森光俊君。

○ 17 番（比与森光俊君） それは先ほど③でお聞きした、市が所有するのも含めてということよろしいでしょうか。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 市が所有するものを除いての数になります。

○議長（利根健二君） 17 番、比与森光俊君。

○ 17 番（比与森光俊君） 分かりました。

⑤です。

旭町 1 丁目、宝町 1 丁目の県道に設置されている商工会所有の街路灯、そして、大栃に設置されています 29 基の商工会所有の街路灯ですが、商店もない場所への設置もあります。香南市商工会にお伺いし、話をお聞きしたところ、類似の案件が夜須町や香我美町でもあったようで、譲渡がかなわなければ撤去することも視野に入れての話を進めたようです。

本市にあって商工会所有の街路灯設置場所の現状と、近い将来の実情、そして市民の安全・安心を考えますと、各自治会への譲渡推進も考えていく時期ではないかと思いますが、今後の対応をお尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） この件につきましては、商工会と自治会で話していただく事案となると考えております。商工会に問い合わせますと、平成 26 年度に商工会が国・県・市の補助金を活用し改修、これは LED に変更したみたいですが、それにより、耐用年数内については商工会が管理しなくてはならないとのことでした。その当時、商工会の管理期間が終了した時点で大栃自治会への移譲について協議しているとのこと、旭町、宝町も同じように自治会との協議の上進めていくようになると思います。

○議長（利根健二君） 17 番、比与森光俊君。

○ 17 番（比与森光俊君） 分かりました。

以上で質問を終わります。

○議長（利根健二君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これに御異



議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定いたしました。本日の会議はこれで延会いたします。

次の会議は３月１０日午前９時から開会いたします。

（午後 ３時４８分 延会）

地方自治法第１２３条第２項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 3 年 香 美 市 議 会 定 例 会

3 月 定 例 会 議 会 議 録 （ 第 3 号 ）

令和 3 年 3 月 1 0 日 水 曜 日

# 令和3年香美市議会定例会3月定例会議会議録（第3号）

招集年月日 令和3年3月1日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月10日水曜日（審議期間第10日） 午前 9時00分宣告

## 出席の議員

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 1 番   | 萩 野 義 和 | 1 2 番 | 濱 田 百合子 |
| 2 番   | 山 口 学   | 1 3 番 | 山 崎 龍太郎 |
| 3 番   | 舟 谷 千 幸 | 1 4 番 | 大 岸 眞 弓 |
| 4 番   | 依 光 美代子 | 1 5 番 | 爲 近 初 男 |
| 5 番   | 笹 岡 優   | 1 6 番 | 山 本 芳 男 |
| 6 番   | 森 田 雄 介 | 1 7 番 | 比与森 光 俊 |
| 7 番   | 久 保 和 昭 | 1 8 番 | 小 松 紀 夫 |
| 9 番   | 村 田 珠 美 | 1 9 番 | 甲 藤 邦 廣 |
| 1 0 番 | 島 岡 信 彦 | 2 0 番 | 利 根 健 二 |
| 1 1 番 | 山 崎 晃 子 |       |         |

## 欠席の議員

8 番 小 松 孝

## 説明のため会議に出席した者の職氏名

### 【市長部局】

|                   |         |                |         |
|-------------------|---------|----------------|---------|
| 市 長               | 法光院 晶 一 | 建 設 課 長        | 井 上 雅 之 |
| 副 市 長             | 今 田 博 明 | 農 林 課 参 事      | 澤 田 修 一 |
| 総務課長兼ふれあい交流センター所長 | 川 田 学   | 農林課長兼農業委員会事務局長 | 川 島 進   |
| 企画財政課長            | 佐 竹 教 人 | 商工観光課長         | 竹 崎 澄 人 |
| 定住推進課長            | 中 山 繁 美 | 環境上下水道課長       | 明 石 満 雄 |
| 防災対策課長            | 一 圓 幹 生 | 管 財 課 長        | 和 田 雅 充 |
| 税務収納課長            | 明 石 清 美 | 会計管理者兼会計課長     | 萩 野 貴 子 |
| 市民保険課長            | 植 田 佐 智 | 《香北支所》         |         |
| 健康介護支援課参事         | 横 山 和 彦 | 支 所 長          | 前 田 哲 夫 |
| 健康介護支援課長          | 宗 石 こずゑ | 《物部支所》         |         |
| 福祉事務所長            | 中 山 泰 仁 | 地域振興班長         | 森 田 美 紀 |

### 【教育委員会部局】

|                 |         |          |         |
|-----------------|---------|----------|---------|
| 教 育 長           | 時 久 恵 子 | 教育振興課長   | 公 文 薫   |
| 教育次長兼学校給食センター所長 | 秋 月 建 樹 | 生涯学習振興課長 | 黍 原 美貴子 |

### 【消防部局】

消 防 長 宮 地 義 之

### 【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

**職務のため会議に出席した者の職氏名**

議 会 事 務 局 長 猪 野 高 廣

議会事務局書記 横 田 恵 子

議会事務局書記 大 和 正 明

**市長提出議案の題目**

な し

**議員提出議案の題目**

な し

**議事日程**

令和 3 年香美市議会定例会 3 月定例会議議事日程

(審議期間第 1 0 日目 日程第 3 号)

令和 3 年 3 月 1 0 日 (水) 午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

- ① 2 番 山 口 学
- ② 1 2 番 濱 田 百合子
- ③ 1 3 番 山 崎 龍太郎
- ④ 1 4 番 大 岸 眞 弓
- ⑤ 7 番 久 保 和 昭
- ⑥ 5 番 笹 岡 優
- ⑦ 9 番 村 田 珠 美
- ⑧ 1 5 番 爲 近 初 男

**会議録署名議員**

1 2 番、濱田百合子君、1 3 番、山崎龍太郎君（審議期間第 1 日目に審議期間を通じ指名）

## 議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（利根健二君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告いたします。8番、小松 孝君は、欠席という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可いたします。

2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） おはようございます。2番、市民クラブ、山口 学です。議長の許可を得、一問一答方式で質問します。

先日、地域電子マネー k a m i c a（カミカ）について発表がありましたが、事業者には十分な説明がなされていない状況です。現にまちで話をすると、「ああ、そんな話があったね。あれこれからどうなるの？よく分からんからやれない。」といった反応です。k a m i c aを成功させるためには、事業者の協力なくしてはあり得ないと思います。4月20日の運用開始までに理解を深めて、加盟店をできるだけ増やさなければいけないのではないかと思います、質問します。

①の質問です。

資料①を御覧ください。本来はこの裏面にイメージ図が書かれたものでしたが、資料が増えるため、アンケートの回答面だけにしています。

1月にこのアンケート調査がありましたが、商工会会員以外の事業者にもこのアンケート調査は行われたのでしょうか。お答えください。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） おはようございます。お答えいたします。

商工会の会員以外にもアンケートは実施しております。そのほかにコンビニや大型衣料店、食料品店などを個別に訪問して意向調査を実施したところでございます。

以上です。

○議長（利根健二君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） ②の質問に移ります。

発表にあった現時点での122件の加盟希望は、アンケート問1の「導入したい」との回答数でしょうか。問1に4つの回答がありますが、それぞれの数を教えてください。問5の順位もお願いします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

参考までに、アンケートの回答数は193件で、その中で問1の内訳としまして、「導入したい」が30件、「導入を検討したい」が92件、「導入したくない」が49

件、「その他」 22 件となっており、「導入したい」と「導入を検討したい」との回答の合計 122 件、これらの事業所が導入に前向きであると捉えております。

また、問 5 の導入したくない理由としましては、回答が多い順から、「お客様からの要望がない」 18 件、「インターネット環境が整備されていない」 6 件、「導入費用がかかる」が 5 件、「決済手数料が高い」が 4 件となっております。

以上です。

○議長（利根健二君） 2 番、山口 学君。

○2 番（山口 学君） アンケートの総数もちよっと何か少ないような気がします。

「導入したい」「検討してみたい」を合わせた数が 122 件ということで、まだ確定ではない数字ということですね。

③の質問に移ります。

高齢者の方にも k a m i c a を理解し利用してもらうためには、地域に寄り添った商店等にも加盟してもらうことが重要ではないでしょうか。経営者の中には高齢の方もいます。聞くと、キャッシュレス決済に抵抗のある方もいました。アンケートの内容だけでは気後れして「導入したくない」と回答した人もいると思いますが、アンケート結果のみで線引きをして進めていくのでしょうか。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

今回のアンケートはプレスリリース前に実施したものでございます。最近では新聞やテレビ等の報道を見て、説明会に参加して機器を導入したいといった連絡も数件あったと伺っております。今後は商工会による事業者への説明会を開催し、決済端末を実際に触れて操作していただくなどして導入を促していきたいと考えております。

○議長（利根健二君） 2 番、山口 学君。

○2 番（山口 学君） ④の質問に移ります。

説明会のことですが、インターネット環境を新たに導入しなければいけない事業所には費用負担がかかります。原則現金チャージに対応となっておりますが、取扱いについて書かれてはいません。月額負担金、通信料、月次決算等のリスクを十分に納得してもらった上で加盟してもらうには、複数回の説明会が必要ではないかと思います。

説明会の日程は決まっていますかという質問内容でしたが、資料の②、③、④を御覧ください。②は去年のもので、③、④は今年の一枚物になっています。私がこの質問を通告したとき、私たち事業者が k a m i c a について知っている内容はこれだけでした。先日、3 月 5 日付で新しく送られてきたものがここに 있습니다（資料を示しながら説明）。内容は、3 月 17 日から 25 日の間に延べ 10 回、各 60 分開催と書いてあります。これは説明会の内容です。きっちり終了時間も 1 時間後で書かれています。同時に送られてきた資料には、高速通信プラン申込書やモバイルルーターあっせんの案内などがあり、説明には時間がかかると思いますが、1 時間の中で質疑応答の時間は十分に取

れるのか質問します。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

議員がおっしゃいましたとおり、3月17日から延べ10回を予定されております説明会が計画されました。1時間の中でということですが、いろいろ分からないこともございます。必要に応じてそこは対応できるものと考えております。それと、この計画は10回となっておりますけれども、それこそ必要に応じて追加すること、それから、個別に対応も可能というふうに伺っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 忙しい中で来てもらう説明会ですので、できるだけ多くの意見を聞いていただきたいと思います。10回開催とのことですが、全て同じ内容と書かれています。先ほど答えていただいたように、次の段階、例えばトラブルの対処法など、運用開始後のことを教えていただける説明会もまた開いていただければうれしいと思います。

⑤の質問に移ります。

必要機器を使いこなすには練習する時間も要と思いますが、加盟店への機器の導入時期は決まっていますかというこの質問は、④の資料では2月下旬となっていました、説明会の日程資料が新しく来まして、それには3月下旬と書いてあるので、この質問は取り消します。

⑥の質問に移ります。

現在参加予定の122事業所も、今後の説明会の話合い次第では減る可能性だと思っています。参加店舗を充実させてからの運用開始が望ましいと思いますが、4月20日に決めた理由は何かあるのでしょうか。お答えください。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

4月20日に決定した理由としましては、カード作成のスケジュール、それから決済端末機器調達等のスケジュールを勘案して決定しました。市民の方へのカード発送完了日から数日間の余裕を持っていること、それから、1回目の無料チャージから秋口に予定しています2回目の無料チャージの間に十分な利用期間を確保でき、かつ2回目の無料チャージ後に十分な利用期間を確保できるというようなことを考えまして決定したものでございます。

○議長（利根健二君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） それは利用者側のことが大きいでしょうかね。僕ら事業者としては準備期間が足りてるとはちょっと思えないので、もっとじっくりと取り組んだほうがよいような気がします。今後、もし加盟店が少ない場合、開始日をずらすという考

えはありますか。もしある場合、判断基準になる数がありますか。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

おっしゃいましたとおり、加盟店が充実してからの運用開始という手法もあると思います。事業所への説明のスタートもちょっと遅れたといったことも実際にございます。事務的には万全を期して作業を行っていましたが、様々な協議を要した結果、説明についても3月中旬からといったスケジュールになっております。御質問のほうは、今の時点ではこのスケジュール、4月20日スタートということで進めております。

○議長（利根健二君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 利用者が、k a m i c a はもらったけど使うところがないということにならないようにお願いします。

⑦の質問に移ります。

今後、開始前、開始後に加盟店を増やす取組はどのように進めていくのかお答えください。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

あらゆる機会を通じまして事業所への周知を継続したいと思っております。キャッシュレス決済は現金に触れないため衛生的であり、従業員と顧客の接触機会を減らすという観点からも、新型コロナウイルス感染症等が流行しにくい環境の構築につながり、また、キャッシュレス決済の地域基盤は、ポイント付与等を通じて消費喚起や地域イベント参加へのインセンティブ付与の効率的・効果的なプラットフォームになり得ると考えております。また、新型コロナウイルス感染症収束後の経済対策にもつながることを重ねて周知していきたいと考えております。

○議長（利根健二君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） このk a m i c aの事業は、私もできる限り応援していきたいと思えますし、とてもよい取組やと思えます。これからの時代、こういったキャッシュレス決済が主流になることもあると思いますので。しかし、正直今の状態では、事業者側の意見としては、あまりよい状態でスタートできるとは思えません。一刻も早く事業所の不安を取り除いていただくように取り組んでほしいと思います。

最後に、市長、香美市にとって大きな取組となるこのk a m i c a導入事業、より多くの事業者の方々に参加してもらい、成功に導くために、市長の意気込みをお聞かせください。

○議長（利根健二君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） k a m i c aについてお答えしたいと思います。

k a m i c aにつきましては、今お話ししましたように、コロナ感染予防の観点から導入するということで応援をいただいております。ただ、これまで商工会の中でも、何



とかキャッシュレスの時代に対応できていく商工業者を育てていきたいということで、本当に頑張って勉強もしてきたんですけれども、なかなかやはりなじみのないということで、できませんでした。

しかし、この電子マネーを使っていただきましたら、商工業者の方々も税の申告など本当に大変な思いをしてやっておられるんですけれども、これも本当に機械が全部やってくれると。そして、お釣りをかまえなくてもいいというようなこともございます。そして、今回の行政の付与、これも大変思い切ってやるわけでありますけれども、ただ、今回のコロナ関係の付与だけではなくて、これが行政の中でいろいろと活用されてくると、行政ポイントの付与もいろいろ幅が広がってまいります。さらには、これまで進めてきましたプレミアムチケットなんかにつきましても、瞬時に進めることができるということになりますので、商工業振興にとっては絶対に欠かせないアイテムだというふうに思っております。

商工業の振興というのは大変難しい問題であります。まず周りの状況、経済がよくなないと商工のほうへ来ないというところがあります。なかなか難しい問題でありますけれども、今回はもう本当に商工に限って前向きに進めていこうということですので、これだけのチャンスを絶対に逃さないでいただきたいし、また、一旦使っていたら手放せなくなるものだと考えておりますので、すぐ皆さんそろって4月20日に横並びでできるということにはならないかもしれませんが、必ず商工業者の皆さんにきちっと行き届くような努力をしてまいりますので、大いに御協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（利根健二君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） このk a m i c aの導入事業が成功するように頑張っていきましょう。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（利根健二君） 山口 学君の質問が終わりました。

消毒のため、暫時休憩いたします。

（午前 9時18分 休憩）

（午前 9時20分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） おはようございます。12番、日本共産党の濱田百合子です。通告に従いまして、一問一答方式で質問させていただきます。

最初に、1番、持続可能な農業のためにについて質問いたします。

近年の気候危機は地域に様々な災害をもたらし、食料生産への影響は単年度にとどま

らない状況です。昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響で、人の労働が制限され、物流も止めざるを得なくなったことで、世界の農業生産にも影響が出てきています。2016年度の食料自給率はカロリーベースで2015年度より1ポイント減少し、38%となりました。このことは食の安全供給の土台を揺るがす大問題ではないでしょうか。

2020年の農林業センサスの概要によると、2000年から5年ごとの推移では、農地は減少し、農業の中心的な担い手である基幹的農業従事者も、5年前から約39万6,000人減り、約136万1,000人です。20年前と比べると43%の減少となっています。担い手の高齢化も止まりません。基幹的農業従事者の中で65歳以上の割合は69.8%、そのうち32%が75歳以上の高齢者です。40歳未満は4%にすぎません。今後、米だけは何とかなると言えるのでしょうか。長期にわたる消費量の低下と米価の下落傾向が続く中、多くの農家が米作りへの意欲を失いつつあります。今後、自分の家で食べる分しか米は作付しないという農家も増えてくるのではないのでしょうか。

先日、私のほうに地元の高齢女性の方から電話がありましたが、80歳代後半の夫が急に病気になり入院し、今まで4反耕作していて、既に苗も注文しているけれど、できないかもしれないので誰かしてくれないだろうか、知りませんかというお電話の内容でございました。高齢になると今までできていたことが急にできなくなる現状もある中で、今は息子たちが帰ってきて米作りをしてくれる状況ではないということを痛感しています。

国連は2030年までに持続可能な開発目標、SDGsを達成するための行動を各国に呼びかけています。そして、国連家族農業の10年、2019年から2028年を設置いたしました。家族農業による持続可能な食と農の営みを促すことで、SDGsの実現にも貢献できると唱えています。

昨今、子育て中の世代や中高年世代の中には、有機農法に関心のある方々も増えてきています。持続可能な農業のために、小規模家族農業を推進することで農業の担い手を増やし、そのことが移住定住にもつながっていくのではないかと思います、順次質問をいたします。

①です。

持続可能な農業についてどのような認識をお持ちでしょうか。お伺いいたします。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えいたします。

SDGsの17項目の国際目標の一つに、環境と調和した持続可能な農業を促進することを掲げられております。農業に関する環境問題は多様で深刻です。自然環境の破壊や水資源の減少問題、土壌汚染や水質汚染の問題、また食料問題や食の安全の問題など、社会問題にも間接的に関わっていますので、広範囲で非常に難しい問題です。これらの問題を解決していくことが、持続可能な農業につながるものであると認識しています。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 本当に課長がおっしゃるように、社会問題であると、非常に難しい問題だと私も思っております。

最初に述べましたように、食料自給率が今、カロリーベースで38%ということで、私は非常に不安なわけです。私は耕作を全くしておりませんし、本当に全て買わなければ毎日の食生活は成り立たないわけですが、私が思うのには、やはり農業というのは、環境にも、大雨とか台風とかにもすごい影響されますし、ハウスの被害もせんだっては大変でした。そんな中で、やはり農地の好影響といいますか、多面的機能が、ただ耕作して作って、販売して、収入の糧にするというだけじゃなくて、本当に農地を守るといことはその地域全体の環境を守るといことで、農業者だけではなくて、そこに生きてる人たちの生活全体が、農業をしてもらう、農地を守ることで地域社会が守られているんじゃないかなと思うわけです。なので、家族農業を基本とした小さいけれども小規模で耕作することが、結局は持続可能な地域社会、いろんな難しい問題はあるけれども、そういう地域社会ができるんじゃないか、今その転換が求められているのではないかというふうに私は認識していますが、そのあたりの自給率38%についてのお考えと、今、社会問題となっている課長がおっしゃったようなことについて、再度見解を求めます。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えいたします。

前段の話にもありましたように、家族農業というのが非常に大事なものになってくるように認識しております。香美市の営農につきましては、まさに家族農業で経営をしております。担い手への集約化とか集積といった大規模化を推進する一方では、小規模家族農業の存続も図るように、継続して支援していきたいと考えています。そして、そういったことが食料自給率の向上にもつながるものだと認識しております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、②に移ります。

農林水産省の食料・農業・農村基本計画では、農業の持続性確保に向けた施策の位置づけはどのようなものか、お伺いいたします。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えいたします。

食料・農業・農村基本計画によると、持続性確保のため講ずべき施策として、食料の安定供給の確保、農業の持続的な発展、農村の振興、東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応、団体に関する施策、食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応

という、7つが位置づけられております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 去年3月にこの基本計画が位置づけをされまして、コロナのこととか、そして、大災害の後でのやはり農業の維持ということが掲げられているわけです。

それで、私がお聞きしたいのは、課長も初めの御答弁で言っていただきましたが、大きな農地は本市にはない、そして、圃場整備された土地、今、圃場整備されつつある土地もあるんですけれども、やはり中山間地域が多い中で、小さな土地でも多種多様な農作物を生産している小規模農業が来ているわけです。そんな中で、やはり女性が能力を発揮できている環境が、私は農業にはあると思っていますんですけれども、地域農業に関するいろんな政策を立てる上でも、やっぱり女性の参画が必要だと思いますし、そして、そういう地域をリードできる女性農業者を育成することによって、今、農業委員会の農業委員とか農協の役員にも女性の登用とかをされていると思うんですけれども、このあたりについてどのように思われますでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えいたします。

農業分野における女性の社会進出につきましては、全てを把握できておりませんが、香美市農業委員会には1人の方、それから農村女性リーダーの認定者として8人、香美市認定農業者では5人、ほかJA女性部など多方面で御活躍されております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 本当に本市は女性の方、農業に関わる方が多いほうじゃないかなというふうに私も思っておりまして、女性リーダーの方もいらっしゃるということで、頼もしいと思っております。

それでは、③に移ります。

農林水産省は2021年度から5年間の第4次食育推進基本計画案を公表しました。学校給食で地場産品を使う割合を維持か増やした都道府県が、全体の90%になることも目指しています。本市も今以上に地場産の品を増やしていくことを目指してはと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育次長兼学校給食センター所長、秋月建樹君。

○教育次長兼学校給食センター所長（秋月建樹君） お答えいたします。

香美市産を含む県内産は、3つの給食センターを平均すると、令和2年度で38.7%となっており、過去3年間を見ても4割弱の状況が続いています。第2期香美市食育推進計画では、令和5年度の目標値が40%以上となっており、献立の工夫や生産者の開拓等により目標達成に向けて努力していきます。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 38.7%を40%にする目標ということですが、やはりこれを40%にするためにはどんな方法が考えられますでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育次長兼学校給食センター所長、秋月建樹君。

○教育次長兼学校給食センター所長（秋月建樹君） 先ほども申し上げましたように、やはり献立の工夫と生産者の開拓等により、地元産の食品数を増やしていきたいと考えております。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） そうですね。献立の工夫ももちろんですけど、食材を提供してくれる方ですよ、農業されている方をどう学校給食へ。子供たちに地元の食材を提供したいと思っている方は、呼びかけたらたくさんいるんじゃないかなと思うんですけども、ただ、土佐山田町の学校給食は数も多いですし、なかなかそれを供給するにはということだと思うんですけども、生産者に対する呼びかけとか工夫とか、そのあたりは、この40%を達成するに当たって何か案をお持ちですか。

○議長（利根健二君） 教育次長兼学校給食センター所長、秋月建樹君。

○教育次長兼学校給食センター所長（秋月建樹君） 特に持ってはいないんですが、土佐山田町の給食センターは安定供給をできる生産者が少ないということで、見積り、競争入札等で食材を調達しておりますが、物部町とか香北町につきましては、地元で大部分多くの数を調達できるようなので、そちらのほうではある程度進めていけるのではないかと考えております。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） そうですね。物部町、香北町のほうは小規模でありますので、供給しやすいということだと思います。土佐山田町の学校給食センターのほうも、町内の子供たちに同じように地元の食材を増やしていく方向でやっていかなければとは考えます。

それでは、④に移ります。

耕地面積も減少していると思いますが、本市の耕地面積のうち遊休農地や耕作放棄地の割合について伺います。

○議長（利根健二君） 農林課長兼農業委員会事務局長、川島 進君。

○農林課長兼農業委員会事務局長（川島 進君） お答えします。

2015年農林業センサスによりますと、耕地面積は1,750ヘクタール、耕作放棄地面積は86ヘクタールで、割合は4.91%です。遊休農地は農林業センサスの調査項目ではなく、農業委員会活動の点検評価データになりますが、5.7ヘクタールで割合は0.33%です。

2020年農林業センサスでは、耕地面積1,700ヘクタール、耕作放棄地面積は、市町村別データがまだ公表されておりません。遊休農地は4.9ヘクタールで、割合が0.29%となっております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 2015年から2020年の5年間ですけれども、全体的な面積は1,750ヘクタールから1,700ヘクタールと、50ヘクタール減っているというような状況になってますよね。それと、耕作放棄地のほうはまだ2020年のは出ていないということですから、農業委員会の調べで、遊休農地が5.7ヘクタールから4.9ヘクタールということは、やはりこのパーセントも減っている。耕作面積が減ったけれども、それだけ遊休農地も減っているということは、耕作をしている状況はこの5年間であまり変わっていないというようなことでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課長兼農業委員会事務局長、川島 進君。

○農林課長兼農業委員会事務局長（川島 進君） 遊休農地の面積が5年前とで言えば減っているのは、遊ばせていた農地が減ったということです。若干使われ出したところが増えたことにはなります。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ということは、そこに農業者が手を入れて、何かしら耕作し始めている傾向があるということですね。

⑤に移ります。

新たな農業の担い手の確保にどのような制度があるでしょうか。また、制度利用の状況を年代別にお聞きをいたします。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えいたします。

農業に就農する前の研修中に利用できる補助金としまして新規就農研修支援事業、研修終了後に新規就農して利用できる補助金としまして農業次世代人材投資事業、それと新規就農者農地確保等支援事業、園芸用ハウス整備事業の新規就農者区分といった事業があります。制度の利用状況につきましては、本日配付させていただいております資料のとおりでございます。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 今日お示ししていただいております資料を見ますと、平成30年度が11人ですね、令和元年度が11人で、令和2年度が14人ということで、少しですけれども、この制度を利用して新規に農業をされている方が増えているように思いました。

特に年代別を見たときに30代が一番多いので、ちょっと期待が持てるかなというふうに見て感じた。20代、30代、40代、独身の方もいらっしゃるかもしれませんが、御家族でやられてるということも考えられます。

そして、この1番の新規就農研修支援事業と2番農業次世代人材投資事業に各年度を網羅して大体30代があるということは、今まで農業をされていない方も、新たに就農してみようかなということで研修をしているようなところが30代にあるのかなと。そして、次世代人材投資事業ですか、研修後に支援を受けて農業をしているという方が、ずっと4人、6人、8人とあることも、少し期待を持つところではありますけれども、この4つの事業の財源は、国と県の事業として取り組んでいる状況なんでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

1番の新規就農研修支援事業は市の単独（後に「県補助事業」と訂正あり）です。2番の農業次世代人材投資事業につきましては国庫補助事業です。それから、3番の新規就農者農地確保等支援事業は市の単独（後に「県補助事業」と訂正あり）です。園芸用ハウス整備事業につきましては県補助事業になっています。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 分かりました。市単独でしている新規就農研修支援事業が毎年あるということは、非常にうれしいことだと思います。

それで、本市は第2期香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標に35人を掲げていると思うんですけども、今回のこれだけではまだ始まったばかりなので分からないとは思いますが、この調子でいけば見通しはいかがでしょうか、その35人の目標についてですけど。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

その前に、先ほどの質問の中でお答えさせていただいた新規就農研修支援事業は、市の単独ではなくて県の補助でした。申し訳ございません。

見込みということですが、第1期香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略の実績では5年で34人となっております。次の第2期の5年では、現状維持をしていく思いで1人足して35人としております。達成する見込みで計画させてもらっております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） その目標で頑張っている途中ということだと思います。

それでは、⑥に移ります。

本市で自営農業をする基幹的農業従事者の2010年、2015年、2020年の推

移をお伺いします。そのうち移住定住者は何人いらっしゃるでしょうか、２０代から４０歳代の方もいるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

農林業センサスによりますと、本市の基幹的農業従事者は、２０１０年が１，８３３人、２０１５年が１，４８５人、２０２０年につきましては、速報値で１，２９３人となっております。移住定住者数につきましては、市で支援を行ったことにより把握している移住定住者数のうち、農業者は過去５年間で１２人でして、２０歳代が２人、３０歳代が４人、４０歳代が３人、５０歳代が１人、６０歳代が２人となっております。

以上です。

○議長（利根健二君） １２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君） ２０２０年は速報値ということですが、２００人弱でしょうかね、やはりちょっと少なくなっているの心配はしますが、移住定住者の中で農業をしたいという方が、３０代、４０代、２０代とそれぞれいらっしゃることは非常にうれしいことです。

それでは、⑦に移ります。

米を作っても生活できないとの声を何度も今まで聞きました。今、食の安全・安心への関心は高まっていると思います。市内の量販店では有機野菜のコーナーができたり、高知市ではオーガニックマーケットも開催されています。人間が心身ともに健康を維持するために食は欠かせません。環境に優しい栽培方法に徹した有機農業を体験することで、子供たちは生きる力を学ぶと思います。自分の体を元気にしてくれる農作物や、その農作物を作ってくれる生産者への感謝の気持ちが、必ずや成長の糧になると私は思っています。

本市の米飯給食は大変すばらしいと感じているところです。本市は１キログラム３４５円で購入しているとお聞きしました。１０キロ単位でＪＡから買っているとお聞きしました。１キロは約７合なので、中学生くらいならお茶わん１杯が２４．６円です。小学校低学年なら１６．４円ぐらいです。その米に有機という付加価値をつけて、安全・安心の有機米を提供することはできないでしょうか。

お手元に資料を配付しております。ちょっと資料の順番を私の手違いで間違いましたが、資料を１枚めくっていただきまして、資料②、③、④で千葉県いすみ市の例を紹介いたしました。学校給食米の全てを有機米にというようなことです。少し読ませていただきますが、「いすみ市は２７日、全１３市立小中学校の給食で使用する御飯について、全量が無農薬無化学肥料の有機米に改めた。今後、継続して実施する。市は環境保全型農業を推進し、給食の御飯は有機米で賄うとの目標を掲げていた。こうした試みは全国初という。市は２０１３年、「自然と共生する里づくり」の一環で有機米の生産を働きかけた。当初参加した農家は３人、面積は約０．２ヘクタール、収穫量は約０．２４トン



だったが、毎年作付面積を増やしていき、今年はそれぞれ２３人、約１４ヘクタール、約５０トンと拡大。全小中学校の計約２，３００人分の使用量となる約４２トンを賄うことが可能になった。」ということです。

資料③が経過で、今１００％になったことを示しています。

それから、裏面の資料④では食農教育ですね。そこのやっぱり地域で育つ子供たちに地域のお米というのはもちろんですが、生態系に優しい環境教育も一緒になると。多面的機能が農地にはありますので、土壌をはじめいろんな生物が復活するわけですね。そういうふうな環境教育をやっていくことが、農地の価値を見直すということも含めまして、こういうことを千葉県いすみ市は奨励しているということで紹介させていただきました。本市はどうでしょうか。お伺いいたします。

○議長（利根健二君） 教育次長兼学校給食センター所長、秋月建樹君。

○教育次長兼学校給食センター所長（秋月建樹君） お答えいたします。

学校給食は香美市産のうるち米を使用しております。地元の有機米とのことですが、香美市では有機米を栽培していません。県に確認したところ、化学肥料、化学農薬を全く使用していない有機米を生産しているところは、県下には経営が成り立たない等の理由でないようです。

以上です。

○議長（利根健二君） １２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君） 今、県下でもなく経営が成り立たないということですが、けれども、実際、先ほど紹介しました千葉県いすみ市なんかは、香美市とは田畑の状況が違ってももちろん思いますけれども、初めに呼びかけたときに手を挙げた農家は３人しかいなかったけれども、それが徐々に増えてこのような１００％になったということでございますので、やっぱり働きかけをしてみないと分からないのじゃないかなと思うわけです。

それで、やっぱり移住定住を進める上でも一つの売りに、香美市が学校給食に有機米を提供し始めたということは、すごくアピール度も高いと思うんですね。やっぱりいかに子供の育ちを大事にしているかと、それと農業者の体も大事に、地域の土壌も大事にしているということのアピールが私はすごくできると思うので、前向きに考えてもいただきたいなと思うところですが、地域を限定して、例えば全小学校でやるのは到底無理だと、なかなかすぐは無理だと思うんですけど、地域を限定して、例えば香北町の大宮小学校区、その中でも谷相地域、そして土佐山田町は片地小学校の佐野地域、ここなんかでは、有機に関心を持っている若い方たちがいらっしゃいます。こういう方たちにも声かけしながら生産を始めることができないか。

そして、子供たちと農業者と一緒に耕作する中で、先ほども申しましたように、生の教育ですね。農業の多面的な機能を実感して、持続的な農業実現のために、あなたたちもこの地域で生まれたんだから、この地域の農地と一緒にというような農業者の意気込

みを、子供たちに伝えていく生の教育をやっぱりしていかないといけないと思うんですけど、そのためにも実践して米作りをすると。学校農園はあると思うんですけども、特化してみたいなことが考えられないのでしょうか。伺います。

○議長（利根健二君） 教育次長兼学校給食センター所長、秋月建樹君。

○教育次長兼学校給食センター所長（秋月建樹君） 給食センターのほうから有機米を農家の方に作っていただけないか広報することは考えておりません。それから、県への問合せによると、有機米はなかなか単価も高いということで、今のところ給食センターの食材費はちょっと大幅な赤字になっておりますので、経費の面からも難しいのではないかと。また、大宮小学校区は香北給食センターがやっておりますけど、片地小学校は土佐山田給食センターが全部作っておりますので、片地小学校だけというのは特に、またさらに難しいと思われます。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） なかなか難しいという御答弁をいただいたところですが、追求をしていていただきたいという思いはあります。

⑧に行きます。

持続可能な農業について議論するような会は開催してるのでしょうか。お伺いします。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

毎月1回ですが、営農推進の関係機関が集まって開催しております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） その営農推進の関係の方が集まっているという、ほかの関係団体と、それから場所はどこでされているのかお伺いします。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

市からは、農林課農政班職員、それから両支所、農業委員会事務局からと、JA、中央東農業振興センターの職員、それから中央家畜保健衛生所香長支所の職員、それから高知県農業共済組合東部支所になります。会議の場所は本庁舎の会議室を使っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 本庁舎でやられているということで、それこそ営農を推進されているプロといいますか、長けた方が来てやっていると思うのですばらしいと思うんですけど、ただ、回数が年に1回（後に「月に1回」と訂正あり）ということなんですよね。こういう会に、例えば地元の移住定住のことをされているNPO法人いなか

みであるとか、それから市民団体ですよ、有機農業とかに関心のあるような団体がいると思うんですけど、そういう団体とか、もう少し幅を広げていって、1回はこういう団体、もう1回は市民の農業者の声を聞くような会を1回するとかいうふうな、農業の担い手と支援者が一緒に協議する場というのが要と思うので、そういうふうなやり方での提案を、今度するときにしていただくようなことはできないでしょうか。

○議長（利根健二君） 濱田議員、今、「年1回」と言いましたけれども、答弁では「月1回」でしたので、その確認をお願いいたします。

農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

NPO法人いなかみであるとか外部の方々もということは、今後の検討課題とさせていただきます。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 失礼しました。「月に1回」ということでした。

それでは、次の⑨に移ります。

有機農業推進総合対策事業の活用なども検討してはいかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

この事業につきましては、国際水準の有機農業の取組を推進するため、有機農業指導員の育成、有機農業技術取得等による人材育成、有機農産物の安定供給・需要喚起などの取組を支援する農林水産省の事業でございます。この事業の中には幾つかのメニューがありまして、市町村が活用できる事業として有機農地集約化試行支援事業があります。新たに有機農業に取り組む農業者が営農しやすい環境を整備するため、複数の耕作放棄地をまとめて有機栽培する取組を支援するものとなっております。現状では来年度の事業実施はありませんが、今後活用できるような事例が発生した場合に検討したいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 事業内容を課長からおっしゃっていただきましたが、私の配付しています手元資料の①のほうに、先ほど課長からおっしゃっていただきました有機農地集約化試行支援事業ですか、これが当たるとは思います。市町村ができるという内容にはなっております。令和3年度は無理ですけれども、⑧の質問で御答弁いただいた、いろんな団体が月1回集まってやっているということですので、ぜひそういう会に、こういった農林水産省の制度もできているわけで、これを事業化できるよう香美市で考えられないかというようなところで、資料提供などもいただいて、情報共有していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 先ほど説明しました、月１回の関係者が集まる会の場で、  
なお周知するように努めたいと考えます。

以上です。

○議長（利根健二君） １２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君） 次の⑩に移ります。

米を作って生活できる手だてが必要です。世界的には２０１３年時点で農業所得に公  
的助成が占める割合は、スイスが１００％、スイスは憲法で食料自給率を維持すること  
が明記されているようです。フランスが９５％、イギリスが９１％、アメリカが４０％、  
日本が３０％でしたが、戸別所得補償制度が廃止されまして、現在は２０％になってい  
ます。気候変動に左右される農業には、もっと公的支援があってもいいのではと考える  
ところです。

地域で働き暮らし生きる手だてに、生態系に優しい農業はもっと見直されるべきです。  
若者を中心に田園回帰の流れも始まっていると思います。市独自の公的支援策を講じ、  
農業に励める条件づくりが必要だと思います。農業経営の法人化や起業家を応援するだ  
けではなくて、課長もおっしゃいましたように、香美市は家族経営でずっとやってきた  
ということだと思います。大小多様な家族経営が共存できる担い手育成を検討していく  
ことが、今必要になってきているのではないのでしょうか。本市として小規模家族農業を  
推進する政策を講じ、担い手確保を推進していきませんか。伺います。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えいたします。

持続可能な農業と農村の維持を目指すためには、農地を集積・集約化することで、農  
業の効率化と生産性を上げることのできる農業の大規模化を推進する一方で、地域農業  
と農村を支える小規模家族農業に注目し、その農業、生活基盤を支える仕組みづくり、  
後押しすることが求められております。今後とも公益性、費用対効果、妥当性など、市  
民の皆様からも理解が得られるような市独自の支援策など、研究・検討を進め、小規模  
家族農業を推進していきたいと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） １２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君） それでは、大きな２の質問に移ります。

観光政策推進のためについて質問をいたします。

第２期香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、観光振興策の実施として、体験  
型観光の推進、広域観光の取組の推進、龍河洞エリア活性化事業があります。ＫＰＩで  
は、体験型観光入込客数が令和６年には１３万４，０００人、主要４施設観光入込客数  
が３０万人、外国人観光入込客数が令和６年には６，０００人を指標にしているところ  
です。

ただ、令和２年が、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のために様々な人の動き

が制限され、観光業が大きな影響を受けました。日本政策金融公庫の調べでは、宿泊業の過半数が80%を超える売上げの落ち込みとなっています。この直面しているコロナ危機で可視化した、暮らしや社会の課題が何であるかを直視して、どう対処していくかが問われていると思います。持続可能な観光政策推進のためには、ここで再考する必要があるのではないのでしょうか。

和歌山大学観光学部教授の堀田祐三子氏が、「ポスト・コロナ時代の観光と観光政策の方向性について」記述をしておりますが、抜粋して述べます。「観光を含む余暇活動は、私たちが生きていく上で不可欠な要素である。ふだんとは異なるストレスに取り囲まれた生活を送らなければならない状況下であれば、これらを通じた楽しみの実現はなおさら必要である。文化・芸術やスポーツ活動が「被災者」を含めた人々の日常生活をどれだけ勇気づけているかが語られる。こうした事実は、「不要不急」をめぐる対抗軸が、必ずしも仕事対観光・余暇活動というものではないことを示している。健全な観光・余暇活動の実現は、健全な生活の維持・発展にとっては不可欠な要素である。バーチャルでは実現できない、リアル観光固有の特徴が空間の共有である。空間を共有することを通じてしか感じ取れない、その地の空気感の体験こそが、観光地・地域づくりが生み出す価値の根幹をなす。観光と市民生活の両方の質が向上するような観光の在り方と、それにふさわしいまちづくりを進めていかなければならない。そのためには、まずは地方が再評価され、そして、現代的・都市的ライフスタイルが問い直されている今こそ、持続可能性の観点から、地域の自然環境や生活文化を捉え直し、その新たな価値を地域内外の人々と共有する方法やプロセスを再考することが必要である。」と述べています。

このことを観点に、1月27日の産業建設常任委員会で本市が指定管理している観光施設を視察したことも踏まえて、質問をさせていただきます。

(1)です。

堀田祐三子氏の、私が先ほど述べました観光政策の方向性について、見解をお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

景勝地などで観光客が増加し観光地が過密になることによって、住民の日常生活が妨げられ生活の質が悪化するほか、来訪者が満足できる観光体験ができなくなる状況を指す言葉としまして、オーバーツーリズムがございます。人々の所得水準の向上や移動手段の改善によって、より多くの人々が観光することができるようになったことや、観光行動の高度化、多様化が観光と生活の対立の契機を増加させていると言われております。

香美市は豊かな自然資源や歴史・文化的多彩な資源に恵まれ、山岳観光からスポーツ、レクリエーションや文化施設等の観光施設が多数あります。この地域の観光を守りながら観光分野を活性化させ、住民の暮らしをよくしていく持続可能な観光が大切であると

考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、（2）に移ります。

観光地での共同・協働関係は、南国市、香南市、香美市の広域観光協議会である一般社団法人物部川DMO協議会などが仕掛けていますが、ポストコロナ、ウィズコロナの時代は、誰もが楽しさを享受できる観光と地域づくりへと、取組を広げていくことが必要ではないでしょうか。また、移動の環境負荷を軽減する取組も必要ではないかでしょうか。そのあたりで観光政策を見直すときではないでしょうか。伺います。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

物部川流域の本市としましては、物部川DMO協議会を核としました広域観光を行っています。一方で、本市の地域地域のよさを生かすモニターツアーや、ノルディックウォークなどを香美市観光協会が行っており、地域をよく知ってもらって、あわせて、住民の暮らしの豊かさも実現していければと考えております。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 観光協会がモニターツアーとかをされていることは、非常にいい取組だと思っているところです。そういった、地域の方が地域で自分たちのまちに観光客の人に来てほしい、こんな見どころがあるから見てほしいといったまちの魅力が、地元の環境、文化的な財産だったりとか、滝とか山という地元にもともとある環境なわけですね。そういうところに対しての魅力を再発見していくということが、地域全体の共感になればと思うんです。ぜひそういったことを、今観光協会が仕掛けていますけど、地域住民がそういうことをやっているんだという意識を、もっと持つべきじゃないかなと思うんですけど、そのあたりのアピールをもう少し工夫したらいいと思うんですが、どうでしょうか。観光協会だけが頑張っていて、地域の人にそれが見えてこないという部分があると思うんですけれども、そのあたりのアピールの仕方をまた変えたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） おっしゃるとおりであります。観光協会での今現在の取組として、ガイドの会なんかも設立して、今後、香美市のよさを広げていこうともしております。そういった取組も含め、地域の皆様方とつながり、仲よく手もつないでいただいて、観光振興を進められればと思っております。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） （3）に移ります。

インバウンドに偏り過ぎず、リピーターを増やすアイデアや、子供たちが地域を知ること、持続可能な環境に優しいサステナブルツーリズム、観光地をありのまま次世

代に戻そうとした観光ですね、それが実現していくことが求められると思います。そのあたりの見解をお伺いします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えします。

リピーターを増やすためには、既存の観光資源の磨き上げと新たなコンテンツの開発も必要であると考えております。本年度では、観光協会が主催しましてモニターツアーを行い、星空観測やまち歩きツアーなど地域を知ることができるイベントを実施しております。さらに、龍河洞では令和元年7月に従来の観覧型の観光施設から体験型観光施設にリニューアルし、ナイトイベントや子供向けイベントなど様々な企画が行われました。また、キャンドル体験やそば打ち体験、鳥と触れ合うことのできるカフェなど、観光地でありながらリピートされるお客様ができております。この地域の自然と環境を守りながら観光分野を活性化させ、住民の暮らしをよくしていく観光が大切であると考えております。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） （4）に移ります。

お手元に資料も配付しておりますけれども、資料の⑤と⑥です。地域プロジェクトマネジャーや地域力創造アドバイザー事業、これは国の制度ですけれども、今、地域支援員とか協力隊の方もいらっしゃると思うんですけれども、こういった制度もありますので、ぜひまた活用も検討してみてはいかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

地域力創造アドバイザーは全国で360人ほどが登録されており、観光分野のアドバイザーもいます。また、地域プロジェクトマネジャーはこれから新たに始まる制度で、より専門性の高い地域おこしプロジェクトであります。観光分野のみならず本市の重要な課題に積極的に対応できるよう、外部の専門家を招聘するのは選択肢の一つではないかと考えております。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） なお研究していただきたいと思います。

（5）に移ります。

日ノ御子キャンプ場についてお聞きいたします。

①です。

ツリーハウス2棟には扇風機がありましたが、夏場は外気を入れるような網戸の設置など、換気の工夫が要るのではないのでしょうか。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

特徴的な形のツリーハウスですが、施設の構造上、風が入りにくく、夏場は暑いため、

以前からあまり人気は高くなかったと聞いております。1棟につき3か所窓があって、網戸はついてございます。以上のことから、費用対効果の側面から大きく手を入れることは困難と考えております。快適性の観点からは、改修を行いました他のバンガローを活用いただきたいと考えております。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ②に移ります。

2018年5月25日の地元紙に、少し前になりますけれども、ボルダリング香北に名所と大きく掲載されました。この高知新聞の切り抜きを私はずっと持っていたんですけれども（資料を示しながら説明）、この記事の中に、商工観光課が現地を視察して情報を集め、何ができるか検討したいと話すと掲載されていますが、その後検討された内容について伺います。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

平成30年5月に、香北町日ノ御子地区で注目のボルダリングポイントがあるとの情報を得て、現地を視察しました。自然環境そのものを楽しむスポーツとして、市内外から愛好家が訪れていると新聞記事も大きく掲載されたところです。現地でお会いしたボルダラーに伺ったところ、最近では海沿いのポイントにも人が流れているようだとおっしゃっていました。その後の具体的な取組は行えておりませんが、必要に応じて香北支所とも連携をしたいと考えております。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 分かりました。

（6）に移ります。

ライダーズイン奥物部についてお聞きいたします。

①です。

物部町の笹溪谷や上葦生川流域でのボルダリング客がここを利用しているとお聞きしました。そこで、気軽に利用できる観光ボルダリングの簡易な設備はできないでしょうか。

○議長（利根健二君） 物部支所地域振興班長、森田美紀さん。

○物部支所地域振興班長（森田美紀君） お答えします。

昨年度、ライダーズインの指定管理者が自主事業として簡易な施設を設置し、ボルダリング体験イベントを開催しております。今後も指定管理者が自主事業としてイベントを開催することについては問題ないと考えます。

ただし、施設を常設するとなりますと、設置場所、利用者のための駐車場、また常駐する指導者等が必要になります。設置場所をライダーズイン奥物部にする場合、受付業務を予約制にするなど工夫すれば、指定管理者でも対応可能とも考えますが、常設でいつでも利用できる施設となりますと、指定管理者が常駐する必要もあり、負担が増える



こととなります。また、ボルダリングの指導・監督を行える人材の確保や人件費、利用者のけが等に対する保険、安全対策、設置場所、利用者の駐車場の確保など必要となり、現状では常設は難しいと考えます。今後、観光資源を検討する機会がありましたら、ボルダリング施設の設置運営など、関係機関と協議・検討を行いたいと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ②です。

東側宿泊棟の北側に野外交流できる場所があるとお見受けしました。夏は外で楽しむことができるとおっしゃっていましたが、湖面側に柵がないことから危ないとのことでした。対応を検討すべきではないでしょうか。

○議長（利根健二君） 物部支所地域振興班長、森田美紀さん。

○物部支所地域振興班長（森田美紀君） お答えします。

ライダーズイン北東の一段下がった場所のことだと思いますが、そこにはフェンスや柵の設置を市が行っておりません。現在、指定管理者が簡易な柵を設置しております。ライダーズインを建築する際、敷地が河川敷となるため、占用許可を得て施設を建築していますが、当該場所の占用許可を得ているのか不明であるため、調査を行う必要があります。許可が取れていないのであれば、占用許可申請、工作物の設置許可を取るなどの手続をすることになりますし、占用許可を得ている場合でも工作物の設置を得る手続が必要となります。また、設置費用も必要となるため、早急な対応は難しいと考えますが、関係機関と協議を行い、検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ぜひ検討していただきたいと思います。

（7）に移ります。

べふ峡キャンプ場についてお聞きいたします。

①です。

キャンプ場のロッジには屋根に苔が生えているように思いました。周りの木々が日照を遮っているのではないのでしょうか。対応できませんでしょうか。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

周辺の整備につきましては、必要に応じて指定管理者と協議して対応していきます。ただし、周辺の山林は私有地であることから、地権者との調整が必要になってくると聞いております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 地権者と御相談していただきたいと思いますところ です。

②です。

河川キャンプ場を車が入りやすいように整備し、オートキャンプ場にできないでしょうか。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

今のところ具体的な計画等は考えてはございませんが、利用者の声を聞くなど、研究したいと思います。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ③です。

近くの農林漁業体験実習館での体験と、べふ峡温泉とを兼ね合わせた体験型観光はされているのでしょうか。伺います。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

農林漁業体験実習館で実施している体験メニューと連携したサービス提供は可能と考えております。以前にはちょっと検討したようなことも聞いております。それぞれの指定管理者に伝えていきたいと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 大きな3番に移ります。

○議長（利根健二君） 午前10時40分まで休憩いたします。

（午前10時28分 休憩）

（午前10時39分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 先ほど濱田議員から、新たな担い手確保の各種制度で財源の御質問がありました。ちょっと間違いもありましたので、改めて回答させていただきます。

新規就農研修支援事業は県補助事業、農業次世代人材投資事業は国庫補助事業、新規就農者農地確保等支援事業と園芸用ハウス整備事業は県補助事業になりますので、そういうふうに改めさせていただきたいです。よろしくお願いします。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 3番のGIGAスクール構想について伺います。

児童・生徒に1人1台の端末が本市にも2月に配備されました。この端末配備は校内無線LANなどの高速ネット通信整備と一体的に行うという政府の施策です。

(1) 全体構想についてお伺いいたします。

手元に資料をお配りしています。⑦と⑧です。初めての取組でなかなかイメージが湧かないために、私も国の資料を見てみました。GIGAスクール構想が、真に個々の子供たちにとって豊かな学びを提供できるものになるために、様々な工夫が必要ではないでしょうか。学校は子供たちにとって居場所であり、学びの場であり、全人的な発達成長を保障する場でなければならないと思います。見解をお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 濱田議員の御質問にお答えいたします。

濱田議員がおっしゃられるとおり、学校というものはそのとおりだと考えております。文部科学省のGIGAスクール構想は、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現することを目的としております。当市における事業実施に当たりましては、児童・生徒の確かな学力の向上を目指すとともに、市が進めてまいりました探究的な学習を発展させるため、導入するタブレット端末を最大限活用していきたいと考えております。

また、スマートフォン、タブレット、ゲーム機器等情報機器端末が子供たちの周りに当たり前に存在する現在の社会において、情報機器端末の正しい使い方の教育や情報モラル等の学習も急務であると思います。正しい知識を身につけ、適正に機器を使いこなすようになることも、これからの時代に生き抜いていくには必要な教育であると考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 私も、正しい使い方とか情報モラルの面では、きちっと子供たちにそのことも含め学習していただくことが必要だと思っています。ただ、初めての取組なので、教育ICT化の有効性が十分検証されているのかどうか、非常に心配するところです。

昨年3月時点で、教育用のコンピューター1台当たりの児童・生徒数が全国平均4.9人でした。1.8人と断トツでコンピューターを導入している佐賀県は、2019年度の全国学力テスト正答率が43位でした。整備率が最下位の秋田県の正答率は1位でした。テストの点が学力の全てではありません。私もそうだと思います。しかし、豊かな学びが保障されるべき児童・生徒に、最善の環境がICT化だとは思えません。ICTを上手に使うことは確かに必要だと思いますが、ただ、5年かけて導入する予定が一気に導入されたことで、教育現場の準備不足なども心配するところですが、いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

ICT機器等のみで教育をするわけではないと思いますので、上手な、そして最適な

使い方を模索しながらやっていかなければいけないことだとは思っております。５年間でというところが前倒しになりましたので、確かにそこについてはこれから大幅に前倒しで計画をしていかないといけないことも多々あると思いますが、教育現場とも情報を共有しながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） １２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君） ②です。

デジタル教科書を使う学年、そして対応する教科、使う頻度についてお伺いします。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

指導用デジタル教科書は、教科書紙面や動画、アニメーションを電子黒板等で表示できるようにデジタル化したものです。デジタル教科書は全教科、全学年分に対応しており、全校に導入しております。教科書中心で授業を進めているときなどに、例えば理科であれば実験の動画を流したり、英語であれば会話のシーンのアニメーションを流したり、より児童生徒が授業を分かりやすく、楽しく学ぶためのツールとして非常に有効なため、どの教科でも１日１回は使用しております。

以上です。

○議長（利根健二君） １２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君） 分かりました。

③に移ります。

G I G Aスクール構想の実現パッケージの中で、教育現場の課題解決に向けてローカル５Gの活用モデル構築が示されています。具体的にどのようなことなのか。また、５G基地局の設定がどこになるのでしょうか。

配付しております資料⑨と⑩に、私自身がよく分からないために、国の資料を使って、不安な材料がありまして、今回質問をいたしましたところです。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お示しいただいた資料にもありますが、教育現場の課題解決に向けたローカル５Gの活用モデル構築につきましては、具体的には、ローカル５G基地局を設置することで教育現場における５G利用環境を構築し、５Gの特徴、超高速、超低遅延、多数同時接続を生かした活用モデルの構築・実証を行うことと承知しております。５G基地局は事業者により今後設置していくことになると思われませんが、当市には現在５G基地局は存在せず、今後の設置予定も把握はしておりません。また、現在、学校の敷地内等に５Gの基地局を設置するローカル５Gを導入することは考えてはおりません。

以上です。

○議長（利根健二君） １２番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 今、4Gでやっているわけですので、急成長でこのICTがどんどん進んできて、本当に翻弄されている毎日でありまして、この学校現場に5Gまで導入されて、基地局が近くになったら、これはどうなるんだろうかと。確かに、この構築の資料にもありますように、教育環境の充実ということに主眼が置かれているんですけども、大変初めてのものに対してちょっと生身の体が許容できるのかどうか心配するところではありますが、④に移ります。

家庭でタブレット端末を使用して学習する場合、就学援助世帯への対策についてお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

GIGAスクール事業実施に当たっては、利用者負担を求めることは想定していないため、就学援助世帯への新たな支援は今のところ考えておりません。家庭にインターネット環境が整備されていない児童・生徒がタブレットを持ち帰る場合には、それに係る通信費は市で負担することとしております。なお、これから実施していく事業ですので、今後、就学援助、オンライン学習通信費の必要性等は検討・研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 検討していただけるということですので、国は次年度から基準的にオンライン学習通信費として年間1万2,000円が予算化されておりました、本市の場合はSIMカードを貸出しして、通信費は市が負担するという説明は前受けましたけれども、無線LANに対応してない家庭に貸し出すわけで、ひょっと就学援助世帯で対応できるところは、このSIMカードは行かないわけですし、そのあたりも今後研究して、対象児童の様子とかもぜひ見ていってほしいと思うところです。

⑤です。

2021年度からタブレット端末使用に当たり、年間の通信費とその財源の見通しをお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

契約の守秘義務の関係で通信費の詳細につきまして申し上げることはできませんが、5年間総額の通信費として2,983万2,000円を計上する予定であり、財源は全て市の一般財源となっております。GIGAスクール事業の継続的实施のためには、通信費を含むランニングコストに対する国の財政措置が必要であると考えておりますので、今後もあらゆる機会を通じて当事業に対する地方財政措置の拡大、補助金交付を要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 課長のおっしゃるとおり通信費がなかなか大変、それを一般財源で全てと。今のところそれしか財源がないわけですので、大変なことかなと思います。回線使用料ということで、小学校、中学校それぞれに今後ずっと予算計上されるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 通信費につきましては、小学校、中学校それぞれに計上してまいります。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、（2）健康被害についてお聞きいたします。

①目や体の疲労を軽減するために、時間制限や良好な姿勢でタブレット端末を操作できるような対応は検討されていますか。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） タブレット端末をはじめとする情報機器端末の使用に関しましては、濱田議員の御指摘のとおりでありますので、過度の使用による健康被害等が指摘されております。学校におきましては、情報モラルや情報リテラシーの教育とともに、使用の際のルール等に関しましても計画的に指導するよう考えております。また、保護者やPTAとも連携し、リーフレット等を配布するなどの取組を継続して進めており、過度の使用による健康被害に関しましてもさらに啓発を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ②です。

無線周波数電磁波は健康被害が、課長もおっしゃっていましたが、指摘されています。欧州評議会では人体に安全な有線LANを推奨しています。しかし、文部科学省は無線接続しかできない学習用タブレットを推奨しています。子供たちや教員は無線LANにより、高周波、低周波、様々な電磁波に囲まれて過ごすこととなります。しかも、家庭でもそのような環境があれば、1日電磁波に囲まれることとなります。電磁波によって頭痛や集中困難、吐き気、かゆみ、蕁麻疹などの心身の不調を訴える人が存在し、電磁波過敏症と称されています。国内人口における有病率は3から6%とされています。見解をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

詳しいメカニズムは分かっておりませんが、情報機器などから出る電磁波が、がん、小児性白血病などのリスクを高めることがWHOなどからも指摘されておりますので、

今後この問題に関しましては注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ③です。

電磁波過敏症の児童・生徒を確認していますか。電磁波の影響について養護教諭などを中心に学習をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

現状におきましては、市教育委員会への報告はされておられません。研修に関しまして、今後検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ④です。

健康被害を発生させないような対応をしていってほしいと思います。例えば、無線LANを有線LANに切り替えた静岡県下田市の中学校、北海道札幌市教育委員会は、LANケーブルを通じて電力を供給するPoE給電を各教室に配置し、この電源を切れば電波が飛ばないようにしている。また、東京都新宿区では端末のスクリーンにブルーライトカットシールを貼るなどの対応を今してきています。本市はどうでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

電磁波に関しましては、電子カーペットや電子レンジなど多くの家電からも出ており、完全に防ぐことはできないとの報告もされておりますので、その影響に関しまして、今後注視していきたいと考えております。また、そういうものの対策についても今後研究はしていきたいと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 本当に研究をしていてもらいたいと思います。事実、対処をしてる自治体もあるわけで、これ徐々にじゃなくて急にどっと来たわけですね、このGIGAスクール構想が前倒しで。一度に全ての教室でこういう状況になるということは、本当に今までと全然違う。目に見えないものって怖いので、その治験者の意見も聞くということも必要やと思いますので、ぜひそのことを研究していてもらいたいと思います。このICT化で子供たちが非常に疲れる、興味本位で、好奇心があるので行くと思うんですけど、後でその疲れたところに睡眠不足とかがいろいろ重なると、こういった電磁波過敏症の症状も出てくるということですので、ぜひそのあたりは養護の先生とかとの連携を密にしながら、ゆったりできる時間の確保をどこでするかということも含めて、研究をしていただきたいと思うところです。

それでは、次の4番に移りたいと思います。

次は、不法投棄の対応についてでございます。

日ノ御子河川公園やキャンプ場は春から夏にかけて多くの方が利用されます。特に夏は、川の内側の澄み切ったきれいな川での川遊びを楽しんでいる方を多く見かけます。車で通るだけでは分かりませんが、日ノ御子橋から上流へ歩いていきますと、川の右岸に様々なごみ、プラスチックごみや木くず、トタン、大きな家具のようなものが捨てられています。

スクリーンを御覧ください。

これは、ちょうど暁美橋を渡り北岸に行きまして、日ノ御子橋に行かずに、そのままキャンプ場のほうに上っていったすぐ角のところですよ。そこから下を見ますと、このような状況になって、お弁当のプラスチックのものとかがたぐさ散乱している状況です。こんな感じですね。この前で夏に子供たちが泳いでいるわけです。少し上っていきますと、こういった看板がありまして、今、「現在地」と書いているところがちょうど下になつていく道になるんですけれども、車に乗った女性が写っていますが、先ほどお見せしたところはそのあたりですね。それでずっと下っていきまして、河川公園、テニスコートのあるほうに行きます。テニスコートのほうに行くと、すぐ隣には美良布の第2水源取水井戸があります。これで水をくみ上げてるんですね、伏流水をくみ上げているわけです。この井戸が設置されております。すぐテニスコートの横にあるんです。ふだんは立入禁止として書いております。そこをまた元の道に戻り上流に歩いていくと、キャンプ場に下るところがありますけれども、キャンプ場に下るところからまだ少し行って右岸をのぞいてみますと、これはちょっと拡大して写しているのでもこんな形になっていますけど、ガードレールから右岸の川のほうを見ますと、ベッドのようなものから、いろんなものが散乱しております。木もあるんですけど、これは相当時間がたったものもあるように思いました。古いものの上にまた新しいものが重なっているように思ったところです。ここは物部川漁業協同組合の看板も設置されていまして、ちょうど3月1日からはアマゴ漁も解禁となっております。釣り客ももう少し上流にはおるかと思えますけれども、行ったときには会いませんでした。それで、一応不法投棄の警告も出ているんですけれども、この警告看板は、私がキャンプ場から200メートルぐらい歩きましたけれども、その間に2か所ぐらいはありました。けれども、ところどころという感じで、しかもこの警告板の出ている裏側に、もう先ほどお見せしたような状況ながですね。警告板があっても、全然それは意味をなしていないというようなことでございました。

以上、スクリーンでもお見せしましたがけれども、地元の方に聞きますと、以前はシルバー人材センターの方が巡回もしていたとお聞きしました。今は車の往来がほとんどありません。奥の河野のほうに住んでいる方もはっきりつかんでいませんけれども今いる、ボルダリングに来られた方がこの奥のほうに行っておりますけれども、その方たちはごみを出さないようにとても気をつけてくれているとお話を聞きました。水源地がこのよ



うな不法投棄で汚染されてはいけません。調査をして対応する必要があると思いますが、対応についてお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

早急に現状の調査確認と、環境班、工務班においてそれぞれが香北支所に協力をお願いして、対応策等をさらに検討していきたいと考えます。シルバー人材センターの話がありましたけど、保健所と連携して、僕がいた従前には、山田地区やと山田地区で箇所を決めて重点パトロールを月に1回とか、巡回を僕もしておりました。多分その流れで、シルバー人材センターに見に行っていたりとかしていた経緯もあると思います。県の事業で回収していただいたとかいう事例もあると思いますので、そこら辺をもう一回検討して、対応していきたいと考えます。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 早く対応してもらいたいわけですが。また雨がこれから多くなって梅雨を迎えます。夏には子供たちが遊びに来ます。キャンプもします。木々が生い茂ってる中にありますので、泳いでいても分かりません。林道を歩いてみて初めてこういう状況というのが私も分かったので、車で通っても分かりません。これがすぐに環境に影響があるとか、子供の体、人間の体に影響あるとかいうことにはなりませんけど、やはりそこは注視して、早く対処してほしいと思うところです。

すごい急なんですよ。歩いていたら転げて川に落ちてしまいます。だから、何か綱でもつけて拾わないと、とても対応できないようなところになっております。当面、取りあえずカメラがここにありますよという疑似監視カメラの設置、また、そのカメラを設置している旨の看板とか、それから不法投棄の警告の看板がちょっと少ないので、それをもっと立てるとか、ガードレールしても関係ないですので、ガードレール関係なく不法投棄されていますので、ぜひその看板も多くするとか、取りあえずすぐできる対処をしていついていただいて、それから、それからというても早くしてもらいたいですけれども、ぜひそういうすぐできることは行ってもらえないでしょうか。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 考えるに、看板があるということは、多分そこに不法投棄がされ始めてから多分つけたものだと考えます。実際のところ、不法投棄されているところへ続けて放棄されるという形が一番であろうかと思います。お弁当の食べ残しとかというのは、やっぱり来られた方が取って帰らずにそのままそこへ放置して残っているものだと思いますので、そこら辺は公園等の看板とか、あと環境上下水道課のものについても小さい看板でしたので、そういう場合につきましては、大きな「水源地です」というのをかまえたりとかもした経緯もあります。そこら辺も、お伺いしたやり方等も含め検討して、実際、ボルダリングの方なんかは協力して、ボランティアで引

き上げてくださった経緯もあります。そのまま置けば、そこへ当然続けて放棄されますので、それもちっと保健所のほうと協議して、対応できるように考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 前向きに検討していただくということですが、不法投棄の問題はほかの地域にもあるがです。私もこの間何回か行って、看板があるけど無視して落としてる、川が汚れてるというのを何回も住民の方から聞きました。なので、支所なり本庁なりがそういう情報をキャッチしたら、案ですけれども、そこの自治会に報告して、そこの自治会の人たちも、自分たちの地域がこんなふうな形で汚されていると、不法投棄があっているということをそこの住民が知って、そして、じゃあちっとその辺歩いてみようとかいうふうに、住民自身の目で監視をしていくというような協力も得られるんじゃないかなと思うがです。人口は減っていますけれども、やっぱりいい環境で気持ちよく住みたいとみんな思っているんですよね。だから、その辺では、地域の環境改善を地域の人と一緒にできるような呼びかけも必要じゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

不法投棄はしない、させない、許さないという形で、地域の方を含めた地域全体で考えて、協力を得ながら取り組んでいけたら、通報とか、支所の方が見かけたら連絡をいただくとか、そういう形のことも呼びかけて、協力していただけたらと考えます。パトロールでは限界がありますので、そういう形も含めて検討したいと考えます。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 以上で、私の質問を終わります。

○議長（利根健二君） 濱田百合子さんの質問が終わりました。

質問席の消毒のため、休憩いたします。

（午前11時12分 休憩）

（午前11時14分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎です。通告に従い、順次質問を行います。一問一答であります。

最初に、土佐山田駅北の整備計画についてであります。

令和元年１２月議会において本件については質問を行ったところではありますが、１年以上が経過し、進展もあったであろうと考え、具体の答弁を求めてまいります。

都市計画マスタープランが昨年１０月に策定されました。その中で、土佐山田中央地域の整備方針では、「国道１９５号（あけぼの街道）から土佐山田駅北側へのアクセス道路として、都市計画道路宮前秋月丸線の整備を進めます。また、一般送迎車両等の動線や待機スペースを確保した駅前広場（北）の整備を図るとともに、土佐山田駅をまたいだ北側と南側の往来を円滑化する自由通路の整備について検討します。」となっています。また、資料編における記述では、「宮前秋月丸線も駅前広場に接続する区間が未整備となっています。土佐山田駅北側においては、人口の増加が見られることから、駅利用の向上に向けた整備が望まれます。」となっています。

そこで、①でお尋ねします。

マスタープラン作成に関わった皆さんには大変敬意を表するところでございますが、構想、計画、実施していくなどの表現がふさわしかったのではないかなというのが私の私見であります。都市計画マスタープランにおける本件の位置づけについて見解を求めます。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

都市計画マスタープランでは、土佐山田中央地域の将来像を「新たな価値を創造し、活気あふれる地域」としています。あくまでもマスタープランは将来の土地利用方針であります。人との触れ合い、交流とともに新たな産業の価値を生み出す地域を目指し、現在、庁内各部署にて検討中の課題について、都市計画マスタープラン幹事会、庁内会議にて協議を行い、今後の方向性の確認を行いました。実現に向け、関係部署、関係機関などとの連携、調整、協議などを行い、計画的に進め、あわせて事業等につき計画、実行、評価、改善のサイクルにて見直しを図ります。また、香美市都市計画マスタープラン地区別構想にて道路等を含む都市施設等の整備方針を定め、実現に向けての検討も行いました。

以上です。

○議長（利根健二君） １３番、山崎龍太郎君。

○１３番（山崎龍太郎君） 昨日から都市計画マスタープランについての様々な各議員からの質問もあったんですが、そこで、計画、実行、評価、改善のＰＤＣＡサイクルの話が出ますが、この件に対しての実行というのはどういうことなのか、ちょっと見解をお願いします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

あくまでも今までどおりの形の中ですが、今現在進行しています新町西町線の後の核、中心として建設課では考えています。その後どのような形で進んでいくのかというのを

随時計画、実行し、どこかではプランの見直し、計画変更も出てくるかもしれませんが、期間があるので、それをずっと見直し、計画していきたいという考えです。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ということは、ハードそのものじゃないということです。まあ言うたら、プランの見直しと言われたけど、計画しよって実行するということについて、極端に言って、広場なんかがいきゆう中で、どこかへまた見直すとかいう発想じゃなくて、計画の中での実行というか、プランを実施していく、計画の実行というような感覚で捉えていいんですかね。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

実行の計画、計画の実行、どちらでも構わんですが、できる方法を模索していきたいというのが今の担当課の気持ちです。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） かみ合わないので次へ行きます。

②です。

過日、第2次香美市振興計画第5次実施計画が配布されました。その中では、本件については何も具体化の方向がないと私は見ました。以前の課長答弁では、新町西町線終了後にまちづくりの核として計画していくとのことですが、新町西町線も遅れております。構想、計画は進めるべきであります、実施計画ではまだまだ先ということでしょうか。見解を伺います。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

振興計画策定時には、具体案ができていませんでしたため記載されていません。今回、香美市都市計画マスタープランにて方針を掲げましたので、今後検討し、実現していきたいと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ということは、第6次実施計画には何らかの進展があるというふうに捉えていいのか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 当然、工程等は入れていかないといけないと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。③です。

マスタープランでは、都市計画道路宮前秋月丸線は土佐山田駅北側の県道からのアクセス区間については優先的に整備事業を実施します。中期に計画の作成、設計、調整を行い、長期には施工に着手しますと具体化して記述されておりますが、この部分は計画に沿って行うということでありましたが、宮前秋月丸線も、全体の見直しも含め、高知県広域都市計画道路検討委員会にて検討をされるということでありました。1年をめぐって何らかの形が出てくるということでありましたが、現状はどうでしょうか。お尋ねします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 高知県、高知市、南国市、いの町、本市から成る高知広域都市計画道路検討委員会において、都市計画道路の見直しを検討しました。その中で、宮前秋月丸線においては存続路線として継続という形になっております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 見直しの方向も示唆されていたと思いますが、存続していくという答弁でありました。実際50年を経過した都市計画道路もあるということで、まだまだ先のことになるのかなというふうな捉え方を今、答弁で聞いたんですが、この高知県広域都市計画道路検討委員会というが、次の開催というがはまたありますの？継続して開催されてますの？そこちょっと。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 現状でいきますと、コロナの関係等があつて、集まってくる会自体はそんなにやっておらないのが実情です。ただし、メール等で経過と路線についての点数とかを出して評価をし、回答なり、それに対する意見を求めて、まとめるような形で進んでいております。その中で、今後の進め方もあり、まだ発表という形ではないですが、ほぼ確定という形で聞いております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 今回のこの会議においては宮前秋月丸線は存続路線ということで、その中で、あけぼの街道から駅北広場関係については生かしていくということになるかと思うんですが、私が聞きたいのは、今回こういう都市計画道路についての検討委員会を行って、一旦どこかで閉じておいて、また5年後、10年後にまた開くということになるのかを聞きたいんですが。継続してやってるのか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） この会自体は継続的にやっているものではありません。私も委員になっていますが、令和3年3月31日で任期は切れます。それで一旦終了という形と聞いております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 今回はほかの道路について質問項目に上げていませんけれども、そこで決定されたら、都市計画審議会等でまた審査して、全体的な決定になっていくというふうな手順になるかと思いますが、宮前秋月丸線については、まだまだ未着工の区域もあるけど、この部分は存続させて当面はいくと。それで、できるところをやっていくという認識に間違いはないか、お願いします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 担当課としての意見で申し訳ありませんが、宮前秋月丸線のうち、急がないかん工区、急がなくてもえい工区と、やっぱり順位はつけて施工計画をしていかなければならないと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。④です。

息の長い事業となっていくわけでありますが、道路用地の候補は検討されているのか。道路用地というのは、あけぼの街道から駅に入れるという線ですね。また、地権者との話し合いはどうか。用地取得までは労力とか時間を要します。現在までの動きについてお尋ねします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 現在のところは動いていません。正式な用地交渉等につきましては事業認可後となります。今後、広場等整備も含んだ道路計画等の基本計画をどこかで実施をしなければなりませんので、その時点でJR及び地元、用地関係者に打診を行っていかねばならないと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 道路用地だけじゃなくて、駅北広場のこともあるし、JRとも話をせんといかんし、地権者とも話せんといかんきということでありますが、やはりスピード感を持つためには、道路用地については先行取得的な発想は持てないのか、お尋ねします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

お金があれば先行取得したいです。ただし、事業認可等がないと、税の控除、その他地権者に対しても不利になりますので、なかなか対応はできないような状況です。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。⑤です。

自由通路についてであります。前回質問で構想図も示していただき、お聞きしたとこ

ろです。南北にエレベーター設置の必要性は答弁をされておりました。ホームに対してのエレベーターはオプションであるので、ＪＲとの協議はこれからということでありましたが、取組の状況をお尋ねします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 基本構想からの進展はありませんが、都市計画マスタープランへ自由通路の記載についてＪＲの承諾を得ています。今後、具体的な計画は、さっきも述べましたが、基本計画時になれば新たな協議という形でしていかなければならないと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） １３番、山崎龍太郎君。

○１３番（山崎龍太郎君） マスタープランへの自由通路の記載自体はＪＲも合意はされているので、具体についてはこれからということですが、これについても様々な分野と同時並行的な部分もあると思いますが、自由通路については一番、課長も案も示されて、構想図も示されてということもありますので、できることは急いでもらいたと思います。ここで、ＪＲ予讃線北伊予駅の自由通路が２０１９年１１月に完成されております。そういうことも課長に教えてもらったところではありますが、駅のバリアフリー化補助メニューも使って、４億３，０００万円かで事業化され完成に至って、喜ばれているという声も動画等で見たんですけれども、実際こういう点は、これから土佐山田駅が目指そうとする自由通路に生かされていくのか、お尋ねします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

先ほど言われました、愛媛県伊予郡松前町の北伊予駅とか西条市壬生川駅とか、何か所かＪＲ四国内でも高架といいますか、自由通路があります。そこら辺に関しまして、規模の計画もそうですし、後の維持管理等も含めた計画を、やはり私どもは把握していかなければならないと思います。その中で、担当レベルとしましては、ＪＲとどんな協議をしたのか、国・県からのお金をどんなに取ってきたのかがやはり一番やということころだと思って、今後も研究はしていかなければならないと思っています。

以上です。

○議長（利根健二君） １３番、山崎龍太郎君。

○１３番（山崎龍太郎君） 課長の言われたことは、ぜひそういうふうにしてもらいたと思います。学んでいただきたいというふうに思っています。特にＪＲとの交渉なんか、ＪＲ四国ですのでね、実際北伊予駅についたのであれば、香美市も方向性を、今、コロナ禍でいろいろＪＲも大変ですけど、それも視野に置きながら、ソフトなタッチでいってくださいね。ちゅうか、ごめんなさい、失礼しました。

それでは、次に移ります。⑥です。

道路用地、自由通路との兼ね合いもあるでしょうが、駅北広場、ロータリー用地の確

保は広場の計画では1,800平米とのことでありますが、構想はできつつあるのかお尋ねします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

過去の答弁と重なりますが、新町西町線終了後のまちづくりの核としてJR土佐山田駅自由通路及び宮前秋月丸線、あけぼの街道と駅北の連絡をどうするかが今後の課題と思い、身の丈に合った駅北広場を計画しなければなりません。ただし、駅北広場の大部分、計画部分がJRの用地ですので、ソフトではなく、勢いをもってJRと交渉せいかんと思っています。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 過激にならないようよろしくお願いします。

広場の計画が1,800平米ということでやっています。前回も今回も身の丈に合ったと言われますけれども、やっぱりそこそこ、今後の駅北の部分、それから、後でも述べますが、あけぼの街道進展の部分から言ったときには、これで足りるのかなということですが、今後の見直しの可能性も、この広さについては、交渉次第ということになるでしょうか。お尋ねします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 用地の問題もあるので、千八百何がしという数字自体はそんなに考えているわけではありません。広ければ広いほどいいですが、なかなか予算的な話、後の維持管理の問題等もあるため、そこら辺は今後見極めていかなければならない数値やと思っています。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。⑦です。

駅南の広場は、マスタープランでは3,800平米計画面積のうち1,000平米の供用面積が現在のところであります。都市計画道路山田駅前線の未供用区域の整備促進に併せて、バス、タクシー、一般送迎車両等の動線や待機スペースを確保した駅前広場の整備を図ると書かれております。3,800平米のうちの1,000平米ということですが、広場拡張の可能性についてお尋ねします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 駅南広場については、3,800平米の広場として昭和46年に高知県が都市計画決定をしています。今後、駅周辺の土地利用の動向を見極めながら、県による施工となりますが、身の丈に合った広場計画をしなければならないと考えています。

以上です。



○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ということは、もし広げようとするときには、県がJRと、JRの用地があればね、交渉するとかいうふうな格好になりますかね。市も絡んでいくのか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 現在1,000平米という形で載っていますが、それもJRの土地です。県道が南北、両サイドの市道もつながってはいないがです。JRの土地へ、今の広場へ突っ込んだじゅうような形の土地です。ただし、県の施工となりますが、やはり市として玄関でありますので、一番大事な部分でありますので、協力しもって計画していかなければならないと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ちょっと関連して聞きますが、都市計画道路山田駅前線の整備率が95.7%というふうに載っていましたが、この残りの4.3%の部分はこういう駅南の広場に活用されるのかどうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

県の事業になりますので細部のことは分かりませんが、私どもが聞いちゃうのは、商店街から駅までの間に歩道ができていないということで、整備率がそれぐらいになっちゃうというふうに聞いています。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。⑧です。

広域幹線道路山田バイパス完成予定は、以前の話では平成30年代半ば、令和では一桁台半ばということになるでしょうが、本県工事も諸事情から遅れております。早期の完成を望むところでありますが、山田バイパス全線開通までに駅北広場へのアクセス自由通路完成が望ましいと考えますが、見解をお尋ねします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 担当課としては、遅くとも山田バイパスと同時期には完成させたいと思っています。今後、駅周辺土地利用の動向を見極めながら、整備及び維持管理などの財源の確保や立地適正化計画を作成し、官民協働で模索し、土佐山田駅交通結末点としての整備を実現に向けて進めていかなければならないと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 課長は専門家ですので、山田バイパスの完成をいつぐらいと見ておりますか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 今のところの計画でいきますと、先ほど議員さんも言われたとおり、平成30年代半ばという形になっていますが、「半ば」という言葉が今消えて「年代」で止まっております。やはり用地の問題その他がありまして大分時間がかかっておりますが、ただ、次年度から佐岡方面から工事に入ると聞いておりますし、楠目地区の用地があと一步のところまで来ていますが、そこが片づけば楠目から年度途中でも入っていくような段取りはしてくれていますので、かかれば早いんだとは思いますが、そこまでの段取りですので、なかなか相手もあることですので、難しいところやと思っています。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 山田バイパス自体は事業をもう実施してますのでね、実際のところは。こちらはまだ計画から構想から、ここから基本計画等をやっていくということですので、諸事情はありますが、課長は同時期を目指すということでもありますので、ぜひそのことを念頭に置いて、駅北関係についてもスピード感を持って、同時期と明言されたので、そのタイムスケジュールを練っていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） あくまでも担当課としての考え方になりますので、今後どのような形で、全体等の問題もあろうかと思いますが、そういう形で進んでいきたいということですので、よろしくお願いします。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 2番の質問に移ります。

生活福祉資金特別貸付等についてであります。

新型コロナの影響での収入減少世帯に対し、本特別貸付は、一時的な生計維持のため最大20万円を一括で貸付けする緊急小口資金、失業などで生活の立て直しが必要な場合に最大月20万円、単身の場合は15万円ですが、これを3か月間60万円を支給する総合支援資金、これが6か月、9か月と延長されました。また、家賃の支払いに困っている方に家賃相当額を支給する住居確保給付金がございます。いずれも窓口は市社会福祉協議会でございます。

国の第3次補正予算は、引き続き緊急の貸付けを実施するとして4,300億円を計上して、申請期限を本年3月末まで延長しました。2度目の緊急事態宣言を受けて、返済開始時期も2022年3月末に延長されております。

そこで、お尋ねします。①です。

全国的には特別貸付は140万件を超えたとのことでありまして。本市社協において、緊急小口資金、総合支援資金の貸付実績及び住居確保給付金の支給実績をお尋ねします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） 新型コロナウイルス感染症の影響対策として設けられた、生活福祉資金貸付制度における特例措置に関しまして、令和2年3月から12月までの9か月間における香美市社会福祉協議会の貸付取扱い実績を申し上げます。緊急小口資金の特例貸付件数は104件、貸付金額は1,815万円でございます。総合支援資金の特例貸付は128件、1億1,895万円でございます。2月19日から受付を開始いたしました特例貸付の再貸付けは、3月3日現在で33件の申請があり、高知県社協から貸付けの可否決定を待っている状況とのことです。

社協で受付をし、福祉事務所で支給をしております住居確保給付金につきましては、3月4日までに7件の支給を決定し、うち4件につきましては特例措置に基づく給付の再々延長を行っております。支給実績額は157万9,000円でございます。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） かなりの実績が上がっているというふうに受け止めました。そこでちょっとお尋ねしますが、この3つの案件について申請されてだめやったケース、貸付けとかいう部分で、給付もそうですが、そのケースをお尋ねします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

緊急小口資金の特例貸付、総合支援資金の特例貸付ともに、現在まで申請の却下事例はないとございまして。住居確保給付金につきましては、申請に対して不支給を決定した事例が1件ございます。不支給決定の理由は、支給対象要件である世帯の生計を主として維持していた者が、離職またはやむを得ない休業等により経済的に困窮となった世帯に該当しなかったこととございまして。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ここでも世帯の主たるというがで、ここのあれを思い出したんですけど、まあまあそれは置いておきまして、次に移ります。

②です。

政府はこの資金について、償還時に所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除すると説明をしております。緊急小口資金については、2021年度または2022年度の住民税非課税を確認できた場合に、一括免除を行うということが発表されています。厚生労働省は2020年12月28日の事務連絡において、生活費用が必要な方に対して必要額を迅速に貸し付けることが最優先課題である、償還の可能性を重く求めることは必要な貸付けを阻害するおそれがあるとしております。その観点から言えば、総合支援資金においても免除の方向性を打ち出すべきではないかと私どもは考えます。そこで、まず、返済の猶予や償還免除への対応はどうかお尋ねします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

令和2年3月11日付厚生労働省社会・援護局長通知、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施についてで、緊急小口資金は2か月から1年以内へ、総合支援資金につきましても再貸付けを含めて6か月から1年以内へと据置期間が延長されております。緊急小口資金につきましては、償還期限も12か月から2年以内に延長されております。

その後、本通知の第6次改正で、令和4年3月末日以前に償還が開始となる緊急小口資金の貸付けにつきましては、令和4年3月末日までに据置期間を延長するとされております。また、特例措置により貸付けを受けた者への償還免除の取扱いとして、従前の取扱いに加え、償還時においてなお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができるものとする予定であるが、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する観点も含め検討し、所得の減少の程度や確認方法等について別途通知する予定であるとされております。現時点におきまして国からの通知はございませんが、今後示される事務取扱方法に従って適切に対応されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ということは、償還免除の部分につきましては、所得の減少とか様々な要件が幾つか今後出てくるという認識でいいのか聞きます。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

今現在、国から届いております通知によりますと、今後別途通知されるといったことでございますので、それを待ちたいというふうに考えております。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 先ほど私が述べた2021年度の住民税非課税世帯ということだったら、6月ぐらいには住民税の課税状況が実際分かりますわね。それまでに通達が来て、それと前年度比較なのか分かりませんが、そういうことが基準になるということでもいいのか、再度。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

住民税非課税世帯の判断基準につきましては、今現在、国からの正式な通知が届いておりませんので、これにつきましては、それを待ちたいというふうに考えております。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ちょっと角度を変えて聞きますけど、総合支援資金含めると、最大で総合支援資金が180万円、緊急小口資金も全部借りたら20万円ということは200万円借金するわけですか、実際のところ。やっぱりこれをまた返済して

いくというよりも、もちろん家庭の状況にもよるといえるが今の見解なんですけど、私どもは、やっぱり国として今このコロナ禍の中で、この香美市は都会に比べたらそういう大きな被害はまだないというふうには認識しているんですけど、こういう大きな件数、実績も残してる中では、総合支援資金も含めた免除の方向性を私は示してもらいたい。これは国が決めていくことなんですけど、所長はどのような見解をお持ちなのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） 先ほど資金の貸付実績を申し上げたとおり、近年にない実績が上がっておるといった状況でございますので、この償還がどのようになされるかということは、生活保護の事務を扱っております立場からしますと、非常に今後の動向が気にかかるところでございます。国においては適切な判断がなされると考えておりますので、正式な通知を待ちまして、今後の保護行政に当たっても従事していきたい。また、実際に償還免除につきましては高知県社会福祉協議会のほうで判断されるといったことになっておりますので、その判断を待ちたいと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 所長が言われたように、確かに最後のセーフティーネットが生活保護とした場合、その手前の部分がこれだけ実績が上がっているということは、ある部分、福祉事務所的には今後大変な事務を負うかもしれないという、そこで止まっているけれども、実際今後の状況を見るとちょっと分からん部分がありますわね。そういうことを踏まえまして、次に移ります。

③です。

生活困窮者、低所得者に対しての最後のセーフティーネットは生活保護であります。多くの方が本貸付利用から見た場合、生活保護の対象者であろうと考えます。実態はどうなのか、あわせて、生活保護申請を行ったケースについてお尋ねします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

香美市社会福祉協議会設置の生活相談センター香美が行った聴取では、生活福祉資金の貸付けではなく、生活保護の申請を紹介したのは2件という結果でございました。2件とも申請には至らなかったということでございます。貸付けを受けた方で保護申請をされた方はこれまで1件でございます。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） その1件が保護申請されたということは、生活保護受給者になったという認識でいいのか。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） この1件につきましては、調査の結果、就労収入と預貯金残高の合計が最低生活費を上回っていたため、申請却下を決定しております。ただし、再度困窮した場合につきましては、福祉事務所へ相談するように助言をしております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 3番の質問に移ります。

生活保護行政についてお尋ねします。

1月26日地元紙高知新聞に「生活保護家族確認が障壁」との記事が出ておりました。少し紹介させていただきます。生活相談会や食料配布に訪れた困窮者に支援団体が調査したところ、生活保護を利用していない人の3人に1人が、「家族に知られたくない」との理由で申請していなかったことが分かった。申請した場合、「扶養照会」が行われるためだ。新型コロナウイルスの感染拡大で困窮が広がる中、生活保護の利用を阻む障壁となっている。調査は「一般社団法人つくろい東京ファンド」が実施。代表理事の稲葉剛さんは「ほとんどが生活保護の対象に当たる」とし、現在利用していない人に複数回答で理由を聞いたところ、「家族に知られるのが嫌だから」、既に利用している人からも「家族から縁を切られると思った」「親戚に知られたら家族への風当たりが強くなるのではと不安」との声が上がったと。稲葉さんは「家族関係が悪い、または切れているという人は多い。照会は有害無益だ」と指摘。本人の承諾を得られた場合のみ照会すべきだとしています。

ほかにも「コロナ禍でも自己責任論」という記事もありますが、実際そのことを踏まえて、コロナ危機の下、公助である生活保護の果たす役割は高まっております。順次伺ってまいります。

①です。

全国的にもコロナ禍であるにもかかわらず被保護者数は増えていません。本市におけるここ数年の被保護者数の推移をお尋ねします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

生活保護の被保護者数と世帯数につきましては、平成27年度末386人298世帯、平成28年度末367人296世帯、平成29年度末369人306世帯、平成30年度末367人310世帯、令和元年度末350人301世帯、令和3年2月末現在で344人301世帯となっており、この5年間はおおむね300世帯前後で推移しております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 減少しているという傾向、おおむね300世帯で推移し

ているということで、ここで、令和３年度の当初予算資料でそういう数字も書かれているんですが、実際その他の件がありますよね、その他の件で対象という。この数が若干推移していますが、実際本市の場合は高齢者等が結構大きな数字を占めているということで、若年層で生活が困って緊急にというが、その他の件なんかに入ってきているのかどうか、そこをお尋ねします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

この世帯分類でその他の項目に該当するのは、高齢、母子、傷病、障害の分類に該当しない世帯がその他区分になりまして、年齢構成につきましては、ちょっと手元に資料がございませんのでおおむねでございますけれども、議員がおっしゃられた若年層の被保護者の増加ということは、顕著には表れていないと感じております。

○議長（利根健二君） １３番、山崎龍太郎君。

○１３番（山崎龍太郎君） 先ほどの質問で、特別貸付の実績は大きな数字ということとは再度申し上げたところでありますが、保護対象者も多くいるというふうに私は捉えています、生活保護の申請はなかなか結びつかないのはなぜなんだろうかなという。申請のためらいということは先ほどもあったんですが、一時ありました生活保護パッシングとか水際作戦とか、こんなこと言うべきかどうか分かりませんが、結局はやっぱりそういう部分が続いてきている中で、やっぱりためらいがあるのかなと思うんですけど、所長自体はこの件について何か見解があれば。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

先ほど、生活福祉資金の貸付けではなく、生活保護の申請を紹介した件数２件と申し上げましたが、こちらが申請に至らなかったのは、やはり御本人の拒否といいますか、申請意思を示さなかったといったことがあったようです。その理由につきましては詳細を把握しておりませんが、今回、生活相談センター香美に貸付けの状況を確認したところ、非常に件数が伸びた背景といたしましては、やはり面接による相談ではなくて郵送申請が可能になったこともありまして、非常に件数が伸び、また貸付件数も伸びたといったことを上げておりました。

また、この対象の中には３つのパターンがあるのではないかという分析がされております。まず、パターン１でございますが、これはコロナによる減収のため、収束すれば収入が回復するか、または転職等で収入増が図れるケース。パターン２として、貯蓄がほぼない、コロナ感染拡大以前から収支がぎりぎり、最低生活基準ぎりぎりだったけれども、コロナがさらに追い打ちをかけて困窮に至ったというケースです。それから、パターン３が、貯蓄はほぼなく、コロナ感染拡大以前からそもそも収支が成り立っておらず、最低生活基準以下だったものが含まれておるといふ分析がなされております。

貸付金によって当面の生活資金が得られたわけですが、そろそろ当初に借りた

手元資金がなくなってくる頃でございまして、年を明けまして1月、2月と申請件数は8件ずつ、それから相談件数も13件、14件と上がってきておりますので、今後こういった傾向が続くのか注視してまいりたいと考えております。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。②です。

本市における扶養照会事務の現状をお尋ねします。生活保護運用では三親等まで扶養義務者としております。運用どおりの取組なのか。ちなみに、令和2年9月11日付の厚生労働省事務連絡では、扶養照会に係る取扱いでは、DV等以外に直接照会が不要な対象者として、長期入院患者、主たる生計維持者でない非稼働者である、未成年者、おおむね70歳以上の高齢者等、また20年間音信不通等明らかに交流が断絶している場合などが上げられております。事務連絡に従って運用をしているのかお尋ねします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

本市では、これまで国から示された厚生労働省課長通知や事務連絡にのっとり、申請者の理解の下、扶養調査を実施しております。扶養義務者による扶養の可能性の有無を聞き取った結果、明らかに交流が断絶しているなど、その可能性がないと判断した場合につきましては直接照会を行っておりません。また、相談段階における扶養義務者の状況確認につきましても、扶養義務者と相談してからでないと申請を受け付けられないなど、扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行うといった、不適切な対応を行っていることはございません。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 弾力的に運用されてるという認識はしました。

次に移ります。③です。

現状、保護申請後扶養照会が条件となっているところでありますが、国会質問において、扶養照会は義務ではないとの答弁がございました。この点について見解を求めます。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

令和3年2月7日付の高知新聞では、厚生労働大臣が扶養は保護に優先するが義務ではないと強調したと報道されております。これは生活保護法第4条第2項において、扶養義務者の扶養は保護に優先して行われるものと定められており、同条第1項に定める保護の要件とは異なる位置づけのものとして規定されていることに基づいた答弁であったと思われます。この意味するところは、例えば実際に扶養義務者からの金銭的付与が行われたときに、これを被保護者の収入として取り扱うとするもので、扶養義務者による扶養の可否等が保護の要否判定に影響を及ぼすものではなく、扶養義務の履行が期待できないと判断された扶養義務者には、基本的には直接の照会を行わない取扱いとする



ものでございます。

令和３年２月２６日付厚生労働省社会・援護局保護課からの事務連絡で示された扶養義務履行が期待できない者の判断基準の留意点でも、今の時代や実態に沿った形で運用できるように見直したものであるとされております。今後も申請者の意向を無視することなく、申請者に寄り添った対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） １３番、山崎龍太郎君。

○１３番（山崎龍太郎君） 非常に難しかったです。ただ、実際のところは、大臣の答弁を私も再度ネットで調べてみたんですけど、最後の答弁では、扶養は保護に優先するということではありますが、先ほど申し上げたとおり、義務ということではございませんので、扶養照会が義務ではございませんと、何回も義務ではございませんと言うてるんですわね。現実問題、弾力的に本市においては対応されているということですが、政府自体が前向きになれば、ケースワーカー自体が行っている扶養照会の部分も、かなりの事務量と私は思うんですわ。政府の事務自体がすぐにいくんじゃないかとは思いますが、もちろん現状をもっと進めるという意味では、所長はどのような見解をお持ちなのか。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） 生活保護に限らず、やはり行政を行っていく上では根拠法令、またそれに関連する通知等に適切にのっとり行っていくということが大前提でございますので、今後もこういった事態に即して、いろいろな通知が国から発せられるということになりますので、これを適切に実行できるようにしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） １３番、山崎龍太郎君。

○１３番（山崎龍太郎君） 次に移ります。④です。

生活保護受給者における転居指導についてお尋ねします。過日、間接的に話を聞いたところではありますが、現在３万円の家賃のアパートに居住しているが、基準の２万９,０００円より高いので安い物件に転居してくれと、ケースワーカーに言われたとのことではありますが、その方はかなり精神的にも負担に感じたということです。令和３年２月２６日の事務連絡では、転居指導の対象世帯は単身で５,０００円、複数世帯で１万円を超した場合とするみたいなことを書かれております。現状の取組及び転居指導の対象世帯数も併せてお尋ねします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

令和３年２月末現在の被保護世帯で、住宅扶助基準額よりも高額な住宅に居住している世帯は３４世帯となっております。このうち超過額が６,０００円以上の６世帯につ

きまして口頭での転居指導を行っております。また、就労収入による基礎控除で差額を補っている世帯が12世帯ありまして、1世帯を除き差額全額が賄われておるということを把握しております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 先ほどの1,000円超過で指導という件についての実態は、やっぱりそういうこともずっとしてきたということですかね。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） 全てのケース記録を調査してはおりませんが、住宅扶助基準を超えておるということで、1,000円超過部分の解消といったことにつきましては、過去にあったのではないかとと思われます。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 事務連絡もあったわけですのでね、そこら辺は見直していただけるということでしょうか。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

国からの通知に従いまして、適切な事務を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。⑤です。

知り合いの不動産業者に尋ねても、本市において2万9,000円以下の民間アパートはほぼないし、あってもすぐ入居してしまい、現状物件はないというふうに言われます。被保護者は指導されても本市において行く先がないと私は考えます。福祉事務所として、その点を把握しているのかお尋ねします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

市内の賃貸アパート等で、現に被保護世帯が入居している物件以外で、基準家賃で入居可能な空き物件があるかにつきましては、県営、市営の住宅を除きまして、情報は収集を行っておりません。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 情報収集してないということですが、私どもが調べたところは現実ないので、やっぱりそのところを踏まえて、もちろん指導はせんといかんという部分は分かりますが、圧力と言ったら失礼ですけど、そういうことにならないように、もちろん市営住宅等で低家賃のところもあったりしますが、実際居住の自由等もありますので、実際この地域では体調のことも踏まえてなかなか私は住みづ

らいということもあろうかと思います。そこら辺に対する配慮というか、背景に対する認識は所長としてお持ちなのか。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

住宅扶助基準を超える家賃の住宅にお住まいの方につきましては、訪問時に聞き取り調査を行いまして、長く居住することで近隣住民に知り合いが多く、住み慣れていることや、本人の希望に合う物件がないこと、また、今の生活に不自由がないことなどの理由によって、転居を強く求めるといったことはしておりません。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。⑥です。

本市の空き家率は全体で17.6%とお聞きしております。移住施策の中で進めている空き家調査でも、貸出しを希望する物件もあります。家は居住していなければどんどん傷んでまいります。転居の必要な方に対し、不動産業者にもお願いしなければならないとも考えますが、物件紹介等ができないのか。いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

被保護世帯が住宅の取壊しで転居をせねばならない場合などは、必要に応じて市営住宅の募集情報や市内外の不動産業者を紹介しております。また、これまでも御自身で不動産業者や知り合いの情報などで転居先を確保されております。家屋の賃貸借契約につきましては、あくまで当事者間の合意によって成立するものであり、市が直接あつせんすることは好ましくないものと考えます。空き家所有者が不動産業者に賃貸のあつせんを委託し、不動産業者を介して入居を希望する被保護世帯が、住宅扶助基準内家賃の住宅へ転居することが望ましいと考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 以上で、私の質問を終わります。

○議長（利根健二君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

午後1時20分まで昼食のため、休憩いたします。

（午後 0時18分 休憩）

（午後 1時19分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 14番、日本共産党の大岸眞弓です。私は、住民こそが主

人公の立場で、一般質問を一問一答方式で行います。

まず、1問目のジェンダー平等社会の推進についてお聞きいたします。

東京オリンピック・パラリンピック組織委員会の前会長であった森喜朗氏が、女性蔑視発言で辞任に追い込まれました。発言が組織委員会に女性理事を増やすことについて議論中のことであり、国内だけでなく、世界中から批判が起きました。オリンピック開催国トップの見識が問われています。

また、選択的夫婦別姓制度導入を求める意見書に反対するように、地方議会に文書を送った国会議員50人の中に、丸川珠代男女共同参画担当大臣が名前を連ねていたことが明らかになりました。丸川氏は橋本聖子前男女共同参画担当大臣の後任で、ジェンダー平等を進める担当大臣です。この方が任命されているのかと大変驚きました。一方、地方の議会人として、国会議員による地方自治への干渉に不快な思いをしたことも付け加えたいと思います。

①の資料を御覧ください。左上の折れ線グラフの表です。以前にも紹介いたしましたが、日本のジェンダーギャップ指数は、世界経済フォーラム153か国中121位と後退し続け、特に政治と経済の部門で遅れが際立っております。ちなみに、中国は106位です。2010年には日本も94位でした。

法務大臣の諮問機関である法制審議会が、1996年2月に家族法の大幅見直しを含む民法改正案要綱を答申してから25年になります。この民法改正案に盛り込まれております4つの柱のうち、婚外子相続分差別の解消と再婚禁止期間縮小は法改正が実施され、婚姻年齢の男女18歳への統一は2022年に実施の予定です。遅まきながらもそれぞれに進んではおりますが、選択的夫婦別姓制度は法案提出に至っておりません。

男女共同参画基本計画においてパブリックコメントを取り、意見集約でも約7割が賛成を示している中で、会議で練り上げられた答申内容が、自民党内の小委員会を経ると閣議決定で大幅に後退し、選択的夫婦別姓制度という文言そのものがなくなってしまいました。一連の事象から政府・与党内でジェンダー平等社会づくりへの逆流が起きていることを懸念します。

森会長の引責辞任について元陸上選手の為末大さんは、森発言に対してこれくらいならと思った自身の受け止めと、怒っていいのか、ほほ笑みながらいつもどおり受け流せばいいのか分からなかったという女性の受け止めとの違いに、ショックを受けたことを正直に述べ、バイアスに対しては仕組みで対処していくことと、自分たちの認識がずれているかもしれないという前提に男性が立ち、対話を通じて社会に働きかけていくことによって、性別という分断を起こさずに世の中を変えていけるのではないかと述べています。

私は、自分の認識がずれているかもしれないと思うこと、これは男性だけではなく、女性の側にも言えることではないかと思いました。為末さんの言うように、社会に潜むバイアス、固定的な観念に気づき、見直すこと、そして仕組みを変えること、この2つ

がそろってジェンダー平等社会ができていくと感じます。

以上を述べまして、①の質問でございます。

今述べましたような一連の経過の中で、地方自治体として、ジェンダー平等や多様性を認め合う社会を構築していく意思表示をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（利根健二君） 総務課長兼ふれあい交流センター所長、川田 学君。

○総務課長兼ふれあい交流センター所長（川田 学君） お答えします。

本市では、第2次香美市振興計画の基本方針5「未来を拓く」の中の施策に、男女共同参画社会に向けた体制の確立を掲げており、香美市男女共同参画計画思いやりプランでは、性別に関係なく個性と能力を生かし、一人一人が自分らしく生き生きと暮らせるような社会づくりを基本理念としているところです。この基本理念に沿った男女共同参画社会の推進が、ジェンダー平等や多様性を認め合う社会の構築を推進することにつながると考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 御答弁をいただきました。方向性としましては、やはりこういうジェンダー平等社会を目指してやっていくということには、課長も同一の認識だというふうに伺いました。男女共同参画の基本計画の中でそういうふうになっておると。それで、令和3年度も男女共同参画推進委員の謝金が昨年と同じように組まれておりますけど、これからの議論の中では、今、私が前段に申しましたように、意識啓発をしていくこと、学習をしていくこと、それともう一つ、仕組みを変えること、この2つが要るのではないかと思います。この男女共同参画推進委員会の中で、仕組みを変えることについての議論などは行っていけるような計画でございましょうか。お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 総務課長兼ふれあい交流センター所長、川田 学君。

○総務課長兼ふれあい交流センター所長（川田 学君） お答えします。

そこまで詳しくまだ把握できておりませんが、大岸議員の言われたようなことは非常に重要なことだと思いますので、今後、仕組みを変えていけるような議論ができるように進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 御答弁いただきました。例えばパートナーシップ制度とか、前回の質問では行政書式の中から不要な性別欄をなくすこととか、そういうのも仕組みの一つでございますので、今出されている方向に沿いまして、仕組みについても検討する場を設けていただきたいと思います。

それでは、②の質問に移ります。

2019年の12月定例会での一般質問におきまして、本市の非正規雇用は全体の約44%、給与面では、勤務時間や勤務体系、手当のあるなしによりまして、一般職では非正規雇用者は正規雇用者の30.8%、保育所では48.4%であることが明らかとなりました。非正規雇用者の男女の割合をお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

令和3年3月1日現在の会計年度任用職員の割合になりますが、男女の割合は、男性16.3%、女性83.7%です。

以上です。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 圧倒的に非正規雇用の方は女性に多いということ、ほとんど女性で占められているということであるかと思います。

その答弁を受けまして、③の質問に移ります。

これまで議会におきましても非正規雇用の方々の処遇改善を求めてまいりました。非正規公務労働者の雇用環境改善のために、全国的にこういう声も起こったことを受けてと思うのですが、国のほうでは会計年度任用職員制度というのを設けまして、それが本市でも導入されて1年がたとうとしております。雇用環境改善の前進面と今後の課題についてお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

改善点としましては、不明確であった臨時、非常勤職員等の任用制度の適正化や期末手当の支給、休暇等の処遇改善が上げられます。今後の課題としましては、本市の厳しい財政状況の中においてのさらなる給料や休暇等の処遇改善が上げられます。

以上です。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） さらなる給与の引上げとかを課題として認識されていることですが、それを具体的に、何年度はここまで、次年度はここまでというふうな計画は今ございますか。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 今のところそういった計画は具体的にはございません。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） この会計年度任用職員制度なのですが、国は非常勤の方の待遇につきまして、職務内容だけではなくて、人材活用の仕組みの違いによる賃金格差を容認のような形にしてしまっております。でも、その一方で、やはり今、課長の言われたように、前進面として一時金や通勤手当、福利厚生については、政府の指針でゼロでは問題とするような指針も出ておりますので、そのことに留意して進めて

いただきたいと思います。

それでは、④の質問に移ります。

1979年に女性差別撤廃条約が国連で採択されまして、日本は1985年に批准をいたしております。同条約の正式名称は女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約で、それが基本理念となっております。この批准によりまして、国のほうでは男女雇用機会均等法が整備されましたけれども、民間ではまだやはり男女間の賃金格差は縮まっておりません。そして、依然女性の非正規労働者は厳しい状況下にあります。コロナ禍で今大変厳しい状況に置かれております。そして、そういった経済格差、賃金格差がジェンダーギャップ指数を押し下げております。本市の非正規雇用者の給与を底上げし、雇用面でのジェンダー平等を求めます。いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 先ほどの答弁の課題でも触れましたが、本市の限られた財源の中、また、国の財源手当てが十分でない中で、給料を引き上げることは非常に厳しい状況ではありますが、近隣市の状況や人材確保の面などから検討を行い、令和3年度から、保育士など一部の職種につきましては上限給を引き上げるようにしております。以上です。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 厳しい財源の中でもそのように検討されているということで、なお進めていただきたいと思います。

今、国の財源手当てがそれほど十分ではないというふうに課長が言われたのですが、会計年度任用職員制度の導入と同時に、国の財源手当てがこういうふうに増やされたとかは示されておられませんね、やはり地方交付税に入っているということですか。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

国は普通交付税の包括算定経費で、会計年度任用職員の期末手当支給分を算定されております。

以上です。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） では、それ以上のことをやろうとすると、一般会計からの裏打ちが要る、持ち出しになるということですね。ですが、追いついていかないのは期末手当だけではないんですよね、それをやろうとしたら内部留保で手当てをなさいということになってしまうのでしょうか。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 内部留保もそうですが、何を使うかは別にして、一般財源での対応という形になります。

以上です。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 特にやっぱり正職員と同等程度の仕事をしながら賃金で格差があるという状況は、早く改善していただきたいと思います。手当の面でもそうです。不安定雇用がずっと、今44%という数字が示されておりますけれども、そういう方々が市の中に多数を占めますと、仕事が継承されていかないというような人事面での課題も出てくるのではないかと思います。そういった観点からも、今後の不安定雇用者に対する処遇改善を進めていただきたいと思います。この点についていかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 今言われましたように、やはり仕事の継続上ちょっと困る部分も多々ありますけれども、財源も含め、できる範囲で対応していかなければいけないと思っておりますので、今後ともできるだけの努力はしていきたいと思っております。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次に、⑤の質問に移ります。

出生率はジェンダー平等度を測る上で一つの指標とされております。資料①に、都道府県別のジェンダー平等度が出ておりましたので、珍しい資料かなと思ってつけました。高知県は女性の賃金が男性を100として68、それから、働く女性の非正規率が54.7、最低賃金は別にしまして、出生率は1.48、これは1人の女性が一生の間に何人産むかという数字かと思うのですが、本市の出生率をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

令和元年の本市の出生率、まず人口1,000人当たりでは4.6で、先ほど大岸議員から資料で紹介していただきました出生率は合計特殊出生率ですので、それは1.19です。

以上です。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 私は県平均よりはちょっと上かなと思っていたので、ちょっとショックな数字でした。なかなか厳しいですね。人口減少にもずっと、社会減にも関わっていきますが、やっぱり少子化対策も力を入れてやっていかないといけませんね。その質問は今回しておりませんので、⑥の質問に移ります。

コロナでの失業や倒産による生活困窮や、人的交流が絶たれ、ストレスや不安でいっぱいという方が増えております。このような先の見えない閉塞感や不安も要因の一つではないかと思うのですが、セクハラ、パワハラ、虐待、DVも含め、暴力事件が本当に多発しております。しかも、目を覆いたくなるような残虐な犯罪が多くなっていることは放置することができません。

依存症につきましても、依存症当事者の手記が地元紙に掲載されておりました。これ



はアルコール依存症でございましたけれども、それを読みましても、やはり依存症に対しては言うて聞かす説論ではなく、適切な治療が施されなければなりません。また、ハラスメントや暴力をなくすために社会が加害者とうどう向き合っていくか、当事者同士を隔離したり保護したりするだけでは不十分だということが分かってきました。

この質問をつくる上でちょっと目にしました最前線の取組を二、三紹介したいと思います。被害者を逃すだけではDVは解決しないとの思いから発足した、DV加害者更生教育プログラム全国ネットワークがあります。これは全国8か所で展開するNPO団体となっておりますが、四国では徳島県となっております。約800人の男性加害者と向き合ってきました山口のり子代表は、DVは配偶者や恋人など親密な関係にある相手を自分の思いどおりに支配することが目的であり、その手段として暴力を使う。そして、支配を維持するために、様々な残虐行為を巧みに繰り返し、相手を孤立させ、支配を完成させていく。これはいじめにも通じるところがあると思いますが、DVは児童虐待とも密接に関係しており、児童虐待防止のためにも加害者対策が不可欠だとしております。

また、10年以上にわたってDV被害者のカウンセリングや加害者プログラムを実施してきました開業心理相談所の信田さよ子さんは、家庭内暴力でありながら、DVと虐待の相談窓口の分断を指摘しつつ、家族の暴力を一まとめに扱う相談窓口ができ、早期に介入できるようにするため、加害者をプログラムの入り口に強制できる法的システムが必要だと述べております。薬物依存や犯罪を犯した人の治療に当たる犯罪心理学者は、根拠のある治療で再犯率は約3割減になると述べています。

もう1点だけ、どうしても御紹介したいので述べさせていただきます。昨年10月21日付の地元紙に、島根県内の刑務所で対話を重視した更生プログラムに取り組む受刑者たちを取り上げたドキュメンタリー映画「プリズン・サークル」が上映された記事が掲載されておりました。窃盗、詐欺、傷害致死などの罪を犯した受刑者たちは、自身もひどい暴力や虐待を受けたり、学校で激しいいじめに遭った過去を持っており、その蓋をしていた幼少期の記憶と向き合い、痛みや悲しみや苦しみの感情をあふれさせるようにサークルの中でなっていくと述べています。映画を撮った監督自身が中学時代に集団リンチに遭った経験があり、なぜ人は残虐になれるのか、その残虐性は学び落とすことができるのかという問いを抱き続けていたと記されております。犯罪者の更生よりも厳罰化に視点を向けがちな世論に問題を投げかけております。

更生プログラムは欧米で普及しているそうですが、今、私が紹介しました例はほとんど民間とかボランティア団体などで行われております。まだまだ公的には普及しておりません。加害者へのアプローチで再犯罪を防ぐことができれば、被害者も減っていくことになると思いますので、向き合い方を変えて取り組んでいかなければならないと強く思います。

以上を述べて、お聞きいたします。⑥です。

暴力防止プログラムや加害者更生教育の必要性についての認識をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

D V加害者の多くは暴力をしつけなどと正当化し、暴力を振るったのは相手が悪いからだと言責任転嫁する特徴があることから、D Vは繰り返され、時に相手を替えて新たな被害者を生み出していく危険度が高いと言われております。そのため、早い段階からD Vは人権侵害であり家庭崩壊にもつながることへの気づきを促し、暴力を問題解決の手段にしないといった啓発が必要でございます。

現在、加害者からの相談につきましては、こうち男女共同参画センター「ソーレ」や精神保健福祉センターで対応しております。加害者の更生に対する専門的、継続的な対応は、これが有効であるという確立した手法が現時点ではなく、国においても具体的な対策は示されておられませんけれども、更生を図る第一歩として、加害者を相談窓口につなげることが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 加害者を相談窓口までつなげることが非常に困難なことだと思うのですが、例えば具体的にそういうところまで加害者が足を運んだような事例はお聞きになっておりますか。福祉事務所ではいろんなケースを担当されると思うのですが、そういう情報がありますでしょうか。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） 御質問のような事例に該当するものは現在のところ聞き及んでおりません。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） やったこういう見方をするようになってきたというところに今来たと思います。そうすると、⑦の質問になるとまた難しいかもしれませんが、こういうふうなプログラムを受講できる環境、今、男女共同参画センター「ソーレ」と言われましたけど、本県ではそこだけですか。本市にはもちろんこういう本格的な相談窓口はないのですね。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） 相談窓口といたしましては、先ほど議員がおっしゃられました男女共同参画センター「ソーレ」と、精神保健福祉センターでも対応できると聞いております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） そしたら、本市に来た場合はそういうところを紹介するというふうなことに。何かケース検討会等で、例えば中央東福祉保健所には保健師もいら

っしゃるわけで、もちろん市にもありますが、こういう体制が郡部にも必要ではないかとかいう話は起こらない、いっぱいいっぱいかと思うのですが、所長の立場でそういうことを提案できるような場がございますか。それから、お金が、特に通信料がかかると思いますが、ネットでもできる場合があるというふうに聞いております。その点はいかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

今現在、福祉事務所で取り扱っております案件といたしましては、やはり家庭児童相談といった部分でございまして、児童虐待のケース対応といったことが主となっております。DVの事案というのは、私が着任してから対応したことがないと考えております。今後そういった事態の発生に備えても、やはり体制として保健師も専属でおりますので、そういったところを充実してまいりたいと考えております。

また、ネットによる相談につきましては、ちょっと寡聞にして聞き及んでおりません。以上でございます。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） ネットで分かる事例を検索されましたら、そういう該当者の方には紹介もしていただけたらと思います。

それでは、次に、⑧の質問に移ります。

コロナ禍で行き場がなくなり街頭をさまよう女子高校生らに、性ビジネスへの勧誘や休校中の妊娠、また、あつてはならないことですが、ステイホーム中の家族や、また教員からの性暴力の報道がたくさんありました。多くは女性が被害者です。「これからの男の子たちへ」の著者、太田啓子弁護士は、男は強くあるべきといった価値観の見直しとともに、将来を担う子供が、性をめぐる差別や不平等を学ぶことは喫緊の課題であると述べています。コロナ禍で余計に身近な問題として捉えられるようになったのではないのでしょうか。日本の性教育は国際基準と比べて遅れていると言われております。

資料②を御覧ください。

左側に、これは2020年に改訂となりました「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」の改訂版の一部で、どういう項目でやっているのか掲載しております。国連教育科学文化機関ユネスコが示す性教育の指針は、人権の観点から、性的機能やジェンダーの平等、そして他者との関係性、性暴力など包括的な内容を重視しております。

以上を述べて、お聞きいたします。

性暴力被害や望まぬ妊娠を防止するため、国際水準に応じた性教育の導入を望みます。いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 大岸議員の御質問にお答えいたします。

性暴力被害や望まぬ妊娠については、本当に心が痛みます。国際水準の性教育として

は、大岸議員がおっしゃられたように、ユネスコの包括的性教育が参考になると思われます。現在、学校教育における性に関する指導については、学習指導要領に示された内容や県から提供された指導の手引等を基に、関連教科や道徳の中で、また教育活動全体を通じて指導をしています。

また、本市では、小・中学生に命の大切さをすることを目的として、健康介護支援課と学校の連携授業を行っており、特に中学生には、保健師、助産婦（後に「助産師」と訂正あり）、保育士、地域住民も関わる思春期講座として、妊娠、出産、子育てに関する授業も行っているところです。性に関する指導はとても重要ですので、今後も人格の完成、健康の自己管理能力の育成、現代的課題への対応を目指して包括的な指導を行っていききたいと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 私がこの質問を掲げました直接の理由は、新聞報道でありましたけれども、小学校のときに教員から性暴力を受けていて、ずっと長い間それがトラウマになって、大人になってやっと自分は被害者だったんだと気がついて、今、裁判で争われておりますけれども、そのときにきちんとした性教育があれば、身についておれば、自分の身を守る方法、あるいは抗議の声を上げることができたと思うのですね。そういうことで、性教育って本当に大事、人権の観点からぜひ性教育を進めていただきたいと思います。

次に、⑨の質問に移ります。

2019年にILO（国際労働機関）の総会において、仕事の世界における暴力とハラスメントの除去に関する条約が圧倒的多数で採択されました。今、条約批准に向け法整備が進められていると思いますが、本市のハラスメント対策をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

職員のハラスメント対策としまして、平成30年12月に職場内でのあらゆるハラスメントを防止する、香美市職員のハラスメント防止に関する要綱を定め、各所属長を通じて全職員へ周知しています。また、職員のハラスメント防止に対する理解を深めるため、令和2年10月には職員研修を実施しました。今後も研修等を継続し、ハラスメント防止に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 要綱について全職員には徹底されているということですので、具体的に何か訴えとかがこの間ございましたか。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 相談は、令和元年に2件、令和2年度にそれぞれ2件ずつ、これまで4件ございました。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） そしたら、ジェンダー問題の最後の質問に移ります。⑩です。

ハラスメントをなくすために、京都大学生が考えた7か条がツイッターに投稿されると、3万件以上拡散されるなど話題になっております。執筆者の一人の小林さんは、400人もの学生が暮らす寮生活では、思いやりましようと言うだけでは追いつかないと考え、お互いが快適な寮生活を送るためのルールとしてつくったということです。読み上げることはしませんが、何がハラスメントに当たるのかが分かり、どの集団や組織でも通用する内容ではと思い提案させていただきました。

そこで、お聞きします。

この7か条はハラスメントの根絶に有効ではないでしょうか。一々読み上げることはいたしませんが、読んでいただいていると思いますので、活用されてはいかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 大岸議員から御紹介いただきましたこの7か条は、ハラスメントを防ぐと同時に、ハラスメントが起きた場合に、被害者や目撃者が声を上げやすくするためのものとなっております。また、短い文章でありながら分かりやすい表現になっていますので、読まれた方は理解しやすいのではないかと思います。この文章を書かれた方によりますと、ハラスメントを網羅しているわけではないし、表現や内容でも妥協している点もあるとは言われておりますが、今後、研修や啓発活動の機会にこのパンフレットの内容を紹介するなど、活用ができればと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、2点目の国保の質問に移ります。国保運営についてお聞きいたします。

①です。

2022年度より未就学児に係る国保税の均等割を5割軽減にする方針が示されました。均等割の廃止は、本市の、特に多子世帯の方々から熱望されております。この機会に18歳までの均等割をなくし、国保加入世帯の負担を軽減できないか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えいたします。

今国会で審議中の法改正による未就学児に係る国保税均等割の軽減分は公費で賄われますが、大岸議員御提案の、対象を18歳まで拡大し、かつ均等割全額をなくすとなりますと、対象者は3.6倍になり、公費負担のない国保税減収分1,430万円を市または被保険者が負担しなければなりませんので、現時点では対象を拡大する予定はござい

ません。

以上です。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 課長の御答弁は想像できましたけれど、以前お聞きしたときは、18歳まで均等割をなくすと1,900万円というふうに大体金額をおっしゃっていたと思うんですが、国の5割軽減の手当てがあることによって1,430万円ですることができるということです。しかし、今その検討はできないということです。特に多子世帯の御家庭が本当に大変で、私がお聞きした事例では、コロナの10万円の一括定額給付金でやっと国保の滞納分が払えたというふうなお声もあったりして、国保税の負担は大変重くかかっております。

その御認識は十分おありと思いますが、例えば、一気に私のこの提案のように年齢をそこまで引き上げることができなくても、未就学児まででも国の手当てする5割分、その残りの裏打ちを5割市が負担しまして、国保税の軽減をすることはいかがでしょうか。この検討につきましては。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えいたします。

いずれにしても、対象を拡大するとなりますと、市または被保険者が負担すべきものが増えていくということになりますので、今すぐにできるとかいう話にはなりませんけれども、今後の状況を見つつ、検討はしていきたいと思います。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 検討をよろしくお願いします。

次に、②です。

昨年コロナで減収となりました方が申請すれば、国保税が減免される制度が国のほうで設けられました。減額分は全額国費負担だと記憶しております。実際の事例をお示したいのですが、国保加入世帯で御夫婦とも65歳、二人暮らし、そして御夫婦とも年金受給者、妻のほうが介護職として勤めておりましたが、コロナの影響で職を解かれました。生計費に減額が生じて大きな影響を受けたため、市の窓口で国保税減免の申請をしましたが、妻は世帯主ではないので、妻で減免申請をすれば対象にならないと言われました。減免の対象は主たる生計維持者の減収、その世帯に対する減免ではないのか、この場合の主たる生計維持者は妻に当たるとは思うのですが、市はどのように解釈をしたのかなったものか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 最初に、コロナ感染症に係る減免要件の御質問にお答えする前半部分では、長くかつ似通った名称が出てきて分かりにくいですが、通知等を特定するためですので、御了承ください。

香美市の新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免は、令和2年

4月8日付厚生労働省国民健康保険課及び総務省市町村税課の事務連絡、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援についてに基づき、国の財政支援の範囲内となるよう要件を設定しており、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税減免取扱要綱で規定しております。

また、令和2年5月11日付厚生労働省国民健康保険課長からの事務連絡、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準等の取扱いに関するQ & Aについて、また、県から随時提供される新型コロナウイルス感染症による国保料（税）の減免に対する財政支援に関するQ & Aを参考にして、減免の対象要件等の詳細を判断しております。

御質問の世帯主以外の世帯員の所得が減少した場合についてですが、年度当初から何件か御相談はいただいておりますが、5月11日の厚生労働省からの事務連絡で、主たる生計維持者とは世帯主のことである。また、主たる生計維持者が世帯主以外の場合は、国民健康保険法施行規則第10条の2による世帯主変更を行うことが考えられるとの見解が示されたため、この事務連絡以降は、相談者に対して世帯主の収入が減少した場合との説明をしてきました。

ところが、6月25日付で高知県国民健康保険課から提供されたQ & Aに、本来であれば世帯主変更手続を要するが、被保険者に対する迅速な支援の観点から、世帯員を主たる生計維持者とみなして減免を行うことは可能。ただし、世帯員を主たる生計維持者とする根拠等は必要とありました。

そこで、香美市における対応を検討しましたところ、この回答の理由とされました迅速な支援のためということに関しましては、隣接します市民班の窓口でその日に世帯主変更の手続ができること、この間不特定多数の方に主たる生計維持者は世帯主であるとの説明をしていることから、途中で取扱いを変更することは公平性を欠くと判断されること、国は5月11日の事務連絡以外には文書でQ & Aを出しておらず、6月25日の回答は国が正式に出したものではないことなどを総合的に考えた上で、引き続き世帯主の収入減が見込まれる世帯を減免対象とすることにしております。

以上です。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） とてもよく分かりません。主たる生計維持者がなぜ世帯主とされているのか。それは課長、説明できますか。国のほうからそう言っているんですか。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 国が正式に出した事務連絡の中に、主たる生計維持者とは世帯主のことであるという見解が出されております。それと、もう一つ、世帯主の定義もあるので、これは住民基本台帳事務処理要領に書かれているのです。

が、その中で世帯主の定義としまして、その世帯を主宰する者が世帯主である。また、その世帯を主宰する者とは、主として世帯の生計を維持する者であって、その世帯を代表する者として社会通念上妥当と認められる者と解するとされております。ですので、香美市としましては、世帯主がその世帯の主たる生計維持者として判断しております。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 世帯主、世帯員という、主たる生計維持者は必ず世帯主という考え方そのものが、ここにもジェンダー問題が横たわっているような気がしますが、それをここで言ってもいけないんですけれども、その課長がおっしゃった県の国民健康保険課の通知で、私は令和2年7月9日時点のものを持っておりますが、そのQ Aでは、やはり今、課長が紹介された、本来であれば世帯主の変更手続を要するが、被保険者に対する迅速な支援の観点から、世帯員を主たる生計維持者とみなして減免を行うことは可能とありますから、ここを重視して、市の取扱いもやはりそうしていただきたいかったと思うのです。

この迅速な支援というのは、国保の減免をしたい世帯、コロナでとても3月、4月、5月は困った、そのもう何か月も待った上でのこの制度への申請ですので、本当に迅速な支援という観点からこれは必要だったと思いますし、香南市や南国市はそういう判断をして、こういう場合でも減免が受けられているんですよね。それに関してはどのようにお考えですか。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えします。

最初に申し上げましたけれども、香美市が新型コロナに係る減免を行うとした範囲は、あくまでも国から財政支援を受けられる範囲として、この減免を行うこととしております。それで、7月9日も、私が言った6月25日も一緒なんですけれども、県が出したこのQ & Aは、国から回答を得たものではあっても、国が文書で正式に出したものではありません。ですから、今現在、仮にこの財政支援をしたとしても、行く行くこれが先になって、例えば会計検査等を受けたときに、これが覆る可能性がございます。そういうこともあって、財政支援を国が必ずするという範疇に入っているかどうかというところの判断もしましたし、先ほど申し上げましたように、迅速な対応ということであれば、市民保険課の保険班の隣ですぐに世帯主変更ができるので、その辺は欠いていないというふうに考えております。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 国保加入者のために非常に残念な思いです。その同じ7月9日時点の県国民健康保険課の文書では、もう一つQ Aがありまして、世帯員を主たる生計維持者として取扱いに当たり、世帯員が主たる生計維持者であることが分かる必要があると思われる。しかし、これを国に県が確認をしたところ、具体的に根拠がどの程度要るかは回答がなかったということは、国はこれは問わないということだと思うので



すね。

いずれにしましても、困窮世帯の方をどう救うか、どうすればより救えるかという観点が欠けていたのではないかと思います。この点はいかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 予算の使い方なんですけれども、市が単独で補填してもよいと考えるところでしたら、世帯主でない方の減収要件で減免をしてもよかったと思いますけれども、香美市の財政事情からして一財を投入することができませんでしたので、それでいくと、国からの財政支援範囲内というところが大きいかと思います。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の質問に移ります。③です。

令和3年度の国保特別会計の予算、歳出で保険給付費、つまり医療費は1億7,000万円ほど減っておりますが、納付金額は1,300万円ぐらいしか減額になっておりません。この納付金の積算ですけれども、どういうふうになっておるのかお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えします。

根拠としましては、国民健康保険法、第2期高知県国民健康保険運営方針、厚生労働省保険局長通知、国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法についてというガイドラインと、関係する法令、通知に基づいて算定されています。また、納付金算定の前提条件となる資料は、高知県のホームページに、令和3年度高知県国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定結果についてと題した資料が公表されていますので、こちらなんかを参考にして算定しております。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 大まかなもので構いませんので、もう少し詳しい積算の内訳をお願いします。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 事業費納付金算定の中で影響の大きい項目として、先ほど議員も申されましたが、保険給付費が大きいです。この保険給付費は、医療費等のうち、被保険者が負担する一部負担金を除いた保険者負担分です。令和3年度は前年度比較で3億4,770万円、0.5%の減を見込んでおります。

令和3年度保険給付費を見込むに当たって、まず、令和2年3月から11月診療分のレセプトから令和2年度の保険給付費を見込みます。これに令和2年度前半の診療控えによる減少見込額を加算します。次に、4区分した年齢ごとに、平成26年度から令和元年度の5年間の伸び率を、単年度換算したもので伸ばして推計します。また、県全体の被保険者数は減少していますので、人口を推計する際に使われるコーホート要因法により推計した数字で積算しております。

もう一つ、保険給付費に次いで影響の大きい項目としまして、前期高齢者交付金というのがございます。前期高齢者交付金も納付金算定において影響の大きい項目であり、予算規模が大きいにもかかわらず年度間の変動が大きく、過年度の精算も含まれております。令和3年度は前年度比較で9億7,600万円、3.4%の増となっております。そこで、令和3年度前期高齢者交付金の概算交付の一部を高知県国民健康保険財政調整基金に積み立てて、令和5年度の令和3年度精算による返還リスクに備えたり、基金残高の範囲内で令和4年度以降の納付金を前年度と同水準に抑制するために利用することとなります。大きなものはそのようなものです。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 前期高齢者分の見込みがまだ全部分かっていないけれど、推計の部分もあるかと思いますが、これは、社会保険から国保になった方の社会保険事業主の負担分になりますでしょうか。それから、人口推計とおっしゃったけど、これは高知県全体の国保加入者人口というふうに思っていますか。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えします。

前期高齢者交付金は社会保険とかに加入している方が負担しているものなので、正式名称を忘れましたが、支払基金というところから払われております。

それと、人口は高知県をベースにして、どれだけ増減があるかというところを、先ほど言った方式によって計算しております。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） よく分からなかった部分もあるのですが、多分、県一本化になりまして、それまでは香美市運営の国保でしたので、香美市の医療推計、人口全部、香美市の分だけで計算してよかったけれども、やはり県で一本化になって、他市分の影響、県全体の影響も受けるというふうに考えてよろしいですか。それから、納付金の主なものは保険給付費で医療費ですが、この前期高齢者以外で医療給付に関係ないものがございますか。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 最初他市の影響といいますと、県全体となりますので、当然のごとく他市の影響は受けます。ですが、香美市は医療費も所得も割合中心に近いところにありますので、影響の範囲としてないとは言いません。ありますが、大きくは変わってはこない、物すごく外れてはないかと思っております。

それと、納付金算定の積算根拠としている項目がほかはないかということですが、ほかにもたくさんございます。先ほど申し上げた通知、法令等の中に含まれて、たくさんございますので、申し上げませんでしたけれども。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 医療費に関する以外のもので、あれば結構です。あるか

ないかだけでも。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 直接医療費に関係しないものはございます。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） またこれから委員会等でも議論を深めていきたいと思います。

④の質問に移ります。

コロナが収束するまで、3月末とされておりました短期証交付の継続を求めます。いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えします。

令和3年度の短期被保険者証及び被保険者資格証明書交付対象の方には、令和3年9月末までの短期被保険者証を交付する予定で準備を進めております。なお、10月以降は、新型コロナウイルス感染症の感染状況やワクチン接種の状況等を勘案して判断していきたいと考えております。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） これに関してはありがとうございました。

それでは、⑤の質問に移ります。

医療費通知の法的根拠をお伺いします。国保加入者に、あなたはどこの医療機関でどれぐらい医療費を使ったかという通知が世帯主宛てに来ます。この医療費通知の法的根拠をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えします。

医療費通知を義務化する法的根拠はございませんが、昭和55年7月4日付厚生労働省国民健康保険指導管理官通知、国民健康保険における医療費の通知についてで、その狙いや方法等が示されており、この通知の趣旨に沿って、香美市は、被保険者の方に健康管理と国保制度に対する関心を深めていただくことを目的として、2か月に1回、世帯主に対して医療費のお知らせを送付しております。また、平成29年度の税制改正で、所得税及び個人住民税に係る医療費控除の適用を受ける際に、医療費通知を医療費明細書への記載に代えることができるようになってからは、確定申告でのニーズが高まっております。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） ニーズといいますか、それが確定申告に使えるようになったので、平成29年度までは、今もそうですけども、特に義務はないということですね。

それで、通信費といいますか、事務費に結構お金が100万円超してかかってるんじゃないかと思うんですが、これについて法的な義務がなければ見直されたいかがでし

よう。それから、確定申告の場合には申し入れればつくっていただけますよね、そのことを確認ちょっとさせてください。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えします。

医療費通知に関しましては、議員のおっしゃるとおり、確かに費用がかかっております。国からの調整交付金も下りてはきますけれども、確かに持ち出しがございます。ですが、本来の目的は、先ほど申し上げましたように、健康とかに関心を持ってもらったり、医療費も含めて、そういったものに関心を持ってもらうためという趣旨もありますので、今のところ、通信費がかかるからといって、これをやめるという方向にはなっておりません。

それと、確定申告に関しましては、申し出ていただきますと医療給付明細書というものを別途交付することができます。こちらは世帯主宛てでもできますし、被保険者ごとの作成にも対応できます。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 以前、一般質問で取り上げたことがあります、私の世帯は二人暮らしで、夫が団体に勤めておりましたときは、夫は社会保険で、私が国保でした。それで、世帯主は夫なので、夫宛てに私の医療明細が事細かに来るんですね。通信の秘密を侵すことになりますので、夫宛ての文書を私は開けることができません。それで、私の医療履歴が全部、夫婦といえど夫に知られてしまうということがあるので、せめて個人宛てにできないか、封筒の外側に誰それ分の医療費であるとかいうふうな記述はできないものかという質問をして、それができなかったのもので、私は医療費通知を止めていただいております。そういうこともありますので、各方面からちょっと考えられたらいかがでしょうか。まだそれは改善されておられませんので、現状のままということかと思うのですが、それについてはいかがですか。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えします。

医療費通知に関して、香美市の出す側が意図している方向ではない方向で受け取られておられる方がいることは承知しております。ですが、この通知自体の役割といったものを勘案して、以前、平成27年9月に答弁したときも、これをやめることはしないとお答えしたと思いますが、今現在でもその辺は変わっておらないということと、もう一つ、この通知の在り方というか、仕方を変える云々に関しましては、以前も申し上げたと思うんですけれども、こちらの通知は国保連合会に委託しているんですけれども、そちらのシステムで管理しております関係で世帯単位になっておりますので、それを個人宛てにするであるとか、もしくは表に誰の分であるかというようなことを記載するシステム変更は難しいと考えております。

先ほどの医療費通知なんですけれども、そのお知らせ開けていただきましたら、一番

下でございますが、御不明な点等がございましたらお尋ねくださいということで、市民保険課の係を案内しておりますので、どうしてもという方はこちらに連絡をいただいて、議員のように中止される方が何世帯かおられます。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） その来た通知に対して快く思わない、迷惑に思う、思わないの話ではなくて、迷惑をしているわけですから、その辺の制度改善につきまして、また今後とも検討していただきたいと思います。市民保険課に問合せをしたら止まるというふうなことも御存じない方もおられるかもしれませんので、その辺の周知もできましたら一緒にお願いしたいと思います。

それでは、⑥の質問に移ります。

県が保険料を統一する方針を明らかにしております。本市の対応はいかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 第2期高知県国民健康保険運営方針にあります、市町村国保が抱える構造的な課題や方向性は合意できるものであって、人口減少や高齢化が先行する高知県の現状や将来の推計などを勘案しますと、ぐずぐずしている余裕はなく、国保財政の運営を持続させていくために、高知県内国保料水準の統一を目指した議論をしていかなければならない時期であると考えております。そこで、令和3年から令和5年6月までの2年2か月をかけて、県内国保保険料水準統一の在り方を関係者で協議していく予定となっております。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 高齢化が進みまして、当然のように医療費も上がります。それで、国保財政の維持をさせていく責任というのは、まず第一は国にあります。国、県、市町村、そして国保加入者ですね、負担をするのが。大変国の責任の部分をもう少し問わなければいけないと思いますし、高い保険料で本当に苦しんでいる自営業者の方ですとか、低所得の方々が香美市にはたくさんいらっしゃる。この保険料の軽減をどのようにしたらできるかということも、ぜひ議題として上げて検討していただきたいと思います。その辺はいかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えします。

県内の保険料を統一したからといって、先々の保険料負担が今より下がるわけではなく、今後も上がっていくことは容易に想像できます。先ほどの県の方針のほうにも書かれておりましたが、今後も全国知事会、全国市長会及び全国町村会などと連携しまして、国保の持つ構造的課題の解決や持続可能な制度の構築などを、国に対して働きかけてまいります。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 県で統一する場合に、知事会や市長会などは1兆円の公費

投入を求めたんですね。それが今、3,400億円でとどまっておりますので、この辺もきちんと国に対して言っていっていただきたいと思います。それでは、国保の質問はこれで終わります。

3点目の少人数学級についてお聞きいたします。

今年から始まる小学校の少人数学級は、現在、1年生は35人ですが、40人となっている小学校2年生から6年生の学級編制標準を5年間かけて1年ずつ35人に引き下げるといえるものです。少人数学級を望む声はずっとありましたが、コロナ感染拡大の影響もあり、40年ぶりの法改正となりました。これは子供たちと先生方にとって大変うれしいニュースだと思っております。

報道によれば、法改正と併せ、独自に拡充しようとする県が15道府県あります。高知県もその中に入っておりますね。本県は現在、小学校1年から2年と中学校の1年生は30人ということになっておりますね。それで、小学校3年生から5年生は35人です。拡充につきましては、2021年度は小学校6年生を35人にするとなっております。

そこで、お聞きいたします。①です。

本市の場合、楠目小学校、山田小学校、そして、法改正は小学校ですがけれども、多人数ということになると鏡野中学校も問題になってくると思いますが、本市の少人数学級への具体的なスケジュールをお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 少人数学級に関する御質問にお答えいたします。

全体的なものは先ほど大岸議員がおっしゃってくださいましたので、同じようになりませんが、私のほうからも説明させていただきます。

国の小学校の学級編制基準は1学級35人に改定され、来年度の2年生から学年進行で5年間かけて整備されることになっていきます。しかし、高知県では、先ほどもお話しくださったように、既に1年生、2年生は1学級30人、3年生から6年生が、6年生は来年度からに向けてですが、35人学級編制ができるように、研究指定校制度を設けて国に先駆けて実施しているため、本市もこれを活用して少人数学級編制を行っていきます。

以上です。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 大体、国の法改正によってそのように進んでいく、それから、高知県の場合は研究指定校制度を利用して、先生を多くつけていただくような工夫といたしますか、取っておるということで、具体的に進んでいくものと思います。

そしたら、②に移ります。

今回の法改正は対象が小学校だけになっています。中学校1年生は今述べたとおりなんですが、2年、3年、全学年を少人数学級にしてもらいたいと思いますが、いかがで

しょうか。

○議長（利根健二君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 中学校についてお答えいたします。

高知県では中学校１年生も１学級３０人の学級編制ができるようになっていています。小学校と同じく研究指定校としてではありますが、成果はとても大きいです。中学校２、３年生は１学級４０人の国基準ですが、香美市の３中学校とも３５人以内の人数でとどまっていますので、学級編制ができています。鏡野中学校は割り算をして３５人以下になるということです。今後とも少人数学級の要望はしていきたいと考えています。

○議長（利根健二君） １４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君） 早く少人数になって、現場の先生方の負担、子供さんの負担を解消していただきたいと思います。

それでは、③の質問に移ります。

④の質問にも関わってきますが、本市の小・中学校教員の正規、非正規率をお聞きいたします。先ほど教育長から御答弁がずっとあっております研究指定校を受けると、先生の加配をしていただけたということなんですが、このカリキュラムをこなすのに、そっちへ加配の先生が手を取られて逆に忙しくなるとか、そんなことはありませんか。それと、正規、非正規率をお聞きします。どういうふうなつけ方をしておるのかなと思ひまして。

○議長（利根健二君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 正規、非正規率ということで、まず数値のほうを先にお話しします。小学校教員の正規率が９１．２％、非正規率が８．８％、中学校教員の正規率が９５％、非正規率が５％です。小・中学校を合わせると正規率が９２．４％、非正規率は７．６％です。

この教員配置に関しましては、学級数が増えたら非正規が来るというわけでもありませんで、教職員異動の全体構造の中でバランスよく配置されるということです。非正規の先生が配置されたとしても、小・中学校の場合は、正規、非正規関係なく学級を持ったり授業を持ったりと同じように仕事をしますので、先生と子供との関係性を見ながら全体をつくり込んでいくということになります。

以上です。

○議長（利根健二君） １４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君） 非正規の先生方は何かの代替に入るとか、そういうことではないですか。通常の授業に通常のように出ているということですか。

○議長（利根健二君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 入り方はいろいろあるんですけど、例でちょっと申しますと、香美市の場合、小学校で３０人以下の学級になっている学校もあります。そのときに、例えば楠目小学校なんかの場合に、１年生が３０人か３１人か３２人か、この５

月 1 日の数で学級数が決まるので、非常にどうなるか分からない、でも、30 人を超して 31 人になったとかいうときがあるんですね。そのときには、正規の先生が入っていると、もし数が下がったら異動しないといけなくなるので、そういうような場合に非正規の方が入っておいでするというようなこともあります。

それから、大体学級、特別支援学級ができるかどうかちょっと分かりにくいというようにときに、とにかく今はできているという微妙なところですね。そこのあたりをこの非正規の方をお願いしているというケースは多いですね。あとは、全体を見たときに、先生全体の数の問題もありますので、県のほうが配置をしてきてくれるということになります。

○議長（利根健二君） 14 番、大岸眞弓さん。

○14 番（大岸眞弓君） ④の質問に移ります。

35 人学級を全学年で実現するために必要な、学校の先生の数と補充計画はございますでしょうか。お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

必要な教員数は県が計画的に配置してくれますので、数的なものは県のほうにお願いをしてやっているということでございます。

以上です。

○議長（利根健二君） 14 番、大岸眞弓さん。

○14 番（大岸眞弓君） それでは、4 点目の地域医療・保健に関する質問に移ります。

○議長（利根健二君） 暫時休憩いたします。

（午後 2 時 42 分 休憩）

（午後 2 時 55 分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 大岸議員のジェンダーに関する⑧の御質問についてですけど、私が答弁をするときに、中学生の思春期講座のところで、保健師、「助産師」と言わないといけないところを「助産婦」と言ってしまったので、「師」と直していただきたいので、よろしくお願いいたします。

○議長（利根健二君） 14 番、大岸眞弓さん。

○14 番（大岸眞弓君） それでは、4 点目の地域医療・保健に関する質問に移ります。

県内で若手医師が増加しているという新聞記事がありました。医師不足対策として県の設けた医師養成奨学金貸付制度の奨学生たちが、今、医師として本県で活躍し出した



ことが大きな要因とのことでした。コロナ禍の中、本県にとっては明るいニュースではないでしょうか。医師は今後も増える見込みながら、高知市、南国市以外では医師不足が続いており、偏在解消にはあと10年かかるとのことでした。しかし、医師不足はどうしようもないというのではなくて、それ向きにきちんと対策を打てば、打開の方向が見えてくるということはこの記事は教えてくれています。

そこで、お聞きします。①です。

第2次香美市振興計画にも、医療サービスの格差の是正として、市内に専門医のいない小児科医については関係機関に相談し確保に努めましますと記述をされております。以上を述べてお聞きします。第5次の実施計画には載っておりませんでしたけれども、振興計画ではこうなっております。若手医師を増加させ、医師の偏在解消を目指す県の動きを、本市への小児科医誘致に結びつけることはできないでしょうか。お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

大学卒業後に一定期間県内で勤務するという仕組みもあるこの制度は、県内で勤務する医師の確保に一定の効果が出ていると県からも聞いておりますし、私たちが期待しているところです。ただ、香美市内での償還免除の対象となる医療機関が限られておりまして、香美市への小児科医誘致という点では、直接的な結びつきは今のところ少し難しいかなと考えております。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 県内でお医者さんが増えているからといって、すぐに小児科医を本市に誘致できるかといえ、そうではないよという御答弁だったかと思うのですが、何年でしたか、議会からもこの請願を全会一致で採択しております。香美市へ移住されてくる若い御夫婦も増えておりまして、子供さんの数がこれから増えてもいくと思いますし、それから、小児科医のあるなしというもの、結構移住を考えたりする上でポイントが高いかなと思いますし、また、このコロナ禍で、小児科の先生方の役割って、すごく県外の小児科医がいらっしゃるところでは活用して、いろんな情報提供など、それから不安に思うことの指導など、解消に努めておられたりしますので、小児科医のいらっしゃる意味については課長もよく御承知だと思いますけれども、ニーズはまだあるので、小児科医誘致について引き続き努力をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 県にもお聞きしましたところ、今のところ高知市とか南国市のほうは充足してきているけど、香美市のほうにもいつか来る日が来るだろうというようなお話もありました。

この小児科医の誘致につきましては、今までも議会のほうとも一緒になって誘致をということでいろいろな取組をしまいたしましたが、まだ本当に誘致には至ってな

いし、県下的に、圏域で考えた場合には小児科不在にはならないというか、香美市にはありませんが、やはり南国市とか香南市にあるということで、あまり重きを置いてもらえない状況ではあります。ただ、諦めてしまったらそれで終わりになりますので、少ない希望の中でもやはり私たちが諦めずにやっていきたいとは思っています。また、いろんな病院に私たちもちょこちょこお話をしまして、少しでも道が開けそうなところがあったら、そこを突破口に進めていけたらとは思っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次に、②の質問に移ります。

コロナ禍で受診控えや外出の機会が減るなどして、特に高齢者の認知症や鬱が心配されています。本市ではそのようなことはないのでしょうか。何か報告がっておりますでしょうか。お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） コロナにより休止していた、介護予防事業のことをちょっと報告もさせていただきたいんですけれども、令和2年7月から介護予防事業も再開いたしまして、換気や消毒の徹底とか、時間短縮とか、あと飲食は中止とするなど、感染予防に配慮しながら体操教室や脳トレ等の教室は実施できております。また、以前にも議会で回答させていただきましたが、運動不足を補うために作成した香美はっらっ体操の1枚100円のDVDは、香美市社会福祉協議会にて70件ぐらい販売されたというようにお聞きしております。

ただ、コロナによる閉じ籠もりとか、受診控えというのは実際にあると思われます。活動の場があっても、飲食の中止の制限をお願いする中で、やはり出かける場所がなくなったとか、人と話すことが少なくなった、また、介護予防サービスの利用者の中にも通所サービスを控えられたという方も報告を聞いております。その人たちがすぐにそこから実際に鬱や認知症になったというはっきりした状況は、つかみ切れていないのが現状です。

以上です。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 分かりました。

次に、③の質問です。

看護師や保健師、管理栄養士らが地域に出かけて、車の中で健康相談や健診を行う移動保健室の取組が大阪市でされています。ちょっと調べてみましたら、久万高原町のほうでも、町立病院の看護師さんとか看護師さんの資格を持った地域おこし協力隊の方が、商店街に出向いて毎週血圧測定とか身体測定などを行ったり、また、移動販売車にも同行して健診を行ったりとか、いろんな取組をこのコロナ禍でやっているようです。

本市は中山間地が多くありまして、移動手段のない高齢者の方々にとって、こうした

ことは喜ばれる取組であると思いますし、また、地域包括ケアの考え方にも合致するのではないかと思います。こういう取組ができないのか、お伺いいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

私も新聞を拝見いたしまして、本当に昔の保健師活動を思い出すような場面だったと思います。香美市ではこのような移動式の健康相談は現在実施しておりませんが、代わりとしては、地域の集い等に出向いて健康教育や健康相談を実施したり、各種健康づくり団体の皆さんを対象に、健康に関する研修会とかを行いながら健康づくりの地域への広がりを図っているところですが、なかなか保健師とか栄養士の人数にも限界がありまして、比較のお元気な住民の方との関わりは、もう年々少なくなっているのではないかと危惧しております。

またいろいろな事業を通じまして、介護予防事業とかになりますが、関係機関の方との連携も取りながら、継続して事業は実施していきたいと思いますが、やはり保健師や栄養士が地域に出向いていけるような体制づくりについては、常に意識してやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 今の状態ではちょっとマンパワーが足りないということですかね。以前の議会で課長答弁されたように、保健師の仕事は今ほとんど課長はできておられない、事務に当たっておられる。それから、多くの保健師がやっぱりそういう状態に置かれている。これは香美市だけではないと思いますけれども、やはりこのコロナ禍で、保健師とか看護師が地域に出向いて高齢者の様子を伺って、血圧を測るだけでも安心感が全然違うと思うんですね。ぜひこれからの高齢者介護の地域支援事業ですかね、そういう計画の検討課題にでも加えていただいたらどうかと思うのですが、それもちょっと難しいですか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 健康づくりにつきましては、やはり地区組織の方とかとの協働というのが欠かせないとは思いますが、とにかく保健師や栄養士が地域の方と顔の見える関係性というのは大変重要だと考えておりますので、その点につきましては、また今後みんなで考えていきたいなと思っております。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の5点目の質問に移ります。

補聴器購入への助成を求める質問です。

これは以前にも質問をいたしましたが、こういう声を私は実際に高齢者の方からお聞きしてしまして、補聴器が高いのでなかなか手が出んということなのですが、補聴器の購入に助成する自治体が増えてきております。この質問は、身体障害者手帳の対象では

ない軽度、中等度の難聴者、あるいは高齢者の難聴ですね、加齢による難聴者のことでありますけれども、千葉県船橋市とか浦安市、また東京都でも幾つかの自治体で実施されております。沖縄県でもこういう取組がされていることが先般新聞に紹介されておりました。購入費用を助成するところもあれば、東京都新宿区では、片耳ですが2,000円で補聴器そのものを給付してくれる取組もされているようです。

述べましたように、大変補聴器は高額で、年金暮らしの高齢者にとって簡単に手の届くものではなく、不便を来しておられる方がたくさんいらっしゃいます。そのことが直接その方の生活の質にも関わってくるし、放置しておけばどんどん難聴が進むということで、社会参加を阻害したりするわけです。視力もそうですが、耳もやっぱり聞こえないということに対して何らかの補助ができないのか、支援ができないか、お伺いいたします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） 以前御質問をいただいております本件につきましては、先行事例の調査を行い、検討いたしますとお答えしておりましたので、その結果を申し上げます。

新宿区を含む東京都では、福祉保健区市町村包括補助事業の高齢社会対策としまして、高齢者への補聴器購入助成に対しまして都が補助金を交付しており、補助率は2分の1でありました。御紹介のありました新宿区では、令和元年度の給付実績が429人とのことでした。

一方、高知県では同様の補助金は整備されていない状況にあります。近隣の南国市におきましても、財源確保の難しさなどから、当面市独自の助成は見送る方針であるとされておりました。本市におきましても、国・県による財政支援が得られないという条件下では、身体障害者以外の難聴者に対する補聴器購入の助成制度を直ちに実施することは困難なものと考えます。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 他市の例も調べていただいてありがとうございました。財政的に難しいということですが、こういうニーズがたくさんあるということ、それから、聞こえないで我慢をしていて、日常生活に不便を来している方がたくさんいらっしゃるということを知っていただきたいと思います。

それと、補聴器の購入については、高齢者の方、自分が聞こえていないのかも割合自覚がないこともあります。それから、どこへ相談をしていいか分からない、どんなものを買っていいか分からない、そういう情報が得られればまた違ってくると思うのですが。補聴器をどういう場合にもう購入したほうがいいよとか、助成する制度はないけれども、補聴器の購入についてこういうところに行けば情報が得られますよとかいうふうな、情報源として福祉事務所のほうで何か情報発信をしていただくとか、そういうことを取り

あえずはできますでしょうか。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

補聴器の購入に関しましては、公的助成制度以外の場合でありまして、御相談がございましたら、取扱いの事業所等を紹介するといった対応は可能であると考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、6点目、最後の質問を行います。

国道195号の危険箇所改善の要望が沿線の方々よりたびたびあります。ほかにも市内には危険箇所がたくさんあると思いますが、片地小学校、鏡野中学校、楠目小学校の児童・生徒、また高知工科大学学生らの通学路での問題の場所、皆さんよく御存じかと思うのですが、写真に収めておりますので、見ていただきたいと思います。（スクリーンを示しながら説明）

これは神母ノ木の香我美橋手前のカーブ、龍河洞観光タクシーがあるところの手前ですが、本当に白線のこの内側を歩行者と自転車、バイクも通る。車の運転って歩行者をよけて、もし歩行者がおったらこういうふうによけんといけませんけど、車がよけるスペースがありませんので、本当に人すれすれで車が、スピードはもちろん落としておりますけれど通っていきます。こんな危険箇所、しかもここの道が凸凹やったり、床板の切れているところがあったり大変危ないです。小学生とか中学生が通るのに、大人がバイクで通っても危ないのです。

それから、こういう感じですね。ここに行くのですね。これのもうちょっと手前に信号のある道と、民家と民家の間に細い道がありまして、急いでいる人はそこを通ってびゅんと出てくるので大変怖いです。

それから、これは香我美橋ですが、前にPTAをやられていた方が危ないと言っていたのは、ここからこっち向いて渡る、歩道をこう渡ってきて自転車とか人が歩く道がない。両方すごく危ない。こっち側から来る車がカーブでちょっと見えないということもありまして、もうすぐ車が来てたりするんですね。

それと、最近ここを広げていただきましてよくはなったのですが、ここの傾斜が分かりますか。これが結構な勾配で、ここを通るのにめっちゃ危ないということが、私も降りて歩いてみましてよく分かりました。雨の日なんか滑ると思いますね。

それから、ここの端の旧商店街から高知工科大学学生が自転車に来て、結構なスピードで渡りますので、車と再々追突しておると地域の方からお話がありました。ここですね。ここも傾斜になってますので危ないんです。

それから、これは楠目の徳弘モータースのところですよ。ここはもう前から言われておりますが、車がこういう感じで来て、人がここしか向こう向けて行くのに通るスペース

がなくて凸凹。それから、問題なのは電柱が歩道の真ん中にあるんですね。こういう感じで来て渡らんといかんので、ここ道狭いですし、車が結構なスピードで通っているところを渡らんといかん。ここがこの辺までちょっと延びていたんですけど、以前ちょっとお願いしまして、ここを削っていただいて、しかも危ないのでポールが立っていると。高知工科大学へ来たばかりの生徒さんが、この電柱にぶつかったそうです。分からなくて正面衝突をしたと。夜暗いと分からないですよ。けがをしたということですが、こういう感じですね。両方ともやっぱり同じように国道が狭いです。画像はこれで終わります。

ここの危険箇所はよく御存じとは思いますが、たびたび事故に私も二、三回行き合いました。神母ノ木の傾斜のところでは、高知工科大学生がバイクで猫をよけて横転して救急車で運ばれたときも救急車を呼びました。それから、神母ノ木では中学生が車とぶつかってとかいうのにも遭遇しました。

それと、もう一つ、質問に掲げております杉田の歩道の延長、ここも集落の方なんかがたくさん要望しまして、とても危険やったところが直っておりますけれども、歩道の延長を求める声があります。杉田の写真はないですけれども、自転車で高校生や中学生らがよう通学に通ります。歩道が途中から切れるので、車と車の間をよけながら行っているということでございます。

一番の問題は、交通マナー以前に、人や自転車が通るスペースが路上にないことではないかと思うんです。非常に危険です。これから新入生が入ってきます。片地小学校の6年生も今度中学校に上がって、この道を自転車で通るでしょう。高知工科大学生も県外から来られて、慣れない道を自転車で行くでしょう。そうしたときに事故になったら本当に危険だし、気の毒ですので、この危険箇所の改良を国とか県に強く働きかけていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

危険箇所については、道路管理者である県中央東土木事務所に随時要望はしていています。ただし、現況写真も今見てもろたら分かりますとおり、歩道等の整備については用地等の問題もあって実施できていない状況です。現況の中で精いっぱいのことをやってくれてるもんやと思いますが、今後も要望はしていきたいとは思っています。

また、教育振興課の部門になりますが、香美市通学路安全対策連絡協議会を毎年開催しています。構成員としましては、警察、県中央東土木事務所、小・中学校校長、市からは教育振興課、防災対策課、建設課となっております。その中でも今後検討はしていかなければならないとは思いますが、やはり用地の問題というのが一番ネックやと思っています。

以上です。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） その安全対策連絡協議会の方々とか、学校の管理者の校長先生であるとか、高知工科大学の学長なんかの名前で、県に対して一斉に要望書を送るとかするのは効果があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 今までも市宛てとか、高知工科大学の関係とかでも要望していますし、その会議でも話は出ます。ただ、個人の用地的な問題もあって、なかなか予算もつかないと。一部家を切り取ってどうこうという話になったりしますし、家の詰んじゅうく、家の移転、家っていうのはちょっと切れてもどっさり寄せないかんとかという問題もあって、なかなかできにくい問題やと思います。そのために、山田バイパスをはよ急いだりということも一つの方法かなというふうな形になりますが、なかなか先が見えない問題と認識しています。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） こうやって言っているうちに重大なけがをしたりとか、人命が奪われるようなことになる大変残念ですので、ぜひ今後ともよろしく願います。

それで、用地の問題もあるとのことですが、凸凹やったり、途中で床板が切れちゃったりとか、そんな軽微な補修は割合早く直りますか。いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 随時そういう箇所も県のほうに要望していきますが、県も予算があつたり、床板がないところは床板のかかりがなかったり、それと当然、家がせっちゃったりというところもあって、工事の度合いというのも研究はしていきますが、随時県のほうへも要望はしていきます。今もしていつてますので。

以上です。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（利根健二君） 大岸眞弓さんの質問が終わりました。

消毒のため、休憩といたします。

（午後 3時23分 休憩）

（午後 3時24分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

7番、久保和昭君。

○7番（久保和昭君） 7番、市民クラブ、久保和昭です。議長より許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をします。質問は一問一答方式です。

まず、1番、簡易水道の公営企業会計への移行についてであります。

令和4年4月に簡易水道特別会計の公営企業会計移行が決定しています。会計移行後

は、水道法と地方公営企業法を遵守し事業運営に取り組む必要があります。法適用までの現状確認と課題解決の移行準備状況を問います。

初めに、（１）水道法の三原則の現状確認についてです。

水道法第１条に、この法律の目的としまして、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の改善とに寄与するという言葉が掲げられています。清浄、豊富、低廉は水道の三原則とされています。現状について伺います。

①です。

蛇口からそのまま飲める水道水、これは世界でも日本だけと聞いております。水質管理などの清浄に関して、どのような維持管理に努めているのかをお伺いします。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

水道法第１条にあります清浄とは水質を指し、水道法第４条の水質基準を満たした水道水の供給を市としてもしております。この基準を満たすため、香美市では飲用に適する水の供給を前提として、委託による水源地や浄水場などの巡回点検や定期清掃を徹底して実施し、また、定期的に法に定める水質検査を行い、水質管理の徹底に努めています。

具体的には、給水栓水で全項目といわれます５１項目の検査や毎月の９項目の検査、年１回の原水での全項目検査を行っております。また、毎日検査としまして、水道管末の使用者の方に協力いただき、委託により３２か所での残留塩素、消毒、色、濁り、臭い等の検査を行っていただいております。皆様に安全で安心な水の供給を行っております。

以上です。

○議長（利根健二君） ７番、久保和昭君。

○７番（久保和昭君） 水道法に従いまして、適正な検査をされておると伺いました。

それと、今問題になっておりますクリプトスポリジウムとか鳥獣の大腸菌等々の菌についての対応はどのようにされていますか。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

その件につきましては、令和元年度に県におきまして県の水道ビジョンを策定しまして、その中で、県下的に取り組む課題としまして、先ほど御質問のありましたクリプトスポリジウム等の対策等につきましては、県と県内の市町村も併せて対策を取っていく形になっております。その中で、香美市もモデル事業として取り上げていただき、今後、その分についても水質管理に努めていけるように今準備をしております。

以上です。

○議長（利根健二君） ７番、久保和昭君。

○７番（久保和昭君） ②番です。

本市は物部川が源流域から流れて、水は潤沢にあります。しかし、ここ近年の渇水期



水量不足による水道使用抑制と取水制限等の潤沢（後に「豊富」と訂正あり）に対する見解をお尋ねします。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

豊富イコール水量のことではありますが、昨年１１月末頃からまとまった雨がなかったため、住民の方々には長期間節水等への御協力をいただくことになりました。渇水期にはどうしても取水量が限られてしまうため、少しでも無駄のない供給ができるように、従前より委託業者と連携し漏水対策に力を入れ、機器の購入や定期的な漏水調査を行い、職員等のスキルアップも含めた対策を行っています。

今後、漏水対策は最重要課題だと認識していますので、住民の方々にも宅内漏水点検を実施していただくなどの周知を行い、限りある水を有効活用し、安定した水の供給に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） ７番、久保和昭君。

○７番（久保和昭君） 先ほど「潤沢」と申しましたが、「豊富」に対する見解ということでございます。訂正をお願いします。

豊富、潤沢にある水ですが、今後もこういう使用制限とか取水制限等々あると思います。今後、予備水源とか補助水源といった水源施設の必要性は、いかがお考えですか。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

実際のところ、土佐山田町の上水についても昔から新水源と言われておりましたが、今後、補助水源という形で、何か補助できるような形が取れればと考えております。また、御承知のとおり水利権が絡んでおり、なかなか新しいところの水利というのは難しいと考えておりますが、災害等いろんな場合を含め、できる限りの対策は取っていききたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） ７番、久保和昭君。

○７番（久保和昭君） ③です。

昨年１２月定例会議で水道料金改定を議決しました。内容は１立米につき９０円を１２０円に改定、改定率が３３％です。３０円の値上げが決定しました。この水道料金が低廉の見解を伺います。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

低廉イコール安い料金となりますが、水道料金改定につきましては、今回、必要最低限の負担を求めているもので、近隣市町村の料金体系と比べても著しく高額にならないように心がけてはおります。また、簡易水道における水道水を１立方メートルつくるの

に必要とする経費、これを給水原価と言いますが、平成２９年度で３０３．９２円、平成３０年度で３３０．０４円、令和元年度で３１２．４８円必要となっております。この実態から考えた場合、低廉という、現在のところ安い料金で供給できていると考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） ７番、久保和昭君。

○７番（久保和昭君） 社会通念上、一般的に安いとなる水道水ですけど、近隣町村とかの比較等々、それはしたことがありますか。上下水道審議会でもお話されたと思いますが、上下水道審議会では３０円の値上げが妥当であるとの答申も得られておるとお聞きしております。近隣市町村の水道料金等々が分かればお示ししてください。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 申し訳ございません。近隣市町村と比べてと言いましたが、詳しい資料は今現在構えておりません。市の中では低いほうにいと認識しておりますので、よろしくお願いします。

○議長（利根健二君） ７番、久保和昭君。

○７番（久保和昭君） 次に、（２）水道事業の現状及び今後の課題についてお聞きます。

今後は独立採算制の考えの下に安定経営を目指していく必要があります。また、上下水道審議会からも、健全な経営に努め、常に見直しを行うよう答申を受けているところでは。現状及び今後の課題についてお伺いします。

①公営企業会計に移行するに至った理由はどんなことですか。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

従前より、簡易水道事業と下水道事業につきましては、総務省から、住民サービスを将来的にわたり安定的に供給していくため、公営企業法の適用を求められておりました。平成３１年７月２５日の総務省通達で、令和元年度から令和５年度を重点期間として、人口３万人未満の市町村においても公営企業法を適用するように求められています。そのため、簡易水道事業特別会計と下水道の３つの特別会計、公共下水道事業とか農業集落排水事業について、令和４年４月から地方公営企業法を適用し、企業会計として経営していく方針とし、現在それに向かって準備を進めているところであります。

以上です。

○議長（利根健二君） ７番、久保和昭君。

○７番（久保和昭君） ②３町ごとの市営水道の普及率を伺います。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

旧３町村単位での水道普及率ですが、ちょっと上水も合わせ、山田地区の上水道が９

2.69%、山田地区の簡易水道が86.58%、香北地区の簡易水道が96.71%、物部地区の簡易水道が68.88%、市全体では90.68%となっております。また、先ほどの水道全体ですが、市の簡易水道の全体としては87.93%となっております。

以上です。

○議長（利根健二君） 7番、久保和昭君。

○7番（久保和昭君） これを見ますと、物部町が68.88%と非常に低いことが見てとれます。これは分子と分母といいますか、給水戸数ですか、給水人口ですか、お伺いします。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

今回算出しておりますのが、現在の給水人口を行政区域内人口で割ったベースでの普及率となっております。実際は戸数とかでの計算方法もあると思いますが、今回上げている数字の普及率は人口から算出したものであります。

以上です。

○議長（利根健二君） 7番、久保和昭君。

○7番（久保和昭君） 分かりました。

③です。

未普及地域の解消ですね。特に先ほど言われました、物部町が68.88%と低いということですが、給水区域、水道区域拡張の地区要望はありますか。また、その要望箇所があれば、実施できる可能性はありますか。伺います。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

未普及地域からの要望につきましては、従来より要望や相談が上がっていました地区から、ここ数年、再度話がある状況ではあります。維持管理の方法等の指導や、高知県中山間地域生活支援総合補助金の活用等で自己運営が可能となっており、現在、水道事業の拡張等は考えておりません。

また、簡易水道事業につきましては、維持管理費の増大で、実質一般会計からの繰入金で運営している状態でありまして、費用対効果と給水人口等により国の補助事業採択がなかなか現状困難な状況であり、今後、給水区域の拡張や新規での事業は困難であると考えております。これにつきまして、残りの分は市の課題だと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 7番、久保和昭君。

○7番（久保和昭君） それでは、先ほど聞いた数字がもう市営水道の最終的な数字と承ってよろしいですね。

次に、④番。

水道の配水池から水道蛇口までの到達水量の有収水比率を各施設ごとにお尋ねします。

全部が全部というわけではありませんけど、町単位でも結構です。あわせて、今やっておられる漏水対策の状況をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

有収率につきましては、山田地区の上水道が94.94%、山田地区の簡易水道が69.41%、香北地区の簡易水道が62.25%、物部地区の簡易水道が78.69%、市全体では上水含めた全てで81.43%となっております。また、市の簡易水道だけでは67.46%となっており、かなり低い数字にはなっております。

対策としましては、さきの豊富についての答弁で述べましたように、定期的な漏水調査を行い、対策に努め、緊急時にはその都度漏水調査を行っております。施設の老朽化等が進み、実際直してもまた違うところが壊れてしまう繰り返しではありますが、引き続きこれについては漏水調査に力を入れて取り組み、管路の維持管理に努めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 7番、久保和昭君。

○7番（久保和昭君） そうですね。有収水比率が香北・物部地区が60%と大方水が漏れておると。非常に寂しい限りであります、これは管路延長が長いとちょっと無理なところもありますが、引き続きよろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、⑤耐用年数による老朽化管路の更新計画があればお聞かせください。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

上水道は現在、戸板島水源地から八王子配水池までの送水管と配水本管の一部耐震化を令和2年度から行っており、令和13年度に完了予定です。次に、重要給水施設で応急給水拠点等の管路を優先し、漏水が頻発している老朽管路の順に、更新による耐震化を進めていきたいと考えております。

簡易水道につきましては、老朽度の高い繁藤簡易水道、香長簡易水道等の古い管路につきまして、更新、耐震化を令和6年度から令和12年度にかけて行う計画となっております。その後、重要度、老朽度を考慮して、毎年基幹管路の重要路線を1%程度、年3,000万円ぐらいで更新、耐震化を進めていきたいと現在のところは考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 7番、久保和昭君。

○7番（久保和昭君） 分かりました。今後、独立採算、なかなか厳しい会計運営になろうかと思いますが、市民のためにしっかりやっていただきたいというふうに思います。

⑥です。

企業会計への移行を機に、水道料金、これ電気、ガスと同じような公共料金ですので、現在2か月ごとに徴収されております。大体の家庭が月給給料で1か月ごとの生活スタイルであります。また、2か月徴収により、今回値上げしましたので負担感が倍増します。できれば1か月徴収に変えられないか伺います。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

実際、久保議員のお話のあったとおり、割高感がやっぱり出てくると僕も考えております。水道料金及び下水道使用料の徴収を2か月徴収から1か月徴収にすることで、水道・下水道使用者の毎月の負担を平準化できるというメリットがある半面、納付書発行から滞納整理までの経費及び事務量が単純に倍となり、費用増大と人員確保がデメリットとなっていくと考えます。今後、企業会計の経営状況も鑑みながら、この件につきましては慎重に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 7番、久保和昭君。

○7番（久保和昭君） 2か月徴収って大体少ないですわね、公共料金で大体電気、ガス、水道いうたら1か月ごとですので、できれば市民サービスの一環、行政サービスの一環として、これは移ったらええとは私自身思いますので、なお上下水道審議会等々で協議していただいて、できれば変更していただきたいというふうに考えます。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） そのとおりであります。実際料金の値上げ等もすることになりました。次の課題として取り組んでいくべきと考えておりますので、検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（利根健二君） 7番、久保和昭君。

○7番（久保和昭君） 次に、2番、今後における辺地対策についてであります。

昨年10月に香美市都市計画マスタープランが策定されました。人口の71%を占める都市計画区域のコンパクトな中心部と、香北町美良布地域拠点エリアと、それから物部町の大栃地域拠点エリアを設定しまして、ネットワークで結ぶまちづくりを目標設定としています。しかし、さらにそこから遠く離れた辺地指定を受けた山間集落があります。今後における辺地対策をお尋ねします。

①旧町村ごとの辺地指定の状況、指定年、辺地度点、整備計画を伺います。

○議長（利根健二君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

例年総務省へ報告している辺地状況調査において、令和3年1月26日現在の辺地の状況は、お配りした資料2-①のとおりでございます。なお、資料のタイトルの右に令和3年3月3日現在というふうに記しておりますが、これはほかの項目と併せて確認、

調査をさせていただいた年月日となっております。

○議長（利根健二君） 7番、久保和昭君。

○7番（久保和昭君） 物部町が4辺地、香北が2辺地、土佐山田町が2辺地ですね。

続きまして、②新市へ引き継がれなかった、辺地要件が外れた辺地はありますか。

○議長（利根健二君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 新市へ引き継がれなかった辺地はございませんが、合併後に辺地の要件を満たさなくなった辺地は9件ございます。辺地名といたしましては、頓定、浦山、楮佐古、根木屋、神池、黒代、別府、大法寺、庄谷相となっております。

○議長（利根健二君） 7番、久保和昭君。

○7番（久保和昭君） たくさんの辺地が消滅して、50人以下の小さい集落に変わったということでございます。

③です。

同僚議員も質問しましたが、今後の辺地住民の生活文化水準の格差是正を図るために、都市計画マスタープランと辺地との関連性をどう結びつけていきますか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 香美市都市計画マスタープランにおいて、第2章の全体構想の（5）都市計画区域外の方針についてでまとめてあります。その中で、地域拠点エリア、また集落エリアにおいてコミュニティーの維持に欠かせない生活環境の保全を図るとなっています。

また、各地区別構想にて道路網の整備について方針を示しています。その中で、道路網の再構築が求められ、特に高齢者や交通弱者への対応としての道路整備は絶対と考えます。そのため、新たな道路整備実施に当たり、当然、交付金や補助金による対応を取りますが、いわゆる補助残について市債の検討を財政サイドにお願いしています。各道路整備の中で、枠配分もありますが、優良起債である辺地対策事業債の対象地区は、当然利用していきたいと思っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 7番、久保和昭君。

○7番（久保和昭君） そのようによろしく願いしたいと思います。

④です。

辺地周辺の人口は高齢化で過疎化が進み、定住対策等の手だてはしているものの、特に物部町の、先ほども説明を受けた辺地が減ったということもあります。物部町の一部地域は、限界集落に近づいてきているところが見受けられるということでございます。

そこで、辺地地域の活性化策として、集落の再編とか集落連合といった課題解決策についての見解を伺います。

○議長（利根健二君） 物部支所地域振興班長、森田美紀さん。

○物部支所地域振興班長（森田美紀君）                      お答えします。

現在、各集落が再編、集落連合となった事例はありませんが、自治会長の選任ができず、自治会が廃止となった地域もあり、近隣の自治会が協力をして助けている自治会もあります。今後、光ファイバー網を整備、空き家バンクの活用、インターネットによる集落のイベント等のPRが行える環境が整いますので、これらのアイテムを利用し、課題解決、活性化につなげればと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君）                      7番、久保和昭君。

○7番（久保和昭君）                      引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、⑤番。

後年度負担の少ない優良起債である辺地対策事業債の合併時からの推移を伺います。

また、現在は土佐山田町後入辺地のみで実施していますが、他辺地地区での辺地整備計画の実施はないのでしょうか。伺います。

○議長（利根健二君）                      企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君）                      辺地対策事業債の合併時からの推移につきましては、お配りした資料2-⑤のとおりでございます。

また、ほかの計画といたしましては、令和3年度まで（後日「令和2年度まで」と訂正あり）を計画期間といたします谷相辺地の整備計画がございますが、令和元年度までに事業が完了しております。

○議長（利根健二君）                      7番、久保和昭君。

○7番（久保和昭君）                      資料をありがとうございます。その中で、大板簡易水道の楮佐古地区、それとほきやま簡易水道というふうに、簡易水道拡張も実施されたということです。辺地法というが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、いわゆるハードのための辺地法でありますので、しっかりと今後につきましても整備計画を立てていただきたいというふうに考えます。

⑥番に移ります。

現在実施中の土佐山田町後入辺地で、長期間積極的に市道の道路工事を行ってききましたが、この整備計画の終期はいつ頃になりますか。

○議長（利根健二君）                      建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君）                      お答えいたします。

中後入地区を經由し西後入地区と大後入地区をループする路線、いわゆる本線と私もは言っていますが、そこは本年度に完成です。次年度以降の計画としまして、支線があります大後入東線、また、中後入から新たに佐竹方面へ延びる中後入稲葉線の2路線で、予算規模にもよりますが、あと5年程度はかかるものと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君）                      7番、久保和昭君。

○ 7 番（久保和昭君） 終期は、ずっと続きますか、あと 5 年続くということです。  
今後につきましても、後入辺地の整備をよろしくお願いしたいと思います。  
以上で、私の質問を全て終わります。

○議長（利根健二君） 久保和昭君の質問が終わりました。  
お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

次の会議は 3 月 1 1 日午前 9 時から開会いたします。

本日の会議はこれで延会をいたします。

（午後 3 時 5 9 分 延会）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員



令和 3 年 香 美 市 議 会 定 例 会

3 月 定 例 会 議 会 議 録 （ 第 4 号 ）

令和 3 年 3 月 1 1 日 木 曜 日

# 令和3年香美市議会定例会3月定例会議会議録

招集年月日 令和3年3月1日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月11日木曜日（審議期間第11日） 午前 9時00分宣告

## 出席の議員

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 1 番   | 萩 野 義 和 | 1 2 番 | 濱 田 百合子 |
| 2 番   | 山 口 学   | 1 3 番 | 山 崎 龍太郎 |
| 3 番   | 舟 谷 千 幸 | 1 4 番 | 大 岸 眞 弓 |
| 4 番   | 依 光 美代子 | 1 5 番 | 爲 近 初 男 |
| 5 番   | 笹 岡 優   | 1 6 番 | 山 本 芳 男 |
| 6 番   | 森 田 雄 介 | 1 7 番 | 比与森 光 俊 |
| 7 番   | 久 保 和 昭 | 1 8 番 | 小 松 紀 夫 |
| 9 番   | 村 田 珠 美 | 1 9 番 | 甲 藤 邦 廣 |
| 1 0 番 | 島 岡 信 彦 | 2 0 番 | 利 根 健 二 |
| 1 1 番 | 山 崎 晃 子 |       |         |

## 欠席の議員

8 番 小 松 孝

## 説明のため会議に出席した者の職氏名

### 【市長部局】

|           |         |            |         |
|-----------|---------|------------|---------|
| 市 長       | 法光院 晶 一 | 建 設 課 長    | 井 上 雅 之 |
| 副 市 長     | 今 田 博 明 | 農 林 課 参 事  | 澤 田 修 一 |
| 総 務 課 長   | 川 田 学   | 農 林 課 長    | 川 島 進   |
| 企画財政課長    | 佐 竹 教 人 | 商工観光課長     | 竹 崎 澄 人 |
| 定住推進課長    | 中 山 繁 美 | 環境上下水道課長   | 明 石 満 雄 |
| 防災対策課長    | 一 圓 幹 生 | 管 財 課 長    | 和 田 雅 充 |
| 税務収納課長    | 明 石 清 美 | 会計管理者兼会計課長 | 萩 野 貴 子 |
| 市民保険課長    | 植 田 佐 智 | 《香北支所》     |         |
| 健康介護支援課参事 | 横 山 和 彦 | 支 所 長      | 前 田 哲 夫 |
| 健康介護支援課長  | 宗 石 こずゑ | 《物部支所》     |         |
| 福祉事務所長    | 中 山 泰 仁 | 支 所 長      | 近 藤 浩 伸 |

### 【教育委員会部局】

|         |         |          |         |
|---------|---------|----------|---------|
| 教 育 長   | 時 久 恵 子 | 教育振興課長   | 公 文 薫   |
| 教 育 次 長 | 秋 月 建 樹 | 生涯学習振興課長 | 黍 原 美貴子 |

### 【消防部局】

消 防 長 宮 地 義 之

### 【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

**職務のため会議に出席した者の職氏名**

議 会 事 務 局 長 猪 野 高 廣 議 会 事 務 局 書 記 横 田 恵 子

議 会 事 務 局 書 記 大 和 正 明

**市長提出議案の題目**

な し

**議員提出議案の題目**

な し

**議事日程**

令和 3 年香美市議会定例会 3 月定例会議議事日程

(審議期間第 1 1 日目 日程第 4 号)

令和 3 年 3 月 1 1 日 (木) 午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

- ① 5 番 笹 岡 優
- ② 9 番 村 田 珠 美
- ③ 1 5 番 爲 近 初 男

**会議録署名議員**

1 2 番、濱田百合子君、1 3 番、山崎龍太郎君（審議期間第 1 日目に審議期間を通じ指名）

## 議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（利根健二君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。8番、小松 孝君は、欠席という連絡がありました。議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

企画財政課長より発言の訂正を求められております。企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） おはようございます。昨日、久保議員の一般質問で、2、今後における辺地対策についての⑤におきまして、谷相辺地の整備計画の計画期間を「令和3年度まで」と誤って答弁いたしました。正しくは「令和2年度まで」でありますので、おわびして訂正させていただきます。どうも申し訳ございませんでした。

○議長（利根健二君） 企画財政課長の訂正を許可いたします。

通告順に従いまして順次質問を許可いたします。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） おはようございます。5番、日本共産党の笹岡 優です。

最初に、今日、3月11日は東日本大震災、東京電力福島第一原発事故から10年を迎えました。改めて犠牲になられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災された皆様方にお見舞い申し上げます。

それでは、質問に入ります。

私たち日本共産党香美市議団は、昨年、私たちのネットワークを生かし、市内の全域にコロナ感染症影響調査アンケートを行いました。その市民からいただいた貴重な声は、全てまとめて法光院市長に届けておりますから、庁舎内でも情報は共有していただいていると思います。

今年に入ってから中心市街地を回り、「あなたの声を聞かせてください」調査を行いました。娘が非正規だったので、仕事を切られて今、家にいる。老舗の店主が、売上げが4割落ち込んだ。自分がこの仕事を継いで60年になるが、最悪の状態だ。売上げがこれまでの2割しかない。食材等の仕入れもかさみ、赤字で店を畳むことも考えていると、苦悩の表情で訴えられた飲食店の経営者など、深刻な事態が広がっているのではないのでしょうか。

以上の点を踏まえて質問します。

今、コロナ禍の中で政治の在り方、特に住民にとって最も身近な地方政治の在り方に大きな関心が広がっています。この1年間にわたる新型コロナウイルス感染症との闘いから何を学び、第4波や変異株の広がりへの懸念など、収束のめども立っていない中で、今、本市の基本方針として来年度予算にどう生かすのかが問われていると思います。

そこで伺います。①です。

長期化の中で暮らしと営業に深刻な実態が広がっています。本市として市民生活の実態調査、聞き取り調査などを行ったのでしょうか。

○議長（利根健二君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

本市においても、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援するために、同感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、各種の対応事業を実施しているところでございます。

状況変化が激しい中、市民生活全般にわたる実態調査等は実施しておりませんが、それぞれの事業実施所管課におきまして、関係団体等に対して聞き取り調査やアンケートを行うなど、事業の効果等に係る事前確認は可能な限り行っていると承知しております。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 第4波を含めて、これから本当に収束のめどが立っていませんので、市長を先頭に市の職員も含めて、やっぱり地域に出ていって、情報、声を聞いていただきたいです。広報を使つての情報収集や町内会、民生委員や本市の業務上のネットワークがあります。情報収集、SNSもありますので、ぜひ、その声を集約していただきたいと思います。その情報収集をするという点ではどうでしょうか。

○議長（利根健二君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） おっしゃるとおり、情報収集は大変重要なものと考えております。今後とも各事業の所管課において、そうした情報収集が徹底されるよう、アナウンスしていきたいと考えております。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ②に行きます。

今、市民の暮らし、健康、営業など、実態をしっかりと調査し、実情に合った対応を迅速に行うことが求められています。本市として、この1年間の闘いの教訓を政策調整会議等でどう議論し、どう反映されてきたのか、そのプロセスをお聞かせください。

○議長（利根健二君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応は、ようやく医療従事者に対するワクチン接種が始まるなど、いまだ渦中にあり、市の政策全体に係る教訓を得る段階ではないことから、特に政策調整会議は開いておりません。

ただし、課長会や予算査定等を通じて、また、関連事業の起案から協議、調整、精査等の各段階で市民や事業者等の支援、新しい生活様式への対応、地域の未来に向けての取組等の方向性は共有され、各事業に反映されていると考えております。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 今後、国の第3次補正分が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を含めて来ます。第1次が4,000億円で、第2次が2兆円、第3

次が１兆５，０００億円ですが、今度の第３次補正の分をどう生かすかが決定的になると思いますので、そこでお聞きします。

第１次、第２次補正残額分の活用は、この２月末までに政府に出さなければなりません。全額活用する手だてができていますでしょうか。

それと、もう一つが、第３次補正の１兆５，０００億円の分で、本市に配分される金額は一体幾らなのか、今示されているのが。今回、来年度予算に７，８００万円の予算を組んでいます。これで全額なのか、その総額もお願いしたいと思います。

○議長（利根健二君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 基本的に交付額以上の事業費を組みまして、交付金は全額消化するような対応に変わりはございません。もう既に事業の変更申請済みでありまして、繰越しとする事業については、この前の一般会計補正予算（第１３号）で大方繰越しをさせていただきましたが、これ以外の事業につきましても、３月末に予定されている議会において、繰越しをさせていただくことも一部考えております。

それから、第３次補正分の香美市の内示額というのは出ておりまして、２億４，１０６万円の内示額となっております。当初予算に組まれているもの以外は補正予算で計上し、新しい事業に充てるという計画でございます。

○議長（利根健二君） ５番、笹岡 優君。

○５番（笹岡 優君） ということは、まだ２億円ぐらいをこれからやらんといかんということです。ぜひ情報収集して、やっぱり本当に市民の願いに応える内容にしていきたいと思います。

③に移ります。

本市の在り方として、組織機構の改善、改革は喫緊の課題だと思います。健康介護支援課、環境上下水道課、建設課の農林部門の分離、再編強化について、来年度に向けてどう議論されてきたのでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（利根健二君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 本年度も組織編成検討会を４回開催し、懸案となっている課等のヒアリングを行いながら、組織再編について検討してきましたが、総合的な判断として、令和３年度の組織編成替えは行わないことといたしました。

引き続き、行政課題や時勢、各課等の状況を見極め、効果的な行政運営を図るため、検討を進めていきたいと考えております。

○議長（利根健二君） ５番、笹岡 優君。

○５番（笹岡 優君） この内容は、問題意識としてあり、再編は必要ということの認識でよろしいでしょうか。

○議長（利根健二君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 議員のおっしゃった環境上下水道課、健康介護支援課、建設課等の状況についても一定把握し、懸案となっているものです。引き続き検討

を続けるということでございます。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 健康介護支援課について、お隣の香南市は、高齢者介護課と健康対策課に分かれています。環境上下水道課は、環境対策課と上下水道課に分かれています。建設部門については、もう災害等を含めて香南市とは地理的、物理的条件が違ふんじゃないかと思ひますし、香美市の場合は、センターは大柄なわけですので、そこにちょっと条件の違いがあると思ひます。

健康介護支援課は、1階と2階にフロアが分かれているという条件もあり、分離されている。それから、今、コロナ対策の感染症対策事務局と同時に、今回また、ワクチン接種の業務まで入ってきたと。この第4波を考えたときに、ますますこれが重要になってきます。

環境上下水道課は、アウトソーシングでクボタ環境サービス職員の方もいらっしゃるし、超過密のフロアじゃないかと思ひます。

建設課等は、気候変動による災害や都市計画、新町西町線、新規道路の整備、現地の調査など、また、退職者もこの間ありましたので本当に余裕がない状態の中で、一昨年の災害繰越し等も対応していると思ひます。ぜひ検討いただきたいと思ひます。

④に移ります。

さきの議会質問でも、住民の命と健康を守るために、コロナ禍でも地域社会を支える必要不可欠な従事者であるエッセンシャルワーカーの方々の、本市の独自の施策を講じる検討をお願いしました。特に、介護職員処遇改善加算対象者や医療機関従事者への臨時交付金を活用する本市独自の支援策は、今、本当にSDGsの関係じゃないですか？ジェンダー平等という。この間の同僚議員の質問でも、こういう従事者は女性が多い、女性の本当に賃金格差を含めて言われています。その視点を踏まえて検討されたでしょうか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

介護職員処遇改善加算対象者や医療従事者への市独自の支援策については、前回の12月定例会議でお答えしたとおりで、その後の検討は行っておりません。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 担当課として、この従事者が高知新聞のQ b o（キューボ）で見ても、なかなか人が集まらない。この前のQ b o（キューボ）を見たら、助けてくださいという広告まで出ている事業者もありました。ですから、ぜひジェンダー平等、3月8日は国際女性デーでした。女性の権利を上げるためにも、やっぱりこういうところに、しっかり今回コロナ禍の中で対応する必要があると思ひます。先ほども紹介しましたが、女性の方々は非正規が多くて、今、コロナ禍で雇い止め状態もあるわけですので、ぜひこの分野での底上げの必要性はどう考えているのでしょうか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えします。

介護従事者の確保につきましては、先日の山崎晃子議員への答弁でお答えしたとおり、第8期介護保険事業計画の中で重点課題として市も捉えております。必要な協議等に関係機関と進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 今の国の制度上に大きな問題があるんですが、やっぱり香美市として、このコロナ禍での支援策をぜひ検討いただきたいし、あと先ほど言った2億円の第3次補正もありますので、声を上げていただきたいと思います。

⑤です。

2040年頃から逆算し、顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制の在り方等に関する答申ということで、皆さんのお手元に地方制度調査会の資料を配付しています。ぜひそれを見てください。

その内容は、今後目指すべき地方政治の姿について書いているわけです。この調査会の方針が国の方針になってきますので、その第一に書いているのが、地方行政のデジタル化。だから、これをやれば何とかなるといふ話なわけです。第二が、公共私、公は国、共は地方、私は民間の連携と地方公共団体の広域連携である。第三に、地方議会の多様な住民の参画である。こういう3つを中心にやっています。

今のデジタル化の問題は、N T Tの総務省官僚への接待問題から山口内閣秘書官の問題も含めて、こういう方向がまたあるのかなと、すごく危惧しているところです。デジタル化で全てうまくいくということは、極めて一面的な方向ではないでしょうか。この間、この答申について読まれたかと思います。コロナ禍の教訓からもよく研究すべきと思いますが、御見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（利根健二君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 第32次地方制度調査会による同答申につきましては、2040年頃に顕在化する変化や諸課題に対して、地方行政のデジタル化、公共私連携、地方公共団体の連携、地方議会の多様な住民の参画の4つの柱からなる対応策を示すもので、今後、地域の未来像についての議論を深める中で、重要な視点を提供するものだと考えております。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 重要というか、これをよく読み解いていったら何を考えているか分かると思いますので、ぜひ今後の研究をお願いしたいと思います。

大きな2番に移ります。

地球規模のグローバル化の方向から、地域内経済循環型への転換の必要性についてお聞きします。



コロナ禍は長引く可能性があります。ドイツのマックス・プランク分子細胞生物学・遺伝学研究所の国際研究グループが、科学誌「Nature」に発表したことが注目されています。新型コロナ感染症もSARSもMERSもエボラ出血熱もコウモリ由来で、世界各地に1,400種類のコウモリが生息しているとのこと。今後も新種の感染症がたびたび大流行することが危惧されています。鳥インフルエンザが人間にうつる可能性も言われています。

地球規模グローバル化の促進は、物も人も爆発的な規模で移動させ、拡大生産によって林野も環境も破壊された結果、コウモリの生息する場所に人類が近づき過ぎたことが要因ではないでしょうか。

この研究所がコウモリの抗体を調べたら、いろんな感染症にうつって乗り越えてきているということですから、今後このコウモリの研究は大事です。ただ、コロナの教訓から、本当に今後の市政の在り方、視点の転換が求められているんじゃないでしょうか。これまでインバウンドも含めて、どんどん拡大する方向というのは研究してきたんですね、追求してきたわけです。

この点から、①です。

グローバル化、インバウンド観光など、地球規模の物と人の動きがもたらす感染症のリスクから抜け出し、今こそ地域資源を生かし、地域内の経済循環を基本にした、互恵的で持続的な地域社会への転換を図るときではないでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

環境上下水道課としてのあれになります。従来より数々の御提案をいただいております。条件が合わなかったり、ハードルが高かったりして、実現面では今後の検討課題であります。先進例として数ある取組の中で、諸条件が香美市に合ったものがあればぜひ参考に今後取り組んでいきたいと思っております。

全国的な取組の中で、御指摘いただいております地域循環型社会、実際、世界的に大量生産、消費発展型の社会から、今後は資源を無駄なく有効に利用する、循環型社会への転換が課題となって、経済循環型の互恵的で持続的な地域社会への取組が進んでおります。引き続き、調査、研究及び勉強に努めていきたいと考えます。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 以前紹介しましたが、元高知県教育長、大崎博澄さんの高知新聞声ひろばへの投稿がありましたが、こういう内容でした。

「あくなき競争の果てに人と人の絆を壊すことをいとわない豊かな生活よりも、人と人との絆をしっかりと結んだつつましい暮らしを今度こそ選ばなければ、教育の未来も人類の未来もない。私が得たコロナの教訓です。」まさにこのとおりではないでしょうか。

本市の進むべき方向として、明確なメッセージを発信する必要があるのではないかと

思います。今までの方向じゃなしに、本当に立ち止まってということですが、法光院市長にこの辺で、今のお考えというか、感じていることがありましたら、御所見で構いませんが、お願いできますでしょうか。

○議長（利根健二君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 大変大事な、そしてまた大変大きなお話だと思います。その中のキーワードとしては、やっぱり人間、そして、環境、平和、パートナーシップ、この4つが非常に大事になってくるのだろーと思います。私たち人間の中には、やはり大変厳しい中で暮らしている方もいます。飢餓もありますし、病気も、そして、暴力もあります。そういう中で、やはり環境との関係でいきますと、優れて豊かな環境にあるべきだと思います。

しかし、一方で、環境の破壊が進むことによって、人間へ被害がもたらされる、大きな災害が起こるということもあるわけであります。

そして、自然だけではなくて、平和でなければ、戦争が起これば全てのものが後退してしまうと。社会がどれだけ発展してもそれが一瞬にして消えてしまうということになるわけで、そのためには、お互いにパートナーシップで理解し合うことが何よりも大事だと思うわけで、この4つのキーワードを大事にしながら考えていくことになろうかと思います。議員のおっしゃられることも、その点だろーというふうに理解しておるところです。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 大変重要な方向だと思います。

②です。

NHKスペシャル「2030未来への分岐点」では、地球温暖化、水・食糧の問題にプラスチック汚染など、様々な世界規模の課題を取り上げ、「飽食の悪夢～水・食料クライシス～」の内容は本当に衝撃的でした。見た方もたくさんいるんじゃないかな。

NHKの大河ドラマを見ていた本市に住む物流の社長は、続けて放送されたそのスペシャルを見て、今の経営方針、戦略でいいのかということ疑問に感じた。そして、自らの認識の弱さを語ってくれました。特に先進国の食への飽くなき欲望が世界中に飢餓のパンデミックを拡大させている。食品廃棄物も含めて2030年までに改善できなければ破滅との警鐘を鳴らしているという内容でした。直視する必要があると思います。本市として、この視点での市民への啓発を促進することと、学校給食やコンビニ、スーパーなどとも連携して、食料ロスをなくす取組を進めるときではないでしょうか、見解をお聞きします。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

国におきましても、昨年度、食品ロス削減月間を定め、集中的に普及、啓発等に力を入れています。香美市も2年遅れであります。前定例会議でも答弁しましたように、

今後もSDGsと併せ、市においても、実際言われるように、他の民間企業とも連携、協力しながら、周知、広報に力を入れて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 高知新聞の「声ひろば」に「食品ロスについて思う」ということで、今、61歳の方が書いています。おむすびころりんという昔話ではなく、日本の食料ロスに関する啓発CMでしたと。まだ食べられる食品をおむすびに換算すると、毎日1億個分が捨てられていると。これから先食べるものの命に感謝し、食べるものを粗末にしない、残さないことが大切ということをして一人一人がさらに心がけていく世の中になってほしいという投稿でした。この開会日に頂きました、このCOOL CHOICEカレンダーには、食品ロスをちゃんと入れていますよね、すごく大事です。

土佐山田町学校給食センターの食品ロスといいますか残渣が、令和2年にある学校では15.8%、平均で12%、そして、平成30年は、ある学校では一番最高で18.7%、平均で13.5%が捨てられて、新しい給食センターですので、あそこは処理機があって、それを液体にして下水に流しています。しかし、私たちは、下水に流すことが目的じゃなしに、皆に食べていただく方向にする必要があると思います。

そこで、ちょっと聞かせていただきたいのが、やっぱり子供たちや生徒たちとよく話すことが今、大変大事じゃないかと思います。香北町、物部町の給食センターの実態はどうでしょうか。それを含めてちょっとお答えいただければなと思い、ちょっと振っても構わなかったら、次長、構いませんか。

○議長（利根健二君） 教育次長兼学校給食センター所長、秋月建樹君。

○教育次長兼学校給食センター所長（秋月建樹君） お答えいたします。

やはり大きい学校ほど残食率が高いようです。香北町給食センターで大宮小学校の残食率が約3.1%、香北中学校は7.2%、物部町学校給食センターはほとんど残食が出ていない状態です。

今、学校給食では給食指導をしておるところなんですけど、昔みたいに残さず食べるというような指導は行っていないので、やはり多少の残食は出てくるとは思うんですけど、給食指導はそういった形で、なるべく残さないようにということで行っておると思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 無理やり食べることがかえって反感を食らったり、駄目なときもあります。ですから、そこはあれですが、こういう今の実態から、やっぱり知恵を使って、子供たちに食品ロスの問題、SDGsの問題も含めて環境問題を話す必要があります。教育長、何かもし感想等がありましたら。

○議長（利根健二君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君）           お答えいたします。

食品ロスのことにつきましては、本当に重要な問題だと思っています。今、SDGsのことも、学校学習の中にも入り込んで、新しい中身として最初捉えていましたけれどだんだん浸透してきて、学校の中で持続可能な社会という学習にも取りかかるようになっていきます。その中の一つにも食品ロス問題もあって、とにかく取組は進み出したということはありません。

それから、環境上下水道課が配ってくださったCOOL CHOICEカレンダーの啓発の中身につきましても、香美市の場合は、最初香長小学校が4年か、5年ぐらい前にCOOL CHOICEを本当に掘り下げて学習してくれまして、その啓発から始まっています。子供たちにも今の社会をどうにかしないといけないということは浸透していますので、今後もそういう意味で学習も深めたいし、啓発もしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（利根健二君）           5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君）           こういう飽食の国をつくってしまったのは私たち大人ですので、子供たちに本当に申し訳ない気持ちなんです。2019年に食品ロス削減推進法も施行されましたので、ぜひIB教育の中でもこういう問題なんかもかなり取り上げている、環境問題も含めてやっていますので、ぜひ生かしていただきたいと思います。

③です。

NTTフィールドテクノの地域食料循環型の関係等ですが、スクリーンもやっていますので見ていただければ。お手元にも資料を配っています。ここにありすとおおり、このやり方というのは、ここに残渣を含めて出てきています。これを一次発酵させて、また農地へ持っていくという、リサイクルセンターをつくって堆肥化させたものを地域の農業に供給して生産していく。化学肥料を使わないということで、今、仁淀川町池川でカット野菜等を発酵して、もう既に導入されてやっています。香美市でも農家の方がこれを使っていますが、やっぱり土壌再生にすごくいいということを言っています。こういう循環型で、また、地域に野菜等を供給していく方向としては、今、NTTと名前で行ったら問題のあれですが、取組の方向としてはすごくこの方向は参考になるんじゃないかと思います。よく研究し、農業振興を含めたまちづくりに生かすべきではないかと思いますが、見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（利根健二君）           環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君）           お答えします。

今回、紹介いただきました案件ですが、現在のところ、市で実施する学校給食センター等が考えられますが、先ほど議員がおっしゃったように、液肥は極力燃やす分を減らしてという形で、下水へ実際のところは流しております。環境省のモデル事業としまして、地域循環型、残渣と燃えるごみの中には生ごみと紙類が主であります。それを分

別しまして、特定の水産物の活用と価値の創出という形、あと紙類の収集、回収という形で、モデル事業として取り組んでおります。今後の課題としまして検討していく中で、多くの引出しを持っておかねばならないと考えています。この件につきましても、研究、勉強を続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 今、化学肥料も含めて、いろんなところに依存していったら、なぜ今、ガソリンが上がっているか分かりませんが、こういう流通に任せていったら、結果としてお金が香美市から出ていく方向になってしまう農業の実態があるんじゃないでしょうか。ですから、今、本当に地域でこういう循環型をやることによって、農家の方々の振興にもつながります。ちょっと農林課長に聞くのはあれですが、ぜひちょっとこれも、その分野での研究はどうか、所見で構いませんので。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えいたします。

今後は食品リサイクルの新しい形としまして、これまで捨てていたものが堆肥となり、農家の元で新たな農産物になるなど、地域で食品資源を循環させるリサイクルといった研究が進められていくものと考えます。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 地域の基幹集落センターなどを拠点に、食品ロスをなくす取組等と堆肥化の問題をぜひ議論というか、今後のイメージとして深めていただき、場合によってはモデル地域などをつくっていただければと思います。

そこで、地域のネットワークによって、地域の必要なものは地域で支えるという、「地産」というのはつくって消すでしょう、食にする。ところが「地消」は必要なものを地域でつくるという方向をベースに、旧町単位、旧土佐山田・香北・物部町に住んでいる方々を含めた、自給率を高めていくという議論が必要じゃないかと思っています。世界から食材をグローバルに買ってくるというやり方は、もう未来がないんじゃないかと思いますので、ぜひこれは研究いただきたいと思います。

④に移ります。

地域食品資源循環ソリューションの視点を生かして、焼却ごみから生ごみを分別し、資源化できれば大きな循環型地域を創生することになります。増え続けているじんかい処理費軽減にもつながり、香南清掃組合に持ち込んでいるのがどんどん増えていますので、大量生産、大量消費、大量焼却社会を本当に考えんといかんと思います。堆肥化の有効利用によって、地域農業への貢献などへ大きく派生していく、広がっていく取組になります。環境行政の改革や農業振興策として研究すべきではないでしょうか、見解をお聞きします。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

ちょっと別件になりますが、前にも御提案いただきました、県企業局の水力発電を利用した自治体新電力の検討案件などは、今年県が独自に電力工水課により四国電力と連携し、「高知家応援でんき」として県内の企業向けに電力供給をスタートするなど、地産地消としての動きが現在出ております。最初に答弁しましたが、今回、御提案いただいた案件も含め、全国ではモデル事業やたくさんの先進的な取組が挙がっております。今、言われているSDGsの中に関して、今後、将来にわたって持続可能な安定的な社会を築くためには、どうしても必要な課題だと考えております。今後、さきの事例のように有用なものを見つけられるよう、引き続き情報収集、特に絶対情報収集は必要だと思いますので、情報収集、研究に努めていきたいと考えます。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 香南清掃組合の焼却炉で焼却処理しているごみのかなりの量が生ごみです。そして、水分です。香南清掃組合の負担金は均等割が20%、人口割が20%で、香南清掃組合に持ち込んだ収集実績割が60%になっています。ですから、この問題は3市でも協議して、本当に3市で生ごみを減らしていくという方向をやれば、今度は南側の旧炉を壊します。あそこをどう利用するかですね。来年度からあれを壊す方向に動きますので、新しい地下の南側に旧炉があります。ですから、そういうことも含めて、焼却灰の処理や焼却炉の維持を考えても、水分を燃やせば燃やすほど炉も可燃剤も含めて必要になってきますので、有利になると思います。ごみ問題を受け身ではなく、受動ではなく、資源へ能動型で転換していく、処理費を逆に地域還元型に変えていくことができるんじゃないかと思いますので、研究をお願いします。もし感想がありましたら。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

先ほど言いましたように、確かに3市での協議会においても、そのごみ削減について出ておりました。実際、香南清掃組合の負担金は全体額が決まっておりますので、削減したとしても全体での3市の負担は変わりません。ただし、その中で各市が努力すれば、その分だけの割合が減っていくという形にはなりますが。おっしゃるように、ごみの中で三、四割が生ごみであります。その中で大部分が水分でありますので、ここら辺は炉の延命という形を考えたら、やっぱりごみを減らしていくのが今後できる課題だと考えておりますので、その次を見越したこともいろいろ御提案いただいておりますので、生ごみの有効活用とかいう形で今後検討できたらと考えます。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） よろしくお願ひします。トータル的に見たときに、どこにお金がいつているか香美市全体で考えなければいけないわけですので、お願ひします。

大きな3番目です。

第4波のコロナ感染への対応について質問します。

高知医療センターの島田安博病院長が、1月19日に高知県議会の新型コロナ対策調査特別委員会で報告しています。第4波が必ず来ると明言し、第3波の深刻で危機的だった窮状をリアルに示して、第3波を上回るものが来た場合は絶対に無理だと警告しています。そして、第4波の備えを今からすべきと訴えています。第4波のコロナ感染への対応が急がれます。国の指示待ちでは手遅れになる場合があります。第4波への積極的な備えを求める立場で質問をします。

①です。

ワクチン接種の取組についてですが、大変苦勞されていると思います。2月27日に全国知事会が正確な情報の提供と、また、財政支援の強化を求めて国に本当に声を上げています。本市としても、今、ワクチンがいつ、どこから、どれくらいの量が可能かという情報が、本当に届いていないと思います。ですから、これをまずはっきりさせていく透明性、図式化して見える化をしないと、香美市が止めているみたいに見えても困りますね。だから、もともとワクチンが届いて、その量を接種できる状態をつくってこそ、医療関係者等にお願ひして、ここでこればあ受けられるとなりますので、その辺の一連の流れの図式化と見える化をする必要があるんじゃないかと思います。そして、医師や看護師、要員の配置等の流れと同時に、受ける会場を一般利用者と動線を分けていく密対策と同時に、ワクチンの模擬でやったのは、問診票等を書くのに時間がかかったり、書いてきていない方もいらっしゃいますので、それも含めて渋滞対策をせんといかんじかないかということもありますし、そして、同時にワクチンの量が決まらなくて少なかった場合は優先順位を決めていかなければなりません。そういうことも含めて御検討しているのかなということをお可能な範囲で御答弁いただきたいと思います。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課参事、横山和彦君。

○健康介護支援課参事（横山和彦君） お答えいたします。

ワクチン接種の取組につきましては、全員協議会でも説明させていただいた内容で進めてまいります。一連の流れ等につきましては、予防接種実施計画を策定し、その計画に基づいて実施していくこととしております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 先ほど言ったように、どれくらい入ってくるか、まだ情報が本当に分かりません。日本に入ってくる量まで分からないような状態ですので、苦勞していると思います。優先順位は決めていないんですか。この前ちらっと75歳とかいう話、65歳を75歳にとかあったんですが、その検討はされていますか？

○議長（利根健二君） 健康介護支援課参事、横山和彦君。

○健康介護支援課参事（横山和彦君） せんだってもしお答えさせていただきまし  
たけれども、優先順位というのは国が示しておるとおりでございまして、まずは現在行  
われておる医療従事者、次に、高齢者、その次に基礎疾患を有するものと高齢者施設等  
の従事者、それから、それ以外の方々ということになるわけですが、新型コロナウイルス  
感染症に係る予防接種の実施に関する手引によりますと、新型コロナウイルス  
ワクチン接種は当面確保できるワクチンの利用に限りがあり、その提供も順次行われる  
見通しであることから、国が接種順位と接種の時期を公表し、順次接種していくことと  
なるとされております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） そうしたら、ちょっと別の角度ですが、予防接種健康被害調  
査委員会の見通しというか、それはどういう形になるか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課参事、横山和彦君。

○健康介護支援課参事（横山和彦君） お答えいたします。

予防接種健康被害調査委員会について、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が  
開始されることに伴い、今回改めて条例で設置することとしております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 被害が起こってから動くという認識でいいのでしょうか、その  
辺。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課参事、横山和彦君。

○健康介護支援課参事（横山和彦君） そのとおりでございます。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 新型コロナワクチンの相談窓口専用回線をつくるということ  
で、設置場所が2階と思いますが、会計年度任用職員がワクチン関係も含めてで、あの  
場所で密対策は大丈夫ですか。あの場所しかないですよ、今、大変ですが、ぜひ密対  
策含めて頑張ってください。お願いします。

②です。

第4波の備えを今からすべきという指摘をされています。物部川流域3市で連携して、  
無症状、軽症感染者が療養する施設を県とも相談して今から準備し、香美郡医師会のバ  
ックアップ体制と、潜在的にある看護師の協力を構築する必要性についてお聞きします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えします。

新型コロナウイルス感染症への対応では、県の役割として医療体制の確保があります。  
宿泊療養施設としては、御存じと思いますが、高知医療センターのところにあるやまも



もの16室を運用していましたが、令和2年12月からは、高知市内のホテル1か所も療養施設として運用されております。今は余り利用がないようにお聞きしております。

また、宿泊療養施設に必要な看護職の人材の確保については、県のほうで看護協会との連携も図られているとお聞きしております。また、市としてはその重要性とか、必要性は認識しておりますので、県から要請があれば必要な協力をしていかなければいけないと考えております。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 潜在的な看護師の名簿は県が持っています。看護師免許を有している方々には毎年県より調査が来ているはずですが。高知医療センターの島田病院長が指摘しています。コロナ患者の看護は、自分が移ってはいけませんので、感染防御ができるトレーニングが必要ですから、人の確保は短期ではできないということを指摘しているんです。ですから、本当に今から県とも相談して、ちょっと今日の報道なんかを見ましたら、変異株が主になると尾身会長は言っていますよね。こうなってきた場合、先ほど高知医療センターの病院長が言ったとおり、もう本当に大変やったと、今までの診療を一部やめて、看護師を回して対応したという話をしているわけですので、この第4波に対してもうちょっとリアルな議論が必要だと思いますので、ぜひその点をお願いします。

③です。

ワクチン接種は有効な闘いのツールができたことは大きいと思います。しかし、これは決定的なものではないですから、個人の感染による重症化は抑えられても、感染させるリスクの軽減効果は示されていません、また、さっき言った変異株の問題も含めて。新型コロナの一番厄介な問題は無症状感染させるということなんです。この有効的なやり方、また、変異株の分析にも効果的なのはPCR検査の拡充しかないし、これが鍵となっています。政府は一貫して社会的なPCR検査に対して消極的ですが、介護サービス事業者やエッセンシャルワーカー事業施設での唾液検査、プール方式ですね、混合による唾液検査等を含めたPCR検査など、協議してやる必要があるんじゃないでしょうか、ぜひこれは検討願えないでしょうか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えします。

この方式による実施については、県でも今、検討されていないようです。この方法で検査したとしても、また詳しい検査が必要になりますし、県では高齢者施設等での患者発生の場合には、濃厚接触者ではない入所者や職員の検査も施設全体を対象に行うなど、他県に比べてクラスターの抑制には丁寧に対応しています。

また、PCR検査の結果は、その瞬間の結果でありますので、検査を受けたその日に感染する可能性もあります。今のところ、何よりもやはり感染予防が大切で、検査したからといって、そこの部分に手を抜くことができないのが現状だと考えております。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 高知県の場合、10 万人当たりの感染者数は全国 4 位と高いんですね。その最大の原因は、先日もそうでしたが、介護施設や医療機関でのクラスターなんです。ですから、厚生労働省の 3 月 1 日の発表でも、クラスターについて、医療、高齢者施設が依然高い割合との指摘があるわけです。

そこで伺いますが、変異株の分析にも効果的な PCR 検査の拡充が必要との立場でしょうか、そこはどうでしょうか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） そこは必要だと考えますが、変異株の分析については、県では衛生研究所が行った検査で、一定国立感染症研究所に送ったりして分析しているとお聞きしていますので、市町村の立場でそこまで言えないというのが現状だと思います。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会での尾身会長自身の発言ですが、感染リスクが高いところを中心に、無症状者に焦点を合わせた検査をやることによってリバウンド、再拡大を防ぐことができると明言しています。先ほど言った、先手、先手の手だてをやることですので、まず、そういう施設がクラスターにならないことを含めて、やっぱり攻めの対応をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

第 4 の大きな質問です。

デジタル化を推進するときには、その光と影を熟慮した対応を求めるものです。

まず、最初に資料ですが、ちょっと皆さんのお手元にも分かりやすい資料を置いていますので、スクリーンも同じ内容です。

デジタル関連法案が国会で今審議されています。デジタル社会形成基本法案、デジタル社会形成関係整備法案、デジタル庁設置法案、公的給付支給預貯金口座登録法案、個人番号利用預貯金口座管理法案、そして、地方公共団体情報システム標準化法案ということで、これは私たちの政党で政府とのヒアリングや国会での論戦を通じてまとめた、要約した内容です。

1 つは、デジタル社会形成基本法案の中に「個人情報保護」という文言がありません。ここが中心となって、データの利活用を国、自治体、事業者に責務を負わせていく。利活用に重点を置いています。そして、その次のデジタル社会形成関係整備法案の内容は、個人情報保護関連 3 法案を統合すると。59 の法を全部一括してまとめていくという内容なわけですね。デジタル庁設置法案のところを見ていただければ、各省庁に勧告権など、首相の直結の下に強力な権限を持つ。デジタル庁が勧告権、特別職のデジタル監を置く、デジタル監は民間から来ると言われています。データの利活用、マイナンバーの業務などを推進する。そして、預貯金口座の情報等も含めて登録を促していく。また、

新しく口座をつくる時もマイナンバーを含めた管理をやっていく。同時に、地方に影響する一番下の端の地方公共団体情報システム標準化法案は、自治体の基幹系情報システムの国保や住民基本台帳、固定資産税、個人住民税、法人住民税、健康管理、障害者福祉、介護保険、児童手当、生活保護、就労、児童扶養、子供・子育てなど、多面的に内容管理しているものを標準化して、そして、それを政府のつくるクラウドに活用させていく内容になっています。こんなことをまとめ上げたら、クラウドの利用料が莫大なるんじゃないでしょうか。本当に全国一元化してやる必要性がなぜあるのでしょうか。この問題を含めまして質問します。

このように、今国会で提案されたデジタル関連法案は極めて問題があります。6法案は600ページもの膨大なもので、大変荒っぽいやり方で進めています。菅政権改革の象徴として位置づけるデジタル庁は、首相直結の内閣直属で、各省庁より上部組織になり、勧告権など、強力な総合調整機能を持つことになります。

①です。

本市が管理する現行の個人情報や行政機関、独立行政法人は廃止されます。そして、保護法が一本化されて統一化・標準化し、個人情報保護委員会に一元化されてしまいます。これは極めて異常な方向ではないでしょうか、見解を聞くものです。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えいたします。

個人情報保護に関しましては、現在、国、独立行政法人等、民間を対象とする3つの法律と各地方公共団体に条例があり、定義が微妙に異なっていたり、団体ごとにルールや解釈に違いがございます。それが統一されることによりまして、行政サービスの効率化や官民のデータ利活用の促進が期待されているところです。

一方で、これまで地方公共団体は国に先行して条例整備をして、機微に触れる情報など、個人情報の保護に取り組んできた経過がありますので、それらの取扱いがどのようになるのかが心配される場所ではございますが、一本化後も独自の保護対象を追加することが認められるようです。したがって、基本的に個人情報はこれまでと同様に保護されるものではないかと考えておりますが、現時点で詳細を把握しているわけではございませんし、国からは今後ガイドラインが示されることになっておりますので、確認をしていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 情報は集積されればされるほど利用価値が高まります。攻撃されやすくなります。情報漏えいを100%防ぐ安全なシステム構築は不可能と言われております。アメリカの国防総省までハッキングされるような世界ですので、市民の基本的人権を守る立場を貫いてください。

②です。

さきの議会で、システム委託料が経常収支比率を高めており、維持管理費の肥大化を抑え、市民の個人情報がいっしょに保護されるシステムづくりの必要性を質問しました。今回のデジタル関連6法案をよく研究すべきだと思いますが、見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 法律で義務づけられているものにつきましては、適正に対応していかなければなりませんし、検討が必要なものにつきましては、調査、研究していきます。また、個人情報保護の観点からは、個人情報が守られる仕組みとなっているかなどを確認していく必要があると考えております。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） スクリーンにあるこの法案ですね、この法案をぜひ調べてください。個人情報保護という文面がないんです。利活用が目的になっています。そして、最後にここを言いますと、標準化されたシステムが、全部今、香美市は香美市でやっているシステム等が、この国の決めた標準化に基づいてクラウドを活用する。情報をクラウド（雲）の上に全部集めるようになりますので、国民の個人情報を集約し、データを利活用することが主眼となっています。また、デジタル監などの特別職は、企業から民間人を登用すると言われていています。ぜひこれを情報収集して研究してください。

③に移ります。

デジタル機能を市民サービス・生活の向上、まちづくりに生かすためにも、専任体制の強化、こういうどんどんデジタル化方向に行こうとしていますので、本当に研究し、調査し、対応する必要があります。専任体制の強化と広域連携も含めた体制づくりは急務ではないでしょうか。その必要性について見解を伺うものです。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 市民の利便性の向上と行政運営の効率化を図っていくためには、行政のデジタル化は必要不可欠となっておりますので、デジタル化を推進していく体制の強化や広域連携の必要性や重要性は、ますます大きくなっていると感じております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 今、現在は2人でやっているということでもいいですね、今現在も2人で。今の体制は何人ですか。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 電子計算係には2人の職員が専任としております。それと、個人情報保護に関することに従事している情報管理に関する部門で、兼務になりますが1人職員がおります。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 国の動向もそうですが、場合によっては香美市も集中的に体制をとってやる必要があるかもしれませんので、検討してください。

④です。

デジタル化社会は電気が必要です。しかし、今、異常な気候変動や南海トラフ地震などによる自然災害が拡大しており、停電時には無力ではないでしょうか。先日の東北の地震では、栃木県や神奈川県等で広大な停電が起きました、何十万件という。ですから、これは私自身も問題意識を持っているんですが、日本の送電線は全部スーパー送電で、魚の骨のように分けていくやり方で、外国のようなメッシュの送電になっていません。ですから、一つが切れてしまえば、ずっと広範囲に停電になるという弱点を持っています。自然災害で拡大した停電時には無力ではないでしょうか。過剰な投資を避けるべきですし、地域の実態に合った本市の将来構想にマッチした方向にすべきではないかと思いますので、その点はどうでしょうか。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） デジタル化についての視点でお答えさせていただきます。

第2次香美市振興計画では、今後も行政改革を進めながら市民サービスの向上が図られるよう、効率的、効果的な行財政運営に努めるとしており、その施策として業務のシステム化については費用対効果を十分加味するとしています。

さきの12月定例会議の答弁と重複しますが、デジタル化を推進していく上では安易にシステムを導入するのではなく、ランニングコストも勘案して導入するようにしていますし、新たなシステム導入や接続先を検討する際は、今後もコスト面やセキュリティ面からも慎重に検討しなければならないと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 先ほど言ったように、全国でクラウドにまとめていくのであれば、巨大になればなるほど大きなお金が必要になってきますので、かえってこれは無駄なお金になる可能性もあります。私もスマホを使っていますが、その持っている機能の一体どれくらいを使っているのでしょうか。日常生活に必要な機能まで持たされている感じがするんです。

先日、みずほ銀行でのATM障害もデジタル口座移行が原因でした。デジタル化の機能を整備することが目的で、それが本来の市民を幸せにするのか、住民の自治権を拡充し、安心・安全で持続可能な地域をつくることは、視野にない感じがするんです。だから、目的が逆転しているんじゃないかということです。ぜひ研究していただきたい。なぜかといえば、この間、官邸主導というやり方が人事局を一手に握って「モリカケ問題」の付度政治が起きました。今またいろんな総務省の問題が起こっています。今度は個人情報やビジネスの対象として監視社会を本格化させ、国家公務員の在り方を変質

させる懸念を持っています。ぜひこの点を研究いただきたいと思います。

次の質問に移ります。5番目の質問です。

宝の山を地域振興に生かすときではないでしょうかということですが、森林面積全国一の高知県の中で、四万十町に次ぐ森林面積の、本市の宝の山をどう生かすか、この取組がコロナ禍を乗り越えるキーワードと思います。

皆さん、これは資料でも配布していますのであれですが（スクリーンを示しながら説明）、これは林野庁が示しているものでして、ここに書いている内容等を見ていただければ、我が国の森林の循環利用とSDGsとの関係という内容です。ずっと一連の流れを書いていますので、ぜひこれを本当に生かしていく方向でなければならないと思います。

①です。

この実践版が岡山県西栗倉村の取組です。すごく参考になります。その最大の決め手は、SDGs「百年の森林構想」を打ち出し、自然の恵みを生かす基本方針を示したことだと思います。森林は、所有者が分散し、管理が困難になっています。それを山林所有者と市が長期に森林に手を入れる管理委託契約を結び、一定の地域を団地化して森林の集約化を図りつつ、経営の合理化を企画する取組です。

本市として、SDGsの鍵である林業を公共的な事業として、森林の再生を行う必要性があると思います。未来の森づくり構想に生かすためにも研究すべきと思いますが、見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（利根健二君） 農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、西栗倉村は平成30年に総務省のふるさとづくり大賞の優秀賞を受賞しており、人口約1,500人の小さな自治体でありながら、「百年の森林構想」に基づいた「百年の森林事業」、森林資源を生かしたローカルベンチャーの育成等に積極的に取り組まれているとのことですので、参考にさせていただける点も多くあると思います。

一方、当市にも西栗倉村の約5倍の人工林があり、年間の原木生産量はおよそ10倍です。先日、森田議員にも紹介いただきましたように、香美森林組合では、西栗倉村と同様に施業地の集約化、路網の整備に取り組むとともに、列状間伐や欧州型タワーヤーダーを組み合わせた作業システム等が評価されており、全国から多くの視察を受け入れております。

昨年度より新たな森林経営管理制度の取組が始まり、本年度に航空レーザー測量成果を活用するためのシステム開発と導入、除伐、保育間伐等、森林整備の支援も開始したところですので、まずはこのシステムをしっかりと構築するとともに、製材所の支援などと併せて、SDGsを意識した取組とPRについても検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 国連の「家族農業の 10 年」が今取り組まれています。そして、その中に林業も SDGs（持続可能な開発目標）達成の鍵と位置づけられています。小規模林業の役割の重要性と政策的支援の必要性をうたっています。また、今年から始まった国連の「生態系回復の 10 年」と連動して、陸地の 3 割を占め、生物種の 8 割が生存する森林保全の意義と必要性を明確にしています。今、この背景を大きく生かすことが大事ではないでしょうか。1,500 人といえは物部地域ぐらいですから、香美市全体じゃなしに少なくとも物部地域だけでも、こういう取組も含めて今、位置づけてやることも必要だと思いますので、研究は必要じゃないでしょうか。その辺はどうでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君） お答えいたします。

小規模林業につきましては、県が高知県小規模林業推進協議会、令和 3 年 2 月 26 日現在で 571 人の会員がおりますが、そういう協議会を組織しております。相談があった場合には、こちらの協議会を紹介させていただいております。県では林業大学校で講義の開催、現場での技術指導や安全対策、機械のレンタルや安全装備の導入及び間伐や作業道等に関する支援も実施しております。また、協議会では互いの現場を視察、研修しながら技術力の向上にも努めています。

市町村が補助事業者となるのは機械のレンタル事業ですが、現在のところ、要望は上がっておりません。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 林野庁の持続可能な開発目標（SDGs）に貢献する森林・林業・木材産業という中にこう書いています。「これまで林業や木材産業との関わりが薄かった個人・企業を含め、様々な経済主体による、林業・木材産業関係者との協働や森林空間の活用等に取り組む動きが広がりを見せている。」今、本当に SDGs、地球環境の問題で山に対する関心がすごく高まっているわけです。クラウドファンディングなどの資金調達の方角も含めて、今後永住可能な地域づくりと、食、水、エネルギーの自給、森林生態系の回復など、大きく注目される時期に来ているんじゃないでしょうか。この間の国連の動きや NHK スペシャルや企業の動向も含めて、チャンスと思うんです。ですから、そのためには西栗倉村のやり方で、やっぱりそういう方々をどんどん連携させて派生させていく。山を本当にやるという方向を示すことが、みんなで知恵を出し合うということが今すごく大事ですので、ぜひ研究が必要と思いますが、どうでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君） お答えいたします。

現在、森林整備事業等に活用できる財源としまして、森林環境譲与税をいただい

ますので、この後、個人や企業から支援していただくことが可能な魅力的な事業も含めまして、研究が必要であると考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） ②に移ります。

来年度から、2 週間から 3 か月間のお試し移住、地域おこし協力隊も拡充されます。これは、香美市がそういう企画をすれば企画する団体に対して 1 0 0 万円上限で支給されますし、協力隊に 1 日 1 万 2, 0 0 0 円が上限で支給されます。長期の地域おこし協力隊がこれまでありました。それは、企画する団体 2 0 0 万円、1 人に 4 0 0 万円が支給されます。それが短期間の 2 週間、3 か月のお試しが新たにできたわけですね。これまでの長期の地域おこしではなく、短期間がありますので、ぜひこれを生かして、先進地に学んで研究する必要があるんじゃないでしょうか。その点はどうでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君） お答えいたします。

地域おこし協力隊インターンは、地域になじめず、任期途中で退任する方をなくすためにも、大変有効な制度であると思います。

また、当市におきまして、地域おこし協力隊は会計年度任用職員のパート職に該当しますので、議員の御提案のとおり、休日を利用して、高知県立林業大学校の研修を受講しながら資格を取得することも可能であり、他の自治体でも地域林政アドバイザーの制度により、同様の取組が行われているとのことですので、今後研究していきたいと思えます。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 先日、高知県立林業大学校へちょっといろいろ教えていただきたいことがあり行きて、すごいですね、フェラーバンチャーザウルスロボといひますか、木を倒して切っていくやつ、それから、プロセッサという造材機械も含めて、この特殊な機械等を扱っていく業務、1 2 過程の技術を習得しているんですね。同時に、安全教育も受けて、鹿やイノシシの食害対策としてのわなの免許も取っているということですので、この大学を卒業する方は 2 年間で即戦力で使える技術を習得し、教育を受けてきていることを知りました。

また、同僚議員からも紹介がありました、高知工科大学の森林資源を活用しての開発も進んでいます。ですから、香美市の周りにはそういう教育ネットワークがあります。そして、スキルアップの方々には、高知県立林業大学校にリカレントコースもあって、いろんな分野に行く条件があるわけですので、ぜひこれを生かすことが今必要と思ひます。そして、山の再生には小規模自伐起業者も必要ですので、そういう流れを生かしていただきたいと思ひます。

この点を含めて、もう一度お答えいただきたいのは、さきの S D G s の推進として、



公共的な林業事業による森林の再生が位置づけられたから進んできたと思いますので、やっぱり環境を生かすためにも、全体をまとめ上げていくのが今、未来の森づくりも含めて何かネットワークの工夫が要るんじゃないかな。どこが呼びかけるかも含めて、何か知恵がありますでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君） お答えいたします。

自伐林家の育成のことでよろしいでしょうか。

まず、自伐林家は御自身の山を持たれている方が多くて、その仕事ぶりを評価された上で、他の所有者の森林を任せていただいていることが多いです。今回また新たに育成されて新規に参入されるようになりますと、施業に必要な森林の確保や資機材等の初期投資も必要となることから、まずは森林組合等の事業体に就職していただくほうがよろしいのではないかと考えます。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 私のちょっと質問が申し訳なかったです。これぐらい環境がそろった地域であるということです。これは前段の西栗倉村とは全然違う話なわけですね。この環境を生かすような手だて、知恵がないものなのかということも含めて、研究していただきたいと思います。

澤田参事には、未来の森づくり推進の道を開いていただきましてありがとうございます。お世話になりました。ぜひこの点で県に行かれたら、また御指導いただきたいと思っています。

次の質問に移ります。6 番目の大きな質問です。

中学校周辺の安全対策が急務となっています。懸案だった学校周辺の立ち木伐採によりまして、安全対策を本当にありがとうございます。明るくなってすっきりしたと、子供たちも本当に喜んでいますし、学校長も喜んでいます。そこで、さらなる安全対策として、一昨年 3 月に示された中学校施設整備指針、校地計画というのが文部科学省から示されています。安全な環境ということで、その校地は地震、洪水、高潮、津波、雪崩、地滑り、がけ崩れ、陥没、泥流等の自然災害に対して安全であることが重要であるという。これの基準からいったら、もともと旧土佐山田町時代に問題があるわけです。本当に学校施設として土地を構えてから学校をつくったという状態ではないので、御迷惑をかけておりますが、しかし、この校地環境、安全環境から鏡野中学校の周辺はかなり逸脱していると思います。また、本市地域防災計画の指定避難所等選定基準の、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に入っていない施設との整合性にも疑問を感じています。これを見ると、鏡野中学校以外は全部の学校施設が避難所として適合しているということを踏まえて、対策を講じる必要があるんじゃないでしょうか、見解を求めるものです。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 笹岡議員の御質問にお答えいたします。

学校施設整備指針は、学校施設の機能確保に伴う計画及び設計における留意事項を示した指針であり、御質問にあった自然災害に対する安全の確保に関しましては、先ほど議員もおっしゃられましたように、学校用地の選定等に関することとして示されていると認識しております。

鏡野中学校は、先ほど議員もおっしゃられましたように、昭和の時代から現在のところにある学校施設です。今後とも梅雨時期や集中豪雨、台風時期における地盤の状況など、周辺環境の変化に注視しながら、関係機関、各課や専門家などの意見も伺いながら、状況に応じて必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

なお、以前、議会でも質問していただいております、学校周辺の倒木対策につきまして、先ほどおっしゃっていただきましたが、今年度の事業として、現在、伐採等を実施しております。このことにより、急傾斜地の地盤状態もよく確認できる状況となりました。土砂災害の兆候などがないかなど、今後注視していきたいと思っております。

また、学校周辺の状況につきましては、中学校とも情報共有を図りながら安全対策を考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） これが今の状況でして（以降、資料を示しながら説明）、問題は、避難所で体育館が使えないのは多分ここが原因じゃないかなと思うんです。これはちょうど吹奏楽や、それから、多目的につなぐ集会所の西側のここ、ちょうどきれいに刈っていただいてありがとうございます。ここが、山が崩れてきた場合に施設がやられる可能性があるのと。

ちょうどここに、こういう形でちょっとお墓か何かに入る階段があって、ちょっと私有地があるのかな。

これは南側から見たらこういう形になっています。この出っ張っている部分が、多分避難所として使えない一つの原因やないかと思っておりますので、ぜひちょっと防災面からも研究、検討していただいて、ここの中学校の体育館が避難所で使えないというのはちょっと残念ですし、安全面でもあそこが改善されれば、本当に中庭に車で行くのにもすごくいいですので、よろしくお願いします。

7 番目の質問に移りたいと思っております。

コロナ禍で、G I G A スクールネットワークの推進やデジタル社会進行の中で、今こそ地域に根差した良質の教材を選んで提供することが大事との思いで質問します。

先日、教育研究集会に参加させていただきまして、本当にありがとうございます。すごく新鮮で勉強になりました。教育実践力をつけ、探求心を培うことは本当に大事ですね。教科書は一つのツールとして考えて、多様な研究心で物の見方、考え方を膨らませ

ていくバカロレアなど、刺激になりました。

そこで伺います。

子供たち、生徒たちに1人1台のタブレット、その活用を含むGIGAスクールネットワークとデジタル社会への対応としても、教育現場に良質の教材提供が必要ではないでしょうか。

お示ししていますこれは（資料を示しながら説明）、こども高知新聞の「読もっか」の今日5日金曜日付のものです。震災の問題を書いていますし、香長小学校は自分たちで卒業式をやったり、紙すきですくっているといった内容も載っていますし、山田小学校の子供も載っていますが、すごく総合的な内容です。こども高知新聞「読もっか」は、総合性、専門性からも苦勞して編集されていると思います。川の魚も含めてなかなか、それから、手塚治虫さんのいろんな平和をまとめている内容もありますし、今回、核兵器の問題もちゃんと書いています。そういう面で、各クラスに一部提供して探求心を醸成するきっかけづくりに生かすことができないでしょうか、見解を求めるものです。

○議長（利根健二君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 笹岡議員の御質問にお答えいたします。

NIE教育ということで、教育に新聞をとという取組は大変重要だと思っています。本市の小・中学校は早くからNIE教育に取り組んでおり、各学校とも2から7種類の複数の新聞を購入して学習に活用しているところです。

「読もっか」は、議員がおっしゃられましたとおり、子供たちを対象に非常に幅広い視点で編集されていて、とてもいい内容です。子供たちが興味、関心を持ち、探求心を高める良質の教材だと思っています。今後も大いに活用していきたいと思っています。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） GIGAスクールネットワークで教育環境は変わります。だからこそ、よく熟慮した教育環境づくりや設備、バックアップ体制の構築が必要だと思います。地域に根差した新聞会社ですので、ぜひ時事の問題や地域の文化、自然環境など、取材も来てくれていますし、双方向で刺激し合って、参加型の教材として使っていければと思いますので、ぜひ御検討、御推進をお願いしたいと思います。

そうしたら、最後の質問に入ります。

8番目ですが、職員定数と職員のスキルを系統的に上げていく政策についてお伺いします。

職員採用の偏在化があるのではないのでしょうか。また、1年間の中で一時期に業務が集中する、偏在してしまうセクションもあると思います。中山間地域を含めた地域による物理的な困難性もあると思います。その全体を考慮して、業務を見直し、職員定数の在り方を議論する必要があるのではないのでしょうか。

そこで、伺います。①です。

本市の年齢構成と各部局での職員定数充足率をお聞きします。また、各課から増員の要望等が上がっているのではないのでしょうか、具体的にお答えください。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

令和２年４月１日現在における常勤職員３９５人の年齢構成と各部局での職員定数充足率はお配りした資料のとおりです。

なお、常勤職員の職員数は平成３０年３月に策定した香美市職員定員適正化計画におきましては、令和２年度の職員総数を３９５人程度としており、令和２年４月１日現在の職員数は３９５人ですので、職員定員適正化計画で見ると充足率は１００％となっております。

また、各課からの増員要望につきましては、毎年度所属長からヒアリングを実施した上で対応しております。増員の要望につきましては、所属部署で事業の優先順位の見直し等を行っていただき、それでも増員が必要な場合は、必要な期間や全部署の状況等を考慮し、まずは人事異動や会計年度任用職員の任用での対応を行います。

それでも対応が困難である場合は、職員定員適正化計画の総数を超える常勤職員の任用の検討を行うことになります。

以上です。

○議長（利根健二君） ５番、笹岡 優君。

○５番（笹岡 優君） やっぱり４０代のところがかかなり偏在化というか、数が。これは何か合併の影響なのではないでしょうか。

○議長（利根健二君） 笹岡議員、はっきりと、聞こえませんで。

○５番（笹岡 優君） この偏在化は合併の影響なのではないでしょうか、その辺ちょっと分からないので。普通、各自治体であつたらこういう形の偏在は余りしないけど、倍ぐらい違いますね、何か原因は分かりますか。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） ちょっと原因は分かりませんが、合併で増えたということは３町村とも同じような状態、年齢構成だったのではないかと考えております。以上です。

○議長（利根健二君） ５番、笹岡 優君。

○５番（笹岡 優君） 来年度の予算書を見たら、一般職は正規が１人プラスになっているんですが、フルタイム会計年度任用職員がマイナス４４人になって、パート会計年度任用職員が５３人増えていると見たんですが、会計年度任用職員の方々は大きな役割を果たしていますが、適正は職員採用を行って、業務の系統性、継続性を担保することが求められていると思います。

先日採用試験もありまして、予算書を見たら１５人採用するとなっていますが、今後の人事の政策基本方針はどうなっているのでしょうか。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

基本的には、少し紹介しましたが、香美市職員定員適正化計画の人数395人をベースに考えています。ただ、一時的に増減程度としております。というのは一時的に増員が必要なケースもあろうかと思しますので、それをベースに退職者数を基に新たに雇う人数を算出しているというところです。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 395人をベースにして、それを守っていこうということの認識でいいですね。

次に行きます、②です。

近年の気候変動による災害等への対応や各種施設等の建設、今後の公共施設の長寿命計画からも土木・建築に精通した職員の系統的な育成は急務ではないでしょうか。その点でお答えをお願いします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

系統的な育成ではないかもしれませんが、新人職員につきましては、1か月程度、高知県建設技術公社の技術者新任研修に参加しています。また、年に数回ですが、短期の研修にも参加させています。参加により、当然技術の習得はもとより、同世代の他自治体の技術職員との交流も有意義と考え、今後でもできる限り参加を予定しています。

職場での対応となりますが、先輩職員による指導はもとより、現地に出向き、現場を肌で感じ、吸収し、地域の方々と顔を合わせての対応と考えています。少し時間がかかる場合もありますが、5年後、10年後、段階を見据えた指導と思っています。

また、本年度より国土交通省のほうへ若手職員を派遣しています。本人にとって、また、香美市にとってもプラスになると確信しています。今後も続けていかなければなりません。

技術屋として、俺たちの町は俺たちでつくり、守り、管理、そして、復旧しなければなりません。済みません、感情が入ってしまいました。私も含めまだまだ半人前です。半人前のまま私は終わりそうですが、議員の皆様や地域の方々のお力を借り、成長しなければならないと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 井上課長の力強い話を聞きまして、ありがとうございます。職員のスキル向上を考えた場合に、適時適正な時期の人事異動による総合性と、その分野に精通した専門性が求められていると思います。それをいかにバランスよく機能させるかが問われていると思います。今、本市において、土木建築に精通した技術職員の系統

的な育成は喫緊の課題ではないでしょうか。その点についてはどうでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 当然、年齢的な配分は、先ほど職員の年齢構成でもありましたが、やはりいびつな構成で技術職員もおります。それを長い時間がかかるかもしれませんが、ある程度段階的に統一的な構成にはしていかなければならないと思います。

ただ、現有の職員の中で進んでいかなければならない、もう災害は待ってくれないので、進んでいかなければならない中で、各職員で技術協力し合い、進んでいかなければならないと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） さきの質問でも触れましたように、一昨年を含めた災害等では、現場に行かないといかんということです。本当に広域の香美市において、また、市役所が一番西にあって、奥に深いという地形でして、その奥がまた災害が起こりやすいところとなっていますし、雨の降りやすい中で本当に苦労されておりますので、そこでちょっと井上課長にお聞きしますが、本市の発展、災害に強いまちづくりに貢献していただいてありがとうございます。この3月に退職年齢を迎えますが、若いときに県へ出向していた経験もあるそうですね。そして、今、部下を国土交通省に出向させているということですが、自らの経験として、技術職職員の育成の必要性について課長としての見解をお聞きしてもいいでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 県へ出向もしていましたし、そこでやっぱり人と仕事、それと若いときにお酒も習いました。技術的には、やはり僕らの時代とは今の技術とシステムが違うということで、今の職員はもっと大変だということになります。やはり経験を積んでいかないと、その場での判断ができないということが一番大事だと思います。やはり災害のときには急務というか、やっぱり急いで結果を出さないと、なかなか進んでいけないことがありますので、その判断を間違えないような経験を早く積ませて現場へ出さなければならぬし、失敗もありますが、それは仕方ない話ですので、そこら辺をどういう形でしていくのか、私も失敗して、いまだに失敗だらけですが、そのような形で進んでいかなければならないのかなという形でしかありません。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 技術職の年齢を見たら、井上課長の次に若い方が7歳下に1人いて、またそれより7歳下の14歳下にまた1人ということで、大変年齢が飛んでいるということを経験はしています。

③です。

本市の発展のためには幹部職員を系統な育成が不可欠だと思います。年齢構成の偏在を考慮した将来ビジョンを明確にし、県や国への人事交流を含めて、系統的に支援する

手だてが必要ではないでしょうか、その点どうでしょうか。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） ③の質問にお答えします。

職員の年齢構成に偏りがあると、系統的な育成ができませんので、まず計画的な採用を行っていかねばならないと考えております。

また、人材育成に関しましては、平成29年5月に第4期香美市人材育成基本方針を策定しておりまして、平成30年度から令和3年度までを計画期間として定めております。

そこで、目標とする職員像を市民の充実した生活を実現するために市民とともに成長する職員とし、この計画に基づき、新規採用職員から課長までに求められる役割と能力を育成するために、総務課が主催する全職員対象の研修、それから、こうち人づくり広域連合などの外部機関が主催する各種専門研修、階層別研修に参加させるなど、取組を行っております。

また、国、県への職員派遣や人事交流のほか、人事評価制度も活用しながら、人材育成を行っていかねばならないと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） さきの質問でもやったように、各課の編成も含めて、幹部の職員というか、それを支えていく職員育成というのはすごく大きな課題で、計画的な手だてが必要だと思います。本市の大きな財産は職員です。やりがいを持って進めるためのスキルアップが必要だと思います。

私は戦後生まれで市長と同年代なんですが、万博や高度成長期など、経済が右上がりの時代を通じて年を重ねてきました。しかし、今の現実を直視したら、大崎元県教育長の話ではないですが、じくじたる思いにかられます。地球環境、温暖化の問題や異常気象、環境破壊やプラスチック問題、原発、国の借金、そして、新型コロナの蔓延など、負の遺産ばかりを未来の子供たちに残してしまうということを考えています。今こそ私たちがとるべき行動は明白だと思います。

これで質問を終わります。

○議長（利根健二君） 笹岡 優君の質問が終わりました。

午前11時まで休憩いたします。

（午前10時45分 休憩）

（午前10時59分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続行いたします。

9番、村田珠美さん。

○ 9 番（村田珠美君） 9 番、自由クラブ、村田珠美でございます。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。

1 点目、地域電子マネーカード発行事業についてです。

コロナ禍の中、急速に時代は変化しています。SDGs を初めとして、教育、環境、社会など、様々なことが多様化してきて、高齢者の方々からは時代に取り残されていく、分からんことばかりになるという声を聞くようになりました。

電子マネーもその中の一つです。電子マネーは無線通信でデータのやりとりをする非接触型決済のことで、レジにある端末にかざすだけで支払いができます。とても便利な決済システムと思われる方と、現金が一番使いやすいと思う方に分かれると思います。

市内限定の地域電子マネーカード k a m i c a（カミカ）が、4 月 2 0 日から運用開始となります。以下、順番に伺います。

まず、①です。

1 回目の対象者となる方は 2 月初旬に住民票がある方までとの説明で、約 2 万 6, 0 0 0 人という想定でございました。実際には対象者の人数は何人になったのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

1 回目のマネーチャージにつきましては、令和 3 年 4 月 2 0 日時点で、香美市民として住民基本台帳に記載されている方が対象となりますので、現時点で人数は確定しておりませんが、2 万 6, 0 0 0 人弱になると想定しております。

以上です。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○ 9 番（村田珠美君） 3 月 2 2 日発送分までで何人という数字は分かりませんか。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 今時点で、詳細の数は把握できておりません。

以上です。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○ 9 番（村田珠美君） それでは、②の質問に移ります。

8 月 3 1 日までの利用期間中に、使用されていないカードの残金は無効となるとのことでしたが、それをどのように判断されるのでしょうか。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 利用状況につきましては、香美市商工会で管理するシステムで把握することができます。予定で 8 月 3 1 日を利用期限としておりますが、その期限が来ますと、機械的にその数値をゼロにすることにしております。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。



○ 9 番（村田珠美君）           ゼロにされるというのは、それまでにチャージをされる方もいると思うんですけども、そういったところは大丈夫ですか。

○議長（利根健二君）           商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君）       このシステム上、香美市でチャージをする部分、それからポイントの部分、それとそれぞれのお客様がチャージをする部分と、3つに区分けをしておりますので、我々のほうでチャージした部分をゼロにするという形です。

○議長（利根健二君）           9 番、村田珠美さん。

○ 9 番（村田珠美君）           安心いたしました。

それでは、電子マネーカードの使い方がきちんと理解できていないけれど、こんなときに1万円もいただけることはすごくうれしいという声をたくさん聞きます。

③の質問に移ります。

1人1万円が1回目として送付され、その後2回目の5,000円は秋頃という説明でございましたが、どのような方法で届けるのでしょうか。先ほどの説明で少し分かった気はしましたが、お願いします。

○議長（利根健二君）           商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君）       1回目のチャージと同様に考えておりまして、基準日を定め、基準日に香美市民として住民基本台帳に記載されている方全員に一括チャージする予定としております。

○議長（利根健二君）           9 番、村田珠美さん。

○ 9 番（村田珠美君）           その基準日というのは、初めにおっしゃった4月20日のことですか。

○議長（利根健二君）           商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君）       4月20日というのは1回目のチャージ分ですので、こういったような任意の日を決めて秋口にチャージするように考えています。

○議長（利根健二君）           9 番、村田珠美さん。

○ 9 番（村田珠美君）           任意の日というのがまだ決まっていないというところがございますね、分かりました。無効になってもまだ使えるというふうな、次の2回目のチャージがあるということなので、そういったところもまたきちんと説明されて送るということにはなっているのでしょうか。分かりました。

継続して御利用いただくためには、やはりチャージは大変重要になってくると思います。量販店等では、場所によってはチャージができないところがあったりするんです。

④の質問です。

チャージは加盟店どこでも可能になるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（利根健二君）           商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君）       お答えいたします。

参加できない等の一部店舗を除いて、原則全加盟店でチャージが可能と考えておりま

す。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） 一部できないところがあるというのは、こういったところでしょうか。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 加盟店に設置します機械上、チャージはできますので、原則的には全加盟店でできます。ただし、もろもろの理由によって、チャージできないというようなお店があるようでしたら、そういった意味での一部と説明させていただきました。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） チャージの上限は 10 万円ということが、一昨日同僚議員が質問された際に資料をいただきましたので、そこで分かったんですけども、この資料に「現金チャージ＋ポイント」とありましたが、チャージをした段階でポイントがつくのでしょうか。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） チャージをしてポイントというのは、これから先でそういった仕組みも検討する予定ではございます。また、後の質問にちょっと出てくる場所もございますが、基本的に利用いただいて、今、考えているのは 200 円について 1 ポイントがついてくるということで考えております。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） チャージをしたときにポイントがつき、また、御利用いただいたときにポイントがまたつくとなると、2 倍つくのかなと思ったりしたんですけども、そういったことも今後検討されるということでございますね。

行政ポイントについてですが、このようなサービスは初めての取組ということで、何か新しい感じがしてすごくいいかなというふうに思います。市政に参加することによりまして、市政に興味を持っていただけるようになればすごくいいなとも思います。

令和 3 年度の一般会計予算書の中に、教育厚生所管がほとんどでございましたが、幾つかの行政ポイントが予算化されておりました。例を挙げてみますと、母子保健事業では 10 万 2,000 円、そして、保健事業費では 53 万 4,000 円、また、社会教育総務費では 3 万円、生涯学習課のほうで図書館費として 1 万 2,000 円等々、いろんな課で事業に対しての協力体制がうかがえることは、すごくいいことであるなというふうに思いました。

そこで、⑤の質問をさせていただきます。

行政ポイントは、市主催のイベントやボランティア等、地域活動の参加者にポイントを付与するとありますが、具体的にはどのような内容で検討されているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 現状の行政ポイントにつきましては、先ほど議員のおっしゃられたとおりでございまして、令和３年度につきましては、図書館での読み聞かせなどのボランティアポイント、胃がん検診などの各種検診ポイント、また、母子検診ポイントなどの付与を予定しているところであります。

今後も引き続きポイント付与事業の拡大に向けて、関係部署と協議を行いたいと考えております。

○議長（利根健二君） ９番、村田珠美さん。

○９番（村田珠美君） 行政ポイントというのは、やはり市民の方々に参加していただけないと意味がないと思いますので、市民の方に知っていただくために、こういうイベントに参加したら行政ポイントがつくんですよという一覧表を作成して、広報香美へ掲載とかいう計画はないでしょうか。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えします。

令和３年度が初年度でございまして、今後のポイントの広がりを期待しているところであります。おっしゃられたようなところを周知、ＰＲしたいと考えております。

○議長（利根健二君） ９番、村田珠美さん。

○９番（村田珠美君） 広がりというのは、やはりこちらが働きかけないとなかなか難しいところもあつたりしますので、ぜひともそこを分かりやすく、こんなこんなに参加してくださいと広げていただけたらと思います。

そして、同僚議員の資料の中で少し気になるところがあったんですけれども、⑤の４にポイントの設定というところがありまして、原則お客様２００円で加盟店が１ポイント発行となりますが、ポイント発行率は各加盟店で期間などを定めて変更ができますとございました。個人店の方々の中には、サービスはしたいのですけれども、なかなかそこまではしたくてもできない、現ポイントが精いっぱいというふうなお店もあると思います。そうすると、量販店のような大型店に集中するのではないかと心配します。やはり定着するまではある程度統一で継続を考慮されたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

御質問いただいたところは、商工会等とも検討していきたいと思っております。

○議長（利根健二君） ９番、村田珠美さん。

○９番（村田珠美君） どうぞそこをよろしく願いいたします。

量販店等では、電子マネーでの支払いすると残金がレシートに出てまいります。毎日使用するわけではございませんので、前回の残金がどれくらいあったか覚えていないこともありますし、初めにお伺いしたように、チャージができないところもあつたりする

と思いますので、次のお買い物の目安にもなります。

そこで、⑥の質問をさせていただきます。

k a m i c a を利用した場合、残金の確認方法をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 加盟店に設置します決済端末機の画面ですとか、御利用時のレシートで電子マネーやポイントの残高確認が可能となっております。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） 端末機の画面の場合は、レシートが発行されないということになる可能性もありますよね。できるだけレシートを発行していただけるような形があれば、高齢者の方とかはありがたいかなというふうにも思いますので、そういったことができるようでしたら、またぜひ進めていただけたらと思います。

⑦の質問にまいります。

電子マネーカードの郵送のときは、電子マネーカードと使用説明書とその他添付資料等を同封すると思いますが、内容を教えてください。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

電子マネーの利用規約と御利用ガイドを同封する予定でございます。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） もちろん電子マネーカードも入っているんだと思いますが、それと、ガイドと利用規約ということで、加盟店一覧とかは入っていないんですか。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 加盟店のほうに具体的にどのようなものを配布するかというのは、ちょっと私、今知り得てございませんが、当然同じようなものは配布すると考えております。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） カードを手元にされても、加盟店名が分からないとどこで買い物をしたらいいか分からないと思いますので、これは絶対入れていただきたいと思いますが。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 申し訳ございません、間違って説明しました。

加盟店、御利用可能なお店の情報というのは、今のところ入れるようには考えていないです。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） それでは、次の質問にまいります。

オレオレ詐欺が変化して巧妙になり、様々な詐欺がございます。今回のこの事業が万が一間違えてしまって、残念なことにならないために質問をさせていただきます。

⑧です。

高齢者の方々などは詐欺等と間違えることも考えられます。万が一廃棄した場合や、利用方法が分からなかった方への対応について、どのようにされるのか、お尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

日頃から高齢者の方と接することの多い、介護保険ケアマネジャーの会の場で k a m i c a の説明を行ったところです。そこで、高齢者の方のサポートをお願いしております。今後も民生児童委員の方をお願いするなど、高齢者のサポートをお願いしていく予定であります。

なお、カードを廃棄してしまった場合は、商工観光課で再発行してまいります。

以上です。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） 分かりました。民生児童委員さんと、あと介護関係の方にお話をされるということでございましたが、あと広報ですとか、町内会の回覧等にも入れるとすごく効果があるのではないかなと思います。いかがですか。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） あらゆる機会を通じて周知していきたいと考えます。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） 若い方なんかは、広報とか新聞、あといろいろ回覧なんかも見ない方もいらっしゃると思いますので、いろんなところでアピールできるように、また、私たちもそういったことは広げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

この事業を香美市内の方に広く理解して、知っていただくために、この広報にありました（資料を示しながら説明）マネーカードが入ったようなポスターとか、チラシ、のぼり等も多分計画をされていると思うんですけれども、ここのお店で御利用いただけますということで、加盟店のところにポスターを貼るとか、のぼりを置くとかは考えていますか。

○議長（利根健二君） ⑨ですか、⑧で聞いていますか。

○9 番（村田珠美君） 失礼しました。それでは、先ほどのもの含めまして、⑨の質問に移らせていただきます。

事業者向けの説明会は3月17日から開始され、現在122事業所が加盟の意向を示しているとのことでした。今月号の広報香美でも加盟店募集がありました。これだけでは加盟店加入に向けてどうするか、ちゅうちょされる方も多いと思います。広報以外の募集方法を検討しているのでしょうか。先ほどののぼり、ポスターも入れてお願いいたします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

香美市の公式ホームページや香美市商工会のホームページで募集をしていくなど、募集方法や機会を逃すことなく、随時加盟店増強に取り組んでまいります。先ほどのポスターであるとか、のぼりであるとか、そういったところも予算は取っておりますので、準備をしていく予定でございます。

○議長（利根健二君） 9番、村田珠美さん。

○9番（村田珠美君） 香美市内の様々なところにポスターとか、のぼりが上がったりとすると、町の中がまたにぎわうのではないかなと思いますので、ぜひとも啓発をお願いいたします。

⑩の質問に移ります。

先日いただいた同僚議員の資料の中に、加盟店の月額負担金が明記されていました。商工会会員は月額1,000円、非会員で個人の方が2,000円、非会員法人の方が3,000円となっていました。この経費は商工会へ納めるのだと思いますが、その他の経費としてインターネットの通信料、ポイント発行手数料が1ポイントにつき1.2円、精算金振込手数料等が別にかかるのでしょうか、全て含めて1,000円なのでしょうか。個人店で経費が多くかかり過ぎると、これまたなかなかちゅうちょしてしまいそうにも思います。

加盟店は維持費がかかると思います。維持費の内訳と加盟店のメリットをお尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

加盟店に御負担いただくものとしまして、電子マネーの手数料、こちら利用額の0.5%が初年度で、それ以降は0.7%になります。

続きまして、固定費としまして月額の負担金、これは機器1台に対して、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、商工会の会員の方1,000円、非会員の個人事業者の方が2,000円、非会員の法人の方が3,000円となっております。

それと、ポイント発行手数料は1ポイントにつき1.2円、うち0.2円が手数料として徴されまして、1円につきましては御利用いただいたところの店舗にお返しをしております。

このほか、通信環境がない店舗におきましては、Wi-Fiのモバイルルーターを提案してございまして、こちらのほうが税込みで月額1,267円といった御提案もできます。

それと、加盟店へのメリットでございしますが、非接触型決済によります新型コロナウイルス感染予防や新しい生活様式に対応できている店であることを消費者に訴求でき、新規顧客の創出、地域経済の循環サイクル参加による固定客の獲得が期待できるものと考えてお

ります。また、小銭両替コストの削減や精算業務の効率化につながると考えています。さらに、端末機による最新情報の入手、補助金等の電子申請及び電子申告等への対応も可能になると考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） 様々有効的に利用できるようになっていくことが、大きいメリットの一つかなとも思います。分かりました。

⑪の質問に行きます。

途中いろんな理由で加盟店を解約したいとなったときのペナルティーは、期間にかかわらずあるのでしょうか。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えします。

途中解約にかかる違約金等は特に考えてございません。解約時には決済端末一式は無償貸与になっておりますので、貸与物の返却と終了までの利用に伴う精算が必要になると考えております。

ただし、先ほど述べました W i - F i モバイルルーターを御利用いただく場合におきましては、こちら 3 年契約となっております。途中解約の場合、一定の費用が必要と聞いております。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） 初めは加盟店になられても、途中でやはりいろんな事情が出てきたりすると思いますので、こういったことなんかもペナルティーではないですけれども、契約上の問題等につきましても、やはりきちんと初めに説明をしっかりとしておくことが重要だと思いますので、そここのところもよろしくお願いします。

⑫の質問に行きます。

2 月 2 7 日の地元紙によると、市は将来、通勤者等の方で希望する市外在住者にもカードを発行して、利用できるようにしていきたいとのことですが、発行するとした場合の手續と内容について、現段階ではどのようにお考えになっているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

現時点での市外住民へのカード発行につきましては、7 月以降を考えておりまして、登録申請書を提出していただいて、名前や住所、連絡先をシステムに登録していくように考えております。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） 7 月以降に登録申請がある方というふうなことです。これは高知新聞とか、そういったところにまた取り扱っていただいて、広げていくという方

法でしょうか。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 登録は香美市商工観光課で考えております。

○議長（利根健二君） 9番、村田珠美さん。

○9番（村田珠美君） 済みません、私の質問がきっと悪かったんだと思います。市外の方ですので、そういったことを広く知っていただくために、どういうPR方法をとるのかなということをお尋ねしたつもりでした。そのところをお願いします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 市外の方にもお使いいただけるように、いろんな周知は考えていきたいと思います。

○議長（利根健二君） 9番、村田珠美さん。

○9番（村田珠美君） もちろんもともとはゼロ円からのスタートになるカードでございますので、市外の方にも香美市に来ていただいたときにカードを使っていただいて、香美市に利益を落としていただくということはすごくありがたいことなので、ぜひそういったところも進めていただけたらと思います。

それでは、⑬です。

今後、長く利用していただくために、クレジット機能を希望者には附帯できるように検討していくのかも含めて、今後の展開についてお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

行政ポイントの付与に加えて、スマホアプリで決済できるサービス提供や現金チャージをした場合の5%分の上乗せ等、利用拡大に向けて今後検討していきたいと考えております。

○議長（利根健二君） 9番、村田珠美さん。

○9番（村田珠美君） 行政ポイントとか、スマホアプリ、5%の上乗せはありがたいなと思うんですが、加盟店に対してもいろんなメリットがあればいいかなと思いますので、両方に対していろんな対応とか計画を進めていただけたらと思います。

個人店の方に、やはり少しでも加盟店になってよかったと思っていただくのはすごく大事だと思いますし、市民にとってはカードで得した、便利で安全になったという喜びが成功につながっていくと思いますので、そういった対応をお願いいたします。

多額な費用を費やしての事業となります。継続的な地域経済の活性化になるように努力をしていただきたいと思います。私も微力ではございますが、応援させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

次に、大きな2点目の質問をさせていただきます。セレネ広場付近についてです。

子供の行動は環境に大きく影響されると聞きます。遊びやすい公園と遊びにくい公園がありますが、遊びから生まれる創造性は計り知れないものがあると思います。また、



楽しく遊んだ後のおやつは格別な味がするのではないのでしょうか。コロナ禍の中、子供たちの遊び場が少なくなっていると聞きます。香美市内の子供の遊び場として、秦山公園とセレネ広場があります。

以下、質問をいたします。

まず、お手元の資料、セレネ広場付近 1 と 2 を御覧ください。1 枚の紙に写真を印刷させていただきましたが、すごく小さく見づらくて申し訳ございません。

1 番は従来のものでございます。老朽化が進んでいるのが分かるかなと思います。また、2 番の写真ですけれども、こちらは新しくなったもので、御覧のとおりきれいでした。

①の質問です。

あずまやはテーブルと長椅子が 9 組あり、そのうち 2 組が新しくなっています。残り 7 組も老朽化が進んでいて、木がささくれていそうで怖いので、小さい子供さんが座ったり、触れたりするとけがをしないかと心配ですという声があります。取り替える予定だと思いますが、今後の計画について伺いいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） この長椅子等につきましては、議員御指摘のとおり、ささくれなど、老朽化によります劣化の状況が見られております。

今後の計画については、具体的なものはまだ立てておりませんが、取替えなど、必要な整備を実施していきたいと考えております。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） 写真を撮りにいったときはちょっとお天気が悪かったんですけれども、雨が降るとやはり椅子とかテーブルまでぬれてしまったり、なかなか日もよく当たると、こんなふうに老朽化がどんどん進んでいきますので、できるだけ早いめにけががないうちに対応をよろしく願いいたします。

それでは、3 番の写真を御覧ください。これは自動販売機の付近です。4 番は自動販売機付近で、「水道」と書いてありますけど、ここに水道が 1 基ありました。これは写真を撮りにいった初めて気がついたんですけれども、ふだんは余り気がつかないかなと思います。ここに水道がないということで、見にいったときにこれを見つけたということです。

5 番の写真ですけれども、秦山公園の水飲み場で、手洗い用と水飲みと、あと足を洗うところなんかもあったりしました。こういうのが数か所ございまして、私が行ったときも子供たちが手を洗ったりとかして楽しんでいました。

そこで、②の質問です。

コロナ禍の中でもあるので、遊具で遊んだ後などにおやつを食べたり、お弁当を食べたりすると、休憩するときや汚れたときなどは手洗いをしっかりしたい、セレネ広場のあずまや付近か、または、自動販売機付近に手洗い用の水道がないので、衛生面から考

えても心配です。泰山公園や地区の公園等には手洗い場となる水も飲める水道が併設されたものがあります。このようなきちんと手洗いができる手洗い場がほしいという声を、いろんな年代の方からお聞きします。コロナ禍でもあり様々な感染予防のために、手洗い場の設置ができないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 現時点で手洗い場の設置につきましては計画しておりませんでした。小さいお子さんを連れた家族などが多く利用している広場がありますことから、今後もう少し分かりやすく、そして、使いやすいような手洗い場の整備について検討していきたいと考えます。

○議長（利根健二君） 9番、村田珠美さん。

○9番（村田珠美君） ぜひ検討していただきたいと思います。その方たちに、東のほうにトイレがあるので、そこで今は洗っているのと聞きましたところ、やはりトイレで手洗いをするのはちょっと遠慮したいと、除菌シートなどで拭いたりはするけれども、なかなかきれいには拭けないというふうなことです。また、食事をこのテーブルですたりするときなんかも、子供さんを二、三人連れてきたりしていると、なかなか1人だけ連れて手洗いに遠いので行ったりもできないし、また、ほかの方は物を置いたりしているので、手洗いだけが遠くなかなかちょっと不便であるとお聞きしております。

今現在、ここにある水道の付近でも構わないかなと思います。そうすると、工事費のほうも水道管を延長するわけではないので、分かりやすい場所にできるのではないかなと思います。ぜひとも早いめに対応していただけたらと思います。いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 私も実際に見にいった小さい水道があったのを確認しましたが、ちょうどあそこにありましたので、あそこを中心にできればと考えております。

○議長（利根健二君） 9番、村田珠美さん。

○9番（村田珠美君） ぜひ子供たちのためにも早いめをお願いをいたします。

そうしたら、次に6番の写真を御覧ください。セレネ広場にはこのような3人掛けのメッシュの椅子があちこちに5組あります。写真はその中の3か所なんですけれども、その右隣もそうです。全てこういうふうにさびがきていて、腰をかけて座るにはやはりさびが衣類につきそうで、敷物でも敷かないとそこに座るのはちょっとというふうなことをお話しされております。

そこで、③の質問です。

菰生の里美良布直販所南側にあるメッシュの椅子がさびていて、さびが服につきそうで座れませんという声があります。見解をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） このメッシュの椅子につきましても、確認し

ましたら、かなり塗装がはげて、さびが出てきていますことから、補修による対応をしていきたいと考えております。

○議長（利根健二君） 9番、村田珠美さん。

○9番（村田珠美君） 補修ということで、さびをのけて、また塗り直すということでしょうか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） そのとおりです。

○議長（利根健二君） 9番、村田珠美さん。

○9番（村田珠美君） そういう補修の仕方でしたら、早くできると思いますので、よろしくお願いします。

それでは、7番の写真を御覧ください。このトイレ改修の件は、平成30年度にもさせていただきました。現在もやはり改修を望む声がございます。外観は円形で、このようにおしゃれでかわいい施設に見えます。香北町の方は御存じの方も多いと思いますが、土佐山田町や物部町の方々とか、高知市内からおいでの方等は何の建物か分からない、トイレとは知らなかったという声も聞きます。

また、この写真の真ん中のトイレは女子用トイレとなっております。ここは和式のトイレが2つあります。両方とも狭いし、特に写真の奥のトイレは円形のために入り口が狭く、圧迫感があるから入りづらいと聞きます。また、皆さん御存じのように、高齢者の方は和式トイレが大変苦手という方がたくさんおいでます。多目的トイレも備わっておりまして、この右側の写真がそうです。これは洋式トイレとなっております。赤ちゃんのおむつがえができるスペースは今もありません。照明もやはり暗かったです。

そこで、④の質問です。

健康センターセレネ西側の丸形のトイレは、現在もいつ行っても暗いです。高齢者の方や目が不自由な方は、明るいところから暗がりに入るとすぐには見えづらいです。以前床がぬれていて滑りそうになったり、怖かった。暗さに慣れるまで時間がかかるからトイレに間に合わなくなりそうになった。掃除はしてくださっていますが、水がたまっているときがあつて、靴がぬれたなどの声があります。また、初めての方にはトイレの案内がないので、何の施設か分かりにくく知らなかったという声もありました。多目的トイレはありますが、赤ちゃんや小さい子供には対応できていない状態ではないでしょうか。おむつがえができるスペースが東側トイレに1か所ございますが、暗くて古くなっているので少し怖いし、使用するのにはちょっと不安というふうな声も聞きました。

平成30年6月の質問では、故障等改善が必要となった場合は、利便性のいいトイレに改善していきたいが、現在、改修予定はないとのことでした。西側トイレは、前回の質問後も市民の方々から安全性の面から考えても不安を感じて怖いと聞きます。トイレとしての施設でございます。赤ちゃんから高齢者の方、目の悪い方のために、優しく、安心して快適に利用できるトイレに新設または改善できないでしょうか、お聞きします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） セレネ西側屋外トイレにつきましては、汚れが目立っていましたので、平成30年度に壁などの改修工事を実施しております。

また、屋外トイレの新設につきましては、現状では計画しておりませんが、実際に現地を確認しましたが、確かに暗いですし、また、ほかの施設なども参考とさせていただきながら、研究して、すぐにできるような電気をかえることで解消されるものか等も調べて、また、小さいお子さんが使用できるように工夫できるところは改善していきたいと思います。

清掃のほうですが、日々実施しており、清潔さは保たれておりますが、屋外トイレでもあり、どうしても水で流しますので、水がたまっていることがあります。清掃時におきましては、水たまりなどにはより一層気をつけるようにいたしたいと思います。また、それでも無理な場合は、水たまりを防げるような手だても必要かと考えますが、今後の改修の際には設備の利便性を向上させていきたいと考えております。

○議長（利根健二君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） 東側のトイレは、県が管理している道の駅のトイレです。おむつ交換台とトイレの明るさについての話は県のほうにもしています。県の意向では、おむつ交換台については古くてもまだ使える状態であるから、交換する予定はないということです。

あと、明るさについては、照明について県へLED化の話を一応しているところです。以上です。

○議長（利根健二君） 9番、村田珠美さん。

○9番（村田珠美君） 県のほうまで問い合わせさせていただいて、ありがとうございます。LED化を検討してくださっているということですので、ぜひまたプッシュをお願いしたいと思います。

問題の西側トイレなんですけれども、人感センサーがありますけど、このセンサーもやはり本当に暗くて、せんだっての同僚議員の質問でも、網膜色素変性症の方がいらっしゃったり、大変苦労しているとありました。こちらに認定されていない方も中にはたくさんいると思うんです。夜盲症であったり、目に疾患のある方もいらっしゃいますので、やはり入ってすぐ暗いというのはちょっと危険だと思います。トイレを安心・安全に使用していただくために、そこに行くまでに検討をというふうなこともございましたが、それまでの間でもLEDライトに交換をすることはどうでしょうか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 先ほども答弁させていただきましたが、電気をLEDとかに変更することで解消できるところはできるだけ早く検討して、対応できるところはしていきたいと考えております。

○議長（利根健二君） 9番、村田珠美さん。

○ 9 番（村田珠美君） 確かにそのとおりだと思います。経費の問題もございますし、利便性のいいトイレとは今現在、ちょっと思えないというところもあります。昨日も見にいったんですけれども、水たまりは余りなかったです。きつとしっかり水を切っていたかた、お掃除のほうも。お掃除は本当に一生懸命してくださっているのがよく分かります、毎回行くたびに。昨日改めて見直したんですけれども、一つの提案としてお聞きしていただきたいのが、今、洗面台がありまして、そこを右に入っていて2つのトイレがあると思うんですけれども、それを洗面台から真っすぐに切って2つに分ける。奥のトイレがなくて横に並ぶという形にすると、和式のトイレが洋式に変わるのではないかなというふうにも思いました。ぜひとも先ほど課長もおっしゃいましたが、研究をして、早期に対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

市長もこのトイレは御利用されたことがあると思いますが、女子のほうに入られたことはもちろんないでしょうけれども、トイレについての見解をお尋ねしてもよろしいでしょうか。

○議長（利根健二君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 早くできたトイレは小さくて、また和式が多くて、大変嫌だなと思っている方も多いんだろうと思うんです。特に、今の若い人であるとか、小さな子供たちは和式なんかではもうできないと、ましてや暗いところでは嫌だろうというふうに思います。そういうのを我慢されるということになると余りよろしいことではないし、地域にとっても、町にとっても、イメージを非常に悪くするということもありますので、全てをどんとやりますということになかなかないですけれども、今日御指摘いただいたところなんかについても、できる改善はまず急いでやると、そして、将来的には皆さんが気持ちよくトイレを使っていただけるような、スペースもやっぱり広くないともういけませんので、そのあたりも考えて、やり直すときには思い切ってやり直すというふうなこともしていかなきゃいけないだろうと思います。しっかり一つ一つですけれども、前進させていく決意でありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（利根健二君） 9番、村田珠美さん。

○ 9 番（村田珠美君） 市長のほうからトイレに対しての見解をいただきました。ぜひ市長の力も借りまして、改修を早期によろしくお願いしたいと思います。

資料の8番の写真を御覧ください。美良布、道の駅東側の休憩所のベンチでございます。こちらのほうもちょっと写真が小さいので分かりにくいとは思いますが、この端のほうがささくれていて、本当に危ない状態になっております。真ん中の写真はテーブルと椅子でございます。この椅子等が少しことごと動いたりして不安定なものもあります。右の写真は水色の椅子でございますが、これもいま一つ安定感がちょっと心配かなというふうに思いました。写真にはございませんが、その隣にどっしりとした木の椅子がございまして、こちらはすごく安定感があって、広いのでゆったり座れて休憩場所として

はいいのかなと思いました。

そこで、⑤の質問です。

道の駅東側にある道路に面した休憩所の椅子等も老朽化しています。随時改修の計画をしてほしいと思います。見解をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 村田議員の御質問にお答えいたします。

現在、集落活動センター美良布東側のあずまや内にあるベンチやテーブルについては、集落活動センター美良布で管理しております。令和２年度は香美森林組合の協力の下、ベンチ２台を新規に取り替えました。今後、損傷の激しいテーブルについては、各自撤去いたしまして、老朽化したものは順次取り替えていく予定となっております。

以上です。

○議長（利根健二君） ９番、村田珠美さん。

○９番（村田珠美君） 順次取替えをしてくださるというふうなことで、森林組合さんにまた提供していただけたらありがたいというところではありますね。

それで、このスペースの建物寄りで、昔は多分何か販売をしていたと思うんですけれども、そここのところのスペースに古い椅子などが積まれて、除けば休憩所が広くなって、すっきりとしてゆったりとしたスペースになると思うんですけれども、こちらのほうの整理をして、あそこの場所自体をゆとりのあるスペースにできないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

新しくベンチを２台造っておりますが、これは地域づくり支援員の手づくりで、ペンキを塗ったりとか、いろいろしております。その関係でちょっと椅子とか机をこっちへ寄せたりしておりました。また、その新しい椅子を外の集落活動センター美良布の南のほうに移行する予定になっておりますので、それをのけたらまた机とか椅子を順次配置したいと思っております。

また、先ほどの丸太の椅子でございますが、ちょっと不安定なところがあれば、DIYが得意な地域づくり支援員もおりますので、削ったり、不安定をなくすような形で、あとささくれているところはペンキとか、また、防腐剤を塗ったりとかして、修繕できるところは補修していきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） ９番、村田珠美さん。

○９番（村田珠美君） 香美市には木がたくさんあって材木もありますが、やはりものを大切にすることはSDGsにもつながりますので、ぜひそんなふうにしていただいて、あちらで休憩されている方々を見ると、本当にほのぼのとしたいい気持ちになりますので、できるだけ早いにゆったりしたスペースを確保できるようにお願いい

たしまして、私の質問を以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（利根健二君） 村田珠美さんの質問が終わりました。

昼食のため午後１時まで休憩いたします。

（午前１１時５３分 休憩）

（午後 １時００分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けてまいります。

１５番、爲近初男君。

○１５番（爲近初男君） 初めにちょっと文字の訂正をお願いしたいと思います。

最後のページの２の（１）、一番上です。防災会や消防士となっていますが、この「消防士」を「防災士」をお願いいたします。

○議長（利根健二君） 爲近議員、ちょっとマイクが遠いようですので。

○１５番（爲近初男君） １５番、市民クラブ、爲近初男です。通告に従い、質問をいたします。

まず、１、農林業の振興について質問をいたします。

① です。

１年前、２月定例会議におきまして、前農林課長は、農地所有者に今後の農地利用意向調査を実施したので、これを基に座談会を開催し、そこで見えてくる地域の実情に沿った支援を検討するとの答弁がありました。新型コロナウイルスにより、座談会は厳しかったのではと思われますが、地域の実情に沿った支援を検討したのか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えいたします。

令和元年１２月から順次実施いたしました、農地に関する意向調査は、農林水産省による人・農地プランの実質化に向けた取組の一環となり、意向調査の結果に基づき、今後の農地利用が見える化した地図を作成し、その地図に基づき、農業者、市、農業委員会、ＪＡ、土地改良区等の関係者で座談会を行い、今後、地域を中心となる経営体への農地の集約化に関する将来方針を具体的にしたものを実質化された人・農地プランとなります。

現在、香美市では、管内を旧町村単位の１３地区に分割し、令和３年３月現在で８地区の座談会が完了しております。残りの地区についても、今後順次座談会を開催する予定となっております。

このため、現状では地域の実情に沿った支援策の検討には至っておらず、全地区終了後に検討していくように考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 15番、爲近初男君。

○15番（爲近初男君） 13地区のうちの8地区は終えられたということですが、その8地区を終えられて、何か感じられたことがあれば簡単にお願ひしたいと思いますが。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

やはりどこでも多かった意見としてになりますが、高齢化の問題、後継者がいないといった問題、それから、若い人がそもそもいないといったこと、それから、今の農業では子供たちに継いでほしいとは言えないとかいった、地域によって様々であります、それを覚えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 15番、爲近初男君。

○15番（爲近初男君） なかなか厳しい状況が見えてくるんですけど、あと5地区残っちゃうということで、旧町村単位の13地区でやられちゃうということですね。この中で人・農地プランの実質化を図って、その後、集落で進めていくということだと思いますが、それをしっかり検討してもらって、今後の振興につなげてもらいたいと思います。今後の方針みたいな思ひをお願いします。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 先ほども申し上げましたように、全地区終了後に様々な意見もあると思いますので、できる限りの支援策を検討していくように考えます。

以上です。

○議長（利根健二君） 15番、爲近初男君。

○15番（爲近初男君） しっかり集落において意見を出していただいて、それをしっかり吸収していただいて、今後の対策につなげてもらいたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

②です。

中山間地域等直接支払制度は昨年から第5期目に入っております。21年目になっております。高齢化等によって厳しい現状が感じられます。令和3年度一般会計予算書の支払交付金額が前年より1割ほど減少しております。高齢化等により、この制度への参加者が減っていく中において、今後、少しずつ農地の管理ができなくなり、耕作放棄地ができてくるのではと心配をしていますが、どう対応していくのかをお聞ひいたします。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

中山間地域等直接支払交付金の参加集落数が、昨年度第4期末の89集落から、本年度第5期の開始時では78集落となり、11集落が減少しております。これに伴いまして、対象農用地は約56ヘクタール減少しております。参加を取りやめました農地がす



ぐに耕作放棄地になるとは限りませんが、将来的には耕作放棄地となる懸念がありますので、隣接する集落協定への参加を呼びかけたり、多面的機能支払交付金への参加の呼びかけなどを行うとともに、農業委員会のあっせん事業など、関係部署と連携に努めたいと考えます。

以上です。

○議長（利根健二君） 15番、爲近初男君。

○15番（爲近初男君） 協定が11集落減って、56ヘクタールのマイナスになっちゅうと、かなり厳しい15%とか、ちょっと10%を超えそうな感じですけど、これに対して、一昨日同僚議員によりイタドリ栽培の提案もありましたが、ほかにも有利な作物の栽培を広めていく等の対策も重要じゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

遊休農地を有効的に使う作物につきましては、情報収集を行うとともに、有効利用できるものがありましたら周知もしていきたいと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 15番、爲近初男君。

○15番（爲近初男君） ぜひ早急に取り組んでいただいて、何とか耕作放棄地、また、遊休農地が出ないような方向づけをよろしくお願いしたいと思います。

また、多面的機能支払交付金制度と併せての取組も進めていただきまして、地域全体で農地が守られるような集落づくりに取り組んでほしいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 中山間地域等直接支払交付金とともに、多面的機能支払交付金のほうも推進していくように考えますので、周知もしていきたいと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 15番、爲近初男君。

○15番（爲近初男君） よろしく申し上げます。

③です。

高知県は、脱炭素化の取組を加速させて、森林整備や木材需要の喚起を図るとしています。新規施策として、再造林の補助対象地に耕作放棄地を追加して、山林に近い放棄地に、成長が早く、30年ほどで伐期を迎えるコウヨウザンなどの樹木を植えて、新たな森林吸収源をつくり出す試みです。濱田知事は、この材をできればバイオマス発電の燃料に使って、再生可能エネルギーの拡大につなげるシナリオを描きたいとしています。県の方向性に対しての本市の対応をお聞きします。

また、樹木を植えるとき、住居地や優良農地の近くには植えないなど、地域住民の生活環境を悪化させない基本的なルールづくりが必要と思われますが、どうでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君）           お答えいたします。

議員の御指摘のとおり、高知県では脱炭素化の取組を推進するために、耕作放棄地への新規植栽を補助対象に追加して取り組むこととしております。

当市では、これまでも県の補助率の10分の9に対しまして、10分の1のかさ上げ支援を行っているため、新たな事業につきましても、これまでどおりの対応となる予定です。

また、県が想定していますのは、森林に隣接しており、周辺と一体的に管理できる耕作放棄地であり、事業の実施に当たっては住宅周辺への環境に配慮すること等についても周知を図っていくと伺っております。

以上です。

○議長（利根健二君）           15番、爲近初男君。

○15番（爲近初男君）           このコウヨウザンという樹木ですが、これは柱などの材木として使用できるのか、また、苗木の確保とか、香美市内の動きなんかが分かればお願いしたいと思います。

○議長（利根健二君）           農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君）           まず、苗木の確保につきましては、令和3年度に7,000本、令和4年度に7,000本のコンテナ苗を確保する予定とのことです。

なお、コウヨウザンに関する県の技術指針によりますと、ヘクタール当たり2,000本から3,000本を植栽し、建築用材の場合は30年、バイオマス燃料用では20年の伐期で伐採するとのことです。建築用材につきましては、20年で1回30%の間伐をするとのことです。

あと、御質問にありました、香美市の動きについてはちょっと把握できておりません。申し訳ございません。

以上です。

○議長（利根健二君）           15番、爲近初男君。

○15番（爲近初男君）           県としたら7,000本を確保してくれちゃうということで、20年でバイオマスの原料にはなり、結構成長が早いと分かりました。

植える場合に、隣接する土地の持ち主への相談とか、地域自治会への報告なども重要になると思いますし、また、移住なんかをされよう人は結構ど田舎が好きな人がおりまして、そういう環境があるところにはやっぱり自治会なんかの相談も受けて、慎重にやってもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（利根健二君）           農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君）           お答えいたします。

農業委員会では、新たに農地を購入したり、貸借する際の届出書類をお渡しする際に、水の管理のほか、地域の決まりごとに沿って耕作するよう申し添えておりますが、今後は周辺住民の方ともトラブルにならないよう、配慮していただくこともお願いしていき

ます。こういったことから、現状ではルール化の必要はないのではないかと考えています。

○議長（利根健二君） 15番、爲近初男君。

○15番（爲近初男君） 慎重にというか、周囲の住民の意見、そしてまた、自治会の許可も得ながら、慎重に取り組んでももらいたいと思います。よろしくお願いします。

④です。

日本は小麦や大豆、そして、飼料など、その大部分を海外に依存していて、カロリーベースの食料自給率は40%に達していません。海外では、新型コロナウイルス禍によって、食料の輸出規制や食肉工場の操業停止、物流の混乱などが生じています。食料の安全保障への関心が高まっております。また、異常気象による不作、戦争などの情勢によっては輸入が減少する可能性があります。そうすると、すぐに食料不足も予想されます。対応策をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

日本のカロリーベースの令和元年度食料自給率は38%となっておりまして、依然低い水準にあります。新型コロナウイルス感染症の拡大により、一部の輸出国において、昨年10月頃は穀物の輸出制限を実施しており、食料の安定供給について心配されるところでございますが、農林水産省は、食料品は十分な供給量、供給体制を確保しており、また、米や小麦の備蓄についても十分な量が確保されている。海外からの輸入が滞っていることもないと発表しております。現状では、政府と農林水産業関連、食品産業関連との連携が図られており、食料の供給が不足する心配はないと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 15番、爲近初男君。

○15番（爲近初男君） 畜産業界におきましては、大豆、小麦、トウモロコシとかいうもののほとんどが輸入されておる現状がありますが、そのところはどんなに捉えておりますか。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 畜産関連におきまして、現状では大丈夫というような認識でございます。

以上です。

○議長（利根健二君） 15番、爲近初男君。

○15番（爲近初男君） 今のところは大丈夫というような意見ですけど、自分としたら、食料自給率の向上に向けての積極的な取組が大切じゃないかと思うんですけど、市長はどういう見解をお持ちでしょうか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 先進国日本として、やっぱり一番心配されるのは資源の間

題とこの食料の問題だというふうに思います。日本がこれから世界の中での役割がもっともっと大きくなっていくというふうに思いますけれども、やはり自国の食料をきちっと調達できるような環境をつくっていかねばならない。海外の先進国、フランスを見ても、イギリスを見ても、やはり農業を非常に大事にしておるわけですね。そういうところを見ると、やはり議員が言われるように、少しこの日本については農業を国民の食料の確保という観点からすると、もう少し力を入れてほしいなという思いは私も大変よく分かるところであります。ともに力を合わせてまいりたいと思います。

○議長（利根健二君） 15番、爲近初男君。

○15番（爲近初男君） ぜひ市長の思いを全国に向けて発信してもらいたいと思います。

⑤です。

本市のユズの販売は玉での出荷を主体としていまして、昨年の玉の販売においてはまずまず順調にできましたが、全体の3割ほどは果汁用となります。この果汁用も重要な部分となっております。ユズの果汁においては、果汁用加工玉の豊作傾向が続いたことや、コロナ禍によって、ユズ果汁を使った製品の消費が減ったことなどから、果汁の在庫量が増えていまして、今後の状況を心配しています。何か対応策がないのか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

高知県と関係市町村とで組織する高知県ゆず振興対策協議会におきまして、コロナ禍により販売が低迷しているユズ青果及び加工品の需要回復、拡大を図るため、ユズ需要拡大緊急対策として、ユズ果汁販売拡大事業及び青果ユズ需要開拓事業を緊急的に実施しています。

今後関係機関が連携し、コロナ禍においても可能な販促活動を行い、需要喚起を図っていくということで、物部町のユズにおきましては、物部ユズ紹介動画をユーチューブで配信したり、県全体としましては、産地、料理方法を紹介する動画を配信、テレビ、新聞などで産地のPR、都市部の飲食店や小売店でユズ果汁を配布するなど、需要喚起を実施すると聞いております。

以上です。

○議長（利根健二君） 15番、爲近初男君。

○15番（爲近初男君） 関係機関と連携をしていただきまして、販売促進策を協議して、実行に移してもらいたいと思います。

ユズの後継者もぼつぼつではありますが、市外、そして、市内からも確保が徐々に行きそうな方向性もありますので、若い人たちに対しても何とか果汁の販売が順調にいきますように、よろしくお願いしたいと思います。

次に、2の防災の充実について質問します。

(1) です。

消防団、消防署の消防機関と、防災会や防災士との連携を今後どう図っていくのかをお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 消防長、宮地義之君。

○消防長（宮地義之君） お答えいたします。

自主防災組織や自治会などの会議、それと研修及び訓練などを通じて、災害発生前の備えや災害発生時の対応などについて、知識やスキルアップを図ることと併せまして、消防団等の各組織がより効率的な活動ができるよう、お互いの活動内容の理解を深めたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 15番、爲近初男君。

○15番（爲近初男君） それぞれ消防団、消防署、そしてまた、自主防災組織の防災会、防災士、この4つのお互いの守備範囲を確認するために研修や訓練が大事と思いますが、そのところはどうか考えておられますか。

○議長（利根健二君） 消防長、宮地義之君。

○消防長（宮地義之君） おっしゃるとおり、非常に大事なものと捉えております。消防学校の研修なども含めまして、機会があるごとに消防職員も参加して、住民と絡んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 15番、爲近初男君。

○15番（爲近初男君） 消火訓練であったり、また、応急手当の指導、そしてまた、防災会、防災士にそれが浸透するようにしてもらいたいですし、そのためには消防署員と消防団員の連携の下で先導してほしいと思いますが、どう考えますか。

○議長（利根健二君） 消防長、宮地義之君。

○消防長（宮地義之君） 消防職員の参加にも限界があると思いますので、消防団との連携を図りながら、できるだけ参加して一緒にやっていけるように努めたいと考えます。

以上です。

○議長（利根健二君） 15番、爲近初男君。

○15番（爲近初男君） 今後ともよろしくお願いいたします。

(2) です。

防災会や防災士に期待することをお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 消防長、宮地義之君。

○消防長（宮地義之君） 初期消火、応急救護、炊き出しの各訓練など、災害発生後の対応も重要ですが、住宅の耐震補強、家具の固定、感震ブレーカー、住宅用火災警報器の設置、非常持ち出し品の準備、飲料水、食料品の備蓄など、各家庭で被害軽

減の対策を進めていただくことを期待しています。

また、災害の危険が高まった場合は、早めの避難についても実践していただくとともに、それぞれの地域や職場などで普及、啓発に努めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 15番、爲近初男君。

○15番（爲近初男君） よろしく申し上げます。

防災会の活動は、精力的に取り組んでいる防災会もあれば、そうでないところもあると思います。防災士においても同じことが言えるのではないかと思います。まず、一人一人が当事者であるという意識を強く持って、防災訓練に取り組んでもらえれば、いざというときに効果が出ると思われそうですが、どう感じておられますか。

○議長（利根健二君） 消防長、宮地義之君。

○消防長（宮地義之君） 確かに団体によって温度差はあっていると感じております。担当しております防災対策課との連携をとりまして、できるだけ参加を消防のほうもしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 15番、爲近初男君。

○15番（爲近初男君） 消防機関が現場に来るまで防災会、防災士が初期消火やけが人の救出などに当たってもらうことにより、被害を大きく減らすことができます。防災会、防災士の皆さんには頑張ってもらいたいと思いますが、どう感じられていますか。

○議長（利根健二君） 消防長、宮地義之君。

○消防長（宮地義之君） 特に震災時を想定した場合に、消防車両が現場に到着できる可能性が低い場所や、あるいは対応できないことが多々想像されます。そんなときに、特に地元の防災士や自主防災組織の活躍が重要になってくると考えておりますので、そういう危機感も分かっているような接し方をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 15番、爲近初男君。

○15番（爲近初男君） 今後ともよろしくお願いいたします。

（3）です。

以下の事項について、100%の実施に向けての取組をお聞きいたします。

①です。

地震による家具の転倒を防ぐための家具の固定は非常に重要ですが、その現状をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 家具転倒防止等対策費補助金事業を平成25年度より開始し、これまでに53件の補助を行ってきております。

実績としましては、年間約7件と制度利用は進んでおりませんが、実際には補

助申請を行わず、自ら家具転倒防止対策を行っている世帯もあると考えられます。

昨年の7月広報では防災特集に家具転倒防止対策の重要性を掲載し、反応がありましたので、今後も継続して啓発を行い、家具転倒防止など、地震対策の向上に努めたいと考えております。

○議長（利根健二君） 15番、爲近初男君。

○15番（爲近初男君） 予算がちょっと余りぎみというか、余っちゅう状況もあるようですが、家に入って設置するのがちょっと気が引ける人もいるんじゃないかと思いますが、そんな場合親しい防災会の人とか、防災士に頼むなど、工夫をしてもらえればと思いますが、どうでしょうか。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 今年度の実績としまして、購入が8件で、取付け、シルバーさんに取り付けてもらっていますけれども、取付けを頼んだのが2件でございます。議員がおっしゃいましたとおり、顔見知りの地元の防災会や防災士さんに御協力いただければまた設置率も上がるかと思しますので、また機会がありましたら相談させていただきたいと考えます。

○議長（利根健二君） 15番、爲近初男君。

○15番（爲近初男君） またよろしくお願いします。  
次、②です。

阪神淡路大震災によって、神戸市内で亡くなった人の95%以上の人が建物の崩壊の影響で亡くなっています。また、昭和56年以前の建物被害が多く発生しているということからも、住宅の耐震補強は重要と思いますが、本市の状況をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 住宅耐震改修補助事業につきましては、香美市耐震改修促進計画第2期に基づいて実施しております。同計画におきまして、平成30年度末時点の耐震化率は61%となっており、今後令和7年度末に75%とすることを目標としております。

耐震工事件数の実績といたしましては、昨年度67棟、今年度は60棟、そして、来年度の耐震化件数は60棟程度を見込んでおります。

また、住宅耐震化を促進するために、本年1月19日から26日には本庁1階の市民ホールにおいて、住宅耐震化啓発パネル展を行っております。

今後も啓発活動とともに、国や県の補助事業を最大限活用しながら、住宅耐震化率の向上に努めたいと考えております。

○議長（利根健二君） 15番、爲近初男君。

○15番（爲近初男君） 途中で予算がもうなくなるというか、応募が多くなるということですが、件数を増やすには、県にもう少し頑張っていただいて、予算を上げてもらったらえいのじゃないやろうかと思いますが、この木造住宅とそうでないものの割合

というのが分かれば簡単に。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） ちょっと手元に資料がございませんけれども、100%ではないかもしれませんが、ほぼほぼ木造住宅だと考えられます。

○議長（利根健二君） 15番、爲近初男君。

○15番（爲近初男君） それでは、③です。

住宅用火災報知機と感電ブレーカー（後に「感震ブレーカー」と訂正あり）の設置についての現状をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 消防長、宮地義之君。

○消防長（宮地義之君） 住宅用火災警報器について、お答えいたします。

住宅用火災警報器については、全国平均の設置率が82%に比べまして、高知県は70%ということで、全国47都道府県のうち45位という低い設置率となっております。適宜広報誌や香美市のホームページなどに掲載をして、設置率が上がるように努めてはいておりますけれども、なかなか結果が伴っていない状況であります。

今後は、県内の設置率の高い消防本部などに取組の問合せをいたしまして、実践可能なものがあれば実施をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 感電ブレーカー（後に「感震ブレーカー」と訂正あり）の設置につきましては、香美市地震火災対策計画に基づいて実施しております。同計画では、土佐山田町百石町1丁目から西本町5丁目までの地区の中で、特に木造住宅が密集している地区を地震火災対策重点推進地区として指定し、各世帯に感震ブレーカーの無料配布及び設置補助を行っており、重点推進地区における感震ブレーカーの普及率は現在60%でございます。

引き続き自治会、自主防災会に協力していただき、配布していきたいと考えております。

○議長（利根健二君） 課長、「感震ブレーカー」ですね、感電と。

○防災対策課長（一圓幹生君） 済みません、「感震ブレーカー」です。

○議長（利根健二君） 15番、爲近初男君。

○15番（爲近初男君） 火災警報器を設置することによりまして死者は半減すると言われております。警報器を市からいただいて、もうちょうど10年ぐらいになると思うんですけど、電池の寿命は10年とされておりますので、今が交換期と思われます。年に2回、春と秋に火災予防運動があるんですけど、そのときにはまた順調に動くのか、そういうことも大事ではないかと思えます。

10年以上経過すると、本体内部の電子部品の劣化によりまして感知しなくなることもあると言われております。消防庁は連動型の火災警報器を勧めております。これは火



災を感知した警報器だけでなく、全ての警報器が警報を発するものですが、消防署としての対応はどうでしょうか。

○議長（利根健二君） 消防長、宮地義之君。

○消防長（宮地義之君） 私的な考えにはなりますけれども、まずは条例に適合した場所に適合する住宅用火災警報器を設置していただくということをお願いいたします。

なお、連動型については、その部屋以外の部屋で感知した場合も、連携がとれているほかの全ての住宅用火災警報器が同時に鳴りますので、いち早く火災、あるいは火災の疑いの発見ができるというメリットがあります。購入の際には、そういう部分も考えて購入していただければと思いますが、通常のものよりは金額的には高くなります。

以上です。

○議長（利根健二君） 15番、爲近初男君。

○15番（爲近初男君） また指導なり、よろしくお願いいたします。

感電ブレーカー（後に「感震ブレーカー」と訂正あり）は地区を定めて無料配布してくれたということですが、東日本大震災では電気器具の転倒による火災と、停電後の電気復旧時に火災が発生する通電火災が多発したと言われております。火災の6割以上を占めていると言われております。

千葉市においては、簡易タイプの感震ブレーカーの設置補助を行っております。経費の2分の1、上限を3,000円としていまして、400世帯分の予算を組んでおります。全国多くの自治体で支援制度を構えてやっております。高知県内でも香南市や高知市など、6つの自治体が行っていますので検討してほしいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（利根健二君） 爲近議員、「感電ブレーカー」じゃなくて「感震ブレーカー」です。

○15番（爲近初男君） 「感震ブレーカー」でお願いします。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 近隣の市町村で数あるということですので、また検討していきたいと考えます。

○議長（利根健二君） 15番、爲近初男君。

○15番（爲近初男君） よろしく申し上げます。

3番です。

トイレの設置を質問いたします。

1年前、2月定例会議におきまして、住民の方からの要望があり、山田堰下流堤防沿いにトイレの設置ができないかということを質問しましたが、その後、舟入小学校、楠目小学校の校長先生からも望む声がありました。現在の状況をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

前回要望後ですが、河川管理者である国土交通省高知河川国道事務所と協議を行いました。また、担当レベルで協議も随時行っていますが、用地等の問題や給排水設備の兼ね合いもあり、進んでいないのが実情です。

本来、河川区域内を市が土地を占用し、市にて施工となりますが、財源等の問題もあり、市にての施工は管理も含めて難しいと考えています。

現在、取りまとめ予定の物部川水系流域治水プロジェクトにて、緊急避難場所や応急対策を実施するための活動拠点として、防災ステーション整備の必要性も検討しています。今後、その中でトイレや防災倉庫などを検討し、要望できればと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 15番、爲近初男君。

○15番（爲近初男君） 野外学習をしたくてもトイレがないために実施できない、また、住民の方が物部川に親しむ機会にトイレ設置の必要性が高いと思われる中で、実現に向けて動き出せるように、前進するように何とぞよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（利根健二君） 爲近初男君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで終了いたします。

次の会議は3月12日午前9時から開会いたします。

（午後 1時46分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 3 年 香 美 市 議 会 定 例 会

3 月 定 例 会 議 会 議 録 （ 第 5 号 ）

令和 3 年 3 月 1 2 日 金 曜 日

令和３年香美市議会定例会３月定例会議会議録（第５号）

招集年月日 令和３年３月１日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 ３月１２日金曜日（審議期間第１２日） 午前 ９時００分宣告

出席の議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| １番  | 萩 野 義 和 | １２番 | 濱 田 百合子 |
| ２番  | 山 口 学   | １３番 | 山 崎 龍太郎 |
| ３番  | 舟 谷 千 幸 | １４番 | 大 岸 眞 弓 |
| ４番  | 依 光 美代子 | １５番 | 爲 近 初 男 |
| ５番  | 笹 岡 優   | １６番 | 山 本 芳 男 |
| ６番  | 森 田 雄 介 | １７番 | 比与森 光 俊 |
| ７番  | 久 保 和 昭 | １８番 | 小 松 紀 夫 |
| ９番  | 村 田 珠 美 | １９番 | 甲 藤 邦 廣 |
| １０番 | 島 岡 信 彦 | ２０番 | 利 根 健 二 |
| １１番 | 山 崎 晃 子 |     |         |

欠席の議員

８番 小 松 孝

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

|           |         |            |         |
|-----------|---------|------------|---------|
| 市 長       | 法光院 晶 一 | 建 設 課 長    | 井 上 雅 之 |
| 副 市 長     | 今 田 博 明 | 農 林 課 参 事  | 澤 田 修 一 |
| 総 務 課 長   | 川 田 学   | 農 林 課 長    | 川 島 進   |
| 企画財政課長    | 佐 竹 教 人 | 商工観光課長     | 竹 崎 澄 人 |
| 定住推進課長    | 中 山 繁 美 | 環境上下水道課長   | 明 石 満 雄 |
| 防災対策課長    | 一 圓 幹 生 | 管 財 課 長    | 和 田 雅 充 |
| 税務収納課長    | 明 石 清 美 | 会計管理者兼会計課長 | 萩 野 貴 子 |
| 市民保険課長    | 植 田 佐 智 | 《香北支所》     |         |
| 健康介護支援課参事 | 横 山 和 彦 | 支 所 長      | 前 田 哲 夫 |
| 健康介護支援課長  | 宗 石 こずゑ | 《物部支所》     |         |
| 福祉事務所長    | 中 山 泰 仁 | 支 所 長      | 近 藤 浩 伸 |

【教育委員会部局】

|         |         |          |         |
|---------|---------|----------|---------|
| 教 育 長   | 時 久 恵 子 | 教育振興課長   | 公 文 薫   |
| 教 育 次 長 | 秋 月 建 樹 | 生涯学習振興課長 | 黍 原 美貴子 |

【消防部局】

消 防 長 宮 地 義 之

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

**職務のため会議に出席した者の職氏名**

議 会 事 務 局 長 猪 野 高 廣 議 会 事 務 局 書 記 横 田 恵 子

議 会 事 務 局 書 記 大 和 正 明

**市長提出議案の題目**

- |     |      |                                                    |
|-----|------|----------------------------------------------------|
| 議案第 | 6 号  | 令和 3 年度香美市一般会計予算                                   |
| 議案第 | 7 号  | 令和 3 年度香美市簡易水道事業特別会計予算                             |
| 議案第 | 8 号  | 令和 3 年度香美市公共下水道事業特別会計予算                            |
| 議案第 | 9 号  | 令和 3 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算                      |
| 議案第 | 10 号 | 令和 3 年度香美市農業集落排水事業特別会計予算                           |
| 議案第 | 11 号 | 令和 3 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算                       |
| 議案第 | 12 号 | 令和 3 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算                       |
| 議案第 | 13 号 | 令和 3 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算                   |
| 議案第 | 14 号 | 令和 3 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算                            |
| 議案第 | 15 号 | 令和 3 年度香美市水道事業会計予算                                 |
| 議案第 | 17 号 | 令和 2 年度香美市一般会計補正予算（第 14 号）                         |
| 議案第 | 18 号 | 令和 2 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）                    |
| 議案第 | 19 号 | 令和 2 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）                   |
| 議案第 | 20 号 | 令和 2 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）             |
| 議案第 | 21 号 | 令和 2 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）              |
| 議案第 | 22 号 | 令和 2 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）                   |
| 議案第 | 23 号 | 香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 24 号 | 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について                         |
| 議案第 | 25 号 | 香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について            |
| 議案第 | 26 号 | 香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について     |
| 議案第 | 27 号 | 香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について           |
| 議案第 | 28 号 | 香美市予防接種健康被害調査委員会条例の制定について                          |
| 議案第 | 29 号 | 香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計条例を廃止する条例の制定について               |
| 議案第 | 30 号 | 香美市立大栃診療所の指定管理者の指定について                             |

- 議案第 31号 香美市地域交流施設の指定管理者の指定について
- 議案第 32号 平山木工所の指定管理者の指定について
- 議案第 33号 美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定について
- 議案第 34号 香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定について
- 議案第 35号 香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について
- 議案第 36号 香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定について
- 議案第 37号 香美市楠目小学校第二児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 38号 香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定について
- 議案第 39号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
- 議案第 40号 大井平体験実習館の指定管理者の指定について
- 議案第 41号 香南香美地区障害者自立支援審査会共同設置規約の変更について

#### 議員提出議案の題目

なし

#### 議事日程

##### 令和3年香美市議会定例会3月定例会議事日程

(審議期間第12日目 日程第5号)

令和3年3月12日(金) 午前9時開議

- |       |     |     |                                    |
|-------|-----|-----|------------------------------------|
| 日程第1  | 議案第 | 6号  | 令和3年度香美市一般会計予算                     |
| 日程第2  | 議案第 | 7号  | 令和3年度香美市簡易水道事業特別会計予算               |
| 日程第3  | 議案第 | 8号  | 令和3年度香美市公共下水道事業特別会計予算              |
| 日程第4  | 議案第 | 9号  | 令和3年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算        |
| 日程第5  | 議案第 | 10号 | 令和3年度香美市農業集落排水事業特別会計予算             |
| 日程第6  | 議案第 | 11号 | 令和3年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算         |
| 日程第7  | 議案第 | 12号 | 令和3年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算         |
| 日程第8  | 議案第 | 13号 | 令和3年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算     |
| 日程第9  | 議案第 | 14号 | 令和3年度香美市後期高齢者医療特別会計予算              |
| 日程第10 | 議案第 | 15号 | 令和3年度香美市水道事業会計予算                   |
| 日程第11 | 議案第 | 17号 | 令和2年度香美市一般会計補正予算(第14号)             |
| 日程第12 | 議案第 | 18号 | 令和2年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)        |
| 日程第13 | 議案第 | 19号 | 令和2年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)       |
| 日程第14 | 議案第 | 20号 | 令和2年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) |

|       |     |     |                                                    |
|-------|-----|-----|----------------------------------------------------|
| 日程第15 | 議案第 | 21号 | 令和2年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）                  |
| 日程第16 | 議案第 | 22号 | 令和2年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）                       |
| 日程第17 | 議案第 | 23号 | 香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第 | 24号 | 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について                         |
| 日程第19 | 議案第 | 25号 | 香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について            |
| 日程第20 | 議案第 | 26号 | 香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について     |
| 日程第21 | 議案第 | 27号 | 香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について           |
| 日程第22 | 議案第 | 28号 | 香美市予防接種健康被害調査委員会条例の制定について                          |
| 日程第23 | 議案第 | 29号 | 香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計条例を廃止する条例の制定について               |
| 日程第24 | 議案第 | 30号 | 香美市立大栃診療所の指定管理者の指定について                             |
| 日程第25 | 議案第 | 31号 | 香美市地域交流施設の指定管理者の指定について                             |
| 日程第26 | 議案第 | 32号 | 平山木工所の指定管理者の指定について                                 |
| 日程第27 | 議案第 | 33号 | 美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定について                         |
| 日程第28 | 議案第 | 34号 | 香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定について                           |
| 日程第29 | 議案第 | 35号 | 香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について                         |
| 日程第30 | 議案第 | 36号 | 香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定について                           |
| 日程第31 | 議案第 | 37号 | 香美市楠目小学校第二児童クラブの指定管理者の指定について                       |
| 日程第32 | 議案第 | 38号 | 香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定について                  |
| 日程第33 | 議案第 | 39号 | 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について                         |
| 日程第34 | 議案第 | 40号 | 大井平体験実習館の指定管理者の指定について                              |
| 日程第35 | 議案第 | 41号 | 香南香美地区障害者自立支援審査会共同設置規約の変更について                      |

#### 会議録署名議員

12番、濱田百合子君、13番、山崎龍太郎君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

## 議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（利根健二君） ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

報告します。8番、小松 孝君は、欠席という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

これから議案質疑を行います。

日程第1、議案第6号、令和3年度香美市一般会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、議案第7号、令和3年度香美市簡易水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、議案第8号、令和3年度香美市公共下水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第9号、令和3年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、議案第10号、令和3年度香美市農業集落排水事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、議案第11号、令和3年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、議案第12号、令和3年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8、議案第13号、令和3年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。



「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 9、議案第 14 号、令和 3 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 10、議案第 15 号、令和 3 年度香美市水道事業会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 11、議案第 17 号、令和 2 年度香美市一般会計補正予算（第 14 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 12、議案第 18 号、令和 2 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 13、議案第 19 号、令和 2 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 14、議案第 20 号、令和 2 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 15、議案第 21 号、令和 2 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 16、議案第 22 号、令和 2 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 17、議案第 23 号、香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第１８、議案第２４号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第１９、議案第２５号、香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２０、議案第２６号、香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２１、議案第２７号、香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２２、議案第２８号、香美市予防接種健康被害調査委員会条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２３、議案第２９号、香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計条例を廃止する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２４、議案第３０号、香美市立大栃診療所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２５、議案第３１号、香美市地域交流施設の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２６、議案第３２号、平山木工所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２７、議案第３３号、美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２８、議案第３４号、香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２９、議案第３５号、香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３０、議案第３６号、香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３１、議案第３７号、香美市楠目小学校第二児童クラブの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３２、議案第３８号、香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３３、議案第３９号、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３４、議案第４０号、大井平体験実習館の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３５、議案第４１号、香南香美地区障害者自立支援審査会共同設置規約の変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、日程第１、議案第６号から日程第３５、議案第４１号までの質疑は全て終わりました。各案件は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りします。付託しました案件は、３月２３日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、付託案件は、３月２３日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終わりました。

次の本会議は３月２４日午前９時３０分に開きます。

本日はこれで終了いたします。

（午前 ９時１２分 散会）

地方自治法第１２３条第２項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 3 年 香 美 市 議 会 定 例 会

3 月 定 例 会 議 会 議 録 （ 第 6 号 ）

令和 3 年 3 月 2 4 日 水 曜 日

令和３年香美市議会定例会３月定例会議会議録（第６号）

招集年月日 令和３年３月１日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 ３月２４日水曜日（審議期間第２４日） 午前 ９時４２分宣告

出席の議員

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| １番  | 萩野義和  | １２番 | 濱田百合子 |
| ２番  | 山口学   | １３番 | 山崎龍太郎 |
| ３番  | 舟谷千幸  | １４番 | 大岸真弓  |
| ４番  | 依光美代子 | １５番 | 爲近初男  |
| ５番  | 笹岡優   | １６番 | 山本芳男  |
| ６番  | 森田雄介  | １７番 | 比与森光俊 |
| ７番  | 久保和昭  | １８番 | 小松紀夫  |
| ９番  | 村田珠美  | １９番 | 甲藤邦廣  |
| １０番 | 島岡信彦  | ２０番 | 利根健二  |
| １１番 | 山崎晃子  |     |       |

欠席の議員

８番 小松孝

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

|           |       |            |      |
|-----------|-------|------------|------|
| 市長        | 法光院晶一 | 建設課長       | 井上雅之 |
| 副市長       | 今田博明  | 農林課参事      | 澤田修一 |
| 総務課長      | 川田学   | 農林課長       | 川島進  |
| 企画財政課長    | 佐竹教人  | 商工観光課長     | 竹崎澄人 |
| 定住推進課長    | 中山繁美  | 環境上下水道課長   | 明石満雄 |
| 防災対策課長    | 一圓幹生  | 管財課長       | 和田雅充 |
| 税務収納課長    | 明石清美  | 会計管理者兼会計課長 | 萩野貴子 |
| 市民保険課長    | 植田佐智  | 《香北支所》     |      |
| 健康介護支援課参事 | 横山和彦  | 支所長        | 前田哲夫 |
| 健康介護支援課長  | 宗石こずゑ | 《物部支所》     |      |
| 福祉事務所長    | 中山泰仁  | 支所長        | 近藤浩伸 |

【教育委員会部局】

|      |      |          |       |
|------|------|----------|-------|
| 教育長  | 時久恵子 | 教育振興課長   | 公文薫   |
| 教育次長 | 秋月建樹 | 生涯学習振興課長 | 黍原美貴子 |

【消防部局】

消防長 宮地義之

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

**職務のため会議に出席した者の職氏名**

|               |         |               |         |
|---------------|---------|---------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長   | 猪 野 高 廣 | 議 会 事 務 局 書 記 | 横 田 恵 子 |
| 議 会 事 務 局 書 記 | 大 和 正 明 | 議 会 事 務 局 書 記 | 中 村 友 紀 |

**市長提出議案の題目**

- |     |      |                                                    |
|-----|------|----------------------------------------------------|
| 議案第 | 6 号  | 令和 3 年度香美市一般会計予算                                   |
| 議案第 | 7 号  | 令和 3 年度香美市簡易水道事業特別会計予算                             |
| 議案第 | 8 号  | 令和 3 年度香美市公共下水道事業特別会計予算                            |
| 議案第 | 9 号  | 令和 3 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算                      |
| 議案第 | 10 号 | 令和 3 年度香美市農業集落排水事業特別会計予算                           |
| 議案第 | 11 号 | 令和 3 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算                       |
| 議案第 | 12 号 | 令和 3 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算                       |
| 議案第 | 13 号 | 令和 3 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算                   |
| 議案第 | 14 号 | 令和 3 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算                            |
| 議案第 | 15 号 | 令和 3 年度香美市水道事業会計予算                                 |
| 議案第 | 17 号 | 令和 2 年度香美市一般会計補正予算（第 14 号）                         |
| 議案第 | 18 号 | 令和 2 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）                    |
| 議案第 | 19 号 | 令和 2 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）                   |
| 議案第 | 20 号 | 令和 2 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）             |
| 議案第 | 21 号 | 令和 2 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）              |
| 議案第 | 22 号 | 令和 2 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）                   |
| 議案第 | 23 号 | 香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 24 号 | 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について                         |
| 議案第 | 25 号 | 香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について            |
| 議案第 | 26 号 | 香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について     |
| 議案第 | 27 号 | 香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について           |
| 議案第 | 28 号 | 香美市予防接種健康被害調査委員会条例の制定について                          |
| 議案第 | 29 号 | 香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計条例を廃止する条例の制定について               |
| 議案第 | 30 号 | 香美市立大栃診療所の指定管理者の指定について                             |

- 議案第 31号 香美市地域交流施設の指定管理者の指定について
- 議案第 32号 平山木工所の指定管理者の指定について
- 議案第 33号 美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定について
- 議案第 34号 香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定について
- 議案第 35号 香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について
- 議案第 36号 香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定について
- 議案第 37号 香美市楠目小学校第二児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 38号 香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定について
- 議案第 39号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
- 議案第 40号 大井平体験実習館の指定管理者の指定について
- 議案第 41号 香南香美地区障害者自立支援審査会共同設置規約の変更について
- 議案第 42号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 43号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 44号 市有財産の無償貸付けについて

#### 議員提出議案の題目

- 発議第 1号 香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 発議第 2号 協働・参画調査研究特別委員会の廃止について
- 意見書案第 1号 オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書の提出について
- 意見書案第 2号 新たな感染症発生の危険性に備え、ワクチンや治療薬等の研究・開発を強化するよう求める意見書の提出について
- 意見書案第 3号 効果的な税制の見直しで、長引くコロナ危機を乗り越える有効な手立てを講じることを求める意見書の提出について
- 意見書案第 4号 75歳以上の医療費の窓口負担増を行わないよう求める意見書の提出について

#### 議事日程

令和3年香美市議会定例会3月定例会議議事日程

(審議期間第24日目 日程第6号)

令和3年3月24日(水) 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第 6号 令和3年度香美市一般会計予算
- 日程第2 議案第 7号 令和3年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第3 議案第 8号 令和3年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第4 議案第 9号 令和3年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算



|       |     |       |                                                    |
|-------|-----|-------|----------------------------------------------------|
| 日程第 5 | 議案第 | 1 0 号 | 令和 3 年度香美市農業集落排水事業特別会計予算                           |
| 日程第 6 | 議案第 | 1 1 号 | 令和 3 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算                       |
| 日程第 7 | 議案第 | 1 2 号 | 令和 3 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算                       |
| 日程第 8 | 議案第 | 1 3 号 | 令和 3 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算                   |
| 日程第 9 | 議案第 | 1 4 号 | 令和 3 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算                            |
| 日程第10 | 議案第 | 1 5 号 | 令和 3 年度香美市水道事業会計予算                                 |
| 日程第11 | 議案第 | 1 7 号 | 令和 2 年度香美市一般会計補正予算（第 1 4 号）                        |
| 日程第12 | 議案第 | 1 8 号 | 令和 2 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）                    |
| 日程第13 | 議案第 | 1 9 号 | 令和 2 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）                   |
| 日程第14 | 議案第 | 2 0 号 | 令和 2 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）             |
| 日程第15 | 議案第 | 2 1 号 | 令和 2 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）              |
| 日程第16 | 議案第 | 2 2 号 | 令和 2 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）                   |
| 日程第17 | 議案第 | 2 3 号 | 香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第 | 2 4 号 | 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について                         |
| 日程第19 | 議案第 | 2 5 号 | 香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について            |
| 日程第20 | 議案第 | 2 6 号 | 香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について     |
| 日程第21 | 議案第 | 2 7 号 | 香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について           |
| 日程第22 | 議案第 | 2 8 号 | 香美市予防接種健康被害調査委員会条例の制定について                          |
| 日程第23 | 議案第 | 2 9 号 | 香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計条例を廃止する条例の制定について               |
| 日程第24 | 議案第 | 3 0 号 | 香美市立大栃診療所の指定管理者の指定について                             |
| 日程第25 | 議案第 | 3 1 号 | 香美市地域交流施設の指定管理者の指定について                             |
| 日程第26 | 議案第 | 3 2 号 | 平山木工所の指定管理者の指定について                                 |
| 日程第27 | 議案第 | 3 3 号 | 美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定について                         |
| 日程第28 | 議案第 | 3 4 号 | 香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定について                           |
| 日程第29 | 議案第 | 3 5 号 | 香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について                         |

- 日程第30 議案第 36号 香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第 37号 香美市楠目小学校第二児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第 38号 香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第 39号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第 40号 大井平体験実習館の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第 41号 香南香美地区障害者自立支援審査会共同設置規約の変更について
- 日程第36 議案第 42号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第 43号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議案第 44号 市有財産の無償貸付けについて
- 日程第39 発議第 1号 香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第40 発議第 2号 協働・参画調査研究特別委員会の廃止について
- 日程第41 意見書案第 1号 オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書の提出について
- 日程第42 意見書案第 2号 新たな感染症発生の危険性に備え、ワクチンや治療薬等の研究・開発を強化するよう求める意見書の提出について
- 日程第43 意見書案第 3号 効果的な税制の見直しで、長引くコロナ危機を乗り越える有効な手立てを講じることを求める意見書の提出について
- 日程第44 意見書案第 4号 75歳以上の医療費の窓口負担増を行わないよう求める意見書の提出について

日程第45 議員派遣の件

#### 会議録署名議員

12番、濱田百合子君、13番、山崎龍太郎君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

## 議事の経過

(午前 9時42分 開議)

○議長（利根健二君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に御報告いたします。8番、小松 孝君は、欠席という連絡がありました。

初めに、本日開催されました議会運営委員会の協議結果につきまして、議会運営委員会委員長、比与森光俊君から協議結果報告書が提出されていますので、御覧いただきたいと思います。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、議案第6号、令和3年度香美市一般会計予算から日程第35、議案第41号、香南香美地区障害者自立支援審査会共同設置規約の変更についてまで、以上35件を一括議題といたします。

初めに、3月12日、15日、16日、23日に開催されました、予算決算・総務・教育厚生・産業建設常任委員会での審査結果は、お手元にお配りしました委員長報告のとおりです。

これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第1、議案第6号から日程第10、議案第15号までの10件を一括して採決を行います。

以上10議案に対する委員長の報告は可決であります。10議案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、議案第6号外9件は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第17号、令和2年度香美市一般会計補正予算（第14号）を採決いたします。

「議長」という声あり

○議長（利根健二君） 15番、爲近初男君。

○15番（爲近初男君） 修正動議を提出させていただきます。

○議長（利根健二君） ただいま修正動議が提出されましたので、その写しを配付い

たします。

暫時休憩といたします。

(午前 9時45分 休憩)

(修正動議を配付)

(午前 9時46分 再開)

○議長(利根健二君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第17号に対し、爲近初男君外5人から、お手元に配付しました修正動議が提出されました。この動議は2人以上の発議者がありますので成立いたします。したがって、これを原案と併せて議題といたします。

初めに、修正案提出者の説明を求めます。15番、爲近初男君。

○15番(爲近初男君) 修正動議を提出させていただきます。

令和3年3月24日、香美市議会議長 利根健二殿

発議者 香美市議会議員 爲近初男、賛成者 同 笹岡 優、賛成者 同 小松紀夫、賛成者 同 比与森光俊、賛成者 同 山崎晃子、賛成者 同 依光美代子

議案第17号令和2年度香美市一般会計補正予算(第14号)に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び香美市議会会議規則第17条の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

議案第17号令和2年度香美市一般会計補正予算(第14号)に対する修正案

議案第17号令和2年度香美市一般会計補正予算(第14号)の一部を次のように修正する。

第1条中「993,973千円」を「998,117千円」に、「22,484,813千円」を「22,480,669千円」に改める。

第1表 歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

まず、歳入歳出予算補正の歳入、19款、繰入金、1項、繰入金の補正額1億5,256万9,000円の減額を1億5,671万3,000円の減額に改め、補正後の計10億4,946万4,000円(後に「10億7,946万4,000円」と訂正あり)を10億7,532万円に改める。これにより、補正額の歳入合計9億9,397万3,000円の減額を9億9,811万7,000円の減額に改め、補正後の計224億8,481万3,000円を224億8,066万9,000円に改める。

次に、歳出、2款、総務費、1項、総務管理費の補正額1億5,328万6,000円の減額を1億5,356万9,000円の減額に改め、補正後の計50億1,372万5,000円を50億1,344万2,000円に改める。これにより、2款、総務費の補正額1億5,828万6,000円の減額を1億5,856万9,000円の減額に改め、補正後の計52億9,280万1,000円を52億9,251万8,000円に改める。

次に、3款、民生費、1項、社会福祉費の補正額847万4,000円を461万

3,000円に改め、補正後の計30億2,720万9,000円を30億2,334万8,000円に改める。これにより、3款、民生費の補正額8,430万7,000円の減額を8,816万8,000円の減額に改め、補正後の計64億5,208万2,000円を64億4,822万1,000円に改める。

最後に、補正額の歳出合計9億9,397万3,000円の減額を9億9,811万7,000円の減額に改め、補正後の計224億8,481万3,000円を224億8,066万9,000円に改める。

なお、詳細につきましては、添付してある令和2年度香美市一般会計補正予算（第14号）修正に関する説明書を御参照ください。

修正案提出の理由につきましては、本市と社会福祉法人香美市社会福祉協議会との間で締結した、業務委託契約の中に課されるべき消費税相当額が含まれていなかったことにより、市に転嫁されるべき消費税及び過年度分に対する加算延滞税のうち、過年度分に対する加算延滞税については、本市の認識不足による責任もありますが、消費税の納税義務のある事業者側にも責任があり、それを全額市民負担とする予算案は市民の理解が得られないと考え、加算延滞税分を削除するものです。

御審議よろしくお願いいたします。

【修正動議 巻末に掲載】

○議長（利根健二君） 休憩します。  
（午前 9時54分 休憩）  
（午前 9時55分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○15番（爲近初男君） 訂正をお願いしたいと思います。

歳入歳出予算補正の歳入で、補正後の計を「10億4,946万4,000円」と発言したみたいですので、これを「10億7,946万4,000円」に訂正をお願いいたします。

以上です。

○議長（利根健二君） 修正案の説明が終わりました。

これより、修正案に対する質疑を行います。

発議者への質疑及び確認等のため執行部への質疑も許可いたします。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで修正案に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第１７号を採決いたします。

まず、原案に対する爲近初男君外５人から提出されました修正案について採決いたします。

修正案に賛成の方は起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、修正案は、可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案を採決いたします。

修正部分を除いたほかの部分について、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、修正議決した部分を除くそのほかの部分は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１８号から議案第４１号までの２４件を一括して採決いたします。

以上２４議案に対する委員長の報告は可決であります。２４議案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、議案第１８号外２３件は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。日程第３６、議案第４２号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第４４、意見書案第４号、７５歳以上の医療費の窓口負担増を行わないよう求める意見書の提出についてまでの９件は、追加案件であります。会議規則第３７条第３項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、日程第３６、議案第４２号から日程第４４、意見書案第４号までの９件の案件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、日程第３６、議案第４２号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部から提案理由の説明を求めます。健康介護支援課参事、横山和彦君。

○健康介護支援課参事（横山和彦君） それでは、議案第４２号を読み上げて提案させていただきます。

議案第４２号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和３年３月２４日提出、香美市長 法光院晶一

香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成１８年香美市条例第５０号）の一部を次のように改正する。

別表予防接種健康被害調査委員会の項中「５，１００円」を「７，２００円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（利根健二君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第４２号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、議案第４２号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第３７、議案第４３号、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部から提案理由の説明を求めます。市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 議案第４３号の提案理由の説明を行います。

議案第４３号、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

令和３年３月２４日提出、香美市長 法光院晶一

香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例

香美市国民健康保険条例（平成１８年香美市条例第１４１号）の一部を次のように改正する。

附則第４項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）附則第１条の２に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上です。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（利根健二君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第４３号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、議案第４３号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第３８、議案第４４号、市有財産の無償貸付けについてを議題といたします。

執行部から提案理由の説明を求めます。香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） 説明します。

議案第４４号、市有財産の無償貸付けについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第６号の規定により、次のとおり市有財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求める。

令和３年３月２４日提出、香美市長 法光院晶一

１ 貸し付ける財産

香美市菌床生産センターの土地を除く建物及び生産施設、備品一式

２ 貸付けの相手方

香美市香北町大井平２５５番地

株式会社香美きのこセンター 代表取締役社長 野島民雄

３ 貸付期間

令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで

となっております。

参考としまして、お手元に令和元年度の決算報告書と菌床センターの経緯を資料としてつけております。

施設の有償貸付けや長期の無償貸付けになりますと、国への補助金返還対象となりますので、毎年無償貸付けの議案を提出しております。これまで貸付けを行っていた香北町菌床生産組合は、令和３年３月３１日付で解散することとなりました。以後は、令和２年１０月１日付で組合が設立した、株式会社香美きのこセンターが菌床生産組合の経



営理念及び事業内容を継承し、事業活動を継続していくとのことです。

当初の予定では、平成21年に本施設を組合に無償譲渡を行う計画でしたが、当時、組合は任意団体であったため、補助事業による3,000万円以上の価値を有する物件の譲渡はできないとの国の見解により見送り、菌床生産組合の法人化と組合の資金的体力が育つまで無償貸付けを継続することとなり、現在に至るものです。今回晴れて法人化に至ったため、改めて譲渡について株式会社香美きのこセンター及び県との協議・調整により時間を要したため、追加議案とさせていただきました。

令和2年度の菌床センターへの貸付けについては、香北町菌床生産組合から株式会社香美きのこセンターへの移行整理期間として組合が存続しており、令和3年3月31日付で解散届が提出されることになっています。母体である香北町菌床生産組合と共同利用を行うことで無償貸付けの継続となっております。

経営状況につきましては、お手元の資料にもありますが、平成30年度に菌床不良や職員の雇用により赤字となっております。平成31年度、令和元年度には職員によってホームページを開設し、サイトでの販売開始により黒字に転換しております。平成31年度の利益剰余金は200万円程度で、まだまだ不安定な経営となっております。

設置当初からの目的は自立であり、事業の目的や運営は引き続き継承しており、施設の管理・維持をしていくためのステップとして法人化となりました。しかしながら、移管可能な資金的体力はまだないため、無償貸付け継続の議案を提出しました。

御審議よろしく申し上げます。

○議長（利根健二君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありますか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 株式会社香美きのこセンターというのは、今年の4月1日からということですね。それで、どういう状況で変わったのかというのは説明がありましたけれども、そしたら、職員の構成とか、これが香美きのこセンターに変わったことで、そのあたりはどういうふうになっていますでしょうか。

○議長（利根健二君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） お答えします。

職員体制ですが、今まで組合のほうも理事が5人いましたが、今回も役員、取締役は3人、そして監査役が2人となっております。あと、26人の株主がいます。それは全部組合から移行しております。

以上です。

○議長（利根健二君） ほかにありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 3月31日に現状の組合は解散されるということで、株式会社が4月1日に設立されるという認識でいいですね。

○議長（利根健二君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） お答えします。

10月1日付でもう設立しております。それまで組合のほうと、先ほど説明しましたが、共同で行っているということで、実際はまだ引継ぎ段階で、3月末まで組合が存続しています。その全権を4月1日に移行されるということです。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 10月1日にもう設立されていると。そしたらその時点で、去年の無償貸付けはあくまでも任意の組合に無償貸付けしていましたよね。10月1日に別組織の香美きのこセンターになっておるにもかかわらず、なぜ今の提案なのかちょっと分かりかねますが、そのところ。

○議長（利根健二君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） まだ生産組合のほうから解散届は出ていなかった、引継ぎのためにこの組合を残しているということで設立しているんですが、それによって組合に、一応存続の3月末まで対応しているということです。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） この件については最後ですけど、普通一つの会社に対して無償貸付けしているのが、実態としては任意組合と一つの組織に、株式会社という部分がよく分からない。手続的にはもう10月1日に株式会社になっちゃうんやったら、その時点で無償貸付けを継続する旨の議案を出すのが普通の道理じゃないですかね。別に違法じゃないですかね、そのところは。

○議長（利根健二君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） 先ほども説明しましたが、今回まだ組合が解散の整理をしている段階でして、それによってまだ存続していると、今回4月から全権を全部香美きのこセンターに移行するということです。

○議長（利根健二君） ほかにありませんか。

12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 12番、濱田です。

35年こういう形でなければならないということで、その35年は令和8年度まででしょうか。それ以降にどういう形になるのでしょうか。このような議案としては提案されるようなことはあるのでしょうか。あるとしたら、どういう形になるのでしょうか。

○議長（利根健二君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） お答えします。

償却期間が35年となっており、平成3年から平成5年までに設置された菌床センター培養棟の一つ、平成5年に設置されたものの償却は令和8年となっております。きのこセンター側からはあと10年は貸与してもらいたいと要望が出ていますが、毎年、実

績報告書が提出されますので、経営状況によって、香美きのこセンターと協議して無償譲渡の方向を進めていきたいと考えております。

○議長（利根健二君）           ほかにありませんか。

5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君）           決算報告書を見せていただいたんですが、一つは、この中で減価償却引当金ということで約 8 9 0 万円、これがどういう意味なのかすごく分からないんですね。減価償却引当金の説明と、同時に、次のページにあります損益計算書の中に、役員賞与と、それから役員報酬と福利厚生費も入っていますが、四百万何がしを使っています。この方々は何人分なのか。本来なら再建をしているときに役員報酬こういう形で出すこと自身もちょっと、いささかどうかなと思うんですが。それと、右側に製造原価報告書に賃金手当というてあります。だから、結局従業員の方々は賃金という扱いというのは非正規なのでしょうか。給与として扱っているのかどうかを含めて、この人数も説明いただければと思います。

本来、ここで働いている方々の実績というか、その方々を本当に応援してやっぱり事業をのせていく、ここにしっかり応援して、早く黒字体質にしていくというのが本来の目的ではないかと思うんです。—その中で、ちょっと決算全体の説明を。これは今の株式会社になる前の決算ですのでね。お願いします。

○議長（利根健二君）           香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君）       お答えします。

減価償却引当金につきましては、自分が勉強不足で、詳しいことはちょっと分かりませんが、この給与につきましては、パートの職員が 2 4 人、そして正職員が今 2 人勤務していますので、その分の給与です。

報酬につきましては、組合長となっております。役員、理事の報酬となっております。以上です。

○議長（利根健二君）           ほかにありませんか。

5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君）           同僚議員からも質問ありましたとおり、無償貸付けを受けているところは、ここに書いています菌床生産組合なんですね。組合をやっとして、途中から株式会社ができたという形で、貸付け相手が本来変わるという手続が本当は必要やなかったかなという面と、黒字化させていくということですので、しばらくは役員報酬も含めて見直しをせんと、これ本来は有償貸付け、そして自立再建していったら、黒字化させていくというのが流れだと思うんですよね。ですから、ぜひこれはやっぱりよく中身を議論する必要があるなと思います。

○議長（利根健二君）           香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君）       報酬につきましては、今後、総会で協議をする形になっております。それにつきましては、再三にわたって香美きのこセンターとは協議をし

もって、今後の黒字については、当初5,000万円借りていた分がまだ1,200万円借入れがあります。それをまず返済してから黒字に当てていくと。それで体力がつけば無償譲渡に転換していくという形で今進めていますので、今後協議しもって、毎年毎年それを勘案しながら行いたいと思っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 引当金ですので、引当金というのはお金があるということです。そのお金の中身と、同時に、先ほどちょっと言いましたが、この右側の製造原価報告書の中にある賃金手当と法定福利費が、これが先ほど言った正規の2人分とパートの24人分のお金という認識でいいわけですね。

○議長（利根健二君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） そのとおりです。

○議長（利根健二君） ほかにありませんか。

14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸真弓君） 先ほどの質疑との関連でお聞きしますが、支所長の御答弁で、株式会社香美きのこセンターから、あと10年はこういう形で貸付けをしてもらいたいということを言われたとおっしゃっておられましたが、どういうふうな今後の事業計画、見通しを基にあと10年というふうにおっしゃっているのか、その辺のことはきちんとお聞きになっていますか。

○議長（利根健二君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） お答えします。

あと10年とおっしゃいましたが、これは向こうからの要望でありまして、実際どのぐらいの収入があるのか、利益があるのか、それによって行政側とセンター側とは協議しもって、いつ無償譲渡にするのかを協議していかなければならないと思っています。

以上です。

○議長（利根健二君） 笹岡議員は3回質問しておりますので、御遠慮願います。

ほかにありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 先ほど質疑の中で、この報告書の中の役員賞与、役員報酬、福利厚生費というのは、組合長だけと言われましたかね。ちょっと妙にはっきり分かりませんでしたので、お願いします。

○議長（利根健二君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） これは組合長及び理事の方と監査委員にお支払いされています。

○議長（利根健二君） ほかにありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○ 1 3 番（山崎龍太郎君） 貸借対照表の中で、減価償却引当金は将来を見越して減価償却に係る部分のところで積み立てるというが、ちょっと 1 点認識もしているのでこれはいいです。

実際、短期借入金ですわね。支所長の先ほどの答弁では、ほかには借金がないんですかね。短期借入いうたら、1 年以内で返済して、借り換えて借り換えてやっているというふうな部分と思うんですけど。支払いの手数料なんかも結構あったりもしますので、そこら辺のところを。まあ、この当時は組合として努力されていたと思うんですけど、普通今の時代では長期借入れとかいうが、以前も聞いたような記憶はあるんですけど、なぜ短期借入金。1,000 万円を超す借金みたいなことをさっき言われていませんでしたかね。そこら辺がこの貸借対照表等に出ていないので、そこら辺の正確なところをちょっとお示しいただきたいと思いますが。

○議長（利根健二君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） お答えします。

これは多分、給料とかの前借りを短期で借りているということで聞いております。あと、1,200 万円が実際あるというのは聞いておりますが、そのところの詳細はちょっと自分も。申し訳ないです。

○議長（利根健二君） 1 3 番、山崎龍太郎君。

○ 1 3 番（山崎龍太郎君） いや、その 1,200 万円があるというふうに聞いておりますという数字は、どこに出ているんでしょうか。ちょっとそれが分からないんですけど。この貸借対照表で、普通借入金があるんやったら長期借入金として出てくると思うんですけど、短期借入金は従業員給料のために借りているというんやったら、その部分をちょっと明確に。今日分からんがやったらえいですけど、実際資料を出す以上はそのところを明確にしていいただきたいと要望しておきます。

以上です。

○議長（利根健二君） ほかにありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 44 号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、議案第 44 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 39、発議第 1 号、香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定に

ついてを議題といたします。

まず、提出者から提案理由の説明を求めます。１７番、比与森光俊君。

(提出者朗読)

【発議第１号 巻末に掲載】

○議長（利根健二君） 休憩いたします。

(午前１０時２８分 休憩)

(午前１０時３０分 再開)

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第１号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、発議第１号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第４０、発議第２号、協働・参画調査研究特別委員会の廃止についてを議題といたします。

まず、提出者から提案理由の説明を求めます。６番、森田雄介君。

(提出者朗読)

○６番（森田雄介君） なお、協議経過は議員各位に配付させていただいております。

以上、よろしくお願いいたします。

【発議第２号 巻末に掲載】

○議長（利根健二君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第２号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(利根健二君) 全員起立であります。よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第1号から第4号までを議題といたします。

日程第41、意見書案第1号、オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書の提出についてを議題といたします。

【意見書案第1号 巻末に掲載】

これから本案の質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(利根健二君) 全員起立であります。よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第42、意見書案第2号、新たな感染症発生の危険性に備え、ワクチンや治療薬等の研究・開発を強化するよう求める意見書の提出についてを議題といたします。

【意見書案第2号 巻末に掲載】

これから本案の質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(利根健二君) 全員起立であります。よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第43、意見書案第3号、効果的な税制の見直しで、長引くコロナ危機を乗り越える有効な手立てを講じることを求める意見書の提出についてを議題といたします。

【意見書案第3号 巻末に掲載】

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。私は日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表して、意見書案第3号、効果的な税制の見直しで、長引くコロナ危機を乗り越える有効な手立てを講じることを求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

1年以上にわたるコロナ禍の中、本県、本市の飲食業や観光業だけでなく、あらゆる業種に深刻な影響が出ています。私たちが昨年、今年と2度行いました影響調査でも、このままいくと店を畳まざるを得ない、また、アルバイトが減らされた、解雇されたなど、たくさんの声を聞きました。商店街はどうになってしまうのだろうと不安を覚えたことでした。同僚議員の皆さんには今の状況をどう御覧になるのでしょうか。第2波、第3波に及ぶコロナ禍で国民も業者も自粛疲れ、また、補償が追いつかず、時短要請に応じられないとする店舗もあり、緊急事態宣言解除も相まって、早くも第4波の到来が心配されております。

今、国内の実体経済は大変厳しい一方、金融経済、マネーゲームが盛んで、一握りの富裕層はコロナ禍でも大もうけしています。日本のビリオネアはこの1年で保有資産を2倍にしています。格差は広がるばかりで、国民の間に孤立や分断を招いています。政府はコロナ対策として一定の減税措置も行いましたが、それらはコロナでの減収に対してであって、恒常的な生活困窮者は対象ではありません。これに一昨年10月からの消費税増税が追い打ちをかけ、さらなる貧困へと追い込みました。1万円の買物をして1,000円が出ていくのは痛い、財布からお金がどんどん出ていってしまう、消費税を下げてほしいとの市民の切実な声を聞きました。

みずほ総合研究所は、ドイツで7月1日から始まった付加価値税、日本でいう消費税の引下げにより、消費者マインドが改善している。低所得者への支援策の側面もあり、国民の幅広い層が恩恵を受けることができると述べています。イギリスは50年ぶりに、また、米国もバイデン政権になって法人税率引上げの方針を示し、富裕税を創設した国もあります。世界では、ほかにも経済対策として、水道料金の減税、マスクの税率をゼロにするなどの対策を取った国や地域があります。いずれも国民の経済的負担を軽減し、可処分所得を増やして落ち込んだ消費を喚起する方向へとかじを切っています。



日本政府にも内需と家計、中小企業への支援を経済対策の軸に据え、コロナ危機を乗り越える有効な手だてを取っていただくよう要望し、賛成討論といたします。

○議長（利根健二君） ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 起立少数であります。よって、意見書案第3号は、否決されました。

次に、日程第44、意見書案第4号、75歳以上の医療費の窓口負担増を行わないよう求める意見書の提出についてを議題といたします。

【意見書案第4号 巻末に掲載】

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 11番、山崎晃子です。私は、意見書案第4号、75歳以上の医療費の窓口負担増を行わないよう求める意見書案に賛成の立場で討論します。

政府は75歳以上の医療費窓口負担を2割にしようとしています。2割負担の理由として、現役世代の保険料負担上昇を抑えることや、能力に応じた窓口負担を求めることを上げています。しかし、今回、負担増の対象とされているのは、高所得者ではなく、中・低所得者です。高齢者の多くは年金が目減りし、消費税増税や相次ぐ医療・介護の負担増の中、貯蓄を切り崩し、働き続けながら、必要な消費も切り詰めて生計を維持しているのが実態です。その上2割負担となれば、高齢者の命と健康に大きな影響が及ぶことは明らかです。

また、負担増の対象となる人の世帯所得は、政令で定めるとしか書かれていません。法案が通れば、政府裁量で対象拡大がいつでもできることになります。政府は、高齢者に命を削るような選択を示すことではなく、医療費の負担軽減を図る施策を構築することが求められます。現役世代の負担軽減を実現するには、国庫負担割合を元に戻すこと

を考えるべきではないでしょうか。

老人保健制度ができた１９８３年当時、老人医療費に占める国庫負担割合は４５％でした。後期高齢者医療制度を導入した２００８年度には３６％、２０２０年度では３３％にまで減っています。そして、能力に応じた窓口負担というなら、高所得者に応分の負担を求めるべきだと思います。

国民生活の実態を直視し、保険医療制度の課題解決の手段として医療費の窓口負担増を行わないよう強く求めて、賛成討論とします。

○議長（利根健二君） ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第４号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 起立少数であります。よって、意見書案第４号は、否決されました。

日程第４５、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり議員を派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

この際、お諮りします。ただいま決定しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で今期定例会議に付された事件は全て議了いたしました。

それでは、定例会議終了に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

開会時は梅の花が咲き、ツクシが芽吹く頃で、少し肌寒い季節でしたが、桜の花も咲き、穏やかな日差しを感じる春らしい季節となってまいりました。

３月１日に開会しました令和３年香美市議会定例会３月定例会議は、本日までの２４日間でしたが、令和３年度香美市一般会計予算を含む議案３９件、報告１件、発議２件、意見書案４件が上程されました。議案第１７号に対する修正動議が提出されましたが、それぞれ慎重審議の上、適切な議決がされ、新年度に向けた準備が整ったところであります。

一般質問では、１４人の議員がそれぞれの立場で市政全般にわたり真剣に質問がなさ

れました。執行部におかれましては、しっかり精査をしていただき、行政運営に生かしていただきたく思います。

本日で3月定例会議は閉会いたしますが、議員各位には議事運営に対しまして各段の御協力を賜り、予定の日程どおり閉会できますことに感謝を申し上げます。

さて、新年度は地域電子マネーカードやGIGAスクールの取組、そしてタブレット端末を利用した会議システムの運用など、新しい取組も始まります。時代はどんどん進んでいますが、ただ時代の変化に押し流されるのではなく、十分に利活用できるような取組が必要だと思っております。

また、依然として新型コロナウイルス感染症対策に追われる中、順次ワクチンの接種が始まります。執行部としましては、準備から実施までいろいろと気を遣うところとは思いますが、対応をよろしく願いいたします。そして、感染症の少しでも早い収束を願うものです。

皆様におかれましては、消毒、マスク、3密を避けるなどの予防は、今後も気を緩めることなく着実な対応を取っていただきますようお願いいたします。閉会の挨拶とさせていただきます。

次に、市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君）            令和3年香美市議会定例会3月定例会議が閉会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

3月1日に開会されました本定例会議も、利根議長の円滑なる議会運営によりまして、本日閉会の運びとなりました。開会時には寒風の中に震えていた桜のつぼみも、例年のない早い開花宣言となりまして、今、桜は盛りを迎えようとしております。コロナ禍の中、桜の話題がひととき人々の心を少しでも癒やし、和ますことを願うところであります。

さて、本定例会議に提出いたしました議案につきましては、全ての議案につきまして慎重に御審議を賜りました。厚く御礼を申し上げます。ただ、議案第17号、令和2年度香美市一般会計補正予算（第14号）につきましては、修正の上、可決となりました。これにつきましては、率直に申し上げまして、大変残念に思っております。そうではありますけれども、いつまでも同じ思いにとどまっていはいけません。御決定をいただきました本税分につきまして、直ちに納税を終えるように努めるとともに、必要な協議も直ちに行い、さらに熟慮を重ねまして、今後の方向を定めたいと思うところであります。

香美市社会福祉協議会の事業によりまして、日々の健康、また暮らしを支えられている多くの市民の皆さんの中に、心配が広がらないようにしていきたいというふうに思っております。市社協につきましては、皆さんも御案内のとおり、大変厳しい財政運営の中で、職員の皆さんをはじめ関係する皆さんの頑張り、市民の皆さんの御支援によりま

して支えられております。これを機に、継続可能な社協活動を念頭に、財政運営をはじめ全般につきまして各般の御意見を賜りまして、私なりにしっかり考えをめぐらせてまいりたいというふうに思っております。

また、定例会議一般質問で頂きました御指摘や御提案等につきましては、それぞれ関係部署を中心に協議・研究を行いまして、できるだけその質問の趣旨を生かすように努めてまいる所存でありますので、どうかよろしくお願いいたします。

終わりに、議員の皆様のみすますの御健勝と一層の御活躍を心から祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（利根健二君）                    ありがとうございました。

以上をもちまして、3月定例会議を終了し、令和3年香美市議会定例会を散会いたします。

（午前10時51分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 2 年 香 美 市 議 会 定 例 会

2 月 定 例 会 議 会 議 録

卷 末 掲 載 文 書

令和3年香美市議会定例会3月定例会議審議期間予定表

| 審議期間 | 月日(曜日)   | 会 議 等 |            |                                                            |
|------|----------|-------|------------|------------------------------------------------------------|
|      | 2月24日(水) |       | AM9:00     | 議会運営委員会                                                    |
|      | 25日(木)   |       |            |                                                            |
|      | 26日(金)   |       |            |                                                            |
|      | 27日(土)   |       |            |                                                            |
|      | 28日(日)   |       |            |                                                            |
| 第1日  | 3月1日(月)  |       | AM10:00    | 全員協議会                                                      |
|      |          | 本会議   | PM1:30     | 審議期間の決定、会議録署名議員の指名、諸般の報告・議長の報告・市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明・初日採決 |
|      |          |       |            | タブレット小委員会                                                  |
| 第2日  | 2日(火)    | 休 会   |            | 【一般質問通告期限(午前10時)・抽選(午前11時)】                                |
| 第3日  | 3日(水)    | 休 会   |            | 議案精査のため                                                    |
| 第4日  | 4日(木)    | 休 会   |            | 〃                                                          |
| 第5日  | 5日(金)    | 休 会   |            | 〃                                                          |
| 第6日  | 6日(土)    | 休 会   |            | 休日、議案精査のため                                                 |
| 第7日  | 7日(日)    | 休 会   |            | 〃                                                          |
| 第8日  | 8日(月)    | 休 会   |            | 議案精査のため                                                    |
| 第9日  | 9日(火)    | 本会議   | AM9:00     | 一般質問①                                                      |
| 第10日 | 10日(水)   | 本会議   | AM9:00     | 一般質問②                                                      |
| 第11日 | 11日(木)   | 本会議   | AM9:00     | 一般質問③、会派代表者会議                                              |
| 第12日 | 12日(金)   | 本会議   | AM9:00     | 議案質疑・委員会付託、予算決算常任委員会、総務常任委員会・分科会                           |
| 第13日 | 13日(土)   | 休 会   |            | 休日、議案審査整理のため                                               |
| 第14日 | 14日(日)   | 休 会   |            | 〃                                                          |
| 第15日 | 15日(月)   | 休 会   | AM9:00     | 教育厚生常任委員会・分科会                                              |
| 第16日 | 16日(火)   | 休 会   | AM9:00     | 産業建設常任委員会・分科会                                              |
| 第17日 | 17日(水)   | 休 会   |            | 議案審査整理のため                                                  |
| 第18日 | 18日(木)   | 休 会   |            | 〃                                                          |
| 第19日 | 19日(金)   | 休 会   |            | 〃                                                          |
| 第20日 | 20日(土)   | 休 会   |            | 休日、議案審査整理のため                                               |
| 第21日 | 21日(日)   | 休 会   |            | 〃                                                          |
| 第22日 | 22日(月)   | 休 会   |            | 議案審査整理のため                                                  |
| 第23日 | 23日(火)   | 休 会   | AM9:00     | 予算決算常任委員会(議員のみ出席)                                          |
| 第24日 | 24日(水)   |       | AM9:00     | 議会運営委員会                                                    |
|      |          | 本会議   | AM9:30     | 議案採決(付託議案の報告～採決)                                           |
|      |          |       | 本会議<br>終了後 | 全員協議会                                                      |
|      |          |       | PM1:30     | タブレット研修会                                                   |

補正予算・議案審議

|         |      |                                |
|---------|------|--------------------------------|
| 3月1日(月) | 初日採決 | 議案第16号(令和2年度香美市一般会計補正予算(第13号)) |
|---------|------|--------------------------------|

補正予算・議案審査

|          |           |                                                 |
|----------|-----------|-------------------------------------------------|
| 3月12日(金) | 予算決算常任委員会 | 議案第6・7・8・9・10・11・12・13・14・15・17・18・19・20・21・22号 |
|          | 総務常任委員会   | 議案第25・26・31・32・33・40号                           |
| 3月15日(月) | 教育厚生常任委員会 | 議案第23・24・28・29・30・37・38・39・41号                  |
| 3月16日(火) | 産業建設常任委員会 | 議案第27・34・35・36号                                 |

当初予算審査

|          |           |                                                 |
|----------|-----------|-------------------------------------------------|
| 3月12日(金) | 総務分科会     | 議案第6号                                           |
| 3月15日(月) | 教育厚生分科会   | 議案第6・11・12・13・14号                               |
| 3月16日(火) | 産業建設分科会   | 議案第6・7・8・9・10・15号                               |
| 3月23日(火) | 予算決算常任委員会 | 議案第6・7・8・9・10・11・12・13・14・15・17・18・19・20・21・22号 |

委員会審査結果一覧表

1. 議 案 関 係

| 事件の番号  | 件 名                                                | 所管委員会     | 審査結果 | 備 考  |
|--------|----------------------------------------------------|-----------|------|------|
| 議案第6号  | 令和3年度香美市一般会計予算                                     | 予算決算常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第7号  | 令和3年度香美市簡易水道事業特別会計予算                               | 予算決算常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第8号  | 令和3年度香美市公共下水道事業特別会計予算                              | 予算決算常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第9号  | 令和3年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算                        | 予算決算常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第10号 | 令和3年度香美市農業集落排水事業特別会計予算                             | 予算決算常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第11号 | 令和3年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算                         | 予算決算常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第12号 | 令和3年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算                         | 予算決算常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第13号 | 令和3年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算                     | 予算決算常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第14号 | 令和3年度香美市後期高齢者医療特別会計予算                              | 予算決算常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第15号 | 令和3年度香美市水道事業会計予算                                   | 予算決算常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第17号 | 令和2年度香美市一般会計補正予算（第14号）                             | 予算決算常任委員会 | 原案否決 | 全員反対 |
| 議案第18号 | 令和2年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）                        | 予算決算常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第19号 | 令和2年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）                       | 予算決算常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第20号 | 令和2年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）                 | 予算決算常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第21号 | 令和2年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）                  | 予算決算常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第22号 | 令和2年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）                       | 予算決算常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第23号 | 香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | 教育厚生常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第24号 | 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について                         | 教育厚生常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第25号 | 香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について            | 総務常任委員会   | 原案可決 | 全員賛成 |



| 事件の番号  | 件名                                             | 所管委員会     | 審査結果 | 備考   |
|--------|------------------------------------------------|-----------|------|------|
| 議案第26号 | 香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 総務常任委員会   | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第27号 | 香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について       | 産業建設常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第28号 | 香美市予防接種健康被害調査委員会条例の制定について                      | 教育厚生常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第29号 | 香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計条例を廃止する条例の制定について           | 教育厚生常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第30号 | 香美市立大栃診療所の指定管理者の指定について                         | 教育厚生常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第31号 | 香美市地域交流施設の指定管理者の指定について                         | 総務常任委員会   | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第32号 | 平山木工所の指定管理者の指定について                             | 総務常任委員会   | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第33号 | 美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定について                     | 総務常任委員会   | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第34号 | 香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定について                       | 産業建設常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第35号 | 香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について                     | 産業建設常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第36号 | 香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定について                       | 産業建設常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第37号 | 香美市楠目小学校第二児童クラブの指定管理者の指定について                   | 教育厚生常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第38号 | 香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定について              | 教育厚生常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第39号 | 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について                     | 教育厚生常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第40号 | 大井平体験実習館の指定管理者の指定について                          | 総務常任委員会   | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第41号 | 香南香美地区障害者自立支援審査会共同設置規約の変更について                  | 教育厚生常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |

令和 3 年 3 月 2 4 日

香美市議会議長 利 根 健 二 殿

発議者 香美市議会議員 爲 近 初 男

賛成者 " 笹 岡 優

賛成者 " 小 松 紀 夫

賛成者 " 比与森 光 俊

賛成者 " 山 崎 晃 子

賛成者 " 依 光 美代子

議案第 1 7 号令和 2 年度香美市一般会計補正予算（第 1 4 号）  
に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第 1 1 5 条の 3 及び香美市議会会議規則第 1 7 条の規定  
により別紙の修正案を添えて提出します。

議案第 17 号令和 2 年度香美市一般会計補正予算（第 14 号）に対する修正案

議案第 17 号令和 2 年度香美市一般会計補正予算（第 14 号）の一部を次のように修正する。

第 1 条中「993,973 千円」を「998,117 千円」に、「22,484,813 千円」を「22,480,669 千円」に改める。

第 1 表 歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

（歳入）

（単位：千円）

| 款       | 項      | 補正前の額      | 補正額                             | 計                                   |
|---------|--------|------------|---------------------------------|-------------------------------------|
| 19. 繰入金 |        | 1,232,033  | △156,713<br><del>△152,569</del> | 1,075,320<br><del>1,079,464</del>   |
|         | 1. 繰入金 | 1,232,033  | △156,713<br><del>△152,569</del> | 1,075,320<br><del>1,079,464</del>   |
| 歳入合計    |        | 23,478,786 | △998,117<br><del>△993,973</del> | 22,480,669<br><del>22,484,813</del> |

（歳出）

（単位：千円）

| 款      | 項        | 補正前の額      | 補正額                             | 計                                   |
|--------|----------|------------|---------------------------------|-------------------------------------|
| 2. 総務費 |          | 5,451,087  | △158,569<br><del>△158,286</del> | 5,292,518<br><del>5,292,801</del>   |
|        | 1. 総務管理費 | 5,167,011  | △153,569<br><del>△153,286</del> | 5,013,442<br><del>5,013,725</del>   |
| 3. 民生費 |          | 6,536,389  | △88,168<br><del>△84,307</del>   | 6,448,221<br><del>6,452,082</del>   |
|        | 1. 社会福祉費 | 3,018,735  | 4,613<br><del>8,474</del>       | 3,023,348<br><del>3,027,209</del>   |
| 歳出合計   |          | 23,478,786 | △998,117<br><del>△993,973</del> | 22,480,669<br><del>22,484,813</del> |

発議第 1 号

香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び香美市議会会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

令和 3 年 3 月 2 4 日提出

香美市議会議長 利 根 健 二 殿

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 香美市議会議員 | 比与森 光 俊 |
| 賛成者 | 〃       | 島 岡 信 彦 |
| 賛成者 | 〃       | 小 松 紀 夫 |
| 賛成者 | 〃       | 笹 岡 優   |
| 賛成者 | 〃       | 濱 田 百合子 |
| 賛成者 | 〃       | 久 保 和 昭 |
| 賛成者 | 〃       | 山 口 学   |
| 賛成者 | 〃       | 山 本 芳 男 |

## 香美市議会会議規則の一部を改正する規則

香美市議会会議規則（平成１８年香美市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第２項中「日数を定めて」を「出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあつては、１４週間）前の日から当該出産の日後８週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第９２条第１項「事故のため」を「公務、疾病、育児、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第２項中「日数を定めて」を「出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあつては、１４週間）前の日から当該出産の日後８週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第１４０条第１項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない」に改め、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、同条第２項中「請願を」を「前２項の請願を」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２ 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発議第 2 号

協働・参画調査研究特別委員会の廃止について

地方自治法第 1 1 2 条及び香美市議会会議規則第 1 4 条の規定により、次のとおり  
発議を提出します。

令和 3 年 3 月 2 4 日提出

香美市議会議長 利 根 健 二 殿

提出者 香美市議会議員 森 田 雄 介

賛成者                   〃                   村 田 珠 美

賛成者                   〃                   山 崎 晃 子

賛成者                   〃                   大 岸 眞 弓

賛成者                   〃                   久 保 和 昭

賛成者                   〃                   爲 近 初 男

賛成者                   〃                   舟 谷 千 幸

## 協働・参画調査研究特別委員会の廃止について

協働・参画調査研究特別委員会は、その設置目的を終了したので廃止する。

## 意見書案第 1 号

オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和 3 年 3 月 24 日提出

香美市議会議長 利 根 健 二 殿

提出者 香美市議会議員 爲 近 初 男

賛成者                   〃                   村 田 珠 美

賛成者                   〃                   森 田 雄 介

### オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書（案）

今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、相当数の議員が自宅待機等を余儀なくされる場合においても、急を要する感染症対策議案の審議、議決が求められる事態が現実のものとして想定されています。

したがって、定足数を満たす人数の議員が議場（招集場所）に参集できない場合においても、議案審議、表決などが行えるよう、議会運営方法を整備しておく必要があります。

世界的にも昨今の情報通信技術の発展とともに、既に英国議会ではオンライン議会を実用化しています。

しかしながら我が国においては、地方自治法第 113 条及び第 116 条第 1 項における「出席」の概念は、現に議場にいることと解されているため、オンライン会議による本会議運営は現行法上困難とされています。

一方で、総務省は令和 2 年 4 月 30 日付総行第 117 号で、委員会運営について



は、地方議会における意思決定によってオンライン化は可能との見解を発出しました。  
しかし本会議でのオンライン化ができなければ議会運営上の利点は限られます。

また、議会の意思形成過程である委員会審査においてオンライン化の有用性を認識しながら、本会議における導入を否定するところに合理性はありません。

よって、非常時には地方議会の判断で本会議をオンライン会議により開催できるよう地方自治法の改正を強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年3月24日

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 衆議院議長           | 大島理森殿 |
| 参議院議長           | 山東昭子殿 |
| 内閣総理大臣          | 菅義偉殿  |
| 総務大臣            | 武田良太殿 |
| 法務大臣            | 上川陽子殿 |
| 内閣官房長官          | 加藤勝信殿 |
| 内閣府特命担当大臣（地方創生） | 坂本哲志殿 |

香美市議会議長 利根健二

## 意見書案第2号

新たな感染症発生の危険性に備え、ワクチンや治療薬等の研究・開発を強化するよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

令和3年3月24日提出

香美市議会議長 利根健二 殿

提出者 香美市議会議員 村田珠美

賛成者                   〃                   爲近初男

賛成者                   〃                   森田雄介

新たな感染症発生の危険性に備え、ワクチンや治療薬等の研究・開発を強化するよう求める意見書（案）

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大は、人類社会に対して大きな警鐘を鳴らしており、社会システムのあり方を抜本的に改革・改善することを求めています。

感染症は人類にとって最大の脅威です。

過去1年間にわたる新型コロナウイルスの感染拡大がいまだに収束せず、再度の緊急事態宣言などに憂慮して、先日、ノーベル医学・生理学賞を受賞した大隈良典・東京工業大学栄誉教授、大村智・北里大学特別栄誉教授、本庶佑・京都大学特別教授、山中伸弥・京都大学教授が連名で声明を發表しました。その内容は、当面の新型コロナウイルス感染症対策及び今後のあり方に対する大きな指針となるべきものです。

特に基礎的な研究がワクチンの早期開発につながった「RNAワクチン」など、こうした新しい感染症問題には、基礎的な研究の裏打ちがないと対処できず、日本国内

でのワクチン開発の遅れの原因となったと思います。

よって、政府におかれては、新たな感染症発生の危険性に備え、百歩先を見越した研究を重視するワクチンや治療薬等の研究・開発を強化するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年3月24日

|          |       |
|----------|-------|
| 衆議院議長    | 大島理森殿 |
| 参議院議長    | 山東昭子殿 |
| 内閣総理大臣   | 菅義偉殿  |
| 厚生労働大臣   | 田村憲久殿 |
| 経済産業大臣   | 梶山弘志殿 |
| 内閣官房長官   | 加藤勝信殿 |
| 経済再生担当大臣 | 西村康稔殿 |

高知県香美市議会議長 利根健二

## 意見書案第 3 号

効果的な税制の見直しで、長引くコロナ危機を乗り越える有効な手立て  
を講じることを求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係  
各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和 3 年 3 月 24 日提出

香美市議会議長 利 根 健 二 殿

提出者 香美市議会議員 濱 田 百合子

賛成者               〃               山 崎 晃 子

賛成者               〃               笹 岡       優

効果的な税制の見直しで、長引くコロナ危機を乗り越える有効な手立て  
を講じることを求める意見書（案）

新型コロナウイルスの感染拡大は、日本・高知県の経済に重大な影響を及ぼしています。とりわけ、中小事業者は、コロナ危機での自粛の影響を直接受け、消費税増税による売り上げの減少も加わり、多くの事業者が、このまま事業を続けられるかどうかの瀬戸際にたたされています。

1 月 26 日付け地元紙によれば、「2020 年、県内で休廃業・解散した企業は前年度比で 64 件増の 321 件。集計を始めた 2000 年以降最多。」「先行き不安 あきらめか」の大見出しが掲載されるなど、深刻な実態が続いています。

国際 NGO「オックスファム」の報告書によると、2007 年から 2017 年までの 10 年間における 100 か国の税収を見ると、法人所得税の収入は 9.9%も減少し、富裕税（資産課税）も 1.3%減りました。それに対し、社会保険料などの収入は 13%

増えました。所得が低い人ほど負担率が重くなる逆進的な消費税などの収入は9.8%増えました。

このことから、消費税の減税、社会保険料の負担軽減などによる低所得者対策、一方、富裕層と大企業に対する行き過ぎた減税などの見直しが必要ではないでしょうか。すでに諸外国では、期限付きを含め50か国・地域で消費税(付加価値税)減税に踏み出し、効果を上げています。

コロナ危機から暮らしを守り、日本・高知県の経済を立て直すには、家計消費・購買力の底上げが不可欠です。その最も効果的な手立ては、消費税の減税ではないでしょうか。

よって、政府におかれては、効果的な税制の見直しで、長引くコロナ危機を乗り越える有効な手立てを講じることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年3月24日

|          |       |
|----------|-------|
| 衆議院議長    | 大島理森殿 |
| 参議院議長    | 山東昭子殿 |
| 内閣総理大臣   | 菅義偉殿  |
| 財務大臣     | 麻生太郎殿 |
| 総務大臣     | 武田良太殿 |
| 経済産業大臣   | 梶山弘志殿 |
| 内閣官房長官   | 加藤勝信殿 |
| 経済再生担当大臣 | 西村康稔殿 |

高知県香美市議会議長 利根健二

## 意見書案第4号

75歳以上の医療費の窓口負担増を行わないよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和3年3月24日提出

香美市議会議長 利根健二 殿

提出者 香美市議会議員 森田雄介

賛成者               "               大岸真弓

賛成者               "               濱田百合子

75歳以上の医療費の窓口負担増を行わないよう求める意見書（案）

政府は、75歳以上の医療費窓口負担を、単身の場合は「年収200万円以上」、夫婦がどちらも75歳以上で「年収320万円以上」の世帯を対象に、1割から2割へとする法案を通常国会に提出しました。

「団塊の世代」が75歳以上になり始める2022年には実施できるよう、3月中にも一括法案として早期の成立を目指しています。

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、公的年金のみで生活している割合は年々減少しており、年金だけでは生活できない実態が広がっています。この状況で、医療費負担増をすれば、受診抑制に繋がることは容易に想像できます。その事が重症化や発見の遅れを招くこととなります。また、病院経営悪化にも繋がりかねません。

2019年6月3日に出された金融庁の金融審議会の報告書では、老後資金が2000万円足りないとされ物議を醸しました。この時点からさらに消費税は増額してお

り、コロナ禍によって状況が大きく変化していることを考え合わせれば、これ以上の負担増は、高齢者の生存権が脅かされることになり容認できるものではありません。

よって、政府におかれては、75歳以上の医療費の窓口負担増を行わないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年3月24日

|          |       |
|----------|-------|
| 衆議院議長    | 大島理森殿 |
| 参議院議長    | 山東昭子殿 |
| 内閣総理大臣   | 菅義偉殿  |
| 財務大臣     | 麻生太郎殿 |
| 総務大臣     | 武田良太殿 |
| 厚生労働大臣   | 田村憲久殿 |
| 内閣官房長官   | 加藤勝信殿 |
| 経済再生担当大臣 | 西村康稔殿 |

高知県香美市議会議長 利根健二

令和3年香美市議会定例会3月定例会議議決一覧表

1. 議 案 関 係

| 事 件 の<br>番 号 | 件 名                                     | 議決結果 | 議 決<br>年 月 日 |
|--------------|-----------------------------------------|------|--------------|
| 議案<br>第 6 号  | 令和3年度香美市一般会計予算                          | 原案可決 | 3. 3. 24     |
| 議案<br>第 7 号  | 令和3年度香美市簡易水道事業特別会計予算                    | 原案可決 | 3. 3. 24     |
| 議案<br>第 8 号  | 令和3年度香美市公共下水道事業特別会計予算                   | 原案可決 | 3. 3. 24     |
| 議案<br>第 9 号  | 令和3年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算             | 原案可決 | 3. 3. 24     |
| 議案<br>第 10 号 | 令和3年度香美市農業集落排水事業特別会計予算                  | 原案可決 | 3. 3. 24     |
| 議案<br>第 11 号 | 令和3年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定) 予算             | 原案可決 | 3. 3. 24     |
| 議案<br>第 12 号 | 令和3年度香美市介護保険特別会計 (保険事業勘定) 予算            | 原案可決 | 3. 3. 24     |
| 議案<br>第 13 号 | 令和3年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定) 予算         | 原案可決 | 3. 3. 24     |
| 議案<br>第 14 号 | 令和3年度香美市後期高齢者医療特別会計予算                   | 原案可決 | 3. 3. 24     |
| 議案<br>第 15 号 | 令和3年度香美市水道事業会計予算                        | 原案可決 | 3. 3. 24     |
| 議案<br>第 16 号 | 令和2年度香美市一般会計補正予算 (第13号)                 | 原案可決 | 3. 3. 1      |
| 議案<br>第 17 号 | 令和2年度香美市一般会計補正予算 (第14号)                 | 修正可決 | 3. 3. 24     |
| 議案<br>第 18 号 | 令和2年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算 (第5号)            | 原案可決 | 3. 3. 24     |
| 議案<br>第 19 号 | 令和2年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算 (第4号)           | 原案可決 | 3. 3. 24     |
| 議案<br>第 20 号 | 令和2年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算<br>(第2号)  | 原案可決 | 3. 3. 24     |
| 議案<br>第 21 号 | 令和2年度香美市介護保険特別会計 (保険事業勘定) 補正予算<br>(第4号) | 原案可決 | 3. 3. 24     |
| 議案<br>第 22 号 | 令和2年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)           | 原案可決 | 3. 3. 24     |



| 事 件 の<br>番 号 | 件 名                                                | 議決結果 | 議 決<br>年月日 |
|--------------|----------------------------------------------------|------|------------|
| 議案<br>第 23 号 | 香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 | 3. 3. 24   |
| 議案<br>第 24 号 | 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について                         | 原案可決 | 3. 3. 24   |
| 議案<br>第 25 号 | 香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について            | 原案可決 | 3. 3. 24   |
| 議案<br>第 26 号 | 香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について     | 原案可決 | 3. 3. 24   |
| 議案<br>第 27 号 | 香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について           | 原案可決 | 3. 3. 24   |
| 議案<br>第 28 号 | 香美市予防接種健康被害調査委員会条例の制定について                          | 原案可決 | 3. 3. 24   |
| 議案<br>第 29 号 | 香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計条例を廃止する条例の制定について               | 原案可決 | 3. 3. 24   |
| 議案<br>第 30 号 | 香美市立大栃診療所の指定管理者の指定について                             | 原案可決 | 3. 3. 24   |
| 議案<br>第 31 号 | 香美市地域交流施設の指定管理者の指定について                             | 原案可決 | 3. 3. 24   |
| 議案<br>第 32 号 | 平山木工所の指定管理者の指定について                                 | 原案可決 | 3. 3. 24   |
| 議案<br>第 33 号 | 美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定について                         | 原案可決 | 3. 3. 24   |
| 議案<br>第 34 号 | 香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定について                           | 原案可決 | 3. 3. 24   |
| 議案<br>第 35 号 | 香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について                         | 原案可決 | 3. 3. 24   |
| 議案<br>第 36 号 | 香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定について                           | 原案可決 | 3. 3. 24   |
| 議案<br>第 37 号 | 香美市楠目小学校第二児童クラブの指定管理者の指定について                       | 原案可決 | 3. 3. 24   |
| 議案<br>第 38 号 | 香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定について                  | 原案可決 | 3. 3. 24   |
| 議案<br>第 39 号 | 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について                         | 原案可決 | 3. 3. 24   |

| 事 件 の 番 号     | 件 名                                                  | 議決結果 | 議 決<br>年月日 |
|---------------|------------------------------------------------------|------|------------|
| 議案<br>第 40 号  | 大井平体験実習館の指定管理者の指定について                                | 原案可決 | 3. 3. 24   |
| 議案<br>第 41 号  | 香南香美地区障害者自立支援審査会共同設置規約の変更について                        | 原案可決 | 3. 3. 24   |
| 議案<br>第 42 号  | 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について     | 原案可決 | 3. 3. 24   |
| 議案<br>第 43 号  | 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について                         | 原案可決 | 3. 3. 24   |
| 議案<br>第 44 号  | 市有財産の無償貸付けについて                                       | 原案可決 | 3. 3. 24   |
| 発議<br>第 1 号   | 香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について                           | 原案可決 | 3. 3. 24   |
| 発議<br>第 2 号   | 協働・参画調査研究特別委員会の廃止について                                | 原案可決 | 3. 3. 24   |
| 意見書案<br>第 1 号 | オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書の提出について                 | 原案可決 | 3. 3. 24   |
| 意見書案<br>第 2 号 | 新たな感染症発生の危険性に備え、ワクチンや治療薬等の研究・開発を強化するよう求める意見書の提出について  | 原案可決 | 3. 3. 24   |
| 意見書案<br>第 3 号 | 効果的な税制の見直しで、長引くコロナ危機を乗り越える有効な手立てを講じることを求める意見書の提出について | 原案否決 | 3. 3. 24   |
| 意見書案<br>第 4 号 | 75歳以上の医療費の窓口負担増を行わないよう求める意見書の提出について                  | 原案否決 | 3. 3. 24   |